

昭和四十四年六月

四日市市議会定例会会議録目次

ページ

第一号（六月十六日）

| | |
|-----------------------------------|----|
| 永年在職議員表彰状伝達の件及び議員感謝状伝達の件 | 八 |
| 会議録署名議員の指名について | 一一 |
| 会期の決定について | 一一 |
| 昭和四十三年度四日市市線越明許費についてその他 | 一一 |
| 報告 | 一一 |
| 財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況について | 一一 |
| 報告 | 一一 |
| 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正についてその他 | 一三 |
| 議案説明 | 一三 |

第二号（六月十九日）

一般質問

藤井泰治郎君

| | |
|-------------|----|
| 道路計画についてその他 | 二四 |
|-------------|----|

小林哲夫君

関西線の複線工事についてその他……………

四六

大島武雄君

教育行政についてその他……………

六九

伊藤太郎君

交通対策についてその他……………

一〇九

川村深君

北部清掃団地についてその他……………

一四〇

天春文雄君

市庁舎改築と機構改革についてその他……………

一四七

第三号（六月二十日）

一般質問

伊藤信一君

大学の紛争問題と今後の教育についてその他……………

一七一

小林喜夫君

中小企業の育成についてその他……………

二〇二

辻誠二君

既設工場の公害対策についてその他……………

二〇九

六平豊司君

市長選挙立会演説会条例についてその他……………

二三一

山口信生君

一般市政について……………

二四五

四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正についてその他

質疑、討論、議決……………

二七五

四日市市農業委員会委員推薦について

決定……………

二七六

請願書等審査結果報告……………

二七七

工事請負契約の締結についてその他

議案説明：質疑・委員会付託・委員長報告：質疑、討論、議決……………

二八二

会期の延長について……………

二九二

第四号（六月二十三日）

工事請負契約の締結についてその他

委員長報告・質疑、討論、議決……………

昭和四十四年六月十六日

四日市市議会定例会会議録(第一号)

四日市市議会

昭和四十四年六月十六日(月曜日) 四日市市議会定例会会議録 第一号

米田好兼速記

昭和四十四年六月十六日(月曜日)

○議事日程 第一号

昭和四十四年六月十六日(月)午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第二号 昭和四十三年度四日市市繰越明許費について……………報告
- 第四 報告第三号 昭和四十三年度四日市事故繰越しについて……………〃
- 第五 報告第四号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計
予算の繰越について……………〃
- 第六 報告第五号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計予算の繰
越について……………〃
- 第七 報告第六号 財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株
式会社の経営状況について……………〃
- 第八 議案第四六号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正に

- 第九 議案第四七号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 第一〇 議案第四八号 四日市市印鑑条例の一部改正について……………
- 第一一 議案第四九号 昭和四十四年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………
- 第一二 議案第五〇号 土地の取得について……………
- 第一三 議案第五一号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……………
- 第一四 議案第五二号 町の区域の設定について……………
- 第一五 議案第五三号 市道路線の認定について……………
- 第一六 議案第五四号 市道路線の一部廃止について……………

○本日の会議に付した事件

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第二号 昭和四十三年度四日市市繰越明許費について
- 第四 報告第三号 昭和四十三年度四日市市事故繰越について

- 第五 報告第四号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業会計予算の繰越について
- 第六 報告第五号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計予算の繰越について
- 第七 報告第六号 財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況について
- 第八 議案第四六号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第九 議案第四七号 四日市市税条例の一部改正について
- 第一〇 議案第四八号 四日市市印鑑条例の一部改正について
- 第一一 議案第四九号 昭和四十四年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について
- 第一二 議案第五〇号 土地の取得について
- 第一三 議案第五一号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 第一四 議案第五二号 町の区域の設定について
- 第一五 議案第五三号 市道路線の認定について
- 第一六 議案第五四号 市道路線の一部廃止について

○出席議員（四十名）

味岡一郎君
天春文雄君

山 山 安 六 宮 松 增 前 藤 日 日 早 服 長 野 生 坪 辻
 中 口 垣 平 田 島 山 川 井 比 冲 川 部 川 崎 川 井
 忠 信 豐 良 英 辰 泰 義 武 正 昌 鐸 貞 平 妙 誠
 一 生 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男 夫 弘 元 芳 藏 子 二
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 加 笠 大 大 岩 伊 伊 伊 荒
 橋 積 上 藤 林 林 霸 野 村 藤 田 谷 島 田 藤 藤 藤 木
 力 政 長 藤 喜 哲 也 定 七 喜 武 久 信 太 泰 武
 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 潔 男 衛 正 雄 雄 一 郎 一 治
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（三名）

山本 照男 勝君
吉垣 照男 勝君

伊藤 金一 君
谷口 專九 君
豊田 稔君

○議案説明のため出席した者

市長公室長 谷沢 文男 君
収入 役 庄司 良一 君
助 役 加藤 寛嗣 君
助 役 岩野 見齊 君
市 長 九鬼 喜久男 君
市 務 部 長 平井 清三 君
税 務 部 長 伊藤 涼一 君
産 業 部 長 阿南 輝彦 君
厚 生 部 長 小西 忠臣 君

衛生 部長 中山 英郎 君
土木 部長 三輪 喜代司 君
建設 部長 浦和 巳君
副 収 入 役 村木 喜代次 君

教育 委員長 龍池 清真 君
教 育 長 西川 棟伍 君
次 長 滝 伝之助 君

市 立 四 日 市 務 長 村山 了君

水道 事業 管理者 城井 義夫 君
次 長 菊地 英也 君
技 術 部 長 加藤 弘君

消 防 長 富山 光三 君

○市議会事務局

| | | |
|-----|--------|-------|
| 事務局 | 局長 | 鷲野正和君 |
| 次長 | 森正太郎君 | |
| 議事係 | 長 | 小坂靖君 |
| 主事 | 柴田静良君 | |
| 主事 | 板崎大之丞君 | |

午後二時二分開会

○議長（服部昌弘君） ただいまから昭和四十四年六月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十八名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思えますから、よろしくお願いいたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

永年在職議員表彰状伝達の件及び

議員感謝状伝達の件

○議長（服部昌弘君） 会議に先立ちまして、去る六月五日東京都において開催されました第四十五回全国市議会議長定期総会におきまして伊藤金一議員が十五年以上の勤続議員として、また加藤副議長、荒木、伊藤太郎、坂上、志積、谷口、生川、前川の各議員及び不肖私が十年以上の勤続議員としてそれぞれ表彰せられ、伊藤泰一議員が公害

対策特別委員としての功績に対し感謝状を受けられましたので、ただいまから表彰状並びに感謝状の伝達を行ないま

す。
〔副議長（加藤定男君）登壇、荒木武治君、伊藤太郎君、坂上長十郎君、志積政一君、谷口専九君、生川平蔵君、前川辰男君起立〕

○議長（服部昌弘君）

表 彰 状

四日市市議会副議長

加 藤 定 男 殿

あなたは市議会議員として十年、市政の振興に努められその功績特に著しいものがありますので、第四十五回定期総会にあたり本会表彰規程により記念品を贈呈してこれを表彰いたします。

昭和四十四年六月五日

全国市議会議長会会長

横浜市議会議長

小 串 靖 夫

以下同文でございます。

〔表彰状授与〕（拍手）

〔伊藤泰一君登壇〕

○議長（服部昌弘君）

感 謝 状

四日市市議會議員

伊 藤 泰 一 殿

あなたは全国市議會議長会公害対策委員として会務運営の重責にあたられ、本会の使命達成に尽され、その功績はまことに著しいものがありますので、第四十五回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

昭和四十四年六月五日

全国市議會議長会会長

仙台市議會議長

藤 井 勝 雄

〔感謝状授与〕(拍手)

○議長(服部昌弘君) 続いて、教育長の西川棟伍氏から就任のごあいさつがあります。

〔教育長(西川棟伍君) 議場中央に進む〕

○教育長(西川棟伍君) ただいまご紹介にあずかりました西川でございます。不適なものでございますが、四日市のため、教育のためできるだけ力を出してみたいと思っております。ひとつご鞭撻、ご指導をいただきますと思います。(拍手)

○議長(服部昌弘君) これより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長(服部昌弘君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により議長において大谷君及び早川君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長(服部昌弘君) 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から六月二十日までの五日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(服部昌弘君) ご異議なしと認めます。よって、会期は五日間と決定いたしました。

日程第三 報告第二号昭和四十三年度四日市市繰越明許費について、ないし

日程第六 報告第五号昭和四十三年度四日市市水道事業会計予算の繰越について

○議長(服部昌弘君) 次に、日程第三、報告第二号昭和四十三年度四日市市繰越明許費について、ないし日程第六報告第五号昭和四十三年度四日市市水道事業会計予算の繰越についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各報告についてご説明申し上げます。

報告第二号は、昭和四十三年度一般会計予算並びに公共下水道特別会計予算の繰越明許費繰越計算書でありまして、一般会計予算においては一般公営住宅建設事業費四千八百九十五千円を、また公共下水道特別会計につきましては曙町地内管布設工事費四千四百九十万円を繰り越したもので、いずれも次年度に繰り越しを予定されるものとして去る三月の定例市議会においてご決議をいただき、四十四年度へ繰り越したものであります。

報告第三号は、昭和四十三年度一般会計予算事故繰り越し繰越計算書でありまして、十四川富田駅線建設にかかる用地購入費、塩浜及び磯津ポンプ場建設事業費等三件で総額四千二百五十万円を繰り越したものであります。

これら事故繰り越しにかかるものは、いずれも四十三年度中に事業を完了する予定で事業に着手しましたが、各種の事情により年度中に完成せず、やむを得ず四十四年度へ繰り越したものであります。

報告第四号は、昭和四十三年度病院事業会計予算のうち同年度末までに支払い義務の生じなかった外来診療棟など病院改造工事費二十五万円を四十四年度へ繰り越し使用しようとするものであります。

報告第五号は、昭和四十三年度水道事業会計予算のうち同年度末までに支払い義務の生じなかった千歳町地内配水本管運河横断工事費等三件、総額二千三百八十四万円を四十四年度へ繰り越し使用しようとするものであります。

以上、予算の繰り越しについてのご報告を申し上げますが、よろしくご審議のうえご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。——ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段ご質疑もありませんので、報告第二号ないし報告第五号は、承認することにいたしましたしてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、報告第二号昭和四十三年度四日市市繰越明許費について、ないし、報告第五号昭和四十三年度四日市市水道事業会計予算の繰越については、承認することに決定いたしました

日程第七 報告第六号財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第七、報告第六号財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の報告第六号は、財団法人四日市市開発公社並びに霞ヶ浦土地株式会社の経営状況についての関係書類を地方自治法及び同法施行令の規定に基づき提出したものであります。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。——ご質疑はありませんか。
別段ご質疑もありませんので、報告第六号は了承することにいたします。

日程第八 議案第四十六号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、ないし

日程第十六 議案第五十四号市道路線の一部廃止について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第八、議案第四十六号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、な

いし日程第十六、議案第五十四号市道路線の一部廃止についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第四十六号職員の旅費に関する条例の一部改正案は、去る五月国有鉄道運賃法の改正により従来の等級別運賃制度が廃止されたことに伴い、本市の関係規定を改正しようとするものであります。また、現行の宿泊料につき実情を種々検討し、東京都の特別区での宿泊については、一夜につき千円を加算しようとするものであります。

議案第四十七号市税条例の一部改正案は、本年四月の地方税法の一部改正に伴い、市民税、固定資産税及び電気ガス税等につき所要の改正をしようとするものでありまして、改正のおもな内容は、市民税におきまして、課税最低限度の引き上げに伴う基礎控除等各種控除の引き上げと、給与所得者における特別徴収月数の延長並びに市の独自措置としての規定における低所得者に対する免税限度額の引き上げ措置を行なうこと並びに固定資産税における新築住宅及び中高層耐火建築住宅に対する税額軽減適用期限の延長、電気ガス税における免税点の引き上げ等であります。

議案第四十八号印鑑条例の一部改正案は、住民基本台帳法の全面実施に伴い、印鑑の登録事項を基本台帳に登録して印鑑登録の適正を期するとともに字句の整理並びに関連事務の簡素化をはかるため所要の改正をしようとするものであります。

議案第四十九号は、昭和四十四年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特別措置についての条例案でありまして、期末手当の支給率は、給与条例で定めておりますが、諸般の事情を考慮し、増額分として基本給の〇・一二月分に一律四千円を加えた額、ただし、その額が九千円に満たないものについては、九千円を期末手当の増額分として在職期間に応じ期末手当の率に準じて支給しようとするものであります。

なお、この特別措置に要する経費につきましては、一応既決予算をもって立てかえ支出し、後日補正予算を計上のうえご審議をわずらわしいと存じますのであわせてご了承賜われますようお願い申し上げます。

議案第五十号土地の取得については、本年度建設予定の市営住宅一三〇戸分の建設用地一五、三四二・七三平方メートルを市内坂部が丘に四千六百四十一万一千七百五十八円をもって、四日市市開発公社から取得しようとするものであります。

議案第五十一号は、港・共同・浜田及び常磐地区の一部約二・二八平方キロメートルの市街地について街区方式による住居表示整備事業を実施しようとするもので事業の区域は、お手元の別図に示すとおりであります。

議案第五十二号町の区域の設定は、ブラックサイト株式会社による住宅団地の造成に伴い同区域に含まれる平津町萱生町及び中村町の各一部を新たに画して平津新町としようとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第五十三号市道路線の認定は、昭和四十二年度国庫補助事業により大矢知地内に建設を進めてまいりました路線を市道として認定しようとするもので、所在は、お手元の参考図に示すとおりであります。

議案第五十四号市道路線の一部廃止は、県（あがた）地区北野町地内に介在する市道の一部並びに平津町、南起町新正三丁目、桜町、六呂見、追分一丁目、小古會町及び河原田町地内の団地、工場等の敷地内に介在する市道の一部についてつけかえ交換に供するため、その用途を廃止しようとするもので、所在は、お手元の参考図に示すとおりであります。

以上、六月定例会に提出いたしました各議案についてご説明申し上げましたが、具体的なことにつきましても、議事の進行に伴い、ご質疑に応じてご説明申し上げたいと存じます。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（服部昌弘君） この際、ご報告申し上げます。

目下建設委員会において審査中の海蔵地区に対する区画整理事業の推進についての陳情は、取り下げの申し出がありましたからご了承願います。

○議長（服部昌弘君） 次に、本日までにご受理いたしました陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

| 受理番号 | 件名 | 付託委員会 |
|--------|--------------------------|-------|
| 陳情第九号 | 海蔵地域内の土地区画整理事業の早期推進について | 建設 |
| 陳情第一〇号 | 県内既存中小造船業者の保護育成について | 産業水道 |
| 陳情第一一号 | 子酉八王子線（中瀬古町地内）に歩道橋設置について | 建設 |

| 受理番号 | 件名 | 付託委員会 |
|--------|----------------------------|-------|
| 陳情第一二号 | 曙町地内名四国道高架下の利用について | 建設 |
| 陳情第一三号 | 富田青果物市場付近の住居地域指定存続について | 建設 |
| 陳情第一四号 | 公営住宅の公会所転換利用について | 総務衛生 |
| 陳情第一五号 | 豊富町第一区内道路のかさ上げ及び排水溝の施工について | 建設 |

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる十九日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十分散会

昭和四十四年六月十九日

四日市市議会定例会会議録(第二号)

四日市市議会

昭和四十四年四月四日市市議会定例会会議録 第二号

米田好兼速記

昭和四十四年六月十九日(木曜日)

○議事日程 第二号

昭和四十四年六月十九日(木)

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

第一 一般質問

○出席議員(四十一名)

味岡一郎君
天春文雄君
荒木武治君
伊藤泰一君

山 山 山 安 六 宮 松 增 前 藤 日 日 早 服 長 野 生 豐
 本 中 口 垣 平 田 島 山 川 井 比 沖 川 部 川 崎 川 田
 忠 信 豐 良 英 辰 泰 義 武 正 昌 鐸 貞 平
 勝 一 生 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男 夫 弘 元 芳 藏 稔
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

坪 辻 高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 加 笠 大 大 岩 伊 伊
 井 橋 積 上 藤 林 林 霸 野 村 藤 田 谷 島 田 藤 藤
 妙 誠 力 政 長 藤 喜 哲 也 定 七 喜 武 久 信 太
 子 二 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 潔 男 衛 正 雄 雄 一 郎
 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（二名）

吉垣照男君

伊藤金一君
谷口專九君

○議案説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 助 | 助 | 市 | 収 | 市 | 総 | 税 | 産 | 厚 | 衛 | 土 |
| 長 | 役 | 役 | 長 | 入 | 長 | 務 | 務 | 業 | 生 | 生 | 木 |
| 九 | 加 | 加 | 九 | 役 | 公 | 部 | 部 | 部 | 部 | 部 | 部 |
| 鬼 | 野 | 野 | 鬼 | 庄 | 室 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 喜 | 見 | 見 | 喜 | 司 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 久 | 齊 | 齊 | 久 | 良 | 谷 | 平 | 伊 | 阿 | 小 | 中 | 三 |
| 男 | 君 | 君 | 男 | 一 | 沢 | 井 | 藤 | 南 | 西 | 山 | 輪 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 嗣 | 文 | 清 | 涼 | 輝 | 忠 | 英 | 喜 |
| | | | | 一 | 三 | 三 | 一 | 彦 | 臣 | 郎 | 代 |
| | | | | 君 | 男 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 司 |
| | | | | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

建設部長 園浦和己君
副収入役 村木喜代次君

教育委員長 龍地清真君
教育長 西川棟伍君
次長 滝川伝之助君

市立四日市市長 村山了君

水道事業管理者 城井義夫君
次長 菊地英也君
技術部長 加藤弘君
消防長 富山光三君

事務局長 鷺野正和君

○市議会議務局

| | | | |
|------|----|-----|-----|
| 次 | 長 | 森 | 正太郎 |
| 議事係長 | 小坂 | 靖 | 君 |
| 主事 | 柴田 | 静良 | 君 |
| 主事 | 板崎 | 大之丞 | 君 |

午前十時四分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十五名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり各会派から通告がまいっております。

発言の順序は、一覧表のとおりであります。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君） それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

藤井君。

〔藤井泰治郎君登壇〕

○藤井泰治郎君 トップを承りまして、ご通告申し上げました順序により質問いたします。

質問の第一項、道路計画についてであります。イ、計画決定路線と、ロ、進入路に分けて申し上げます。

イ、計画決定路線は、現在全市に五十数本もあり、昭和三十七年より現在までの七年間に、わずか数本が施工されたと聞いております。この長い年月に、毎議会において各議員が実に涙ぐましい質問、また要望を繰り返してきました結果が、今日この姿でございます。しかるに理事者は、この計画決定路線に対し、計画は変更もあり得るといい、夢を見ているようなものでもある、数本でもできたことはまだよいほうである、とうそぶいているのであります。この計画は、伸びる四日市を計算しなかった計画であり、最初からやる気のない計画でもあると言いつけるのであります。このふがいなさは、明るくなるべき四日市がだんだん暗くなりはいませんかと憂慮するものであります。ここに再度、この中から霞ヶ浦周辺の例をあげ、市の行き方を促したいと思っております。

この周辺にあります羽津山線、これは羽津・海蔵境でございますが、それから産業路線については、昭和三十年に羽津土地改良区が第二工区として畑地区画整理を行なう際、市は、これこれの道路を計画しているからこれに沿うていただくよう協力してほしいと。

当時もいまも同じであります。このような幅広い路線、また都市計画路線の施工は、耕地整理事業としては許さないのであります。よってやむなく改良区は、市の発展を願う市の計画に協力することとし、単独事業で施工したのであります。この蔭には、改良区の国よりの助成金、総事業費の三〇％であります。約一千余万円をふいにして施工したのであります。

このような大きな犠牲を地区に与えておきながら、その後市は腕をこまねいて放置しているのであります。競輪線におきましても、国道一号線に交差点の信号機はなく、道幅五メートルの狭隘なるこの道路には、平常時の車両と競輪ファンの車とが重なり、この間を縫っているように通園通学児童の、また通勤者の歩行する姿はまことに危険であり、恐怖の毎日であります。市は、還元でもって協力させ、ばく大なる犠牲を与え、そのお返しとして地区民に与え

たものは、危険な恐怖であります。地元市民の怒りはこのうえもなく、交通地獄の渦中に追い込むような、害あって益なしの公営ギャンブルと騒がれる競輪を廃止しようとしているのであります。

次に、霞ヶ浦・中村線であります。これは羽津・富田境でございますが、前市長は市費を投じてでも百メートル道路にしたいと。当時、三百万円の巨費を費やし測量調査を行なったのであります。そのモデル構想が市民層の中にも陳述されましたことは、ご承知のとおりでございます。

この計画路線に対し、転用申請者より覚え書きを取って許可することはよいとしても、あるものには許可をしない建築の許可をしない。あるものには木造建築なら許す。また最近では、コンクリートの永久性の建築物でも許可すると、このような年次を追うつどに変わる一貫性のない道路行政には、いささか疑問を持つものであります。本年度一部着工と聞いていますこの路線の中ほどに位置しますごみセンターの設置についても、治山治水を無視したるような計画ではありはしないか、また、下流の災害等いまだ一度検討していただく必要があるのではないかと思うのであります。

ロ、進入路について。

最近完成しましたる二、三の進入路を見まするとき、交通事情を無視した工事施工であると思うのであります。中遮断緑地の進入路を見ましても、あらゆる施設の催しに集まりくる人々、及びその車両のためにたちまち交通渋滞となる国道一号線と、その進入路であります。また、霞ヶ浦第三コンビナートの進入路にいたしましても、名四国道中一番事故の多いところであると聞いておる位置へあの工法は、車の速度と交通の量、及び周囲の状況も何ら計算せずに計画したものである。言いかえれば、交通関係に詳しく、たんのうなる技術者がいないと思わせるような設計工事には、ただあ然とするものであります。もちろん、第三石油コンビナートの進入路に対しては港開発事業団の設計

によるものと思いますが、事前に市のほうへ位置、及び工法等の相談があつてのことと推察いたします。

第一項、まとめて質問いたします。一、全市に五十本余もある計画決定路線に対し、すみやかに事業認定を受ける意思があるかどうか。二、競輪線は特別の事情があり、競輪の状況を考慮してすみやかに交通関係をよくする意思があるかどうか。三、一貫性に乏しい道路行政を今後どのように進めていく考えであるか。四、ごみセンターの設置に対して計画決定路線を進入路にする意思があるかどうか。また、これの総合計画を具体的に示されたい。五、北は魚市場より南は海浜公園、また第三コンビナートの各企業の施設への進入路は、インターチェンジにする以外にないと思いますが、これの施工の意思あるかどうか。また、遮断緑地の進入路に対してもその改善策があるかどうか、の五点についてであります。

質問の第二項、市有地（道・水路）の管理についてでございます。

最近、隣地境界の紛争が顕著になってまいりました。市におきましては、買収及び地区から無償提供を受け市有地となつた道、水路敷地が未登記のために、管理不十分のためにもなることかと思ひますが、全市のあちこちに相当見受けるのでございます。このことについては、伊藤金一議員が昭和四十二年の十二月議会において質問されましたがそのときの市長の答弁には、「未登記については、現在、一万筆ある。一人が一カ年に二百筆処理したとして五十年かかるが、できる限り迅速に行なう」とのことでありました。自來一年半過ぎましたが、そのときから三十人が処理に当たつたとしますと、ほぼ完了しているのであります。日時がたてばたつほど地主も移り変わり、均分相続登記、また分筆転登記等の事務は数倍に増し、吏員の移動、記憶の喪失等による原因において日数は十数倍も要し、加えて境界難も起こり得るのであります。

まとめてお尋ねします。一、一年半以前の未登記分は何パーセント縮少されたか。二、未登記のために税は地主に

課してはいないか、いるとすれば免税手続の責任はいずれにありや。三、官民境界くいの施工の意思はあるかどうか四、不法侵入後の管理を、またその対策についてのお考えをお伺いいたします。

質問の第三項、新都市計画法施工についてであります。

去る六月十三日付をもってついにこの法案は施工されたわけですが、現在、四日市市の社会増はドーナツ式であり下水、排水、道路等の施設の完備されていない土地へあらゆる建築物が無計画であり、また無秩序であり、それが許可されているのであります。これがために、一番おかれている都市下水、排水をはじめ二十万都市の機能が停止するかに見えたとき、この法案の施行は当を得たものであり、同時に、事の重大さを痛感するものであります。

これについてわが新風クラブは、いち早く各地に出向きまして地区民と親しく懇談をいたしましたところ、地区民は口をそろえて、去る昭和三十七年当時の用途地域設定の重要な問題を、地区民に一言の相談もせず市が独断で設定したと憤慨しており、このたびの新都市計画法に基づく施行に対しては、地区民とよく懇談のうえ市街化区域、市街化調整区域の区域区分と農業調整措置を特に考えていただきたいとのことであります。

まとめてお尋ねいたします。一、県においては、新都市計画法に基づく審議委員会の発足を急いでいると聞きますが、三重県随一の四日市市も新都市計画審議委員会を構成する必要があると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。また、新都市計画法によりこのチャンスに、ニュータウンの構想ありやあわせてお伺いいたします。

以上。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず道路計画についてでございますが、計画路線が幾本かあるにもかかわらず完成するのが非常に少ない、そういうことでまことに遺憾なことでございますが、何ぶんこの計画の現実性ということはいへん重要なことでございすけれども、そのためには、計画決定を実施計画に移して先行投資をしていかなければならないということでございすので、われわれも幾本もあるところの計画路線につきましては、十分慎重に対策を考えたいと考えておるわけでございまして、ご指摘のような羽津地域につきましても羽津山線、これは三十五年ごろから計画されておるそうでございますが、まだ数年、少なくとも三年ぐらいかかる見込みだと。現在、七〇％ぐらいの完成率でございまして、十四年度につきましては千二百万円が予算化されておるわけでございますけれども、この道路の重要性につきましてもわれわれ十分認識いたしておりますので、羽津山線の早期完成につきましては、今後とも努力をいたしたいと思っております。

また、ご指摘の富田・山城線の産業道路でございますが、これらにつきましても、いつまで百メートル百メートルといっておってもはじまりませんので、少なくとも二十二メートルか二十七メートルぐらいの路線の実施計画に基づきまして、早急にその計画を決定させていただきたいと考えておるわけでございます。

二番目のご指摘の競輪場の利益金をこれに投入する意向があるかないかということでございますでしょうか、質問の意味は――。

そういう点につきましては、大体競輪収益につきましては、道路財源等に重点的に現在投入されておりますので、この計画路線にこれを入れるかどうかということにつきましては、明言することはできませんわけでございますけれども、とにかく道路舗装等につきましては、競輪収益のあるものを還元いたさせていただきたいと考えております。なお、この計画路線のうちでもただいま重要路線として考えさせていただきますものは、羽津山線と日永・八郷線で

ございまして、この日永・八郷線につきましては、ご質問ございませんでしたけれども、羽津山線、日永・八郷線は重点的に早期完成を目ざして努力いたしたいと考えておるわけでございます。

なお、一貫性が乏しいということでございますが、これらの点につきましても、十分、その一貫的に道路が通じまじようを考えさせていただきたいと思っております。

ごみセンターへの進入道路のことでございますが、これはご指摘の百メートルの産業道路という関連ではなしに、一応、坂部のほうから入る進入道路というものを考えさせていただいて、排水につきましてもその下流のほうに、特に十志川等には被害のないように、十志川には入らないように考えさせていただきたいと考えております。

霞ヶ浦等、あるいは中央緑地等の進入路につきましてでございますが、これも進入路の面で若干不手ぎわがございまして、国道一号線に非常なご迷惑をおかけしておりますが、これも中央緑地からの出口につきましては、右折する分につきましては、信号灯を利用するような方法で解決をいたしたいと思っておりますし、この四十四年末の国道一号線からの名四国道への導入が完成いたしました暁には、この国道一号線につきましては若干の余裕ができるのではないかと頼みしておりますけれども、中央緑地は千歳・小生線からの進入路と、塩浜への進入、あるいは出口等につきましても工事を急ぎまして、進入あるいは退出等につきまして、交通のマヒのないように今後とも十分努力をいたします。

霞ヶ浦地帯への進入路につきましては、ご指摘のとおりたいへん危険でもございますし、利用上非常に不便である、私なんかも十分認識いたしております。これらにつきましては、霞ヶ浦遊園地あるいは競輪場等を含めて、ランブウエーによるところの立体交差というものの研究をただいまいたしておりますので、そういうような関連において霞ヶ浦埋め立て地等につきましても海岸線の活用によってそういう道路が、計画が将来できるかどうかということ

あわせて十分検討させていただきたいと思っております。

市有地の管理につきましては、たびたびご指摘を賜っておりますが、現在、昭和四十三年三月三十一日まで現在未登記件数は四千六十三件、四十三年度に処理済みいたしましたのが五百一件、残処理筆数が三千五百六十二件、昭和四十三年度の新規分が三百七十件、処理済みが二百六十件、差し引き百十件が未処理分で、三千五百六十二件と百十件の合計三千六百七十二件が土木関係の未処理筆数でございます。耕地関係はなおそのほかにもございます。

なお、これらの点につきましては、今後とも積極的に対処いたしたいと思っておりますが、なおそのほかの件数の点につきましては、担当の部長からご説明をさせていただきたいと思っております。

新都市計画法の発足にあたりまして、これは六月十四日に施行されたわけでございますけれども、大正八年に施行せられたものが現在まで、旧都市計画法は放任されたような状況でございますが、ご指摘のようないへんスプロール化が進んでまいった現状において、新都市計画法が施行されたわけでございますが、県の委員の発足にあたって市の見解はどうかということでございますが、大体この四十四年の十二月ごろまでにいろいろの計画決定が市についてもなされるわけでございますので、それまでの間に十分県と折衝いたしまして、市の態度をきめさせていただきたいと思っております。

ただいまニュータウンの構想につきましては、ただいま坂部の団地を鋭意急いでおるわけでございまして、新規のニュータウンというものを取り上げた計画は、ただいま持ち合わせておりませんが、ご承知のようにごみ清掃のための新しい用地を獲得いたしておりますので、そういうようなものの将来の新規の活用、あるいはまた午起等の埋め立て地にまいりますところの七社の住宅用地をどのような形で処理していくかと、てんでんばらばらに建てられるというよりも、やはり下水、水道、道路、学校、保育園、幼稚園等を十分総合的に考えたうえで集団的にまとめた

いたほうがいかどうかということにつきまして、ただいまいろいろ公室のほうで検討中でございます。

以上で私の答弁を終わらせていただきますが、道路計画、市有地の管理、新都市計画法等につきまして補足させていただきます点につきましては、担当部長から補足をさせていただきますと思います。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁に補足させていただきます。

まず第一点でございますが、都市計画決定路線の問題でございます。これにつきましては、現在、計画決定をなされておる路線が四十四本、延長で百四十八キロございます。これは本市の行政区域分でございます。と申しますことは、ご承知のように楠、川越、朝日が、――菟野、菟野には計画決定の路線ございませんが、これが四日市の都市計画区域内に入っておりますので、この中から本市の行政区域分だけを出しまして四十四本。それから百四十八キロ、こういうことでございます。

現在までに供用開始をされた路線本数が二十一路線でございます。その延長が四十五キロ、約四十五キロ、比率は三〇・六％でございます。

それから、すみやかにこれに対して、この計画路線に対して事業決定を受ける意思があるかどうか、こういうことでございますが、順を追って事業決定は行なっていかなければならないと思いますが、ご承知のように都市計画街路につきましては、公共事業として三分の二の、もしくは二分の一の国の補助がついておりますので、その中で県並びに国と協議をしながら路線の事業決定をやっていかなければなりません。そういう関係等もございまして、事業決定をすみやかにやるということは非常に困難性があるのではないかと思います。

それから、次の市有地の管理でございますが、市長から答弁がございましたが、その中で漏れておりました点を多少補足いたしたいと思います。

まず、この一年以内にやったパーセントではちょっと出していないので、まことに申しかねますが、昨年、四十三年三月三十一日現在の土木課関係で未登記の数は、四千六十三筆ございます。それからそのうち処理件数は、五百一筆でございます。したがって、残筆は三千五百六十二筆、それから四十三年度に新しく登記をしなければならぬ件数が三百七十筆、このうち処理をいたしましたのが二百六十筆でございます。したがって、四十三年度分については百六十筆が四十四年度分に送られております。これを合計いたしますと、四十三年度じゅうにやりました登記済みの筆数は、七百六十一筆でございます。それから、その残を合計いたしますと三千六百七十一筆でございます。これだけが残筆で残っております。

非常に新規のものは登記もやりやすいんでございますが、古い関係でございますと、四十二年度末の三千五百六十二筆のうち十年以前のものが千七百五十筆ございます。それから、三年ないし八年というのが千八百十二筆、ご承知のように民法等の改正によりまして登記が非常にむずかしくなってきたております。旧民法でまいりますと、家督相続人が一括して遺産も相続するわけでございますが、いまは均等相続になっております。したがって、相続本人さんがなくなつた場合は、相続放棄の承諾書を取らなければならぬ。また、催促状もやらなければならぬ、こういうことがありまして、非常に困難を来たしておるような次第でございますが、われわれは全力をあげてこれに取り組まして、このために市民の方々にご迷惑をおかけしておるのは、非常に申しわけないことでもございますので、できるだけ早くこれを解決するように最善の努力をいたしたいと思います。

次に、不法占拠の問題でございますが、全市の不法占拠をまだ全部当たっておりませんので、その限度等もござい

まして非常にむずかしい問題がございますので当たっておりませんが、昨年の十一月から本年の現在まで指示をいたしましたもの、ということは、どけてくれという催告、指示をいたしましたのが三百七十四件、このうち二百二十九件を撤去をしていただきました。この中には住居もございすし、物置きもございすし、あるいはくず鉄とか商品の陳列とか、豚小屋とかいろんなものがまざっておるわけでございす。と申しますことは、以前、これに対する専任者が十月でございましたか一人でございました。とても一人で手に負えないということで、一人人員を増員してもらいました。その増員が入ってから急速に伸びてきておる、こういうふうな状況でございすので、よろしくお願いしたいと思ひます。

それから税の問題でございすますが、これは私のほう毎年税務部長のほうから固定資産税のほうから照会がまいりますので、それに伴ひまして現在、道路として使用しておるものにつきましては、税務、固定資産税課のほうへ連絡をいたしております、固定資産税課のほうでそれを減免しておっていただくように承っております。そういう形で進ましておっていただきます。

何はともあれ、登記その他非常に問題は多うございすので、今後とも一そうの努力をいたしたいと思ひます。どうぞよろしく。

一つ境界くいの問題を落としておりました。官民境界の境界くいのございすますが、徐々にこれはやっていきたい。人員の関係その他ございまして、何ぶんにも市道の路線の延長が約千四、五百キロ等も持っておりますので、その間官民境界を全部打っていくということは、非常に困難でございす。ご指摘のとおり官民境界は、われわれそこで問題が起きたときにそのつど当たって官民境界をきめておるような次第でございすので、いま藤井議員がおっしゃったこと、非常に参考になり、またけっこうなるご意見と思ひます。今後そういう方面に向かつて努力をしてい

きたい、このように思ひますので、よろしく。

○議長（服部昌弘君） 藤井君。

〔藤井泰治郎君登壇〕

○藤井泰治郎君 ただいま、市長はじめ理事者の方から丁寧な答弁いただいたのでありますが、あらためて質問申し上げたいのがございますので、質問いたします。

まず、第一項に対して、五点の質問に対して答弁は大体において了したのでありますが、全市に四十四本やそうでございますが、この計画決定路線に対し変更もせなけりやならないと、国の補助金ももらわなければならぬので国のほうとも相談せなけりやならない。何か七年以上も経過したときにおいていまだそのようなことでよろしいかどうか。計画倒れになりはしないのかと、このように私は感じました。

また、二の競輪線でございますが、これは計画路線とは別に考えるということでもございましたが、現在の状態等を考え合はすとき、競輪の利益は全市にその費用が使われておる、ところが、地元の状態を見ますとき、あの状態が他の地区にあるかどうか、なぜ地元のもののような苦痛を差しおいて市はしておかれるのかどうかということをあらためて強調して、もう一度これに対して確たるご答弁を願ひたいと思ひます。

三の道路行政のことではありますが、このように年次を追うごとに変るようなことは今後されないと思ひますが、それとも永久性のコンクリートの申請に対して許可するのかどうか、この真底をひとつお聞かせ願ひたいと、こう思ひます。

次に、ごみセンターの設置でございすますが、一応計画路線の決定の路線は使わないということでしょう。別に垂坂のほうからの進入路を考えておるといふこと。これも、せっかくと計画決定路線が近くにあるのに、これの施工を行

なわずに他の進入路を考えるとということの理由をお聞かせ願いたいと思います。

五の遮断緑地に対しての進入路と、それから霞ヶ浦海岸のコンビナートによる進入路は、今後インターチェンジによる進入路にしたいというご意見でございましたので、これには異はございませんが、遮断緑地のこの進入路は、今後もこういう進入路が行なわれるやに思います。そのときには、たとえ国道一号線が二車線であろうとも市はこの計画に対して待避線を設けて進入する、要は、国道一号線の現在の拡幅を広げるよう、二車線を六車線にするとかというように待避線へ入って進入路とするのは、交通がすみやかにいくのではないかと思うのであります。要望にしておきます。

次、市有地の管理の件でございますが、私のお尋ねしておるのは新しい点に対しての未登記ではなく、また管理でなく、以前からある問題の起こっていることに対してお尋ねしておるのであります。よって、一年半以前に市長が答えられた一万筆、それがどのように処理されておるかということでございます。

それから、官民境界は徐々にやっけていく、この点あまりにも情けない答弁であるかと思うのであります。徐々とはどういう意味かということであります。

それから、四の不法侵入、この管理は一人を二人にふやして、これは成果があがっておるようでございますので、了といたします。

三の都市計画法に基づくことでございますが、新しいこの新都市計画法施行に対して、市は今後拡張される七社の社宅等を含み坂部団地周辺にニュータウン等の考えがあるということでございますので、この点も進めていただくと同時に、この施行にあたっては地区民とどのようにしてこれを施行していくのかどうか、あらためて地区民との調和に対してをお尋ねいたします。

以上。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 第一点の競輪場から堀切りに沿って霞ヶ浦の駅に通ずる道路の問題でございますが、本件につきましては、ご承知のように競輪開催中は非常に混雑し、しかもバスは待避できない。それで、バスは迂回して北へたしか回っておると思えます。そういう関係でございます。昨年からこれについての土木部といたしまして土木課のほうでいろいろ検討もさし、また産業部長からの要請もございまして、私も検討いたしておったんですが、問題は地価の問題等もからんでまいりまして、非常にむずかしい問題があるわけでございます。それでこの問題は今後の霞ヶ浦の海没地の復元問題、あるいはそれから新しい第三の霞ヶ浦の臨海コンビナートに通動する人たちの問題等が、競輪にプラスアルファとして加重されてきておりますので、その辺も考慮に入れますと何か早急にこれの実現をはかるようにしたいと思います。これは、用地交渉が一番問題であるのと、それからもう一つは、あそこでございます。関西線の踏切問題をどういうふうに解決するか、立体では高架で上へあげてあれを持っていくだけのあそこ距離がございませんので、どうしても平面で持っていくかんまりませんので、これと国鉄との協議等でございます。考え方としては、堀切川をもう少し云々というような話も一時出たこともございますが、ご承知のように堀切川は羽津市内の重要な排水路であり、また農業用水路等でもございますので、これを動かすわけにはまいりませんから、したがって、北側のほうへ農地を買収し、それで拡幅をしていく以外には方法がないと思います。交通量が増すことによって関西線との関係が大きなネックになっております。

それからもう一つは、国道一号線から霞ヶ浦駅前でございますが、人家が連櫓いたしておりますので、これも一つ

問題がございます。この路線は、ご承知のように都市計画決定がなされておりませんので、やるとするならば市単でやらなければなりません。したがって、市単でやるにいたしましたとしても羽津山線のようにのんびりした、いままでの羽津山線のいままでのやり方のようなかっこうでは持っていけませんので、やったら一気にやらなければならぬ。こういうことでございますので、今後これに対しては真剣に取り組み、早急に解決するように持っていきたいと思っております。

それから、次に都市計画街路の計画倒れになりはしないかという問題でございますが、これは全国的に見ましても各都市とも同じようなことがいわれるわけでございまして、一般の街路と違いました都市計画街路の中には、場所によりましてはいわゆる用地買収方式ではないところも多々ございます。都市改造の手法を取って街路を造成しなきやならないようなところもございます。これは、北のほうからまいりますと富田、富洲原のあの人家の連檐した区域にも街路が入っております。あるいはまた末永のほうに午起・末永線というのがございますが、あの川原町の駅の南、あの付近のところ、こういうところの街路を抜こうといたしますならば、どうしても都市改造の手法をもつていかないとできない。

ここで、パーセントが非常に伸びておりますのは、ご承知のように旧市内の戦災区域内、これがご承知の戦災復興で都市計画をやりまして、その際全部つけてしまったということで、本数外伸びておるのでございます。それと同時にまた、国道一号線、名四国道、これも都市計画決定がご承知のようになされております。国のように一線に、一つの路線に何十億、あるいは道路公団のように何百億という金が一挙に投入されますならば解決も早いんでございますが、市の地方自治体のいまの予算の中では、非常にこの街路の早期完成ということはむずかしい問題でございます。したがって、今後のこの都市計画法が新しく改正になりまして都市局と、従来、道路局とで道路の守備範囲と

申しますか、予算、これが受け持ち範囲がはっきりしてなかったところがはっきりしてまいりまして、今後は新しい法律の改正によりまして、改正施行によりまして、こういう面に対する国の重点的な施策をわれわれは希望しておるのでございます。

昨日、全国の都市計画協会の都市計画の大会が建設省の主催でございまして、私まいりましたが、その節もやはり建設大臣あるいは衆参両院議長等の祝辞の中におきまして、そういうニュアンスを多々取り入れてありますので、私たちは、新しい都市計画に対して大きな期待をもって、できるだけすみやかにこれがやれるように市をあげて努力をしていかなければならないと思っております。計画倒れにならないようにするのが、私たちの仕事でもございます。このこと、議会のほうも十分ご理解をいただきましてご協力をお願いしたいと思っております。

それから、建築許可でございますが、建築許可につきましては、従来の都市計画法によりまして、都市計画街路で計画決定をいたしましたところに対しては、木造建築並びにブロック等を除いた他の永久構造物は建ててはいけぬということでございますので、そういう許可は知事からはなされていぬと思っておりますが、もしなされておるようなことがありますならば、一度私のほうも調べまして、十分調査をいたしたい。ブロックはいいわけなんです。ブロックが鉄筋とよく間違われるんでございますが、そういうのは一応、建築許可の範囲からはずされておりますので、その辺を十分対象として考えていきたい。

それから、新しい都市計画法の建築規制でございますが、これは、いまだ新都市計画法が六月十四日に施行されましたが、これに対する政令その他につきましては、私どもの手元へはまいておりません。聞くところによりまして、本日、東京で全国の都道府県の担当課長会議を行ない、その席において詳細、建設省は明らかにするというふうに聞いております。

したがって、われわれは新聞で報道された骨子だけしかいまのところ知らないわけでございます。これが出てまいりまして、これによって建築基準の改正その他の案も、きよう示されるんじゃないやなろうか。とするならば、あと一週間ないし十日ぐらいにまた、各市の計画課長会議を県が開催して、そこでわれわれに示すと、このように考えております。

それから、住民の意思をいかに反映さすかということでございます。これは、従来の都市計画法では、一応市長が市、その市、市長、四日市では市長でございますが、市長がその案を県へ出しまして、県がそれを建設省へ送りまして、建設省がそれを建設大臣が地方審議会にかけて、その意見を聞いて決定をいたしておったんでございますが、審議会の委員の構成はご承知のとおりでございます。これでは旧来の、従来の都市計画法の法律によっては住民の意思が反映できない。したがって、計画は計画倒れになる、絵にかいたもちのような計画じゃないかというふうなことが強く反省せられて、新法では住民の意見を反映するが法律によって開かれたわけでございます。どういふことかと申しますと、新法では、一応公聴会の開催、あるいは計画法の縦覧、これに対して意見書の提出、こういうふうなものが開かれたわけでございます。

ところが、逆に今度は県の都市計画審議会の委員はその人員が、構成人員が非常に減らされております。従来ですと本市の場合、市長、私、それから計画課長、それから議会の議員の方々という方々が審議会委員に委嘱され、また審議会にご出席いただいておりますが、今回はそれが変わりました。全県下で約二十五人から三十人というふう聞いておりますが、まだこれを詳しいことは県のほうから承っております。

そういうような形でございますので、今後はこの、いまご指摘のように住民の意思が新しい法律によっては相当反映されるであろう。またわれわれとしては、やはりその意思を反映し、住民の意思を十分尊重したうえの都市計画でない、それが一応計画だけの計画になってしまふというふうな過去の実績を見て反省をいたしておりますので、今後はそのようなことのないように法律の趣旨に沿って十分努力をいたしたいと思っております。

登記の一万筆の問題は、これは私のほう、いま申し上げましたように三千五百六十二件でございますので、他に耕地課等があるのではないかと思います。ご承知のように、従来とも私のほうといたしまして、いま、先ほどの答弁の中に申し上げました方針で取り組みたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、この境界くいを打つのに徐々にやっっていく、徐々とはどういう意味かというご質問でございますが、(「ぼつぼつや」と呼ぶ者あり)字は徐行の徐でございますので、ゆっくりということでございますが、なぜそういうことを申し上げたかと申しますと、一ぺんに、一挙にこれを解決していただくのいま能力がございません。したがって、私たちもこの辺十分、この徐々ということをご答弁申し上げましたが、この徐々をできるだけ迅速にやれるように、(笑声、「言うてみないかんもんなやな」と呼ぶ者あり)一応、徐々ということでご了解をいただいておりますまして、迅速にやれるように持っていくような努力をしたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(服部昌弘君) 藤井君。

〔藤井泰治郎君登壇〕

○藤井泰治郎君 だんだんわかってきました。(笑声)競輪道路の件ですが、地価の問題とか云々とか出ましたが、地価というものは、これは貨幣価値はほとんど同じでございます。よって、昔は安かったと、それは貨幣価値が高かったんでしよう。貨幣価値においては現在も同じであると思っておりますので、この理由はほくは成り立たないと思っております。よって、今後善処していただきたい、かように要望する次第でございます。

次に、関西複線化とかそういう問題ちよっと出ましたが、ついでにちよっとこれはここであわせてお尋ねしますが、現在、関西電化とその複線と、それから富士電機製作所の東の農地に操車場云々ということが新聞紙上に出たんでございます。これに対しての、要するに踏切の問題でございます。これをあわせてご答弁願いたいと思います。

それから、先ほどの質問に対して、要するに大矢知地内に向かう計画路線が、これ三十六メートルの計画決定路線だと思えますが、なぜこれを使わなくて別の進入路をこさえるのか、この理由をお尋ねしたのでございますが、これが答弁がなかったように思います。

それから、進入路に対してこのような交通の激しい国道から進入するのに、交通量とその対策を含めた計画をする技術者は見えるのか見えないのか、土木課の中にそういうたんのうな方がおいでかいででないか、これもあわせてお尋ねします。

以上。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午前十時三分休憩

午前十一時十三分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） ただいまの藤井議員のご質問の中で、霞ヶ浦操車場計画についてのご質疑がありました

ので、その件に関してのみお答えをさせていただきます。

現在私どもは、岐阜工事務局から関西線の複線化に伴う北勢地域の操車計画、それから四日市地域における将来貨物の想定をいたしまして、いまのところ、現在、四日市駅を中心に行わしまして六百車両の扱いがございますが、昭和五十五年当時の時点を推定いたしますと、大体約三倍とみておるようでございますが、そういう観点から、関西線複線化に伴う操車場は八田と、この北勢地域という考え方をしておるんだと、こういうような考え方の中でその一つに霞ヶ浦地域をあげておる、こういうことでございますが、私どもまだ、去る六月の十一日に岐阜工事務局の事務担当者から一応の説明を聞いた段階でございます。今後、市の都市計画あるいはあの地域におけるものもろの公共事業の計画等も関連もございまして、今後、市独自の考え方から検討したうえで国鉄当局との話し合いを進めていきたい。こういう段階でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 清掃団地の進入路の問題でございますが、これは、いま考えております垂坂からの道路は応急的な道路でございます。衛生部のほうから緊急にやる道路はということ、この道路をわれわれのほうで絵をかいたと、こういうことでございます。都市計画街路になってまいりますと、いま藤井議員のおっしゃいました富田・山城線でございますが、これになりますと事業認可を取り、したがって補助金も取らなければならぬ、相当な時日を要するのでございます。

したがって、そうなるとまいりますと応急的にやるとするならば、いま藤井議員がおっしゃいましたような垂坂からの進入路ということがまず考えられるというので、そういう道路を予定したのでございます。

なお、この清掃団地のそこまでききました経過その他につきましては、私、所管外でございますので、衛生部長から答弁があると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） あの犬伏地区の垂坂地点において北部清掃事業団地をつくるという構想につきまして、当初予算のときに市長から説明をされたわけでございますが、ここで簡単に羽津・山城線の計画道路の関連について、参考になると思いますので土地取得、並びに進入道路の経過について補足説明させていただきます。

当初、七万五千坪（二十四万七千五百平方メートル）の北部清掃事業団地をあの地点に求める、適地として求める焼却場用地としては五千坪（一万六千五百平方メートル）、あとの用地については、将来、公営住宅を主体とした団地の先行投資という形で行なうという構想でございましたが、それにつきまして、用地買収の点につきまして当初の構想としては、規模は先ほど申し上げましたように七万五千坪を予定する、これについての道路設定、排水設定ということも土木部、あるいは耕地課、農林課というふうに事務的に連絡をして、意見をいただくことをしてまいりましたが、現在時点におきましては予定の約半分、四万坪（十三万二千方メートル）程度が垂坂地内寄りのみ大体まとまったと、こういう段階でございますので、当初予定といたしましては将来を予想して、清掃団地を中心として公営住宅団地としてなった場合を想定して、垂坂からバイパス道路へ抜ける一本の道路を予定し、いわゆる南から北へ行く道路を予定し、それからもう一本は、東から予定地へ入るといふ三本の路線を予定するのが妥当であるという事は、土木部のほうから助言があり、私どもも門外漢でございますけれども、そういう線は当然想定される。問題は、この路線を用地買収の取得条件並びに工費、それから手続ということを勘案して、どれからやっていくかと

いうことでございます。

しかも、これが団地造成されるのに約八年ないし十年先というふうに予定されますので、事務的な見解では、私から言うと言い過ぎになりますけれども、私の土木部なりその他の助言の理解のしかたでは、そういうふうに三つの団地を中心とした将来は、三つの路線が必要である。これを東から入る場合には、羽津・山城線、計画決定しておる道路を利用するのが一番いいのではないかと、これを東から入る場合には、距離にいたしましてもいずれも一キロ程度のものでございますが、特に土木部のほうからいふ、土木部長が説明しましたように、事業決定については相当の手続と日時と、それからそこから開始することの可否、また入口には住宅がございますので、いま土木部長が申し上げたように、第一次的には垂坂地内に非常に南寄った地点でかたまるということ、それから私のほうの作業の要請といまして、一番早くできるやりやすいところから、人家のないやりやすいところから用地買収、あるいはその道路用地の買収のないやりやすいかむずかしいかということから、第一発を垂坂地のほうにして、現在、その路線について技術的に測量の最中と、こういう経過をしておりますので、この路線については構想のうちの第一番の作業を主体とした道路だと、こういうふうにご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 藤井君。

〔藤井泰治郎君登壇〕

○藤井泰治郎君 私の時間もだんだん迫ってまいりまして、次、わが会派では小林議員が質問されるので、操車場等の関西線の踏切等はそのほうへ譲るとしまして、先ほどから質問を繰り返し追加してまいりましたが、ここでまとめたいと思います。

一の計画決定路線に対しては、今後すみやかに善処していただきたい。それから、競輪場は特別の方法をもってこれも解除する。それからごみセンターに対しては、南へ寄ったと聞きますが、米洗川にその雨水を受ける能力があるかどうかということは、耕地課に対して問い合わせてございましたが、いまだにその結果が出ておりません。何かチェックしてみなければ回答ができないということでございますので、はっきりと申されませんが、そういう河川に対しては総合計画ということを私は具体的に示されたいと申し上げたのですが、これも今後計画されて、総合的によいほうにしていただくように要望いたします。

それから、市有地の問題につきましては、これは徐々ということでなく、熱の入ったやり方において急速に進めていいただきたい、かように思います。

以上、要望にとどめまして私の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 本議会から質問の時間の制約がとれましたので、その点は質問者も、また答弁に立たれる方も気分的には非常に楽になりました。ありがたいことだと思っておりますが、しかしながら、この六月議会の会期は、一応おすをもって終了することに予定されております関係上、私の質問時間もおのずからそこに限度があるわけでございますので、通告いたしました質問につきましては、できるだけ簡略に申し上げたいと思っております。ただ、質問の内容がいささか多岐にわたりますので、その点、答弁にあたらましてもどうか簡明瞭に逐一お願いしたいと、かように要望しておきます。

まず第一に、関西線の複線工事についてでございますが、このことは、すでに昨年の三月議会におきまして、私は市長並びに理事者の方に質問したことがあるんでございますけれども、どうもその後一向に進展いたしませず、四十三年度はそのままになったわけでございます。幸いにしてと申しますか、あるいはようやくにしてと申しますか、一般の国鉄本社の理事会におきましてこの複線化の工事が承認せられ、去る六月四日には岐阜工務局から正式に事業計画が発表されました。その結果、当初は一応一億円の予算で着工するというところでございますが、そこで問題は、着工の時期であります。

と申しますのは、たしかことしの二月だったと思えますけれども、国鉄関西線複線電化促進連盟が国鉄の中部支社に陳情にまいりましたときに、中部支社の浅野企画室長は、できることなら起工式は五月じゆうにでもやってみたいやるといような話しぶりでございます。しかし、その五月はとくに経過したわけでございますので、一体この複線工事がいつ開始されるのか、その時期がおわかりになっておればひとつご報告を願いたいと、かように思うわけでございます。これが質問の第一点。

それから第二点といたしまして、この関西線の工事につきましては、総工費百二十億のうち八十億を利用債によってまかなうことになっております。そこで、一体この利用債が、総額としては大体四日市の引き受け額はすでにきまっておりますでございますけれども、初年度にどのくらいになるのか、先ほどの浅野企画室長の話によりますと、初年度全体で十二億というふうな話も出ておりましたが、そうなりますと四日市は大体どのくらい引き受けなければならぬのか、そういう点のお見通しがわかっておれば教えていただきたいと思うわけでございます。

それから、第三点といたしまして、このように工事の着工がおくれてまいりますと、当初計画されておりました四十八年度末の完成がはたして可能なかどうか、一部の新聞報道によりますと、五十年の三月になるんじゃないかというふうなことも聞いておりますが、その点はいかがでありますか、ご答弁をお願いいたします。

以上が、関西線の複線工事についてありますが、続いて二番目の笹川団地の整備について伺いたします。

笹川団地、すなわち通称泊山団地は、昨年の八月にすでに、いわゆる四日市南部丘陵土地区画整理事業が完成いたしました。五十万坪（百六十五万平方メートル）の広大な宅地造成ができたわけでありました。

そこでまず第一点、いままで四日市市関係としてこの笹川団地の建設に伴う公共投資は、一体総額でどのくらいに及んでおるのか。道路、上水道、下水道これらに分けてひとつお教えを願いたいのであります。

二番目に、あの笹川団地が県の区画整理事業でありましたために、あるいは直接四日市市には責任がないかもわかりませんが、実はあの整理事業の対象に電気工事が入っておらないのであります。そのために、現在すでにあの団地の周辺部には、以前土地を持っていた方々が住宅を建てて住んでおられますけれども、中に電柱が引けないためにまだ二軒ほど電気のない生活をしておられます。幸い水道のほうは引けておりますので、その点の不便はないわけでありませぬけれども、しかし、およそ今日の一般市民の生活において電気がないということは、これは全く文化生活から離れた原始生活ともいえるべきものでございまして、このようなことがどうして起こってきたのか。おそらくあの区画整理事業が始まります当時には、市のほうとしても十分な相談があったことであろうと思えます。いやむしろ市のほうから、あの団地造成については要請されたいきさつもあるわけでありませぬ。だから、単に住宅公団がどうか県がどうかということになしに、私は四日市市にもあの笹川団地の整備については、道義的な責任があるんじゃないかというふうに考えるものでございませぬ。

しかも今日、このような電気のない生活を余儀なくされなければならぬというような状態において、はたしてあの笹川団地、県下最大を誇るニュータウンが実現できるかどうか、私はニュータウンというよりも、むしろノータウンじやないかというふうに思うわけでございませぬ。

ああいう広大な、しかもりっぱな造成宅地が無為に遊ばされておくとすることは、これは四日市にとっても私は非常に損失であろうと思えます。また、いままで相当な公共投資が行なわれておる、それが回収できないという経済的な負担も相当な額にのぼるじやないかというふうに考えるものでございませぬ。

それから、笹川団地には将来、学校、幼稚園等の設備がされるようにすでにその用地は確保されております。それはけっこうであります。が、中学校一校、小学校二校、その他幼稚園二園等の建設は、市教育委員会としてどのように考えておられるのか、その見通しを伺いたいと思えます。

なお、三重県が出しましたあの団地の開発概要によりますと、あそこには幼稚園の敷地はございますけれども、保育園の敷地がございません。これは、はたして保育園がなくていいものかどうか、厚生部のほうのご見解を承りたいと思うのでございませぬ。

次に、あの団地が現在、一部の方々が住んでおりますために、いま、四郷の自治会といたしまして連絡広報等に非常に不便を感じております。と申しますのは、一応あそこは笹川一丁目から九丁目まで住居表示はされておりますけれども、いまのところ西日野、室山、八王子の自治会の中に入れておりました、その境界がはっきりしないために自治会としてもその掌握に困っておるわけでございませぬ。これに対して市当局はどのようにお考えになっておられるのか、またどのように対処されるのか、その点をお伺いたします。

以上が、笹川団地の整備についてであります。

第三番目に大気汚染対策についてでございますが、これは申すまでもなく四日市の公害対策の主流をなす大気汚染問題の解決方法でございます。その第一点としてお伺いしたいのは、先般厚生省から発表されました環境基準の決定後、市長は確かに四日市市にあります各企業に対して低硫黄の、低い硫黄の重油を使用するよう呼びかけられ、そ

の燃料使用計画を求められたはずでございます。これが先般、四日市市全体としてはまとまったようございましてその発表によりますと、全体の硫黄分は一・八九％から一・四二％へ減るということになっておりました。燃料が四十六万トン使用がふえましても、四日市の上空に出ます亜硫酸ガスは、逆に二万トン減るというような報告でございますけれども、願わくばこれは四日市全体の数字だけでなしに、各企業別、各工場別の使用計画をひとつご報告願いたい。答弁では時間がかかりますので、資料としてこれは要求したいと思えます。

その第二点といたしまして、先般、中電のいわゆるマンガンに対します亜硫酸ガスの除去の実験が済みまして。一応われわれは成功したと解釈しておるんでありますが、そのほかに大協石油では、すでに脱硫装置も完成しております。また、霞ヶ浦に進出したします石油コンビナートは、公害防止協定が結ばれております。

このように一応、北部の公害対策についてはある程度の伸展を見ておりますけれども、南部の塩浜地区のコンビナートについては、もちろん先ほどの低硫黄重油の使用ということもございませうけれども、あるいはまた煙突を高くするというような方法もございませうけれども、そのほかに具体的な発生源対策が何か取られておるのかどうか、その点をお知らせ願いたいのであります。

それから、第三点といたしまして、国立公衆衛生院の職業性疾患室長をしております横山栄二氏によりますと、こういう大気汚染によってオゾンが発生するようであります。しかもこのオゾンというのは、一般に信じられておるようには決して健康に役立つものではないようであります。むしろ、オゾンの濃度が濃くなりますと身体に悪影響があるようでありまして、たとえば〇・一PPMで鼻やのどを刺激し、一PPMに達しますと呼吸器疾患を起こすようであります。そういう観点からみますと、今日の汚染された四日市の大気中には、私はある程度オゾンが発生しておるんではないかという懸念を持つわけでありますが、市当局としてこのオゾンについて測定をされたことがあるかどうか

その点をご答弁願いたいと思えます。

このほかに、大気汚染対策についてはまだたくさんお伺いしたいことがございませうけれども、あとの議員の方々からもこの問題については触れておられるようございませうので、私の質問はこの程度にとどめます。

続いて、第四番目のかぎっ子対策についてでございますが、先般、四日市の社会福祉協議会、特に西部地区の民生児童委員協議会のほうで、水沢、県（あがた）、桜、三重、川島、神前、小山田の各地区に住んでおります乳幼児約一万人を対象として、かぎっ子の状況を調査されたはずであります。もしその資料がまとまっておれば、ひとつご発表を願いたいと思えます。

なお、今日、かぎっ子問題は非常に大きな社会問題となっておりますことは、皆さますでによくご承知のとおりでありまして、特に四日市市においては、働く婦人の増加に伴っていますこの傾向は助長されようといたしております。

そこで、去る四十二年につくりました四日市市幼児問題協議会におきましても、保育園、幼稚園のいわゆる適正配置に関連いたしました、このかぎっ子対策についても検討したことがございます。そして、あの答申の中に幼稚園において午後の保育を考へるべきではないか、そのためには、幼稚園にも給食をすべきではないかという勧告をしておるはずでございます。この点について、教育委員会はその後検討をされたことがあるのかどうか、お伺いいたします。

以上が、かぎっ子対策でございまして、第五番目に、学校給食設備の増強についてでございますが、皆さんもよくご承知のように、四日市市の最近のドーナツ化現象は、いわゆる都心から周辺部の学校へ急速に児童数が移動いたしております。このために、教育委員会としても、その校舎の増改築や設備の増強に追われておることは、よくご承知

のとおりでございますけれども、ここで問題になってきておりますのが一つは給食設備の問題であります。他にグラウンドの問題もございますけれども、特に羽津小学校においては、定員六百人以上の給食設備のまま残されました。現在、千人をこえる学童を要してすでに給食室が狭隘になって非常に困っておるという話でございます。一応何とか中の備品の増強によって、これはしのでおられるようでありますけれども、あの学校はさらに学童のふえることは、目に見えておりますので、この対策をどうされるのか。また、朝明団地のできました下野小学校におきましても、すでに給食能力は限度をこえておるようであります。そのために、へたをすると給食を一日おきにしなければならぬんじゃないかというふうな話でございます。こういう対策は、校舎の増改築と同時に当然とられるべきだと思いますが、教育委員会はいかに考えておられるか、その点のご見解を承りたいと思います。

なお、これに関連いたしましたして、抜本的に四日市の給食設備を改善増強するために早くから市の教育委員会では給食センターの構想を持っておられたようであります。また事実、私どもが先般、教育民生委員会として視察にまいりました東北の弘前市においては、昨年の八月に一億三百万の工費をもって給食センターをつくっております。単に小学校の給食だけでなしに、将来の中学校の給食も考えますとき、四日市としても早急に給食センターはやっぱりつくべきではないかというふうな考えのところでありますが、なお今日実現しない根拠は何なのか、この点は市長に特に伺いしたいと思います。

以上が、学校給食設備の増強についてであります。

次に、第六番目の大学誘致についてお伺いいたします。

これはすでに新聞紙上でも報道されましたように、宮崎市にあります南九州学園が、先般、桜地内のいわゆる県営桜団地の予定地になっております東側に薬学、工学部、商学部、海洋学部の四学部を併設した一大総合大学をつくる

という話でございました。すでにそのために三万三千平米の用地も確保しているようでございますが、このことについて、さらに隣接の市有地を提供してほしいという申し出でございました。たいへん四日市市にとっては耳よりな話でございますけれども、私個人といたしましてもいささか話がよすぎますので、どうかという懸念を持っておりましたところ、先日この申し出について市当局としては、正式にことわられたようでありますが、一応この南九州学園の誘致についててんまつをご報告願いたいと、かように思うわけでございます。

そういうことで、おそらく南九州学園の進出は望みが薄いのではないかと思います。これについて、いわゆる市の拒否回答に対して南九州学園としてはどのように考えておられるのか、それもあわせてお知らせ願いたいと思います。

なお、このように大学誘致の話がたびたび話題に出ながら、たとえば古くは名城大学から、あるいは三重大学の工学部から、その他音楽大学等いろいろ話が出ながら、いつもこれが実現を見ない。こういう大学誘致が成功しない理由は一体どこにあるのか、その点もひとつお教え願いたいと思います。これが質問の第二点であります。

それから最後に、二十三万四日市市には、このようにしていまのところ四年制大学が一つもないわけですが、もちろん大学の存在価値というものが、今日の大学紛争におきまして、一般世間からきびしく批判されておることは事実でありますし、また、いわゆる企業化したマスプロ教育と就職の手段になりきった今日の大学、あるいは医学部に見る大学の封建性というものについては、われわれもきびしい批判の目を向けなきやならぬと思っておりますけれども、しかし、それが直ちに大学そのものの存在価値を否定することではないと私は考えます。大学が果たすべき学問の府としての人材の養成、あるいはその地域に及ぼす文化的、社会的な影響というものは、私は否定できないと思っております。そういう観点から、新教育長にお尋ねいたしますけれども、四日市市の教育行政、しかもこれを広く解釈いたしますと、社会教育を含んだ四日市の文化政策というものについていかにお考えになっておられますか、新任間もない教

育長のごとでございまして、おそろしくくれた抱負経緯をお持ちであろうと期待するものでございまして。どうかその一端をお漏らし願いたいと思っております。

以上をもちまして、私の第一回の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ご質問にお答えを申し上げます。

関西線の複線化の問題でございしますが、ご承知のように工事につきましては、五月十三日国鉄理事會において関西線の着工につきまして決定をされまして、ただいま運輸大臣の認可待ちというところでございしますが、ただいま国鉄につきましては、財政再建計画でいろいろ審議中でございますので、運輸大臣の認可がおくれておるわけでございますけれども、この着工時期等につきましては、運輸大臣の認可後早急に私は解消されるものだと思っております。また、近く運輸次官等につきましては、この点につきまして陳情いたしたいと考えております。

四十四年度事業費としては約一億円が内示をされておまして、四日市のこの近辺では長島、桑名、富田浜、四日市間が着工されるわけでございますけれども、利用債等についてはどのような見通しになるかということでございますが、ただいまのところでは、まだ詳細にはわかっておりません。また完成時の年月につきましても、四十七年一応完成になっておりますけれども、これがさらに長期にわたって延びる可能性があるということでございますが、この運動の趣旨に従ってでき得る限り早期に完成するように今後とも促進協議会、あるいはそういう機関を通じて陳情につとめたいと思っております。

笹川団地の件でございしますが、笹川団地に公共投資がどれほど行なわれておるかということでございますが、この事業につきましては、ご承知のように昭和三十八年から昭和四十三年までの六カ年を要しておるわけでございますが、街路事業と公共下水道事業と、上水道事業に分けて申し上げます。街路事業につきましては、総事業費が五億一千二百九十四万四千円でございますが、そのうち国・県・公団・市の負担額がございしますが、市の負担分としては、この五億變らのうち九千八百九十五万五千円を六カ年で負担をいたしております。公共下水道事業につきましては、この六カ年間の総額が、六億一千五百六十一万四千円でございますけれども、市費の負担額は一億百八十八万四千円でございます。

上水道につきましては、この六カ年間に二億六千八百六十六万円でございしますが、市の負担分は一億三千四百三十三万円でございまして、総事業費が十六億一千二百六十六万五千円のうち、市費の負担分は六カ年間で五億五千九百六十六万と相なっております。

電気工事等につきましては、いろいろご迷惑をおかけいたしておるようで申しわけない次第でございますが、何ぶん電灯工事については、五十戸以上ないことには電気会社としてはやれないんだというような一応の基準に従っておるようでございまして、市の開発公社等の住宅等におきましても、電気等につきましては各戸の負担になっておるようなわけでございますので、ノータウンというようなお話でございますが、まことにお気の毒なことではございませんけれども、これらの点につきましては、やはり自己負担を原則とされておるわけでございますが、早急に公団あるいは県等にもいろいろ便宜をはかっていただくような方法については、申し入れをさせていただきたいと考えております。自治会活動等につきましても、ご迷惑のからぬように十分ご相談をさせていただきたいと思っております。

大気汚染の問題でございしますが、塩浜地域について特殊な対策があるかということでございますが、既存の設備につきましては、従来からの既存の古い装置のレイアウトであるとか、いろいろそういうようなこと、あるいは

またパイプ、その他煙突等のいろいろの条件がございまして、新規のところのようにはまいらないわけでございまして、従来は主として発生源対策を強くお願いしてきたわけでございます。そういうことで、今後ともさらに大気汚染等の悪臭等につきましてもそれが軽減するように、発生源対策の面で強力に進めたいと考えておるわけでございます。また、大気汚染のオゾンの発生というところにつきましても、私もずっと前からそういうことは聞いております。炭化水素が太陽光線によってオゾンを生じ、それが悪性化する、そしてまた、東京等においてもすでにそういうような現象があらわれて、スモッグの大きな原因は、この炭化水素が太陽光線によってオゾン化することによって発生するのではないかとというようなことが指摘をされております。四日市におきましては、このオゾンの測定というようなことは、ただいまのところではいたしておりません。今後とも十分研究はさしていただきたいと思っております。

学校給食設備のセンターのことにございまして、かねがね、てんでんばらばらにこの設備があるということにつきましては、人員の面あるいは設備等の面につきましても、規模の問題あるいはそういう点について不経済なのではないかと考え方のもとに、センターの設置についてはいろいろ研究はいたさしておるわけでございますけれども、中学校に給食が実施される段階においてこのセンターを実施したらどうかというように考えております。

たとえば小学校を取り上げましても、給食人員が一万九千四百九人に対して調理室の各合計が千九百九十六平米、プロパンであるとか重油、灯油等のかまが百十七基、裁断機、皮むき機、かくはん機等が各三十基ある。また調理従業者が九十人もおるといふようなことで、小規模のものだということのような形になると思っておりますが、センターになればどのようにそれが合理化されるか等についても十分研究さしていただきまして、中学校に給食が実施される段階につきましても、センターの実現に努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

大学の問題でございまして、大学誘致につきましては、誘致のてんまつということでございますが、こちらは大学を誘致した覚えはございませんので、向こうから来てやろう、行かしてくれということでございますので、それは来ていただけるのなら非常にありがたいということで、いろいろ資料等、あるいは地形等について説明をさせていただいただけのことでございまして、これを強力にいろいろの条件を出して誘致したということではございません。向こうが来て来たというだけのことでございまして、この南九州学園は、そのほかに小松、敦賀等につきましても同じようなことをいたしております。敦賀等においては市をあげて歓迎をしておるということでございますが、いろいろ話をしておりますもそううまくいくような話ではございませんので、別にてんまつを語らしていただくほどのものもございませんことをご報告申し上げます。 (笑声)

○議長(服部昌弘君) 厚生部長。

〔厚生部長(小西忠臣君)登壇〕

○厚生部長(小西忠臣君) ご指摘の笹川団地の中に保育園の敷地を取ってないのは、厚生部としてどう考えるかという点でございまして。

ご承知のとおり、笹川団地は最終的には四千六百戸に相なろうかと思っておりますが、これは住宅公団の計画でございますので、ご案内の保育園については、当然、公共施設として考えられておるものなりと考えておりますが、もしもご指摘のようなご懸念があるとするならば、その必要性から善処していきたい、こういうふうにご考えております。

それから、飛びますけれどもかぎっ子対策につきましても、政府の民生委員協議会、特に婦人の民生委員さんがございまして、二十六名の方が婦人の立場からかぎっ子対策を検討してみようじゃないかということで、発想されたことなんでしょう。これは行政を担当するものとしては、民生委員さんがそういうふうにご自発的に社会開発に出られるということは、非常に敬意を表したいわけでございまして、その結果はまだまとまっております。

けれども、結果の次第によりましては、とかく親と子の心のつながりと申しますかそういう問題から、母の立場から愛の黒板運動というものを提唱したいんだと、最終的な目的はそうなんだということを承っておりますので、これも児童の健全育成に非常に強い結びつきがあるものと思っております。関心を寄せておる次第でございます。行政の面からも助けていきたいと、こういうように考えております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁に少し補足をさせていただきます。

街路事業で総額五億一千何がしかのうち九千八百九十五万五千円、この負担の区分でございますが、これはご承知の子西・八王子線の県道川島・貝家線から国道一号線までの都市計画の街路事業費の負担でございます。それと、団地の中を南北に縦断いたしております稲葉町・内部線のこの計画街路、この二線に対する負担金でございます。他の区画街路につきましては、区画整理事業の中で県と公団で負担をしてやっておりますのでございますから、よろしくお願いたします。

それから、公共下水道事業六億一千五百何がし、このうち市の一億一千八百八十四万でございますが、これにつきましては、区域外の排水路の改修工事の市の持ち分でございます。したがいまして、笹川団地内の公共下水道の事業費は、国と県とで負担をいたしております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍地清真君）登壇〕

○教育委員長（龍地清真君） 市長の答弁に多少補足をさせていただきます。

笹川団地の教育施設の問題でございますが、これは公団のほうから当初から要望がございましたので、いずれ開校する予定をいたしておりますが、団地の人口の増加が非常にスローペースでございますので、当初は四郷小学校の分校として発足をいたしまして、人口の増加をまってこれを整備していきたいと、こういうように計画をいたしております。

それから、給食センターの問題であります。これは市の当局も十分前から熱意を持っておられますので、委員会のほうでもよりより研究をいたしておるんであります。この給食センターの組織、あるいは一番の問題は、その輸送の関係であります。施設とそれからその輸送方法につきまして、だんだんとその改良が加えられておるようになります。私、一、二見ましたところでは、寒中でも冷たい牛乳を飲まされておるところもありましたし、また、あたたかい牛乳を与えるために二人ぐらい給食婦を残しておるようなところもありました。けれども、現在では冷暖房の完備した輸送車もできておるよう聞いておりますので、大体給食センターの設備としては、ほぼ満足できるような段階に達しておるよう想像せられるんであります。

それにつきましては、もう一度念入りに調べまして、四日市に適した、また四日市の交通事情に合わせたプランをつくって、大体校舎の増築の終わりましたその機会に実現の運びに至らよろしいかと、こう考えておるような次第であります。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君）　いまお尋ねのことに對してお返事をさせていただきます。まだ私も慣れませんので、いろいろ失礼のことがあるかわかりませんが、お許しを願いたいと思います。

まず一つに、大学を四日市へ置いていただくかということについては、教育面のものとして私はほんとうにうれしいことだと、こう考えておるんですが、前にも、高等学校の校長をしておったときに四日市にそういう話があるということを聞きまして、非常に喜んだわけでございますけれども、それが残念ながら実現はなかつたようでございます。大学が、いま三重県ではご存じのように国立の三重大学と、それから皇学館大学、これが四年制でございます。一つの県にある大学の数としては、そう多いほうではもちろんございません。少ないほうでございます。大学がこれ以上出てきたらと、こういうご心配もあるかと思えますけれども、もう現在の大学の教育というものは、普通の教育にすぎないぐらいの程度になってきたわけでございます。それだけ大学教育、教育の向上といえますか、そういうことになってまいったわけでございますので、そういう考え方を持って進んでいく必要があるのじやなかろうかと思えます。

調べてみますと、ドイツとかイギリスとかというようなところは、大学というものがきわめて数が少のうございませぬ。日本の大学は、ずいぶん戦後ふえまして、ことばの悪い人の言によりますと、駅弁大学とも申すけれども、しかし底辺が非常に広くなるということ、これは私は喜ぶべきことだと、こう考えておるんでございます。

三重県は、高等学校から大学へ入る生徒の数は、西日本では大体下から二番目ぐらいでございます。人口一人当たりについて、最低のところに近いところになってございまして、まことに情けないことと申すけれども、その一つとして言いわけかもわかりませんが、大学の数が県内に少ない。大学に入る機会が少ない、こういうような言い方も考えられておるわけでございます。そういう点で、大学ができるということについては、非常にありがたいこと

でございます。

いま、三重県に大学の学部があるのは教育学部、農学部、工学部、工学部はご存じのとおり、ようやく最近に日目のを見ましたんですが、十五倍の倍率を持っておりまして三重県の人間がどれだけあそこへ入るだろうかということ、きわめて興味をもって見られるおることと申しまして、私も知事から何べんも尻をたたかれました——、私會長をしてやったもんですから。

それから、工学部の設置については、津高は非常に期待をしておったわけでございますので、知事からはよい入られなあかんぞよと、こういうまあお話しをいたしまして、まことにいま注目をいたしておる次第でございます。工学部がそうして設置されました。医学部、水産学部、文学部、皇学館は文学部でございます。そういうようなものがございませぬけれども、それは総合された大学としてはございませぬ。そういうふうには、まだ三重県では大学については残念ながら少ないと、こう申し上げるのが私はいいかと思えます。

しかしながら、最近では大学も企業になってまいりまして、いろいろの大学がございまして、もうすぐに行き詰まるというような大学もございませぬし、高等学校も同様でございます。そういう点では、よく選択いたしませんと非常に問題が多いのではなからうかと、こう考えております。

それから、四日市の文化政策を一体おまえどう考えるかというご質問でございますが、全くすぐに考える必要もございませぬけれども、この間、教育民生の方々のおともをして回しまして、四日市の教育が相当何といえますか幅広く、しかも内容的に深くそういうふうに行なわれているということを感じまして、喜んでおられますけれども、なおこれ以上に、これだけの市民を持った市でございませぬからやっという必要はあると、こういうことを考えておりますけれども、何ぶんまだ小学校、中学校、幼稚園をほとんど全部この間から回しまして、そうして大体のにおいをか

いできたという程度でございまして、文化政策なんていうてえらそんなことをいうてお返事するには、ちょっとまだ時間をかしていただきたい。

最後に申し上げますが、ご質問のように、四日市へ大学を置くことについては、私たちは非常に期待をしておったんでございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後零時九分休憩

午後二時八分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き、会議を開きます。

小林哲夫君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 先ほどの私の質問に対して、一とおりが答弁はいただきましたけれども、中に疑問に思う点、あるいは答弁漏れの点ないしこちらの質問漏れの点もございましたので、追加してお伺いしたいと思います。

まず、関西線の複線工事についての見通しは、先ほどの市長の答弁によって大体これが既定の事実になるということについて、樂觀してよからうと考えてはおるんですが、そこで、この先、電化の見込みがあるかどうか、その点についておわかりになっておればお答えを願いたいと思います。

次に、笹川団地の整備に関していまままで市関係の公共投資の内訳を承ったんでありますが、どうも総額において約二億円の差があるようであります。察するところ、これはその利息分約二億円強が抜けておったんじゃないかと思いますが、どうか答弁においてはもう少し正確にお願いしたいと思います。

それから次に、かぎっ子対策の中で私は幼児問題協議会の答申から幼稚園の午後の保育について、またそれに関連する給食の問題についてお伺いしたんですけれども、これについてはご答弁がありませんでしたのでお伺いしたいと思います。

なお、最後の大学誘致に引っかけまして南九州学園のことをお伺いしましたところ、あれは誘致したんじゃない、こっちから呼んだんじゃない、向こうがかって来たんだというお話で、てんまつがありませんということでしたけれども、いやしくも架空の話でない以上、てんまつがないわけはないと思う。これじや私は答弁にはならぬと思う。極端なことをいえば議会監視じゃないかというふうに私は考えます。少なくともあれだけの話が新聞で報道されておる以上、そういう事実があったとすればそのいきさつのでんまつがあるはずであります。どうかその点において、もう一度市長の再答弁をお願いいたします。

なお、そのあとに私がお尋ねしました四日市で大学ができないという理由についてもご答弁がございませんでした。以上の点について、それぞれ関係の理事者からご答弁をお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） ただいまの質問中、関西線の電化についてお答えをさしていただきます。

電化につきましては、先般、国鉄岐阜工事局等のお話し合いの中にもいろいろ話が出ておりますが、まず本年度は、先ほど市長のご説明もあつたかと思いますが、一億円を中心に用地の買収及び区間ごとの線増をしまいります。

そして、それによる線増が終わる段階から電化にするわけですが、国鉄当局としては四十五年度予算時期において、中部支社その他の協力を得て本社に電化運動を促進していただきたいというような意向も漏れ承っておりますので、今後、関係県市、市町村と協力してこの方面に運動を展開していきたいと、こう考えております。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍地清真君）登壇〕

○教育委員長（龍地清真君） 幼稚園のことを申し忘れたんでありますが、幼稚園の給食につきましては、これは現在のところ国庫の補助がございませんので、かつまた現在の幼児教育の現状から申しまして、午前で授業の終わる日が多うございます。そういうふうな観点から申しまして、現在のところ幼稚園の給食は考えておりません。

なおその前に、給食設備の問題も申し忘れたんでありますが、各学校におきます給食設備は、給食は子供の保健、あるいは、ひいては生命に関係する大きな問題でございますので、給食設備の老朽したものと、あるいはひどく狭隘になったような場合には、給食センターとは切り離して適宜補修、増強をしていくつもりでございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 南九州学園の大学の件でございますが、てんまつがないと申し上げました事実とおりでございまして、五月の七日に川西理事長と黒田評議員が私のところへ面会にまいりまして、ぜひ大学をつくりたいのだということでございました。そうして私はいろいろの計画を伺い、かつ名阪国道にすでに五千坪（一万六千五百平方メートル）近い土地を買っておるんだというような話を伺いました。その後私のところには何にも連絡がないわけでございます。その後、四日市市に市有地姫御前並びにそこの市の保有地約一万二千坪（六千六百平方メートル）

について、現価で払い下げてもらいたいという連絡があったわけでございますが、なおこの土地については、市にいろいろとせんならぬ点があるので早急には返答しかねるということで、六月に返答したままになっておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 四日市に、どうして大学ができる何がないかということ。

○市長（九鬼喜久男君）（続） 失礼いたしました。四日市に大学ができぬわけということでございますが、何と申しましても大学というものは、最近経営というものが非常にむずかしくなっております。したがって、大学をつくる以上は、相当の人数の学生が受験に来て受験料でかせぎ、また受験料でかせくというようなのが現在の大勢になっておりますが、四日市市は名古屋に近いために、夜間にいたしましたも名古屋に通えるというような地理的条件がありますので、工業大学、技術関係の大学でございますと施設費が非常に高くつく、そのために工業技術関係の大学は、非常に設立がむずかしい。文化系、法文系の大学はやさしくても、それは名古屋にたくさんございますので名古屋に行くと。したがって、津であるとか松阪であるとか、伊勢にあるところの短大であるとか、大学というものが存立しても、名古屋に近い、大都会に近い四日市には、それだけ私立の大学というようなものも設立しにくいような地理的条件にあるのではないかと考えている次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 小林君。

〔小林哲夫君登壇〕

○小林哲夫君 あと質問をなさる方がたいへん多うございますので、私はもうこれを最後に要望にとどめたいと思えますけれども、まず、関西線の複線工事については、先ほど藤井議員からも質問が出ておりました富田浜南霞ヶ浦地内の操車場の問題でございます。かなり広大な面積を取る予定でございますが、これについては先ほど藤井議員から

もお尋ねのありましたように、この買収が行なわれる地点において早く道路計画を決定しておいただかぬと、将来とんでもない交通渋滞を起こすんじゃないかということを私は心配いたします。そういう点で、どうかあの地域の道路計画というものを早急に立てていただきたいということを要望いたします。

次に、笹川団地の整備については、先ほども触れましたように電気工事ができないとか、あるいはまたこれは申し上げておりませんが、公共下水がいまだもって使用できないとかという非常に不便な状態にあるわけでありま。しかし、あそこはもちろん県の区画整理事業ではありましたが、あの区画整理審議会にはおそらく市の理事者の方も関係しておられたことでありましょうし、また電気工事に限って申し上げますと、当初、最初に県並びに公団のほうからの説明では、電気、ガス、水道は一切めんどろをみるという話であったそうでありま。そういう点からも、今日これが放置されておるといことは、非常にゆゆしい問題であろうと私は考えま。

また、先ほども申し上げましたように保育園の敷地がございませ。ここに、実は先ほど申し上げた三重県が発行しております開発概要があるわけですけれども、幼稚園の用地はありますけれども、保育園の敷地の予定が図面に載っておりませ。この点については、先ほど厚生部長が今後善処するということとございませが、こういうような状態で計画が進められてまいったといことは、いささか計画そのものがずさんであつたんじゃないかというふうには私は感ずるものでありませ。特に相手が住宅公団で、これは残念ながらいわゆる親方日の丸の殿様商売でございませたとえ、あの団地の北端を走っております近鉄八王子線がいま廃線問題でやかましいという折にもかかわらず、そういう話が公団のほうには全然伝わっておりませ。そのために、ここに「宅地債権関連・宅地分譲のご案内」という本があります。これはことしの三月に出たんですけれども、これをもとにして実は住宅公団は、宅地債権を積み立てた方々にこの四月、土地を分譲いたしました。この案内書の中にも三重交通のバスと近鉄名古屋駅・室山、あるいは

近鉄四日市・室山、こういう電車の時間、運賃なんかはつきり書いてあるわけです。もちろんこれは、八王子線が将来どうなるかということはまだ未定のことではありますけれども、しかしそういうわさがあるということと、もこれが廃線になったとしますと、おそらくあそこへ土地を買って入居した人は、一ぱい食ったということになるんじゃないか。極端なことをいいますと、こういうような案内を出したということは、不当表示防止法に私は違反すると思つて。

そのような公団のずさんな計画に市当局が一つも注目なさらぬということは、たとえあれが県の事業であり公団の事業であるにいたしましても、あそこに住むものは等しく四日市市民であります。そういう点から考えて、いまのようなああいう笹川団地の状態では、おそらくこの整備はなかなか進まんでありませ。第一、入居者がきわめて乏しいんじゃないかということをおそるべきであります。たとえば、この第一回の宅地分譲におきましても、売りに出した口数が百九十七口、実際に宅地債権を積み立てた人が九十七人、そうして現実に売れたのがわずかに六十口前後というありませであります。したがって、百三十口近い土地はそのまま売れ残っております。また現在、二百十口のいわゆる賃貸アパートを公団が建てておりますけれども、この賃貸が大体九千円から一万二千円、四日市のいわゆる平均の家賃レベルから見ますと、かなり高い水準にあります。したがって、来年の四月ないし五月にこの賃貸アパートが完成するそうでありませけれども、私は、はたしてこれがどれだけ入居するかそういう点にも疑問を持つてございませ。もし、この入居が思わしくなければ、いかに公団といえどもさらにあと二百五十戸、三百戸という追加の賃貸住宅は建てられないだろうというふうにお考えませ。

そういう点からも、もちろん四日市市には市営の坂部団地、あるいは民間の八千代台だとか平津だとか、川島だとかいろんな団地がこれからどんどんできてまいりますけれども、この団地政策というものにもう少し一貫性と計画性

をもって対処していただきたいということを、強く要望するものであります。

次に、かぎっ子対策について、先ほど教育委員会のほうからご答弁がございました。現状としては無理なようでありませうけれども、いわゆる幼稚園児に限らず、あるいは学童に限らず最近のかぎっ子の激増ぶりは、まことに憂慮すべきものがございます。

先般、民生課のほうで富田、富洲原地区のかぎっ子の調査をやったことがございますが、その調査によりますと、現在、富田、富洲原地区には、かぎっ子が二百四十八人おるそうでございます。全体の乳用児の約一割に当たるそうでありませう。また、働きに出たい母親は二百七十六人おるそうです。これをさらに施設ができたならその施設へ子供を預けたいという母親に至っては、六百三十九人おるそうでございます。このような現状からして、四日市のかぎっ子対策はもはや一日もゆるがすにすべきときではないというふうに、私は考えるものでございます。

そういう点で、先ほど西部地区の調査が行なわれましたが、どうかこういう調査に基づいて早急にかぎっ子対策を立てていただきたい。ただいまの市長の政治姿勢から考えますと、これを見童福祉の面から対処していくには、私はいささか懸念を持ちますから、本末転倒ではありますけれども、産業政策の面から特に四日市の中小企業、零細企業の今日の人手不足の現状からして、現在四日市では、とりあえず主婦労働に依存しなければならぬ点が非常に多いのではないかとこのように考えるものでございます。

すでに、市長の岳父であります九鬼さんが会長の四日市雇用対策協議会でも、ことしの方針として主婦労働の開拓ということを出しておられます。そのために先般、商工会議所においてパートミニスクールなんていうような催しもございました。こういう点から考えまして、特に四日市の中小企業、零細企業は、人手不足を緩和するために現在、四日市の中小企業、零細企業はまさにネコの手も借りたい状態でございます。

そういう面から考えまして、主婦労働の動員といういささか言い過ぎかもしれませんが、四日市の産業政策を守るうえからいっても、このかぎっ子対策というものは、私は非常に重要な問題であろうというふうに考えますので、どうか早急によき手段を考えていただきたいと、かようにお願いいたします。

それから、大学誘致につきまして、先ほど南九州学園のてんまつと、大学ができない理由について市長から答弁がございました。もちろん四日市には四日市の事情がございますから、早急に大学をつくるという、あるいは大学を誘致するということは、困難であるかもしれませんけれども、私は最初に申し上げましたように、大学の持つ役割り、すなわち人材の養成とその地域社会に及ぼす影響については、これは決してゆるがせにできないというふうに考えるものであります。先般視察してまいりました弘前市は、高校への進学率は先ほど新教育長から申されました三重県よりもさらに低くて、五六％前後だそうでありますけれども、あの弘前においては、国立弘前大学をはじめほかに二つの私立大学を持っております。また、人口わずか六万の岩手県花巻市においても、私立奥州大学という大学を持っておりますわけです。したがって、人口二十三万日本有数の工業都市である四日市に、四年制の大学の全然ないということは、これは決して自慢にならぬと思えます。

そういう点からも、今後のいわゆる四日市の文化政策という観点から、この問題についてさらに真剣な対処をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問と要望を終わらせていただきます。

○議長（服部昌弘君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 質問の通告をいたしております順に追ってお尋ねいたしますので、よろしく願いたします。

第一問でございますが、教育行政についてをお尋ねいたします。

教育基本法に示されているとおり、個人の尊重はもちろんのこと社会の興廃に最もその基盤となるものであります。よって、あらゆる工夫と努力と勇気を持ってこの問題と取り組む必要があると思うわけでございます。もしもその努力を惜しみ、教育そのものまでゆがめられるようなことが生じたならば、これからの社会はどうなることかと憂慮をするものであります。

市長は、四十四年度の当初予算のときにもこの重要性を強調されております。また、日本国憲法によりその実績を明確にする必要があり、市民は一樣にその実現を強く望んでいるのであります。順次質問をいたしますので、市民の幸福になるためへの喜ばしいお答えが得られるよう、期待いたしておる次第でございます。

第一点は、副読本等の経費解消についてであります。

ご承知のように、憲法第二十六条の二項におきまして、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」となっております。日本における国民所得中、教育費支出の占める割合は七・三％であるといわれております。この数字は、世界第四位の負担率になっているといわれておるのであります。文部省が本年の四月に発表した父兄負担の義務教育費は、一人年間中学生が二万八千円であり、小学生が二万円ぐらいであると推定されております。昨年に比べて約一〇％の増加となっているという発表でございます。

このような観点から、東京都の練馬区、あるいは神奈川県川崎市の川崎市等におきましては、その方法は異なっても、学習帳やあるいは副読本、または副教材等が無償となっているのであります。本市の場合、教育委員会の調査によりますと準教科書、及び副読本は小学校二十九校で一人年間平均百五十円となっており、中学校の場合は、十五校で一人年間平均五百十一円となっております。したがって、小中学校を合わせて約七百四十万円となるわけであります。また、学習帳その他補助教材では、小学校の場合は一人年間平均二百八十五円、中学校では九百三円で、合計一千三百四十九万となるわけであります。したがって、この両方を合わせても一年間に約二千八十九万円であるわけであります。したがって、先ほど申し上げました憲法の二十六条の精神に基づきまして、これらの副教材あるいは学習帳等は無償にすべきであると思っております。

なお義務教育、小学校の教科書、図書の無償に関する法律の第一条にもそのようにうたわれてございます。この基本精神に従って当然、本市もこの額面からしても無理という額ではないと考えられます。この点についてどのようにお考えか、お答えを願いたいわけでございます。

第二点は、PTA等父兄負担の軽減についてお伺いいたします。

この議場におきましても、また委員会等におきましてもたびたび質問をし、善奉の方法を要望いたしました。去る三月の本会議におきましても、私の質問に対して教育次長は次のように答えております。「PTAの費目の統一ということが、公私の区別をはっきりするような方向に向かいつつありますので、ことしの四月、五月のPTAの大会ごろからもうひとつは、はっきりあらわされるように努力したいと思っております。云々」ということであります。したがって、その調査の状況についてお答えを願いたいわけでございます。

さらに、三月に教育次長の答弁の中に、「ただPTAの費用の中で、学校の経費にまぎってくるものが非常にわかりにくございます」、ないし「十円ないし十一円はこれはもう取ることをおやめください。あるいはこの五円の費用に対してはもう取っていただいては困ります、出していただく必要ございません」と、こういうふうな費目によって明示をいたします。それは四月か四月の中旬になりましてPTAのほうへは、はっきりと申し上げますし、校長会、教

頭会についてもその数字についてははっきり明言したいと思っております」と、このように答えております。したがって、その明示された後今日まで、どのように具体的に進行しているのかお伺いしたいのでございます。

第三点について、通学路の問題でございます。

以前の杉浦教育委員長及び栗林教育長のときに、この議場におきましてもまた個人的にも、通学路及び学生の登下校における災害等の、事故の問題についても語り合ったこともしばあったわけでございます。昭和四十二年度と記憶いたしておりますが、前杉浦委員長は、全通学路を三年計画で土木部と連絡をとって舗装ないし安全のために修理をしたい、このように申しられておると記憶しておるのでございます。その後いかような進行をなされているか、その状況と、今後どのような計画で進められるかお伺いしたいのでございます。

なお、生徒の登下校等また子供会、あるいは開催時における災害等に対する補償問題、すなわち学童等災害救済制度の設置について、三月の議会で質問をし、市長は、「将来の問題として検討しておきたい」と答えられております。その後どのようにお考えになられておるか、お尋ねいたします。

次に、通告の第二問でございます。福祉行政についてお尋ねをいたします。

この福祉行政につきましては、憲法の精神に基づき、国民は等しく個人の幸福と社会の繁栄の一致を願ひ、幸福を満喫する夢と希望を持って日夜活躍をすれども、実現の可能性はまことに乏しい現状であります。すでにご承知のように、日本の経済成長は世界の第二位といわれております。私たちの生活は、世界の第二十位であるということであります。この一例からいたしましても、いかに福祉行政に対する力が乏しいかということが証明されるわけでございます。憲法の第二十五条の二項におきましては、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と明記されているわけでございます。したがって、これに基づく種

種の法律及び条例等が規定されておるわけでございますが、その法律及び条例等の施行決定の時点の社会情勢、及び経済情勢の変化が生じていることは周知の事実でございます。

したがって、私は現在の社会情勢及び経済情勢の変化から考えて、国の定めた規定に社会情勢及び経済情勢の変化により生じる種々の差額及び新設は、地方自治体が勇断をもって施行し、実行していく必要があると感ずるものでございます。

福祉行政は、政治をつかさどる立場として最も重要な問題であると思う次第でございます。市長の勇断を期待いたします。その立場から次の諸点についてお尋ねをいたします。

第一点は、児童手当制度についてでございます。

この問題につきましては、たびたび取り上げている問題でございます。市長は去る三月の本会議における松島議員の質問に答えて、「すでに世界六十二カ国で行なわれておるところの児童手当制度でございますので、これにつきましては、将来十分検討させていただいて対処いたしたい」、このように申されております。したがって、どのようにご検討なされているかお尋ねをいたしますのでございます。

ご承知のように、厚生省の発表によりますと、児童三人ある世帯の毎月平均現金支出高は、五万八千円と制定されており、そのうち三人の子供を育てるための児童養育費は、約三八%とされており、この実態から見ても、いかに生活を苦しんでいるかがよくわかるのであります。したがって、生活の貧富の差から児童の成長にも大きく左右されるのであります。当然、親が責任をもって養育すべきであります。児童福祉法の第一条及び第二条、特に第二条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定されておりますので、この法律の立場からも児童手当制度の実現をすみやかに施行し、勇断をもって臨んでいただき

たいと存じますが、この点についてのお答えをお願いいたします。

第二点、老人福祉対策についてであります。

私は、この問題については特に重要であり、十分なまでにあらゆる施策を掲げ、実現すべきであると存するものがあります。すなわち、明治、大正、昭和と激動の変革の中に、よきにせよあしきにせよあらゆる苦勞と忍耐と勇氣とを持って活躍してきた方々であるからであります。したがって私は、老人にあたたかい手を差し伸べようという老人福祉の充実を強く叫ぶものであります。このような観点から種々の法律、施設もありますが、それに加えてさらに充実する必要があるということで、ご質問するわけでございます。この問題について、三項にわたっておりますのでお願いいたします。

第一項は、寝たきり老人の救済問題であります。わが四日市におきましては、本年三月現在、約四百十五人の寝たきり老人がお見えになるということでございます。この方々は、家庭におりどのような心苦しい思いで家族の世話になつてゐるかはかりしれないものがあると思うのであります。いかに努力し、守り育ててきたにせよ、そのような気持ちを受けるのではないかと存するものであります。

したがって、この方々が心いくまで楽しく生活するには、やはりそれに必要な施設を建設することが望ましく思えるのでございます。たとえば、寝たきり老人養護施設センターなるものはどうかと考えるものでございます。そうすることによって、どれほどかその方々に喜ばれることでありましよう。この点について、どのようにお考えかお答え願いたいと思う次第でございます。

第二項におきましては、養老院の件についてお尋ねをするわけでございます。本市におきましては、寿楽園がすでに定員満ちであるということでございます。本市における昭和四十三年十月一日現在の調査では、八十歳以上の男子が六百十三名、女性が千七百七十六名、合計一千八百七名に達しております。一般世間では、平均寿命は七十歳といわれておりますが、この七十歳以上となりますと、男子が三千五百一名、女性が四千七百七十九名、合計八千二百八十名ということになります。このような現状から見ますと、本市の楽寿園の収容人員の約一〇強にしかならないのであります。さらに、年々長生きの方々が、長寿の方々が増加することが想定されている今日でございます。したがって、老人ホーム等の増設が最も必要であると痛感するものであります。その増設に伴い特別室、すなわち夫婦居室というものを新設する必要も考えられるのでございます。この点についてのお答えをお願いしたいと思います。

第三項につきましては、敬老年金の支給についてであります。現在、わが国においては厚生年金や、国民年金等の各種の年金制度がありますが、現在、国では七十歳以上の老人に対し老齢年金制度があり、月額千七百円で一日五十七円弱であります。本市におきましては、この老齢年金の受給権者が、四十四年三月現在で七千百十九名で、昨年の十月の調査より、千六百六十一名の減になっておりますが、その点は、移転等の理由によるものと思われれます。この七千百十九名の中で、受給者は五千八百二十五名ということになっております。したがって、この老齢年金と別途に、仮称四日市敬老年金制度を設置し、現在行なわれております老齢年金プラス敬老年金、一月千三百円あわせて七十歳以上一人月額三千円とすることが、現在の社会情勢の物価の上昇等も考慮して、この程度が最低限度必要であると考えられますが、この点について、お考えをお尋ねしたいと思います。

第三点の、交通遺児手当制度についてお伺いいたします。

去る三月の本会議における松島議員の質問に市長は、「今後とも交通遺児の問題につきましても研究をさせていただきます」と、このようにお答えになっておりますが、この点について、どのようなお考えかお伺いをいたしたいのでございます。

なお、交通遺児のみならず児童扶養手当法の救済を受ける遺児も、あるいはまた母子年金あるいは遺児年金制度により救済される遺児も多数おります。しかし、児童扶養手当法による場合は所得の制限があり、また母子年金の受給は、一人月四千六百円、一人増すごとにわずか四百円の増であります。さらに遺児年金におきましては、一人月額二千五百円で、一人増すごとに四百円の増加でございます。

このような現状で不幸な遺児がすくすくと成長することは、非常に困難であると考えられます。あわせて、収入の少ない中からも児童の養育費に相当額の支出があるのは、先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、交通遺児等も含めて仮称、遺児育英資金貸付制度なるものを設置して、遺児の進学及び養育するための資金を貸し付け、または援助をして、父親をなくした、あるいはまた両親と別れた育ちいく遺児にあたたかい手を差し伸べ、りっほに育てていくことが大切であると思っております。この点についてのお考えをお答え願いたいと思っております。

第四点、心身障害者に対する救済問題でございます。

昭和四十三年度の厚生白書によりますと、全国の身体障害者は約百十六万四千人であり、精神薄弱者は約五十万人であると発表されております。その中でも三重県は、全国平均よりも多いといわれているのであります。この厚生白書による数字は、届け出のあった数字であり、隣近所の人に知られたくないという理由などで未届けのものも少なくないと思っております。この状態にありながら、肢体不自由児施設は、全国に六十九カ所、八千二百二十九名の収容でございます。重度心身障害者一万八千人に対してベッド数は、わずか二千八百八十九床しかないという現状であるのであります。さらに精薄者の施設では、三万人といわれております。したがって、収容施設の不足等により心身障害者を持つ家庭は、その重荷にたえかねているのが現状ではないかと思っております。

したがって、現在の救済状況は、一、施設への入所。二、居住保護。三、児童扶養手当による支給。四、年金支給と、そのように分類されておるのでございます。この年金や手当によるもののみではどうしようもないことは、明らかであります。これらの愚まれない方々に対する経済的にも救済する意味で、心身障害者福祉手当制度を実施することによって、その人はもちろん家族はどれほどか喜ぶことでありましよう。

したがって、心身障害福祉手当制度は当然必要であり、この早期実現が一つの救済の手として重要な問題であると考えられます。この点についてのお答えをお願いいたします。

第二項、本市の場合、重症の心身障害者は五十七名、障害児は八十七名、軽、重症は百四十四名もいるといわれております。障害者は四十三年三月現在、総数で千七百九名であり、精薄者総数で七百五十八名にも至っております。この方々の収容施設は、まことに弱少であります。したがって、収容施設が急務であると同時に、本市にこれらの諸施設の設置を熱望いたしております。この市民の声に十分こたえる必要があると、心より痛感いたします。この点についてお答えを願いたいと思っております。

第三項、災害見舞金制度の設置についてお伺いをいたします。

消防庁が昨年まとめた消防白書によりますと、昭和四十二年度の火災発生件数は、全国で五万四千五百六件で、損害額は五百三十三億、このように発表されております。死者は千百六名、負傷者は九千三百七十名になっております。戦後最高の悲しい記録となっておりますのが現状でございます。

本市における昭和四十二年度は、百六十七件で損害額は五千三百四十二万五千円ということになっております。また、昭和四十三年度は百六十一件で、一億三十九万四千円となっております。また、昭和四十四年五月現在では、八十三件の三千万、三千九万二千円と、このようになっております。まことに残念ながら負傷者はわかっておりません

けれども、しかしこのような問題は、当然皆無にしなければならぬと思うのでございます。また、警察庁が昭和四十二年の風水害による被害発生状況では、死者五百五十五名、負傷者は九百四十二名と発表されております。建物の全壊と床上浸水は、相当数に記録されております。

このように、いつ災害が発生するかわからない現状であります。今日、このような災害が発生し、した後の補償等の問題は、その手続上、時間あるいは手続上の問題がきわめてめんどうになっております。したがって、私は火災、風水害等による災害救助法によるものを考慮して、火災、風水害等による被害者に対して災害見舞金制度を設置することは、非常に事故者において救済の一つの手としてまことに必要ではないかと、このように考えるものでございます。したがって、そのことよって元気に、しかも力強く立ち直ることができるものと考えます。この制度の設置について、どのようにお考えかお答え願いたいと思います。

第四問、交通公園の設置についてお尋ねをいたします。

近年、ますます自動車等の交通量も急増し、各道路とも横断歩道が規定されているところでも横断できないような状況で、いわゆる交通戦争といわれる現状であることは、ご承知のとおりであります。横断歩道橋もありますが、年配の方々の腰を曲げながらのよいしよよいしよと階段を答る姿を非常にたくさん見かけておりますが、私は非常に気の毒であると考えます。

今日、文化や科学の進んだ今日におきまして、また日本の経済成長は目ざましいものがありますので、これからの新設歩道橋等には、老人も子供も楽に歩道橋を渡れるようにすることであると思えます。すなわち、歩道橋の上下ともエスカレーター付の歩道橋が必要ではないか、このように考えておるものがございます。

話が変わりますが、最近、特に車の量のふえたことにもよりますが交通事故があまりにも多く、世界の諸国が驚くほどの交通事故であります。この事故をなくすることについては、種々検討され実施されておりますが、このときあたり、橋北地区内にある東洋紡績あと地を借りて、あるいは買収して交通公園を設置することが望ましいと思えます。また設置場所は、橋北に限らず適当なところがあればよいと思うのであります。すでに各地で交通公園を設置して、交通事故防止の予防処置として実施しているところもあります。その成果は、まことにりっほであると感じ及んでおります。三重県内における事故多発市の本市が、勇断をもって実施する必要があると考えますが、この点についてお伺いをいたします。

第五問、住宅金融貸付制度の実施についてお伺いをいたします。

現在、日本の住宅状況は、ご承知のように絶対数が不足いたしております。個人の収入の不足からと、あるいは物価の上昇等により個人の所有する住宅の建設は困難な現状であります。また、文化生活上による親と子のおおのが、住宅を必要とする時代と変化してきております。本市においても、住宅申し込みの現状でもわかるように、いかに住宅が不足であるかということを物語っております。住宅申し込み八回とか、あるいは十四回以上とかの申し込み者もあると聞いております。

このような現状にかんがみ、公営住宅の増設が急務であることは当然のことでございます。さらに加えて、住宅金融公庫における貸し付けの制度もありますが、年間所得が百万円以上の人が対象であると聞き及んでおります。この年間所得百万円以上という人は、本市においてもごく少数であるとは聞き及んでおりますが、年間所得百万円以下の方というのは相当数あるといわれております。この低所得者が住宅を建設する場合による住宅金融貸付制度なるものを設置して、住宅建設の一助となすことはまことに喜ばしく、本市の発展にも大きな効果を得ることは間違いないと考えます。この点についてのお考えをお答え願いたいと思えます。

第六問、サラリーマン金融貸付制度の実現についてお尋ねをいたします。

全国で約一千八百万、あるいは二千万人がサラリーマンであるといわれておりますが、その大部分の人々が低所得者であろうと推定されております。今日のように日ごとに物価が上昇する中で、サラリーマンの生活は年々苦しくなっていております。わずかの賃上げの上昇があっても、それを上回る物価の値上げ、それに加えて重い税金、ほんとうにサラリーマンや零細中小企業者にとっては、まことに生活が苦しくなっていてくる現状でございます。こんな事態のときに困るのは、不事の冠婚葬祭や子供入学等、あるいはまた病気等のための出費の問題でございます。このような困ったときには、簡単にいつでも借りられる、しかも低利息で分割払いのできるサラリーマン金融、またはサラリーマン小口金融制度を実現したらどうかと考えております。

たとえば、年間所得百五十万円以下を対象にするとか、あるいは貸し付けは返済しやすい額で、たとえば十万円とかそのようにすれば、私は十分できるものと考えております。この問題についてのお考えをお願いいたします。

第七問、公害問題についてをお尋ねをいたします。

日本の憲法第十一条、あるいは十三条、十四条及び第十六条、十七条、十八条等、また第二十五条に規定されておりますその基本的精神は、生命の尊重、生存権、及び国、公共団体の賠償、または国の社会保障的責任、さらに義務を有するものと考えられます。したがって、この基本的な精神にのっとり一日も早く住みよい四日市、緑と文化の四日市、空気のきれいな四日市に実現できることを期待いたしまして、次の諸点についてお伺いをいたします。

第一点は、公害による認定患者に対する生活補償の問題でございます。本問題は毎回発言をいたしております。現在、国会においても本問題が取り上げられておりますが、私たちが期待するところからは、はるかに遠いと感じられます。しかし、一歩前進したものと解釈する以外にないと思っておりますが、これからは、風向及び気圧等により大気汚染、悪臭の多い季節となります。したがって、患者にとってまことにいやな時期になるわけでございます。身体にも、あるいは仕事にも大きく影響すると同時に、収入も不安定となり、さらには職場も解雇されるということも、必至であります。そのつど、転職によって生活を維持する力がなくなり、親戚等より借金をして生活している人もあるという現状でございます。

認定患者に対する生活の補償の実現、あるいは就職問題の解決をぜひとも実現しなければならぬと、長い間心に念じてきております。この点について市長は、いわゆる生活補償については、生活保護法にまてくれば生活保護法で対処するというような冷たい答弁をこの議場から得ております。しかし、それは個人の不注意等により起きた問題とは違いまして、一応加害者というものがあられるわけでございます。したがって、それからの幾らかの補償も必要になってくるわけが当然ではないかと考えられます。

したがって、市が中心になりましてこの公害の認定患者に対する生活の補償の実現と、また就職の問題の実現に対して、ぜひともそれを希望をかなえるようにお答えを願いたいと存ずるものでございます。

第二点、既設の企業との公害防止協定の問題でございます。

本問題の実現を期することによって現在より何倍かの公害防止対策が進められることは、日を見るよりも明らかであります。すでに第三石油コンビナートと称する進出企業には、防止協定が策定され、決定いたしております。しかし、既設企業との協定が結ばれることが、本市の悪名高い公害問題に対する解決の糸口になると信ずるものであります。この点市長はどうお考えか、また、実現に努力するということについてのお考えをお伺いいたします。

第三点は、公害地における固定資産税の免税についてをお伺いいたします。

この問題につきましては、三輪現土木部長が税務部長の当時より、再三この議場で質問をいたしております。聞くところによりますと、市長は、公害により被害を受けたところの固定資産については、減免をしたいということで調査をする、という意味の発表をされたと思えます。私は、まことに喜ばしいことであり、地元の方々も非常に喜んでいる問題でございます。したがって、その発表以後どのように調査等が進められておられるか、お尋ねをいたすものでございます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後三時七分休憩

午後三時二十三分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えをいたします。教育行政については、教育委員会からお答えをさせていただきます。

まず、福祉行政の問題でございますが、福祉行政につきましては、ご指摘のとおり昭和四十四年度当初の三月議会におきまして、訓覇議員、松島議員からいろいろご質問がございました。われわれといたしましても、この福祉行政の最近における行政の複雑さかつ現在の重要性というものにつきましては、一応私も私なりの認識は、重要性については認識をいたしております。三月議会におきまして、福祉行政の各項目にわたって各論的発想というものは私は取

りたくないんだと、全体的にこの体系をつかまえて、根本的にこれは考えるべきであるというように申し上げましたそれにつきましては、最近のように社会の変化に伴いまして、家族の關係を見ましても、家族關係がこまかく分化し老人が孤立していくというようなそういうような時代の動きもございすけれども、しかし、そういう社会情勢の中にあっても、私は個人の問題と家族の問題、国、社会の問題というこの三つの問題から、私は福祉行政全般は見詰めるべきではないか、というように考えております。

もとより国には国の責任があり、憲法でいろいろご指摘を賜りましたが、そのような補償につきましては、国税を取ってやっておるわけでございますので、国には国の責任があり、仕事があるわけです。また県には県の、市町村には市町村自治体におけるやり方の責任があるわけでございまして、福祉国家という問題は、最近、世界的な国家の一つのあり方として福祉行政を目ざすという姿を取っておりますが、しかしながら、何もかも国がしてくれるんだから、あるいは社会がしてくれるんだからというようなことで国民が依頼心が増加すると、独力的な精神が欠除をして、何もかも依頼するんだというようなことになってきたならば、私は、民主主義国家というものは成り立たないのではないかとこのように考えます。

しかしながら、だからといって福祉制度というものを私は決して否定をしておるわけでもありませんし、やれることはやるべきだ、財源ということを考えて施設としてやるべきものは施設として考え、制度的に支給するような制度に考えるものはそのように考えるべきであって、何もかも自治体がやるんだ、あるいは県がやるんだ国がやるんだというような考え方は、私は成り立たないのではないかと、そのように考えます。最近における最も社会福祉制度の進んだ国の経済的な発展、あるいは国力の伸張というものを見ても、いかにその国が衰退をしつつあって、世界の輝かしい王座からすべり落ちつつあるかということ、現実でございまして、何と申しましても独立した強い各人の努力

と発想がなければ、私は社会も国家も維持することができないのではないかと思います。

したがって、いろいろ現在の日本におけるところの社会福祉制度にいたしましたとしても、健康保険等に、あるいは失業保険等を見ましても、もうにっちもまっちもいかないような大きな赤字をかかえておる。このような状態という問題は、非常にゆゆしい問題である。やはり保険料の増額とかそういうようなことでカバーをしなければ、私は財政的にも危機を招くのではないかとように考えます。もとより社会福祉制度が充実して、気の毒な人がなくなるということは、よいにはきまっておりますが、最近の日本の状態を見ましたならば、物価の上昇という現象は顕著にはございませぬが、最近の日本の経済生活あるいは所得、消費水準の向上というものは、非常なものであると私は考えます。先般発表されたところのエンゲル係数を見ましても、三三%でございましたか、昨年度よりかなりこのエンゲル係数というものが減っておるといふ事実を見ても、私はこういう一面が語り得るのではないかと思います。

したがって、この福祉行政につきましても、各論的に、手当たり次第に、たとえば児童手当、老人福祉、交通遺児と、手当たりぱったり取り上げていったならば、きわめて不十分な各論的なものが並べられて、しかもそれが地方自治体を財政的に非常に不如意にすると、ゆゆしい事態を招くということをお私に、考えることができるのではないかと申します。したがって、これらの問題につきましても、十分制度的にも、また施設的にも財源を考えて私は対処すべきではないかというように考えます。

児童手当制度等につきましては、昨年三月議会の会議録を見ていただきましたならばおわかりと思いますが、私はその百四十ページで申し上げたとおりでございまして、検討中と申し上げておりますが、これは三月のことでございます。またいままだ検討しておるといっても、まだ私は差しつかえないような時間の経過ではないかと、こう考えております。

次に、老人福祉対策の中でも寝たきり老人の救済等がございしますが、これも先ほど申し上げました、これはもう何も現在の社会情勢からやむを得ないといえばやむを得ないという面もございしますが、個人の問題、その扶養すべき個人の問題というものが全然ないがしろにされて、その家族関係、個人関係というものが無視されて、全部社会の責任だというのはやはり飛躍しすぎておるのではないかと考えるわけでございします。

したがって、こういうような問題も単なる個人の問題、社会の問題として取り上げるのではなく、総合的に考えていくべきであるというように考えておりました。社会福祉対策も老人ホームの増設にいたしましたも、あるいは敬老年金、敬老資金等につきましても、私は同じように考えておるわけでございします。

敬老資金の考え方につきましては、担当部にいろいろ検討をさせておりますので、担当部からいろいろ考え方が申し上げます。これができるのではないかと考えますが、老人ホーム等につきましても、現在のところが国有地でございしますので、これを年次的に市に買い上げるような方策で考えたいというように、ただいま考えております。

また、心身障害児等につきましても、福祉手当制度という何がございしましたが、みはと学園の拡充というのを四十四年度の予算でお願いいたしておりますし、特殊学級等につきましてもさらに拡充を考えたいと思っております。

交通遺児の問題でございませぬが、交通遺児の問題は、先般百三十四人おるといふことを申し上げておりますが、その中でも母子年金を受けている方がございませぬし、児童扶養手当を受けておられる方もみえるというふうなことで、こういうような問題につきましても将来どうするかということについては、まだ研究すべき私は余地があるのではないかと考えております。

災害見舞金制度でございませぬが、これらにつきましても、現在、市では災害救助法が発令せられた場合には、その法律に基づきまして夏季には一人に四千三百円、冬季には六千七百円を市費の負担で支給しておるような、現物支給

をいたしておりますが、災害救助法が発令されないような場合にも、お見舞金を出すように若干の予算措置はさせていただいておるわけでございます。その他の点につきましては、厚生部長からお答えをさせていただきたいと思っております。

なお、交通公園等につきましては、浜田小学校の西等のご要望がございましたが、これは都市公園に指定をされておりまして、交通公園は、現在では大体六千坪（一万九千八百平方メートル）ぐらい所要だということでございますので、狭い問題でございますし、ただいまのところ東洋紡績のあと地というような点もございましたが、現在の段階では、まだこれを交通公園にというようなところまで私は考えておらないわけでございます。

住宅金融貸付制度でございますが、これらにつきましても担当部から説明の補完はさせていただきたいと思っておりますけれども、住宅金融というものは、現在も制度的な融資方法がたくさんあるわけでございますので、その他の一般的な金融機関等もあるわけでございますので、現在の市の行政では、このような制度を金融的に考えていくというのは困難ではないかというように考えております。

サラリーマン金融の制度でございますが、質屋の廃止のかわりとしたしまして貸付制度をやらしていただいておりますが、現在、六月十日までのところで二十万二千五百円のご融資を申し上げておるようなわけでございまして、こういうような融資制度というようなものも、自治体といたしましてはそのあり方が正しいのかどうかという点については、まだ問題のあるところでございます。今後ともこの金融制度につきましては、小口金融貸付制度を活用させていただきたいと考えております。

公害問題でございますが、これも三月の松島議員の質問にもお答えいたしました。認定患者に対する生活補償制度という問題でございますが、そのときお答えさせていただいたとおりでございます。なおそのほかに就職の希望者が高等学校の生徒であるがというようなことでございましたが、そういう方につきましては、就職の機会等につきましては十分実現するように協力をさせていただくと、申し上げたとおりでございます。

公害防止協定についてでございますが、先ほどご質問にもお答えさせていただきましたが、既設企業との公害防止協定についてということでございますが、これらにつきましては、今後とも発生源対策をさらに強化することと、新規に煙突を建てなけりやならないような場合には高くさせるとか、そういういろいろな行政指導的な面と、企業と相談をしておるわけでございます。

公害地における固定資産税の減免につきましては、四十三年の十二月議会で大谷議員からご質問をいただきました。そのときにも申し上げましたように、この問題につきましては、いろいろむずかしい問題がございます。私が、資産税の減免措置を講ずるといふように新聞に報せられたとございますが、私は、減免措置を講ずると申し上げたのではありません。そういう要望が強いので、十分調査、研究をして対処をしたいということをお申し上げたまででございます。結局、大気汚染によるところの金属あるいは木材等の腐食等につきましては、非常に限界の区域の決定ということが非常にむずかしい、これだけでもこの問題につきましては、非常に調査をしてみてもむずかしいということでございます。ちよっと調べてみたところでは、公害の激しい地域、中間地域、公害のない地域との被害状況を点々として見ましても、あまり数字的に違わないという数字が出ておるといふようなのが現状でございます。また、十二月の議会においては、伊藤税務部長からお答えをさせていただいておりますが、百七十二ページにお答えが載っておりますが、そのとおりでございます。これは非常に実施についてはむずかしい。北九州の一部の囲まれた地域においては実施をされておるところがございまして、四日市のような大気汚染という観点からこれを見る場合には、非常にむずかしいということをお申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 教育次長。

〔教育次長（滝伝之助君）登壇〕

○教育次長（滝伝之助君） 大島議員のご質問の中で、まず第一点の副読本の経費解消について申し上げます。

現在、各小・中学校で使っております教科書は無償でございますが、教科書のみで教えておるのでなくて、それにもう一つ、理解度を早めるとか、あるいはそういうような副読本を併用することによって教育が全うできるようにするために、副読本が使われるのもやむを得ないことだと思えます。この副読本につきまして、各学校の自主的な、あるいは教育本来の自主的な考え方で教えておりますので、まちなちなものを使っております。それでは、かつてなものを使ってもいいのかということになります。これにつきましては、私のほうに届け出をもって許可しております。

この副読本の経費の解消について、これを全部ただでやってくれということ、ただでやれば一番けっこうではございますけれども、そうなりますと、私のほうで統一したのになってまいります。統一したのになってまいりますと、教育の本来の目的から私ははずれるような気がいたします。そこで、私のほうで本年度実施いたしますのは、三年生を中心にして社会科の副読本を、いま作成中でございます。これは、教育研究所と指導主事が鋭意やっております。ほとんど原稿のできておるような状態でございます。印刷がおくれますかもしれませんが、二学期の始めごろに手渡すことができると思います。そして、来年からはこれは続けていくつもりでございます。それから、来年度になりまして四年、五年、六年の高学年のもの、その次には一、二年の低学年のものと、こういうものを次々編さんされていくだろうと思えますので、そういうところから、副読本についてもこちらも注意を払っておりますし、経費の軽減もしていきたいというふうに考えております。

それから、P.T.A.の負担軽減の問題でございますけれども、本年度の当初予算のときに申し上げました、市長はいま、三千万円とし、負担の軽減を許可していただきました。これにつきまして、前のときに一体教育委員会はその三千万円をどこの予算のどこへ入れたんだというご質問が出てまいりました。私のほうのいま父兄負担の軽減で、父兄が負担をしていたらいておるものは一体どんなところにあるかと申しますと、もうあらゆる費目にわたってやるということでございます。

と申しますのは、私のほうのいままでの解釈が、給食のときになりますと、給食の洗剤というものは給食に必要なものだというので、二十四ずつ持っていたらいておる状況でございます。こういう点におきまして、半分だけは私のほうで持つから半分だけは取ってくれるなど、こういうことは、きり申してあります。あるいは、P.T.A.の中からこちらのほうへ、学校のほうへ流れております校長会の費用、負担分、そういうものも私のほうで出すから、この分についてはP.T.A.にご依存してはいけなないと、こういうような、もっとたくさんございますが、そういうふうな事実、指導しております。

ことしの結果は、本年の末になってまいりませんと影響がちょっとわかりませんので、詳しいことはちょっとよう申しかねますけれども、昨年度のP.T.A.の出されたものは、本年私のほうから命じました分類によっては、きりと分かれて決算を持ち帰っております。これによりますと、小学校だけを申し上げますが、P.T.A.の負担費で、P.T.A.が現実に自分の会として運営なさっておるものが百六十八万五千円でございます。それからP.T.A.自体が活動されておりますものが、小学校で四百五十万七千三百三十三円。学校の援助費というものはぐっと減っております。八百六十五万八千六百円まだ計上されておりますが、これは昭和四十三年度の分でございますので、今後どういうふうにあらわれてきますか私のほうもわかりませんが、この次の四十四年度の決算の中でまた十分見せていただいで、

そして、当然公費で出さなきゃならないものにつきましては、ひとつこちらで軽減するような方向に持っていきたいと思っております。

それから、大島議員にえらい反ばくするようで申しわけございませんのですけれども、先ほど言われました無償という問題でございます。この無償の解釈でございますけれども、私、しろうとでよくはわかりませんが、「教育の義務教育は無償とする」という「無償」は、授業料が無償であつたりそういうような意味に解釈すべきであつて生徒の勉強する自体の小道具と申しますか、そういうものについてまでも全部無償であるという解釈は、私、得ないんじゃないかしらぬと、こんなことを考えますんで、反論するわけでございせんが、私どもの解釈はそういうふうと考えております。

それから、通学路について各道路を舗装するとか、あるいはそういうふうなことが前の委員長のときにことばが出たようでございますけれども、私もちよつと記憶ございません。通学路につきましては、私のほうは学校について学校自体の状況で、子供にけがのないように十分配慮してくれと、各学校は通学路を全部指定しております。児童の交通の災害でございますが、昨年度五十五件ございました。そのうちで大部分の三十七名が小学校、幼稚園が七名、中学校が一名、その五十五名の中で死亡が三名というのが去年でございます。本年に入りましては、四、五、六の三カ月ですでに二十四件出ております。これは幼稚園が二、小学校が十六、中学校が六、死亡が二、三カ月ですでに半数に近いような数字でございます。

この点につきまして、季節的なものかどうか、あるいは時間的にどうかということをおの私に研究してやるわけでございますが、大体五、六月ごろが一番季節的には多うございます。時間的に申し上げますと、四時から五時、放課後自分のうちからの出入のところに非常に多いように見受けられます。学校のほうにおる間は、答校下校につきましては、集団答校をやるとか、あるいはママさんが送っていくとかいろいろ配慮されておりますので、わりに少ないんじゃないかと思ひます。

それから、こういうことがどういふところで起こるかということでも場所的に考えますときに、全然系統的に出てまいりません。全市至るばらばらでございます。ただ、交通のひんばんなところにつきましては、私のほう早く歩道橋をつくりたい、こういう希望がございますので、昨年度、中部西、東、各四国道の連絡網のとこだけ二カ所こしらえさせていただきました。なお、あと続いてほしいと要求しておりますのは、西橋北小学校の個所、名四国道の個所、それから塩浜のほうの個所、こういうところに早急にほしい。これは土木のほうともよく連絡をいたしまして、早急を実施をはかりたいというふうに考えております。

それから、通学路の舗装でございますけれども、これはむしろ、舗装のとこを通るようなところをなるべく避けて車、オートバイのなるべく来ないようなところということにしたいと思ひますし、それから特に小山田小学校のごときになりますと、そういう県道沿いを避けますので、農道を通ります。農道を通りますときになりますと、今度は夏休み中に非常に今度は草がふえます。こういうことにつきましては、われわれのほうからもまいります。こちらも土木や農地のほうも連絡いたしましたして、草を刈るとかそういうふうな配慮はいたしておりますけれども、舗装については通学道路は舗装であるべきであるということは、ちよつと考えておりませなんだので申しわけございませんが、いろいろもつと通学路については、もつと研究さしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 先ほどの市長の説明にちよつと補足をさせていただきます。老人対策について担当部に

指示をしてあるのでという市長のおことばもありましたので、貴重な時間をさかしていただきます。

失礼でございますけれども、私の国の動向なりを把握していること等も入れまして、第一点から簡潔に申し上げます。失礼でございますので、ご了承を願いたいと思います。

冒頭に申し上げたいのは、これも大島議員に反論するわけじやございませんので、あしからずお願いしたいんですが、(笑声)生活水準の二十位という問題ですが、これは分母の問題が云々するかと思うんです。一億以上でございますと、世界第二位というふうに私聞いておりますので、分母もひとつお考えを願えたらと思うわけでございます。それが非常に福祉に落ち込んでおるような感で聞きましたので、反論でございませぬが、あしからずご了承をお願いしたい。

児童手当につきましては、先般、大島議員からのご質問もありまして、市長からもいろいろご説明あったんですがその後国の動向としては、四十五年度をめぐりに第三子以上を対象として考えていきたい、第三子以上。そこで、厚生省の設置法案を一部改正をいたしまして、いままで厚生大臣の諮問機関であった懇談会を審議会に切り変えていくということでございます。審議会の構成メンバーは十八人にしたい、そういうことでございます。

それから第二点は、抛出と無抛出でございます。これは、先般、市長からも申し上げたようでございますが、その抛出についてはサラリーマンでございます。抛出についてはサラリーマンですが、本人負担はございません。事業主負担が八〇%国庫負担が二〇%、支給は大体三千円を用途にしておるようでございます。それから、無抛出の場合は農民または自家営業、その方が無抛出になります。これは全額国庫負担にして、支給額は千五百円程度というふうになっておまして、大体、懇談会どおりの答申で審議会が決定されて、四十五年度から一部そのように、第三子以上ということ踏み切る動向があるということでございます。それから全面的に踏み切るの、そういうことを踏ま

えて検討して、四十七年をめぐりにしたいということも聞いております。そのことだけを報告しておきます。

それから次に、この児童手当制度でございますが、大島議員ご存じのように社会保障制度でございますので、先ほど憲法云々がございましたので関連いたしますが、私のほうの基本的な考えとしては、先ほど市長が言いましたように、基本的な考えとしては、やっぱり社会保障制度は国の仕事である、これを踏まえておかなければいかぬと、こういうふうに考えております。どここの県がやっただからとか、あるいはどここの市がやっただからやるんだという考えは、非常に私は間違った考えじやないかと思う。そういう点からは、憲法が明記しておるわけでございませぬから、そういうことで国でやるものはやると、特に社会保障制度は、国の責任においてやるんだという踏まえ方を取っておることなのです。

それから、二番目の老人福祉対策でございますが、先ほど市長は、各論的じやなくて総合的に考えていきたいというところでございますが、そのとおり厚生部も考えておるわけでございますが、その中で特に補足したいのは、寝たきり老人対策でございます。今年度八月から大体実施の見込みで、政府が寝たきり老人対策として総額三億円を通しております。これの一番ねらいは、居宅保護でございます。ホームヘルパーの採用でございまして、現在、私のほうもホームヘルパーは三人おるわけでございますが、既設のいわゆる三人に一人プラスしまして、四人に近づいたしますが、それに寝たきり老人対策としての四名を申請をいたしまして、合計八名で居宅訪問をやっていききたい、こういうふうに考えておりますので、付言をさせていただきます。

それから、老人ホーム増設の件は、先ほど市長が申しましたように、場所が国有地でございますので、年度的に考えていきたいという市長のご答弁がありました。そのように担当部もしていただければ、非常に前向きな姿勢が出ましたのでありがたいと思っております。

それから、敬老年金について担当部に指示をしてあるからということで触れましたが、敬老年金となりますと、すべてのこの保険に関係をしましてまいりますので、ご存じのように防貧イコール保険というふうに考えております、私のほうは。それから、救貧イコール公的扶助というように考えておりますが、年金となりますと、やはり相扶共済というのがたてまえてございます、掛金をやるということ。そうじやなくして、たとえば、八十歳以上の方に敬老金として、敬老の日に支給をしたらどうだろうかということを検討をしておるわけでございます。この点を付言をさせていただきます。

それから、心身障害の手当制度でございますが、これは大島議員もご存じだと思っておりますが、児童扶養手当法ができましたときには、国民年金法ができましたときに拠出制が非常に大きくクローズアップしてまいりました。それで経過措置として、二十歳未満の方については、これは掛金する能力がございませんし、そういうような関係で、そういったものをかかえる母子についてはどうだろうか、いわゆる年金については、母子年金というのは父が死亡した場合ということになっておりますので、その場合に、それじや生き別れの母子についてはどうだろうかという矛盾を解消するため、三十四年に年金ができて、三十六年に児童手当法ができたわけでございます。そういう矛盾をなくするために、それにさらに、心身障害児は特別児童手当法というのができておりました、本市もその該当十二名が、その該当者で支給されております。支給金額は千九百円程度でございますけれども、それもご承知おきを願いたいというところでございます。

それから、先ほど市長のおことばの中に、災害救助法が発令されたら市費で基準どおりのものを支給するんだということがございましたが、救助法が発令されましたら、これは国費で見えてまいりますので、救助法が発令されなくても、どっか一角がそういうように全焼とかいるんときには、国で示された基準によって単費でその基準どおりの額に合わせて現物補償をしていきたい、こういうことでございます。

それから、サラリーマン金融のことでございますが、先ほど市長から小口金融のことが出ましたが、担当部といましては、サラリーマンは、先ほど大島議員も百五十万以下云々が出ましたけれども、おのおのつとめ先で共済制度がありますので、現時点としては考えていないというところでございます。先ほどの市長のご答弁は、ポーターライン層に対する対策であるというようにお考えおきを願いたい。

しかも、ポーターライン層のときには、それプラス社協が、これは全国社協でございますけれども、厚生省が国から金を出しておるわけでございますが、世帯構成資金貸付制度というのがございますが、その中で、前回、たしか長谷川議員からご質問があって、私お答えをせなくておしかりを受けた点があったかと思っておりますが、その中に更生資金それから生活資金、住宅資金、就学資金という制度がいろいろ分かれておるわけでございます。そういう制度で拾ってきたい。これは非常に大きなワクを県がかかえておりますので、いつでも窓口へ来ていただければ手続をいたします、というわけでございます。

金額につきましては、その種別によっていろいろ変わってまいりますので、ここである申し上げませんが、大体二万五千円、あるいは月に四千五百円とかいろいろございますけれども、これはまた後ほど私のところへ来ていただくとすれば、資料で提出さしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 第一問の教育行政についてでございますが、いま次長からお話がありました無償ということは、授

業料であるという解釈をなさっておりますが、義務教育というのは、じやどういうことかということになります。じや義務教育は授業料のことかということになります。私はそうではなくて、国が示した義務教育ということについては、当然教育していくうえにおいての必要問題が、最低限度必要経費ということになると私は解釈いたしておりますが、それは見解の相違であろうといわれれば、それまででございますけれども、全般的な考えをいたしまして、教育に必要なもの、いわゆる経費等含んで無償という解釈が私は正しいと、このように考えておるものでございます。

ちよっとこの法律は忘れたんですけれども、この授業料の場合は、授業料の解釈というのは、意味は、たとえば私立の場合の授業をするに納める費用ということになっております。その解釈が、ちよっと私にもわかりませんが、そういう意味の解釈でございます。この場合は公立、国及び公立は、支給をしなくてもよろしいということになっております。この点の解釈の問題になってくるわけでございますが、副読本というのは、当然いま教科書だけは無償ということを実施されておりますが、それを遂行していくための、しかも最低限度必要なものの件について、副読本等あるいは学習帳とかそういうものは、私は義務教育の中の無償の中に入ってくると私は考えておりますので、このような解釈のしかたで質問をしておるわけでございます。

この次長の説明であります。答えては、学校の自主的なことを考えていかなければならないので、これを、副読本等の経費解消、いわゆる市が負担するということは、これは一応選定しなければいけない、こういうことでございます。たとえば、川崎市の場合はこれを実施されておりますが、川崎市はそういう、学校からこういうものをやりましたという申請があります。四十日以内に申請がありまして、それで教育委員会の指導課におきましてそれを検討し、実施される十日前にその返事をやり、実施した経費というものは、市の教育委員会で会計のほうから支払いをしておるというシステムになっております。

そうならば学校、現在行なっている独自のいわゆる教育推進の面にもなってくると思います。それは、一つのやり方であると思いますが、でき得ればそのように四日市なら四日市地区として、国あるいは県等の教育委員会が考えられておるそういうレベルアップの面から、統一的にやっていくという考えであればそれでもけっこうだと思っております。そのように川崎の場合も、あるいは東京の練馬区の場合も、学習帳とかあるいは教科書、副教材ですね、そういうものは、義務教育という中でいわゆる教科書に必要なものである、これは切り離すことができないという考え方をもち、この経費を地方自治体が一部負担しようということをやっております。

こういう点から、当然四日市も、先ほど申し上げた調査、教育委員会がやりました額では、年間通して約二十八八九万という額でございます。これは、この程度の問題であれば、当然、当然といえば失礼かもしれませんが、年間でできるものと私は考えて質問をいたしておりますし、このことによって、先ほど申し上げました父兄負担の七・三〇という負担率は、生活をしていくうえにおいて相当こたえておりますので、この二十八九万の額は、ぜひ次期のいわゆる補正予算なり、あるいは四十五年度の当初予算の中に組み入れていただきたい、このことを念じているものでございます。

したがって、この副読本等の経費解消、そのことによつてさらに教育の推進、あるいはまたもっとりばな制度、あるいはそういう補償的なものが出てくるようにも考えられます。したがって、この副読本の経費解消をぜひ実現をしていただきたい、こういうふうに思っております。

それから、現在、三年生を中心にして研究中であるということ、また、順次このように経費を解消していきたいという考え方を答弁いたしましたので、そのように実現方をよろしく願いたいと思っております。たとえば、現在、準教科書、副読本ということで小学校の場合は、一年間平均一人百五十円、あるいは中学校が五百一十円となっております。

これ合わせて七百四十万円、せめてこの段階からでも市が負担することができないかという点で、再度質問をいたしたいと思います。

それから、第二番目のPTAの調査の結果でございますが、先ほどご答弁もありましたとおり、この費用ごとに一応調査をされまして、その額がどの程度に及んでいるかという点について、お尋ねをしておきたいわけでございますが、先ほどの発表によりますと、非常に少額でありますので、これのPTA会費という中で示されておりますものと若干差があるように感じられます。たとえば、PTA会費小学校、一年間一人当たり八百八十八円ということが概算で、これは昭和四十二年度でございますが、こういう調査資料が出ております。また、中学校は千五十一円ということになっております。当然、四十二年と現在の四十三年度における場合とは、その差額はあると思いますが、こういう差額を一応出してきております。したがって、この教育委員会から調査いただきました昭和四十二年の会費一人平均という考え方で、先ほど次長が発表されたのかどうか、その点をお伺いしておきたいと思っております。

それから、通学路の問題でございますが、通学路は、当然車の通らないところということでございます。たとえば通学路ということになっておりますが、それが非常に道路が悪く、そして登校、下校中にいろいろ事故を起こしたり、あるいは足をすりむいたり等がございます。したがって、それは当然舗装等をされるべきであって、しかもそこには、ガードレール等必要な場合はしていかなければならない。これを三年計画で行なうということを私は記憶しておりますので、これをもう一度よく検討して、早期に子供が安心して通学できる道路をつくっていただきたいということ、この場合は要望しておきたいと思っております。

さらに、学童等災害の救済問題につきましては、三重県では鳥羽市、埼玉県の戸田市なんかはこれを行なっております。いろいろ法律とかそういうものはあるわけでございますが、あらためてそういうものを総合してこういう制度をこしらえているところもございます。これももう一度よく研究をして、実施に踏み切っていただきたい。

さらに、日本学校安全法によるもの、あるいは学校教育法の第一条に規定するもの、あるいは児童福祉法の第七条に規定するものの中で、先ほどの説明と若干調査をしていたものと違うように感じます。昭和四十三年度の学校安全会給付状況を見ますと、加入児童生徒数が二万七千四百三十八人ということになっております。そのほかに六百二十六人が要保護ということになっております。それから、共済の掛金が百五十七万七千円ということになっております。災害件数が千八十七件、先ほどの件数と若干数字が違います。給付金額が二百三十一万円、このようになっています。

この制度からいたしましたとしても、このような学校安全法によるもの等においても、戸田市等の場合はこういう学童等共済制度を設けまして、そして、その救助、即座に支給という制度をとっております。こういう点もよくお考えになっていただきたいと思います。

次に、福祉行政の面でございますが、児童手当制度につきましては答弁をいたしておりますし、市長は独立発想あるいは全体的に考えなければいけない、あるいはそれを個々にやった場合は財政的危機がある、このようにお答えになっておられます。たとえば、埼玉県の戸田市等においても、あるいは行田市等においても、予算はわずかでございますが、十分こういうものを行なっております。したがって、すでに各地方公共団体では、約八十団体が行なっています。したがって、本来の姿からいけば、先ほどのお答えのように国がやるべき問題であろうとは考えますが、それまでに地方公共団体が実施をして、一日も早くその国が行なうべきことを推進していく意味においても当然であろうかと、このように考えております。

さらに、この中で質問をしておきたいわけでございますが、本市におきまして第四子以上が何名おられるのか、あ

るいは第三子以上が何名か、それともう一つ、現在、自民党などの言われております免税額、年間収入約百万と、こううたわれておりますが、それまでの生徒、あるいはそれ以上の児童というものは何名お見えになるかお答えを願いたい、こう思います。

それから、老人福祉対策の中でございますが、この寝たきり老人の救済は、当然、個人の扶養はこれはもちろん当然のことではありますが、いままでこの方々は、先ほど最初に質問の中で申し上げましたように、社会の激動にありましても、あるいは今日の状況まで育ててきた、こういう方々でございます。これは社会問題で、国がやるべきことだけでは足りないというのは、これはよくわかるわけでございますが、このようにあらゆる苦難を乗り越え、よきにしろあしきにしる、このような社会を築いてきたそういう苦労した方々を個人が、あるいはその家庭がめんどろを見るということでは、納得できない点もございます。

したがって、国の保障制度、社会保障、社会福祉制度こういうものの精神から考えても、当然何らかの形で援護すべき問題と私は思います。したがって、先ほどの厚生部長のご答弁の中にも、四名をふやして八名の方がこういう方々のめんどうをみるということになっておるそうでございますが、私の質問の中でも、寝たきり老人の養護福祉センターというものをつくったかどうかという提案をいたしておりますが、それについてはお答えがございません。先ほどのお答えのことから考えれば、当然これはやれないというような気もいたしますが、どうかこれは何とかして設置をしていただきたい、こういうふうに考えております。

埼玉県行田市の場合、私もそこにやらしていただきまして実感したことは、養老院、いわゆる老人ホームというのがございますが、五十人だと記憶しておりますが、定員になっております。その中で、夫婦居室というのがございます、そこで夫婦もその老人ホームの中でみんなと一緒に生活をいたしております。このようなことが本市の場合にはありませんので、いろいろ話を聞きますと、夫婦の場合、あるいは現在、養老院に入っている方々でも、結婚をしたいという方もいるそうでございますが、そういう場合の部屋もございません。したがって、順次そういうふうな改革をしていくという、あるいは現在の施設を広げていくという市長の答弁でございますが、できるだけ早くこういう施設をつくっていただきたい。この特別居室の、いわゆる夫婦居室をどうするかということについて、お伺いをしておきたいと思えます。

それから、敬老年金の問題でございますが、先ほどの答弁であります、八十歳以上に敬老金として敬老の日に渡したいということでございます。非常にいいことでありますが、いわゆる老人という考え方になると思えますが、もっと、七十五歳とかそういうところからでもけっこうだと思えますが、そういうふうにやっていたきたい。特に埼玉県深谷市、あるいは行田市におきましても、この敬老年金の支給について、あるいはいままでの法律等も合わせて新たにこういう敬老年金支給条例等も設置いたしました、非常に現在、喜ばれておるのが現状でございます。先ほどの部長の答弁で、八十歳以上敬老金として渡したいということでございますが、額面は大体どのくらいのことをお考えか、お答え願いたいと思えます。

それから、次に交通遺児の問題でございますが、この交通遺児の問題で研究すべき余地があるということでございますので、十分研究をしていただきたいし、また実現の方向へ持っていっていただきたい。さらに質問の中で、仮称遺児育英資金貸付制度をつくったかどうかという提案を申し上げましたが、これにお答えがございませんので、ひとつ含めてお答えを願いたいと思えます。

次に、災害見舞金制度の問題でございます。すでに本市におきましても実施されておりますが、戸田市あるいは行田市のことにつきまして、これは災害対策基本法等いろいろ加味いたしまして、予算が戸田市の場合は約二十万だそ

うでございますが、それはすでに昨年度よりも、今年度に、昭和四十四年度に入ってももうすぐ全部補償できたところ、国の制度等におきますと非常に時間がかかる、こういう問題でございます。したがって、その事故が発生した、災害等が発生した、あるいは火災等が起きたその時点において、こういういわゆる物資補償という面も大事でございますが、たとえば、焼却した場合、あるいは死亡した場合には何万円というようなことがうたわれてございます。そういう面で、もう少し内容の充実が必要ではないかと考えております。現在、若干の予算を出しているということでございますが、不勉強でまことに申しわけございませんけれども、この若干の予算の額をちょっと教えていただきたい、こう思います。

それから、交通公園の設置の問題でございますが、現在の段階では考えていない、こういうふうにお答えになっております。そのとおりで答えになったと思えますが、これからは、今後こういうことをお考えになるかどうかということについて、お答え願いたいわけです。現在は考えてないということでございますので、将来はこういうものは当然は必要であろうと、この交通戦争から守る意味においても交通公園、あるいは児童交通公園でもけっこうだと思いますが、必要であると、このように思います。

それからもう一つ、質問の中で歩道橋のエスカレーターという話を出したわけですが、この点についてのお考えはどうかということでございます。

次に、住宅金融制度の問題でございますが、もちろん制度的なものたくさんあります。あるいは、大企業等に勤務している方々にも十分ございますけれども、そういう所得の高額者あるいは大企業以外の方々、いわゆる零細企業あるいは中小企業等に勤務の方々には、年額百万以上というものは非常に困難でございます。ほとんどいって、いくらいそういう年間所得はないんじゃないかというふうに考えられております。こういう人たちを地方団体が、現

在、国がこのような制度を行なっておりましても、それに満たないボーダーラインの方々に対するこういう融資面が必要と、このように考えるものでございます。

したがって、現在、住宅金融公庫などにおきましても、新築の場合、あるいは改築の場合、手続も非常にむずかしいでございます。こういうことから考えても、必要なときに即座にそういう金が必要だと、ほしいわけでございます。したがって、そういう簡単な内容で、しかも額面を百万とか、あるいは二百万という額面ではございませんが、できる限りの範囲でこういう処置を講じたらどうかということでございます。

先ほどのお答えの中では、この住宅金融貸付制度の問題についてのお答えは、額面のことについては、どの程度というふうな基準でお答えになったかわかりませんが、住宅金融公庫の貸付を受ける場合においても頭金が必要とか、そういうことをいわれておりますが、とやあえずこういう頭金の分だけでも貸し付けできるように方法はお考えになっていかどうか、この点について再度お答えを願いたい、こう思います。

それから、サラリーマン金融の問題でございます。確かにたくさんな制度もございますが、この制度を市民はわからない人もたくさんおります。したがって、私はごくわかりやすくパンフレット等によって、一見してわかりやすいようにパンフレットあるいはちらし等で各戸へ配布すべきことも必要であろうと、このように思います。このパンフレットを作成して渡すご意思があるかどうかということをお尋ねをしたいわけでございます。

それから、公害問題につきましては、市長にお願いしたいことは、現在の公害認定患者、この実際の状況を把握してもらい、実態調査をしてもらいたい。これはなぜかと申し上げますと、もちろん患者に対しては、治療費は市費負担でまかなっておりますが、それに伴う家庭の状況あるいは入院患者と指定されなくても、いわゆる通院患者の中にも入院とほぼ等しいぐらいな状態で通院している人もございます。したがって、その医療費の分だけではなくて、そ

れ以外に個人的に月に約四千円ないし五千円の薬代を使っております。こういうこともよく調査をいたしましたして、そして全面的にその額を出していただくことは一番うれしいわけですが、その額も半分なり、あるいは三分の二なりを支給できる方法でひとつ実態調査をしていただきたい、これを提案するものでございます。

それから、既設企業との公害防止の問題でございますが、もちろん発生源対策に力を入れることは、これは当然のことでございます。各企業とも聞くところによりますと、わが工場からはそういう公害は出しておらないということを異口同音に言っております。しかし、この進出企業とにできませんでした公害防止協定とにらみ合わせて、既設の企業が公害を出しておらないということであれば、当然こういう防止協定は結べるものと、このように確信をするものでございます。もしこの協定ができないとするならば、どういう理由でできないのか、あるいは、その裏には公害の発生源と会社をみなす以外にないと、このような考え方に立たざるを得ない、このように思うわけでございます。したがって、本市のこの公害問題の解決は、発生源対策には当然のことでございますが、それを具体的に推し進めるうえにおいても、既設の企業との公害防止協定がまず必要になってくる、このように考えます。

したがって市長にお願いしたいことは、この既設の企業に対する会合等を設けて、進出してくる企業とあわせてこの防止協定の実現に努力していかれる意思があるかないかをお尋ねしておきたいと思っております。

それから、第三点の固定資産税の免につきましては、一日も早く調査をして、これが実現できるようにお願いしたいと思っております。

以上、何点か質問いたしました、よろしくご回答をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後四時二十七分休憩

午後四時四十六分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員長。

答弁は、きわめて簡単に願います。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ただいまのご質問のうちに、憲法の解釈に関する問題がございましたので、これだけちょっと申し上げておきたいと思っております。（「やれやれ」と呼ぶ者あり）

憲法第二十六条の後段の問題、義務教育無償の問題であります、これにつきましては、昭和三十九年二月二十六日に最高裁の判例が出ておるのであります。要旨を簡単に申しますと、「国から義務教育を提供する際、無償と、有償としないこと。つまり、保護者に対し子女の普通教育の対価を徴収しないことと定めたものであり、教育提供に対する対価とは、授業料を意味するものと認められるから、同条文の無償とは、授業料不徴収の意味と解すべきであるしたがって、この規定は、授業料のほかに教科書、学用品代まで無償としなければならぬことを定めたものと解することはできない」と、こういうふうにありますので、「わかりました」と呼ぶ者あり、笑声）ご承知おきをいただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 福祉問題につきまして、たくさん再質問をいただきましたが、詳細につきましては、担当

部長からお答えをさせていただきます。

交通遺児の育英資金の問題でございますが、ただいまこれにつきましては考慮いたしておりますが、育英制度はほかにございますので、考慮いたしておりませんが、先ほど各論的と申し上げました意味は、たとえば交通遺児のみならず、同じく最近では交通遺児のほかに産業災害であるとか台風等の自然災害、あるいは火災等によっても遺児になる場合があるわけでございまして、そういうことをすべて総論的につかんで、私は各論的考え方と総体的な考え方を考えなければならぬということをお願いしておるわけでございます。

交通公園、歩道橋のエスカレーター等につきましては、そういう考慮は持っておりません。歩道橋にエスカレーターをつけるというエスカレーターする考え方は持っておりませんが、たとえば元吉田勝太郎市長なんかによれば、歩道橋にエスカレーターをつけると、老人の楽しみを奪うのか、といっておこられるのではないかと私は考える次第でございます。

既存の企業との公害防止協定につきましては、ただいまこれを実施するという考えは持っておりません。ただ、今後とも熱心なる増設等に伴いますところの行政指導と、発生源対策を強化したいと考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） きわめて簡単に、答弁いたします。

児童手当については、先ほど申しました国のやるべき業務でありますので、行政事務の配分を乱すことになりませんので、現時点では考えておりません。それから、三子のものが何名か、四子のものが何名かということでございますが、本市の統計から見ても非常に申しにくいんですが、ただ私は、NHKが世論調査でパーセントを出してありますものから推測して申し上げますので、ご了承願いたい。

四子の場合、松阪を対象に考えていきたいと考えます。松阪が百三十四名でございますので、人口比でその約倍といたしました二百六十名ぐらいが四子じやなかるうか。それから三子の場合、NHKの世論調査では、大体現在三人おって、現実に養育費がかかるので三人以上は困るといふ数字でございます。その三人という答えが一〇%でございますので、本市もそういう就学、就了前の全体の幼児を含めても全体の子供の一〇%ぐらいに当たるんじゃないか、こういうように考えております。

それから、先ほど市長が担当部に指示をしてあるのでという点で、敬老金のことには触れましたのですが、再度、自主性をしていくようにお考え受けたようですが、私のほうはそういうことで、他に影響がないのかどうかということも含めて検討をさしてもらっておるといふことで、ご了承をお願いしたいと思います。

それから、交通遺児の問題につきましては、先ほども市長が申したとおり、担当部といたしましても、遺児として取り上げた場合には交通遺児だけにしぼって考えることは不公平であると。したがって、他の遺児も含めて考えていかなきゃならぬのじやないかということでございます。そういうむずかしい問題がありますので、現時点では、こういったしますということについてはお答えはできません。

それから、所得に対する制度のPRの問題でございますが、広報等によりまして万全を期したい、こういうように考えております。

それから、もう一つ児童手当についての百万円以下の所得の世帯とそれの子供ということでございますが、現時点では私の不勉強でわかりませんので、あとでわかりましたら資料なりでご提出いたします。非常に、きわめてわかりにくいと思いますので、その点ご了承をお願いします。

○議長（服部昌弘君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　またあと、たくさんの方が質問をいたしますので、ねんごろにお伺いしたい気持ちでおりましたところ、（笑声）時間がありませんでこの辺でとどめたいと思えますけれども、先ほど教育委員長から無償という解釈の答弁がございまして、明確になりました。しかし、これからは順次、父兄負担を軽減するという姿勢は、いままです以上強力に進めていただきたいことを特に要望するものでございます。

次に、あくまでも国の制度ということでございますが、国の制度に限界もございます。したがって、その不足分においては地方公共団体も一部負担、あるいは新設等をして推進すべきが私は地方自治体のあり方ではないか、このように感じております。こういう点、特にまた前進の考え方で進んでいただきたい、このように思うものでございます。最後に公害防止協定の問題でございますが、現在、考えていないというお答えでございます。これには非常に私は失望いたしました。どういう理由で考えないのかそれはわかりませんが、本市といたしまして、当然公害患者を擁している団体でございます。国が、あるいは県がこの公害問題の責任があると、こう言われればそれまででございますが、県あるいは国に依存するということは、ちょうどわが家庭の中に子供が病気である、ところが、お医者さんがいるんだから、お医者さんの責任だからそれまかしておけというような態度で私はこの問題を考えることは、誤りである。あくまでも、わが家庭の中でこういう患者が起きているということ自身にしてみれば市長に感じてもらいたいと、こう思うものでございます。

したがって、この公害防止協定をすることによって、いままでの四日市というイメージから一歩でも市民がこの公害問題からののがれ、しかもりっぱに四日市市民として、さらに社会の繁栄にも、市の繁栄にも協力していく方向を市長が取るべきである。そういう観点から、考えないということではなくて、一日も早く実施できる方向で、力強いその本市の公害対策問題というものを全国的に示していかなければならない、こういう私は責任者であろう、このように感じておるものでございます。

どうか、この公害で悩んでいる方々の気持ちをよく察して、ほんとうに市民の代表であるという市長の立場でこの問題と取り組んでいただきたい。私はこれを要望いたします、終わります。

○議長（服部昌弘君）　伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君　あらかじめ通告をいたしました六つの問題について、お伺いを申し上げます。しかし、前のご質問の方々と非常に重複する点がございしますので、その点は避けて、でき得る限り簡明にお尋ね申し上げたいと思っております。まず第一点、交通対策についてでございます。

当市におきましては、すでに交通安全都市の宣言をし、あるいは交通災害共済保険制度を発足させまして、その効果もまた非常に見るべきものがあることは、喜びにたえないのでございます。しかしながら、日ごとにふえてまいります自動車の台数、そうしてそれが街路をふさぎ、ちよっと横道に入れば夕方なんぞは通れないぐらいの混雑をしておる現状は、ご案内のとおりであります。ここに何と申しても市営の駐車場の増設こそは、急務中の急務であると確信をいたします。

そこで一番、昨年の十二月の議会で、市長は、阿瀬知川の一部を暗渠にしてその上を駐車場にしたいというような構想を発表されたことを記憶いたしておりますが、他都市でもそういうようなすでに用途が多少なくなつたといいますが、そういう上を利用したり、あるいは三滝川のような川敷を利用しておる他都市の例をたくさん見たんでございますが、その点について何か具体的な方途がその後進められておるか、お聞かせを願いたいのであります。

小さい番号の二つ目、市営の駐車場も関連してぜひお尋ね申し上げたいのは、あの稲葉町の西側といえますか、そうすると新栄橋という橋がございます。あの橋の北のほうを私どもの会派であの辺をずっと見ました。ところが非常にきたない。非常によごれた、もう難破した木船が腐った姿をさらけ出しておる。あの付近の方がこのにおいを見てください。ほんとうに悪臭ふんぶんとして、もう実に見るにたえられない姿でありました。そのうえ、私存じませんが、昨年八月ごろ、五歳の女の子がそこに落ちてなくなつたというのを聞かされました。何とかこれはなりませんか、こういうような訴えを聞いたのでございますが、ここは何か市政の当たらなない一つのこれもポイントやなと思われました。磯津に並ぶ場所であると見たのでございます。すでに納屋の排水路も、ほとんどの水が三滝川に流されておりますので、もうほとんどあそこは使用されていないように思います。管理組合の企画課長さんに聞きましてもあそこはもうほとんど台風時でも漁船も入っていかれませんと、何とか市のほうがそういうお気持ちであれば一緒に何とかしたい、こういうことをおっしゃって見えましたですが、あそこをひとつ埋め立てて、まん中に排水路だけでも残して、そうして半分を市営の駐車場、半分を児童遊園地にもしていただいたならばと思えますが、その点のご計画を、ご見解を承りたいのであります。

次に、小さい番号の二つ目の保健所の西踏切についてでございますが、私どもの会派におきましては、すでにこの壇上から三回ぐらいこの踏切の対策を叫んだことを記憶いたしております。ほんとうにあの踏切こそは、社会公害とでもいうような声も耳にするぐらいでございます。亀山と桜間の東名阪工事が急ピッチで進められておる折からでもございますので、いろいろ議論は過去にありましたが、もうあれは実行しなければならぬときに至っておると考えられます。ご計画を承りたいのでございます。

その次に、小さい番号の三つ目。児童の通学などの安全確保についてでございます。

近頃児童の交通事故が漸次増加しておることは、まことに心の痛む思いがいたします。先ほど理事者からもご説明がありました。私が南警察署、北警察署にお尋ねしたところによると、五月うちだけでも大小まぜて九十三件の子供の交通事故があつたと、こういうことを実はお聞きしておるんでございます。もちろんこれが対策として学校当局PTAあけて腐心はしていらるんでありますが、いろいろと方法はありますが、私は次の二つの点を特に伺いたいのであります。

一つ、通りの多い橋梁、橋でございます。橋梁には歩道橋をぜひ設置されたいと思うがどうでございますか。どの橋でも、それまでの道路は幅員十メートルありまして、橋に入りますと五メートル五十とか、六メートルというのをおもてございまして、子供の通るのには、非常に危険きわまる場合がたくさんございます。ことに、朝夕のラッシュ時、登校下校の際、幼児が保育園、幼稚園に通う時刻というのは、わけて危険なのでございます。特に磯津町などは、その最たるものであると考えております。

二つ目、児童を守るための二点としましては、児童の遊園地の増成でございます。「ゾー」は、「増」すということでございます。現在、市内には公営のものが五十九カ所、民営のものが百一十一カ所、合わせて百七十に及んでいることは喜ばしいのでございますが、市内の自治会の数だけでも四百九十四ありますので、ほとんどの自治会単位の町には、まだまだ遊園地がございません。特に海岸地帯の人口の密集しておる地帯にもきわめて少ないのは、遺憾なことでございます。特に南部工業地帯におきましては、その設置を望む声は実に大きいものがあります。

ところが、あの工業地帯におきましては、非常に最近、地価も高く、遊園地としては全然ありません。ただ、これにこたえらるる場所は、塩浜・大田田線の高架下の公有地のみでございます。ここを安全であり、ちょうど幼児、児童の遊園の場としてか。この広さであります。しかも、付近の自治会からは強い要望が寄せられております。管

理のうえからも非常にたやすい場所でございます。ぜひともこの地区民の要望に一日も早くこたえられたいのでございます。これについてのお考えを承りたい。

次に、大きな二番といたしまして、公害対策についてでございます。

まず第一番は、発生源対策の強化についてお尋ねを申し上げます。

去る五月十六日の臨時市議会で決議せられました霞ヶ浦のあの協定書でございますが、あの協定書を私は再三読み返してみただけでございますが、なかなか良心的に書かれてありました。あれを忠実に実行してもらったならば、私は当市の公害対策、発生源対策を推進するにおいて画期的な私は効果のあるものと、敬服をいたしておるのでございます。特に私がああ協定書で感激をいたしておりますのは、しまいのほうにつけ加えられておりますが、通産省も非常にすすめておりました共同ばい煙塔が一つ、それから機械設備の密閉型を採用しておる点でございます。これは、おそらく企業にとっては相当な困難な点であろうと思いますが、よくあれをあげられたものと、私思っております。密閉型を採用してこそ、ほんとうに私、いつかこの壇上からお願いをいたしました悪臭対策の推進になるのは、この点にあると私は確信しておるからでございます。先ほど市長は、大島議員の質問に対して非常に気乗り薄のご返答でございましたが、私は、ぜひともこの協定書を南部の既設の工業地帯にも締結してもらったら、南部住民地帯はほんとうに救われるものであると考えますが、どうでございますでしょうか。

小さい二番、大気汚染の調査についてでございます。

この間、県の公害センターの調査が新聞に載っております。三十八年には日量三千二百トンの重油をたく、そうして硫黄分が二・七七、日量が、SO₂の日量百七十六トン、四十三年には重油消費量日量五千八百トン、だいぶんに硫黄分が少なくなりまして、二・四の重油をたいて日量二百三十九トン、これは昭和三十八年と四十三年度を比べると、実に一・六倍であります。非常に硫黄分の少ない重油を使うてもらっても、消費量がどんどん増していきますので、そのSO₂の絶対量は、ますますふえるような傾向にあることに注目しなければならぬのでございます。

これに対処するには、先ほどもお話がありました一・七％の低硫黄の重油を使用してもらうことは、もちろんあります。さらに、これよりもっと低い軽度の硫黄の重油を開発することが、私は急務であると思うんです。さらに、排煙の脱硫装置の開発もあわせて必要なことであると思います。これこそ公害防止の私は急務であると思っております。これについて強い行政指導が講ぜられておることと思いますが、その点を承りたいのでございます。

次にさらにお尋ね申し上げたいことは、当市の大気中の有害金属について承りたいのでございます。

前々から四日市の公害の原因物質は亜硫酸ガスだけではない、そのほかに触媒に使われるバナジウム、あるいは鉛あるいはニッケル、クロール、チタンというようなものがあげられて、これらも相当関係があるのでないかというようなことが、ときおり新聞でも見ますし、あるいはまた町にもそういうことが話をされとるんでございます。ところが、新聞によりますという、この大気中の金属の濃度や量を検出する優秀な新装置が、四月一日から備えられたということをお聞いておりますので、この結果について承りたいのでございます。

被害者対策でございます。この点につきましては、法的な措置が忙がれておる段階にありまして、私ども例年、皆さん方とともに叫び続けて、だんだん実を結んでまいったと思っております。私が特にこの点について、二つの点をお尋ね申し上げます。

その一つは、私の近所にいられるせんそく患者を、毎日つき合って話し合っておりますが、ほんとうに一進一退、ほんとうにお気の毒に思っておりますが、妙なことには、二月ないし三月親戚のうちに転地されますと、ころっとな

おってみえます。ほんとうにこれは、実に私は驚くべき事実であると思っております。具体的なことをあげるのは省かしてまいります。こういう点より何とかして公害患者の療養センターとでもいいまいでしょうか、緑に包まれた静かな場所を選定して、ひとつ療養していただくところをつくっていただくということができないか。いままでにもたびたび話題にのぼっておったように思いますので、重ねて伺いを申し上げます。

二つ目。なお、霞ヶ浦のコンビナートの稼働をするに先立ち、昨年、富田、富洲原方面のぜんそく患者の有無の調査をされたことは、ほんとうに時宜を得たものであると思っております。喜んでおるんですが、いかなる結果に集計されておるか、わかっておりますし、お漏らし願いたいのであります。

大きな番号の三番、環境の整備についてでございます。

落ちついた住みよい環境でのびのびと日常の生活を楽しむ姿は、ほんとうに市政のよく行き届いた姿であると思っております。いたずらに不安感を抱かせたり不快な環境に捨て置くということがあってはならない、こういうような点から、三月議会で市長は議案説明の中で、富田、富洲原、塩浜地区における幹線の排水路については、年次計画を立ててそれから改良を施す、という旨を明示されたのでございます。これに悩む関係地区民は、いずれも密集地帯であり高低差の少ないところでありますので、排水がまことに不完全で、その苦情のたえない折からでもありますので、この市長の言明に大きな期待を持っておりますが、四月、五月、六月というような具体的な実施計画が立てられているのか、お知らせを願いたいのでございます。

その次、小さい番号の二番、道路舗装でございます。道路舗装については、理事者の皆さん方の非常なご苦心によりまして相当普及をしておることは、ご案内のとおりでございますが、これをしさいにながめてみると、どうも車中心の道に偏しておるのではないか、車の主として通る道はほんとうによくりましたが、人の主として通る道は、いまだはるけき感がするのでございます。私いつかこの席上からお願いをしたことがあるのですが、去る十日行政視察にお供をして弘前にまいりました。朝早く起きてそのあたりをちよっと歩いてみましたが、ほんとうに一メートルあるかなしの路地でさえも防じんの舗装がされております。受益者の負担があるのかと聞いたら、そんなことはないというておりました。全くうらやましい限りでございます。

かって私が、長野県の篠ノ井で朝早く町を歩いたことがございますが、あそこでもそのとおり、本県でも、あの名張の学校の北あたりのこまかい町中の路地のような道でさえもちゃんと舗装がされてあります。何か町が近代化されたような、文化生活が進められておるような感じがいたしますので、ぜひとも実施を進められたいと思っておりますが、ひとつ早急に実施するようなご計画があれば、承りたい。

大きな番号の四番。四日市港の振興についてでございます。

ご承知のとおり四日市港も非常に充実してまいりまして、第二埠頭もみごとにでき上がりました。上屋も荷あげ場の装備も、ほんとうにりっぱなものであります。私はこの間つぶさに見せてもらいまして、ほんとうに喜んでまいりましたのでございます。第三埠頭も七分どおり完成をいたしてまいりました。ご承知のように、海運界のいわゆるトップシステムといえますか、コンテナ船の第一船が九月に入港をいたしますので、その第二埠頭の仕上げに大わらわでございます。名港の金城埠頭にも比すべきものであると、私は見せてもらっておりますのでございます。総工費三十億円、一平米に百万円を投じておる港でございます。

ところが、四日市音頭の中にも、四日市なら港が命と、こう高らかに歌っておりますけれども、ほんとうに心から四日市の命だなどはたして四日市市の市も市民も、ほんとうにそう思っておるんであるのか、ここに私は疑問を持っております。何やら忘れられておる。私ども市の議会におきましても体育館は急いで見せてもらいましたが、こ

のりっぱな三十三億をかけた第三埠頭を、まだ議会として私は見せてもらいに行かなかったのではないかと感じます。県会は、たいがい毎年一回いらっしやるそうで、もうあすかあさって見えるそうでございます。相当な投資をしておりますので、私はどうしてももっと港と市民とを結ばなければならぬ。いわゆる港を愛するところの行政指導が私は欠けておるように思いますが、どうでございますか。その点についての具体策でもあるならば、ご意見でもあるならばお願いいたします。これが第一点。

小さい二つ目。さて、四日市港の貿易の状態をじっと見詰めてみますと、ご承知のとおり外国貿易の総量をトーンでいいますと、千九百四十一万三千二百二十トーン、うち輸入が千九百五十五万三千八百七十三トーン、輸出が二十五万九千二百四十七トーン。これをパーセンテージで申しますと、輸入一〇〇に対して輸出は一・三割に当たります。これは、私は四日市港の非常な暗影のこれは急所であると思えます。これを救わないというところあの名古屋の金城埠頭、あるいは布浦の港からトヨタは全車種を全部あそこから、布浦から外国へ出すと申しておりますが、そういうような県にひけをとらないためにも、どうしても輸出の増強を県・市一体となつてこれは、私はつとめてもらいたいのはございますが、賢明な理事者にはすでに具体的なご計画があるやに承っておりますが、お聞かせを願いたいのでございます。

その次、大きな番号で議会史の編さんについてですが、非常に妙な題目でございますが、私は一ある日、議会のちよつとことを知りたいと思つて、「四日市市史」というのを見せてもらいました。本の厚さが千七百八十ページにわたる大それたものがございますが、議会のことはわずかに三ページちよつと書いてあるだけでございまして、こんなもの何にもならぬ、皆無と同じだ。実はきようは、それでほんとは、なぜあんなところに議会がもう書いてないのやろということを一べんお聞きしたいと思いましたが、市長もそんなことはわしや知らぬと、ちよつとっしやるかもわからんです。もうこれはお聞きするにも及ばぬと思いましたが、そのときの情勢のしからしめるところやとみずから了解をしておりますので、お尋ねは申しませんが、ほんとうに別にこれというものが何も書いてございません。

地方自治体の歴史というのは、私は議決機関あるいは執行機関とのこの行政とが、びつと練り固められたところにほんとうに地方自治体の歴史があるんだと思えます。私、過般、高知県にやってみましたときに、高知県では、すでに県史の編さんを終わり、高知市は議会史の編さん第二年度に入つていらっしやいます。なお三重県でも、ご承知のように議会史の編さん中でいられますし、私も議会内にも、いまこれを編さんしなければはや明治の時代の材料も集まりにくいのかないかというようなお声も聞きました。議会内にも相当のこの声が、私はほうふつと起こりつつあると思つておりますので、やがて私の待望する議会史編さんもう遠くはないだろうと思えます。市長におかれまして、この点格別のご理解を賜わらうようにご要望申し上げます。別にお尋ねは申しません。

大きな番号で六つ目、老人の福祉対策についてでございますが、これは先ほどの大島議員のご質問とあまり違わないのでございますが、私、長らく教育民生の仕事、常任委員の関係をさしていただいて、たびたびとあの寿楽園を見せてもらいました。何かあれでは、あそこはあれでいいけれども、何かあれではもの足らないなとこう思っております。そして先ほど寝たきり老人が四百人余りあると、こう聞きまして、この間、弘前へ行ったことを思い出しておつたんでございますが、弘前市はものすごいこの方面が発達しております。厚生部長もこれは国のやることやおつしやいます、そのとおりでございませうが、理事者が国に働きかけてこういうような施設の充実をはかっていたきたい。うちにて手助けを受けるのも一つの方法でありませうけれども、私どもは弘前市で特別養護老人ホームというのをまああたり見せてもらってきました。実に行き届いた、実にその、いわゆる介護を中心とした寝たきり老人の生涯をほんとうに不安のないように、あかないようにしてやるという施設でございましたが、七

十六ベッドでございますが、もう満床で希望者が多いのもう三十ベッドふやすんやといってみえました。ほんとうに入浴のことからその他身体の機能をなおす設備から、それを世話しなされる看護婦さんの一挙手一投足、ほんとうに感激しないものはなかったのでございます。この特別養老ホームが当市にもあったら、この平均年齢のだんだんとふえまして、そうして高年齢層のふえるこの時勢にぴったりと合うた私は施設ができるんじゃないかと思って、当市のほうにもこういうものが誕生することを念願しておるんでございますが、特別養護老人ホームについてのいろいろご研究なり、あるいは将来の見通しがございましたらあわせてお聞かせを願いたいのでございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 答弁に入ります前に、この際、本日の会議時間は議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、交通対策に関連いたしました市営駐車場の増設についての件でございますが、実際具体的にどういふものをつくったのかということでございますけれども、橋本病院の横の五十メートル道路の道路として使われておらないところをガードレールにするというふうなことで、一応ごまかしておるような形でございます。公共のものと申ししても地上を考える場合と、地下を考える場合でよほどの相違がございます。地上で考えましたならば道路のあき地であるとか、あるいはまた空地であるとか、いわゆるご指摘のような阿瀬知川のような川が利用される場合、三滝川の河原であるとか、川堤であるとか、あるいはまた近鉄駅裏の広場というふうなものが考えることができます。こう

いうようなものは、あるいは下水道ができた場合にそれを実行することができるか、あるいはまた近鉄駅裏の一部のものを活用することができるというように、公共的なものといましては考えることができます。しかしながら、地下駐車場となりますと、最近でも岐阜が大体七十台ぐらい置けるのを計画いたしておりますし、豊橋も計画をいたしております。いずれも五十台から七十台ぐらい置くものに二億円ぐらいの投資をします。大体この市民ホール前が六、七百坪（二千三百平方メートル）あるそうでございますけれども、あそこで大体六十台しか置けない。それぐらいのものを置くために二億円の金を投資することがよいのかどうかということについては、私はたぶんいまだに疑問を持っております。もとより地下駐車場は有料ではございますが、こういうものが公営として適切なものであるかどうかということについては、まだ四日市市の現状では考えるべき点があるのではないかと考えております。ご指摘のような新栄橋の運河の埋め立て等も、できれば埋め立てさせていただければ駐車場として使えると思えますけれども、駐車場は何と申ししても交通要件のいいところが選ばなければやっぱり利用価値が少ないというふうに考えておりますので、今後こういうものにつきましては研究をさせていただきます。

次に、近鉄踏切でございますが、名阪が来年の三月には開通いたしましたので、約八千台ぐらいの車が入ってくるわけでございますが、これらの問題につきましては、地下道方式を一応実施するような方向で検討いたしたいと考えておりますが、まだ高架の問題につきましても近鉄当局にその意向がないとはいえませんので、あわせて研究をさせていただきます。

児童の通学安全等につきましては、土木部からお答えをさせていただきます。

発生源対策の強化につきましてでございますが、霞ヶ浦地先の協定書を南部地帯への適用ができないのかどうかということでございますけれども、ともかく霞ヶ浦地先に進出する企業は、最も新しい技術でそのスケールに応じたコ

ンピナートとしての共通的な施設を重点的にやる対策をとるために、完全なものができるのではないかと思われすが、南部の地帯につきましては、つぎは釜式のものであることにつきましては前から申し上げておるとおりで、設備あるいは装置、また配置、水処理、煙処理等につきましてはもてんばらばらになっておるような状況でございますので、霞ヶ浦地先に適用したような協定書を南部に適用するということは、困難ではないかと考えておるわけで、南部についてはそういう北部のコンビナートで適用するような協定書はむずかしいので、強力なる発生源対策といろいろのそのつどに応じた行政指導によってこれをやりたいと考えておるわけでございますが、さらにこの公害の解消につきましては、積極的に努力をいたしたいと考えております。

なお、ご指摘のようにいろいろ低硫黄重油の使用であるとか、そういうことについての計画がなされておるわけでございますけれども、今度、公害防止計画というものが三重県が主になってこれを実施することになっております。四十四年度中に四日市公害防止計画というものが策定されました。四十五年度からこれが実施をされることになっております。したがって、四十五年度から実施されますところの公害防止計画と申しますものは、発電、石油化学、石油精製、紡績等二十三工場を対象として実施されるわけでございますけれども、すでにそれが四十三年度におきましては、低硫黄重油への切り替えがもう若干の企業において行なわれております。現に、四十三年度の一・八九％の硫黄分、これはガスを含めての問題でございますが、一・四三％へ切り下げようと、そうして副生ガスも積極的に使用しようというような方針で進んでおりまして、現に四日市水力発電所におきましては、一・七％の重油がすでに月十万吨現在、使われております。その他大協石油であるとか、合成ゴムであるとか、すでに一・七％のエス分のもに切り替えつつあるというのが現状でございます。したがって、四十四年度中には一・九七％の重油、あるいは〇・八％のガスその他が多量に使われることによって、燃料の硫黄分が一・四三％に下がるといふ計画になっており

まして、現在の磯津の年平均で濃度が〇・〇七PPMでございますけれども、これを〇・〇五PPMという環境基準の線に近づくことができると、私は確信をいたしておる次第でございます。

市内の有害金属等の点につきましては、担当部から説明をさせていただきたいと思っております。

被害者対策でございますが、療養センターの設置はどうかということでございますが、この療養センターと申しますものは建物だけではなくにもなりませんので、医師であるとか看護婦というようなものも合わせ備えなければ利用価値がないということで、その発作の起こったときにどうだというような困難な場合を考えた場合には、水沢であるとか保々というようなところに療養センターをこしらえてみても、なかなかその活用がむずかしいのではないかと。こに入院患者等は昼間では実際入院してみえる方が非常に少なく、働いてみえる方が多いというような現実から考えて困難であるというように考えております。

したがって、宮妻峽の市の設備等につきましても整備をいたしておるわけでございますけれども、なかなか利用をされる人は少ないというのが現実でございます。

なお、被害者救済等につきましては、六月二十日に三重県知事が厚生大臣に面会して、日永地域あるいは公害地へ移転したところの患者に対する対策というようなことにつきまして、相ともども陳情することになっておりますが私のほう議会でございますので、かわりの者が知事と一緒に厚生大臣にお伺いしてそういう陳情対策を講ずることになっております。

北部の患者の調査をしたという点は、これは大気の状態を調査したのでございまして、羽津、富田、富洲原等の大気の大気の状態を調査したというわけでございまして、患者の調査をしたということは私は聞いておりませんが、患者の状態につきましては、保健所等に古くからの資料がございまして、ことに富洲原等におきましては気管支性ぜん

そく等の患者が昔から非常に多い、驚くべき数字が出ておるといのが現実でございます。

環境整備等につきましては、私も就任以来、環境整備というものが最も市民の望むところであるという観点に立ちまして強力に進めてまいっておるわけでございますが、下水舗装等につきましては、担当部から説明をさせていただきます。ことに舗装は、予算の問題にかかわるわけでございますが、従来七千万円ぐらいの予算でございましたが、本年は一億五千万円を計上させていただいておりますので、かなりご期待に沿うことができるのではないかと考えております。

四日市港の振興につきましては、担当の岩野助役から説明をさせていただきますが、先日も新聞に載りましたように、二、三日前の新聞に載りましたが、五月の輸出の通関実績が発表されております。それを見ますと、四日市港は二十五億二千一百万円というこれまでにない高い輸出数字を示しておりますが、しかしながら、これは前年同月比に比べますと一三・三％の増であったといいますが、名古屋港が五月の通関実績が、前年同月比二一・八％というような伸びを示しておる、また全国の伸び率の平均から見ますと、一四・八％というのが伸び率の平均でございます。そういうところから見ますと、輸出港の伸びたといっても、一二・三％というのは、全国の伸び率よりもまだ二・五％も低いということでございますので、四日市港の輸出対策というものは、今後も重要な問題であろうかと思っております。今後とも積極的に努力をいたしたいと考えております。

議会の編さんのことでございますが、こういうような歴史のものを編さんするのは、やはり記念碑的なものとして、また一つの歴史的な経過の道標的なものとして編さんされるわけでございますが、どういようなことを契機にこれを編さんするかということが問題になると思っておりますが、何と申しましても準備期間であるとか、資料の収集期間であるとか、編集期間というような相当な期間を必要といたしますので、これらの点につきましては、議会の皆さん並びに議会事務局等と十分相談をいたしまして、検討をさせていただきます。

老人福祉対策につきましては、特別養護老人ホームの点につきましては、担当部長からご説明をさせていただきます。

〇議長（服部昌弘君） 岩野助役。
いいと思います。

〇議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

〇助役（岩野見斉君） 四日市港の振興についてお答えいたします。

一番初めに、市も市民も港を忘れておるんではないかというようなお話でございますが、私は、必ずしも港を市民が忘れておるといふのではなくて、空気の中で呼吸をしておりますと、空気のあることを忘れて呼吸しておるといふような意味で、あまりにも身近すぎて念頭に置かないことがあるんで、ちょうど水にひたっておって水に入っておることを忘れておるようなもんじやないかと思っております。しかし、四日市市民の中には、そうは申しましても港の施設を知らないとか、あるいは港のほうから四日市港の姿を見たことがないといったような方々が、非常に多数であるうと思われまますので、こうした方々に、少なくともこうした港を全然知らないとか、港の施設がどうなっておるか見たこともないそんな方々の方々のような方法を考えて、もっと港を知っていただく必要はあると考えるのでございます。従来とも四日市祭りの際には、港めぐりという行事をいたしまして、志摩観光から遊覧船を雇いまして港を見ていただいておりますが、これは毎年非常に希望者も多く、四千人前後の方々に港を見ていただいております。ことしは、ちょうどまた開港七十周年にも当たりますので、この記念行事といたしまして、市民の方々に、もっと港を身近く感じていただくような施策を催したいと考えております。これは市におきましても、また管理組合におきましても、両者ともこうした意味で、市民にもっと港のほうへ近づいていただく必要もあらうと思いま

す。

また、市内の小学校、中学校はもちろん、高校生の方々にも一ぺんぐらゐは海のほうから港を見ていただく機会をつくるべきではないかと、このように考えます。何にいたしましても、そうした機会を積極的につくり出し、四日市市民に港に対する関心を一そう高めていただきたいと、このように考えております。

次に、四日市港の一番の弱点と申しますと、これはもう先ほどもご指摘のありましたとおり、輸入に比べまして輸出が弱いということ、すなわち輸出入の均衡がとれておられないということでございます。このようなことになっておる原因はいろいろあり、これまでも論じ尽くされておるんでございますけれども、それならばこれをどうして打破していったらよいかということになりますと、昨年は非常に定期航路の就航に努力いたしましたして、バンコク航路、香港航路の誘致に成功したわけでございます。それから、この秋からはオーストラリアとの間にコンテナ船が入ってくる、こういうことになっております。

しかし、先ほど市長も申しましたように、ふえてはおりますけれどもそのふえ方は非常に微々たるものでございまして、名古屋なんかにおきましても、あるいは豪州から来たコンテナ船の帰りの荷物を責任をもって満たしてあげるように努力するとか、あるいはオーストラリアに駐在員を派遣して駐在させるとか、あるいは施設団を送るというような形で四日市港の占めておる輸入に対するシェアを、折あらば食い込もうとしておるような状態でございます。決して、三県合併とかいうてはおりませけれども、四日市港と機能を分担しながらそれぞれの港の繁栄をはかっていくというほど紳士的な態度ではまだなくて、折あらば食い込もうというような状態があらわれておるんでございます。こういった状態でございますので、われわれといたしましても決してこれを見送っておるわけにはいきませんので、少なくとも、十分とはいえなくても日本とオーストラリアとの間の輸出貨物については、できるだけ四日市自身で確

保するということが、県内の本田技研、あるいは万古、こういった製品の四日市港からの輸出を確保していく、あるいは岐阜県、福井、あるいは北陸地方の貨物を誘致することに積極的に努力するとか、また機構といたしましては、従来貿易振興につきましては、主として港振興会なんかが当たっていたらだいておたんでございますが、近日中に三重県でも、三重県貿易振興会が発足することになっておりまして、これには県・市・商工会議所・管理組合こういった諸機関が総合的に参加して発足することになっておるんでございますけれども、これも単なる機構としてだけではなく、実質的な活動を、実質的な活動をするためにお互いに努力していかなければならないと思っております。

こうした面におきまして、コンテナ船時代がまいりますと、どうしても積み荷の帰りの貨物を確保するということが帰りの貨物、すなわち輸出貨物を確保するということが、一番大切になってまいりますので、これにつきましましてはあらゆる努力を惜しまず、また、これまで名古屋港に回っておった貨物をこちらで引きとめると、こういった努力も一そう積み重ねなければならぬと考えます。現在、いろいろ輸出振興について努力はしておるんでございますけれども、どうしてもヒンターランドの強さというものに災いせられまして、思うようにはなっておらぬのでございませうけれども、一そうその輸出を振興するという必要性が加わってきておりますので、このうえとも努力を続けていきたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後五時五十三分休憩

午後七時六分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕（「大きい声で説明してください」と呼ぶ者あり）

○土木部長（三輪喜代司君） はい。（笑声）市長の答弁からはずされました点、大きな項目の一、(3)、それから三の(1)、(2)につきましてご答弁いたします。

児童の通学等の安全確保の中で、橋梁に対する歩道橋の問題が出ておりました。これにつきましては、本年度計画といたしまして、末広橋につきまして一部計画を持っております。まだ具体化しておりませんので、詳細な点はしばらくごようしや願いたいと思います。

それから、磯津橋の件でございますが、たしか三月議会と思えますけれども陳情が出まして、議会で採択になっております。ただし、この件につきましては、ご承知のように橋長が非常に長いということで財源的問題がございます。目下これにつきましては、何らか他の方法がないものかということを考えておるような次第でございます。結論は出ておりません。それから、塩浜・大治田の跨線橋の下の利用でございますが、目下、土木課と都市計画課のほうで協議をさして、結論を出すように努力をいたしております。

次に、下水道の強化でございます。ご指摘のように北部並びに南部につきましては、非常に水の問題は深刻な問題となつてきております。北部方面につきましては、ただいま下水道課で川越町と広域的に、一応将来の公共下水というものを用途にして都市下水の考え方で協議をいたしております。

なお、この点につきましては、都市下水の公共事業として国のほうとも折衝の段階でございます。もちろん、県に対しても話し合いはいたしております。南部につきましては、特に名四以東、大井ノ川以南ということになってまいります。これにつきましては、特に塩浜の現状、目下、ご承知のように都市改造の話が出てわれわれもこれに真剣

に取っ組んでおりますが、地元のご了解を得次第、都市改造と併行的にこの問題を処理いたしたい、このように考えております。

磯津その他富田一色等々の局部的な問題につきましては、ご承知のように一応ポンプ場の設置によりまして、順次この問題を解決していく方向で進んでおります。

それから、このただいま申し上げましたことは、非常に問題が大きゆうございまして、財源的にも問題がございます。なかなかききよう言ひまして、直ちにあすからかかるといふわけにはまいりません。したがひまして、われわれといたしましては一応雨の量が、われわれ見まして、ちよつと雨の降り方が多いというふうな時点で冠水するところ、こういうところは現在の予算の中で管の清掃、あるいは水路の清掃等々をもって、その状態がいまより悪くならないように努力をしておるのでございまして、大体、幹線水路につきましては年に二回ないし三回の清掃を行ないたい、このように計画的にもっていくようにいたしておる次第でございます。

次に、舗装の普及でございますが、おかげをもちまして中心部のほうはだんだんと舗装も完備してまいりました。本年度以降来年度から、いわゆる中心部からはずされておるところ、周辺部及び農村部こういうようなところへ舗装の重点を置きかえていくようにいたしております。先般、私、鈴鹿市へまいったんでございますが、鞠ヶ野その他周辺のほうで非常に舗装が整備されております。どういふ形でこれが整備されておるのかということで、鈴鹿市側のほうへ聞いてみましたところ、ご承知のように鈴鹿市におきましては、地元負担を取っておるところから優先的にやっております。したがって中心部のほうはその地元負担がまもらないからおくれてきておると、こういうふうな四日市とは逆な現象が出ておるのでございまして、これはしたがって、受益者負担を取ってやるということは、私たち事業をやるものの立場からいたしますと、受益者負担をもらっておるからあんなのところから先にやる、この町内から先

にやるということ、非常にその点はやりやすいんでございますが、一方矛盾も生じてまいりまして、四日市といましては、いまのような方法で今後も進めていきたい、こういうように思っておりますので、誤解のないようにお願いいたします。

そういうことでございますので、環境の整備等につきましても今後は、先ほど申し上げました下水の問題、これはたとえて申しますならば、塩浜の燃料廠と七ツ屋、浜旭の間に流れておるようなクリップ、これの回収、ばく大な経費が要るわけでございます。また、雨池川の問題も、これも山地のほうがかんたん宅地化され工場化されて、遊水池がなくなってきたております。したがって、これも一応二次的な改修にもっていかねばならぬだろう、こういう考え方でおるわけでございます。北部のほうも同じことでございまして、山地のほうが宅地化され開発化されてまいりますと、いままでより流れる水が、非常に同じ川の断面のところへ流量がふえてくると、したがってはんらんする。原因は簡単でございますが、これをいかに食いとめるか、相当ばく大な経費が要るわけでございます。

こういう大きな問題は、先ほど申し上げましたような形で公共事業のワクの中へ入れて、年次計画的に持っていきたい。したがって、これについての年次計画をいま何年でやるかどうかということでございますが、本省あるいは県との協議等々もございしますので、いましばらくお待ちをいただきたい。ここで何年間でやるということは、申し上げかねる次第でございます。

それから、従来の水路でございますが、これもご承知のように、両側に家屋が密集いたしておりますので、これを拡幅しようとするならば家屋移転というところまで発展していくわけでございますので、この辺のところは、下流から順次上流に向かって予算の範囲内において改良を加えていくという考え方で進んでおりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 第二の公害対策の強化という項目中、大気汚染の調査に関連した有害金属の調査ということについて、市長にかわりましてご説明を申し上げます。

従来、市・県の大気汚染対策は、SO₂を主体としたものに重点を置き、一部水質について重点を第二次的に施行してまいりましたのでございますが、したがって、率直に申し上げます、大気汚染防止法による特定有害物質の分析調査ということは、ほとんど行なわれていなかったというのが実態でございます。ただ実績といたしまして、伊藤議員も言われましたように、SO₂あるいはSO₃と、他の有害物質の競合があるのではなからうかということが、われわれも想像いたし、また専門家の意見も聞いて、そういうことについてのどうであろうかということをお尋ねしてまいりましたのでございますが、この地区については処女地であり、基礎データがないのでわからないというのが実態だったわけでございます。

それで、いまご指摘になりました有害物質、あるいは有害でなくても大気に浮遊しておるところの物質についての調査実績といたしましては、たまたま各位がご承知のとおり、四日市火力発電所におけるマンガンの問題が出ましたこのマンガンの問題のときに、マンガン調査委員会がこれを調査をするというその作業の中で、実質的な作業がこの環境大気中の金属成分を調べるといふ項目があったわけでございます。この作業は、実質的には日本環境衛生センター、これは川崎にあるのでございますが、その専門家が、マンガン調査の中で把握したある一時点の調査が来ておるわけでございますが、それは、四十三年の、去年の十二月の調査した時点と、それから十二月の二日あるいは三日、

十六日、十七日というふうにマンガンの試運転のときに環境調査をやったときに、富田中学だとか橋北出張所、東橋北、高浜、納屋、保健所、窯業、三浜、磯津というところで粉じんの量、マンガンの鉄、ニッケル、銅、バナジウムといったことの数値が、その時点での成績がわかっておるといふことと、もう一つは、これは市独自の調査でございますが、いままで海上調査を、海上はほとんどやってなかったわけでございますが、海上調査の時点でそのときの一部分をやったという二つの実績があります。したがって、そういう実績があるだけだということでございます。これも一時点でございますので、これをもって全部を律することはできない。既設のデータとしてはこれがあるというところをご報告申し上げます。

それから、公害センターにおいて新兵器が入ったということが指摘ございましたが、お説のとおりで、本件は重金属を測量するために、本体は前年度予算で公害センターに入っております。付属品につきましては、県の予算で本年度、四十四年度の予算で目下、付属品、備品を購入中で、いま整理をまだ完了していないという段階でございます。その本体への、重金属への分析の数値は、まだ通報がないということでございます。原則といたしまして、市のほうと県のほうとの行政協定と申しますか、同じようなことを市の公害課の分析室、あるいは県の公害センターでやるということをご省きまして、重点としては工場の定期的な立ち入り検査、それから法に基づくところの観測点の測量、それから、これは従前どおりでございますが、この重金属については県の公害センターで分担すること、市のほうでは、住民苦情を中心としたガスの採集と、それから臭気については、市のほうが中心になっていまして買っていただいたいの機器を整備、厚生省あるいは専門家の指導を受けるというように、臭気のほうと重金属のほうと分担をしていくと、こういう協定を結んでおります。臭気につきましては、まだ確定ではございませんが、国庫補助がある程度、厚生省で認めてやろう、半額程度認めてやろうということがございますので、具体的な項目その他について、ある程度、いま煮詰めております。県のほうは一部予算化もしておりますので、次の機会に確定いたしましたならば、臭気対策の具体案を示して補正をしていただきたい、こういうふうにご考えております。

それからもう一つは、直接の市長の説明に補足でございますが、行政指導をやる、公害協定について行政指導をやるという表現をされておりますが、これの裏づけといたしまして、私も直接の担当といたしましては、この裏づけといたしましては、本年じゆうに、年度内と申しますより十二月までに公害の、県知事が行なう公害の防止計画を設定する必要がある。命令されておるわけでございますが、それについて、むろん主体は県でございますが、市といたしましては、これは二、三日前にきまったことでございますが、一応、公害防止計画に南のほう、あるいは市全体のものを、むろん川越、朝日、楠を含みますけれども、この中に織り込んでその数字をもって規制をしていくというようなことが基本方針でございますが、具体的には大体四百ぐらいの大気汚染防止法によるところの特定施設、すなわちばい煙施設がございます。これを一本一本煙突の高さ、それから出る温度、それから燃料、量及びエス分を全部一本一本十八方向、東西南北十八方向において電子計算機によってこれを計算を出して、その数値を出して環境基準と照らし合わせて全部チェックしていく。必要があれば特別排出基準を、いまの排出基準は一般基準でございますが汚染がその結果どうしてもいかなければ、私はたぶんそういう作業の必要があるというふうな予感を持っておりますが、特別排出基準をつくる、こういう決意のもとで県と市と厚生省の指導によって、そういう作業を始めんとする状況であることを申し添えておきます。

以上。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 寝たきり老人の対策でございますが、次いで厚生部長がやるというたからというような前置きがございましたが、これは実は、大島議員に申し上げましたのは、児童手当のいわゆる社会保障として大きな柱が残っており、社会保障の柱として残っており児童手当を国でやるのだということで行政事務配分のうえから申し上げたので、誤解のないようお願いを申し上げます。

つきましては、寿楽園が非常にもの足りない、それから特別養護老人ホームについて、将来どういふふうに見通しを立てておられるのかということでございますが、この寝たきり老人のことにつきまして、いまして説明を申し上げますが、総体では四百十五名になっておりますけれども、これは七十歳以上の方でございますが、特養ホームへ入れなきやならないというふうには民生委員さんが判断した方は、四名でございます。それから医療機関へ送らなきやならぬというのが二十三名でございます。それから、盲人ホームへ入れなければならぬというのが、一名でございます。そして、それから奉仕員を派遣したほうがよろしいというのが、二十三名でございます。この二十三名を対象に先ほど申し上げました四名を対象にしているわけでございます。それから、保護を受けましたほうがよろしいというのが、二十三名でございます。これは追跡調査をしておるわけでございます。したがって、残りの二百三十九名というものは扶養家族がおりまして、十分にお手当てをしておりますので、何ら必要がないという老人になっておりますので、付言をさせていただきたいと思っております。

そういうことでございますが、ご指摘のとおり、特別養護老人ホームについては、社会福祉事業としては非常に高いものがございますので、先ほど土地の問題が出ましたが、それを購入のうえ、慎重に検討をしていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（服部昌弘君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 非常に詳細なご答弁にあずかりまして、非常に喜んでおります。まず第一番の交通対策に関しましては、駐車場をふやすということは相当経費がかかる、ことに地下駐車場は五十台前後を収容するのに二億円もかかる、こういうくあい話でございます。私は、地下駐車場をつくらねばならぬと申しておるものではございませんのであるいは三滝川の川敷とか、あるいは阿瀬知川の川の上とか、でき得る限り金のかからないところで、しかも用途の広いものを急いでつくる必要があると考えるんですが、ひとつご配慮を願いたいと思っております。

二番につきましては、稲葉町西新栄橋という小さい橋がございますが、あの北側の土地なんか市長はよく研究をしてみると、こういうお話でございました。ぜひともひとつ現地におきまして、ひとつご研究を早急にやっていたとしても管理組合の企画部ともご連絡をとっていただいて、埋め立てを完了して駐車場なり、あるいは児童遊園地に進めていただくことが、最もあの土地を明るくするために有効であり、かつ適切な処置であると考えておりますので、この点、よろしくお願いを申し上げます。

保健所西側のあの踏切につきましては、地下道方式というものを考えておるが、まだ決定はしていない、こういうお話でございました。もちろんあの踏切には、三つのそりや方法があると私は思っております。完全に高架をすること、近鉄との交渉の、これはばく大な金がかかります。市長が以前からおっしゃってみえる地下道方式をとると、非常にこれは経費は安いようですが、保健所なり、ことに消防車の活動に大きな支障を来すという問題もございませぬ。比較的支障も少なく、しかも経費も比較的かからないという方法は、私は近鉄につとめていらっしやる方に聞いたんですが、あのホームを百メートル近鉄のホームを南へ延長することによってだんだんと高くしていけば、そんなにひ

どい勾配でなくともあの上はよく通れるということを、経験をしていらっしやる運転の方から聞いたことがございます。これをやると非常にいいなと、こんなに考えておるのでございます。ぜひとも、東名阪の進捗に負けないピッチでぜひともこれをやっていたいただきたいことを切望するのであります。ほんとうは、これについてもさらにご意見を承りたいんですが、ひとつぜひともこの点、よろしくお願いを申し上げます。

次に、小さい三番の児童の通学等の安全確保、通学等という「等」を入れましたのは、子供がうちへ帰ってからの遊園地を含むためを意味しておるのでございます。

土木部長は、橋梁にも歩道橋をつけることを本年度は、末広橋を考えているとおっしゃったが、これもまだ不確定のようだと言ったのでありますが、一日も早く歩道橋をつくっていただいて、九十何名、五月うちでもあったというこの子供の事故を、あるいはぐっと少なくなるんじゃないかと思われまので、この点にご留意を願いたい。

磯津橋の歩道橋もずいぶん前から叫ばれておる点でございますが、財源難のために相当苦しいとおっしゃっておられますが、子供の命にはかえられませんので、ひとつ方難を排してこの点に突入していただきたいのであります。これについても、でき得ればさらにその適切なご答弁を求めたいと思います。

次に、遊園地のことでございますが、これはどこもこの遊園地に悩んでおります。私が一例として申し上げます。塩浜・大治田線の高架下の利用でございます。これは用地買収の当時から自治会に対して、あの連合自治会に対して、これは土地を公共的なものに使ってくださるようになるからぜひ買収に協力してくれということ、前の部長からもる聞かされておった点でございますので、ぜひとも実現をしていただきたいのであります。

昨年の三月、志積議員の質問されたのに対して土木部長は、塩浜・大治田線の高架下については、現在、緊急工事としてテントをはって不法占拠をしないように措置する、その後の利用は慎重に考えると、こういうご答弁があるんですが、フェンスはあちらもこちらも破られ、使用禁止の札はもう一本もございません。ほとんど中はもう不法占拠をされておるような形になっておるので、あれでは私はもう、市の体面いずこにありやといったような状態でございますので、ひとつ早急にこの点については善処すると、こういうお話でございますので、急ぎこの点についてお願いしておるように、児童の遊園地としてお進めくださることを強く要望いたします。

公災害対策について、なかなかこれは、協定書も南部にも適用することはむずかしい。行政指導を十分やっていると、こういうふうにおっしゃっていただいておりますが、ひとつ積極的にこれを進めていただくことは、幾重にも希望する点でございます。これは私が希望するんでございませんで、南部工業地帯に住居するもの等しく願っておるところでございますので、ぜひともひとつお願いを申し上げたいと思います。

大気汚染の調査につきましては、県も公害防止計画を立てておるそうでございますので、何とかこの点は、県と協力して進めていただけることと確信をいたします。

低硫黄の重油につきましては、現在、日量二千五、六百トンということをお聞きしておるが、さらにこの量をうんとふやしてもらおうように市としてはお取り計らいを、要請を願いたいし、さらに私が大協でお聞きしたところによると、いま、一・七をもう一度あの脱硫装置にかけると一・三ぐらいになるのではないかと、こういうことも聞いておりますので、その方面におきまして、ひとつ強くお働きを願いたいのでございます。

何はさておいても、公害を防止する急所は、何といたっても最初に申し上げさせてもらったように亜硫酸ガスをぐくと減らすことにあることは申すまでもないのでございます。

有害金属の大気中の調査につきましては、いま部長が報告されたことについて了承をいたします。なお、新聞によると、四月から公害センターで始まっておるといことが書かれておりました。ただいま整理中というところござ

いますので、これがもしもできたら、ぜひともデータを私どもにもいただきたいものやと思っておりますのでございます。

その次に、小さい二問のほうでございましたが、公害患者の療養センターなかなか市長、難色でございますが、これができないのならば、せめて市営住宅に公害患者の方で入りたい方には、ぜひともひとつ優先的に取り扱いを願いたい。すでにもうご好意を受けた人で、伊倉の団地なり、あるいは高花団地なりに移られた方で、ぐっとその効果をあげていらっしゃる方があるんでございます。この点、暫定的でもそういう方法をお考えを賜りたいと思うのでございます。

なお、小さい二番で、霞ヶ浦コンビナート稼働以前の富田、富洲原方面のぜんそく状態をご調査になったということとを、実は私は昨年末、聞き及んでおったんでございますが、そういうことはないと、調査をしたことがないとおっしゃって見ましたが、これは私の思い違いかわかりません。もしもないのでしたら、塩浜南部の地区にかんがみましてぜひとも稼働以前にその実態をひとつ調査をしておくことがぜひ必要でないかと、私は長年の体験からそう感じしております。この点については、ひとつ重ねてお聞かせを願いたいと思います。

それから、環境の整備につきましては、幹線道路についてのいろいろご計画は、土木部長から詳細拝聴いたしました。ところが、非常にご熱意はわかるんでありますけれども、時期的にはどうもこりやご名代に終わるんじゃないかなという感じがいたすんでございますが、ぜひともこの海岸地帯の住民の願いを実現していただくように、市長の三月の議案説明にものをみせてもらうようにしていただきたいのであります。

なお、この中で部長は、都市改造とともにこれを処理するということをおっしゃいましたが、こういうことが、あの南部の地区には非常に誤解をされておる。都市改造をおまえたちがする気にならなければしてやらぬぞと、こういうようなことをおっしゃったかのように流布されて、市はけしからぬ、とにかく子供だましみたい、子供に何かおかしをやるから用事をせいというのと同じやないかと、こういう声を非常に強く聞いておりますが、この点とはかく、公害に悩む南部の工業地域のことでもありますから、これについては、これの年次計画でもしかたがない。ぜひとも取り急いで着手するようにご配慮を賜りたいのであります。

道路舗装については、非常に本年度、意気込みを入れてやるというような点を了承いたします。ぜひともよろしくお願い申し上げますが、ただ、地元負担をおっしゃらないけれども、鈴鹿市のように地元負担、受益者負担をどうこうということだけは、絶対にこれは取り上げられてはいけないと思います。弘前市においても、「大きな声で言えと呼ぶ者あり」受益者負担は絶対に取っていないということ、明確に私は聞いてまいりました。どうかひとつ、ぜひともこの点は確認をしていただきたいと思うのであります。

四日市港の振興につきましては、私は岩野助役のご説明を了といたします。ただ、四日市の輸出振興のためには、現在、三重県でも年間五十五万トンを出すだけの商品が外国へ出ておる。ところが、四日市には商社がない。そういう物産会社がない。これが大きな一つの隘路ではないか。何とかして商社を誘致することはできないかということをお願いいたしておるものであります。三重県から北米に対してたくさん物資が出ております。万古のごときもその一例であります。四日市も非常に、助役なんかのお骨折りで北米航路も寄るんであります。積んでいくものがほとんどないといわれております。ぜひともひとつ、四日市港を愛するために、この輸出振興をぜひとも実現してもらいたいものだと、念願をいたすのでございます。

次に、議会史の編さんについては、議会のほうでも今後いろいろと研究をしていただくとして、四日市市史にあるような結果に終わらないように、ぜひともこれは議会の自覚においてやるべきやと考えておる次第でございます。

老人の福祉対策については、先ほど厚生部長より承りました。私は、いまの寿楽園がもの足らないというおるんではございません。寿楽園は寿楽園そのままでもいいのでございまして、あのほかにこの特別養護老人ホームが必要であろうと考えております。部長も相当熱意のあることをよくうかがわれますので、ひとつ中央も働きかけて、ぜひともこの当地にもこの特別養護老人ホームが誕生するように、格段のご配慮をお願いいたします。

以上をもちまして、私、質問を終わらせてもらいますが、先ほどお願いした件だけ、ひとつ重ねてご回答を願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 再度ご質問で、霞ヶ浦埋め立て地前面に対する住民の検診をやったように聞いたというのが事実かどうかということでございますが、一般結核の検診は従前どおり続けておりますが、ばい煙等影響調査の方式によるアンケート並びに肺機能の検査は、市ではやっております。ただそういう誤解をいただいたのは、私の想像では、昭和四十三年度と四十四年度連続で四日市医師会が地域医療のためにばい煙等影響調査の似たような方法で住民検診を約百名程度、富田地区において実施中だということでございますので、このデータまだまいっておりますが、それと混同されてご理解をいただいたように思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 伊藤太郎君。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 私がお尋ね申し上げましたのは、事前にぜんそく患者がどのくらいあるかという調査をすることができるか、するかしらないかということをお尋ねしたのでありまして、ぜひともやってもらいたい。「やるぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 私見でございますが、あの地区の住民の健康ということにつきましては、疫学的には一応市の内部で国民健康保険、大体七万人程度のものが加入者でございますが、それは、健康保険課のほうで年次発表の形で報告が来ていますので、傾向としては先ほど市長も少し触れましたが、海岸寄りでございますので、比較的呼

吸器疾患患者が多いという認識を持っています。それと、ただこれと公害と結びつくかどうかということについては、先般も議員各位にひまわり、それから羽津出張所のSO₂の環境基準に照らした半年間の調査の結果をご報告申し上げましたが、あれとの結びつきは、いまのところ環境基準、ほとんど一〇〇%ないし九八%の合格率でございますので、いまのところは結びつかない。

ただご質問のぜんそく患者の調査をやるかやらぬかというご質問でございますが、その点につきましては、大気汚染と結びつか結びつかないかということの解明は、いまの、前のばい煙等影響調査の方式では出ないというふうに考えます。これにつきましては、疫学的に専門家のご指導を得るわけでございますが、いままでやっております影響調査では、いまの排水環境の濃度から見まして結びつけることは困難ではないかと、こういうふうに考えています。（「やるかやらぬかということだけや」、「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 川村君。

○川村潔君 通告に従いまして、ご質問いたします。

第一番に、北部の清掃団地のことについてでございます。

現在、北部のごみ団地としまして、清掃課のほうですでに進めております垂坂山の構想について質問いたします。この場所は、地形上から見ますと、このごみ団地の関係の悪水は十志川に流入するのが自然のように思うのであります。十志川につきましては、いろいろと問題があるように思いますので、これは少々費用がかかっても米洗川のほうへ流入するように設計するというご意思があるかどうかということをお尋ねいたします。

また、このごみ団地をつくることによりまして、この下流、すなわち斉宮の方面に対する用水、かんがい水の供給及び大雨のときの鉄砲水についてたいへん大きい影響があると思えますが、だれしもこの事業によって損害、迷惑をかけるものがないように設計を造成するのに技術的に自信があるか。また、万一この事業によって損失を受けるものが出たときには、市長は、市長において責任を持つという心の準備があるかということをお尋ねいたします。

次に、市民病院のことについてお尋ねいたします。

四日市病院の抜本的対策というか、発展途上にあるわが四日市市の公立病院の理想像について市長のお考えを伺いたいと思います。ちょうど一年前の本会議でも、病院の施設の老朽化、機構その他医師の確保等の問題について要望しましたところ、理事者の懸命な努力によりましてある程度の解決を見ました。本日はさらに掘り下げまして、現時点での問題の処理と併行して今後のあるべき市民のための公立病院としての姿について二、三の点、市長の赤裸々なお考えを承りたいと思います。

公立病院の現時点での問題点は、私がここでくどくど申し上げるまでもなく、連日のようにテレビや新聞で取り上げられ、大きな社会問題となっております。医師、看護婦の不足、病院の経営の問題から看護婦の夜勤問題に至るまでかなり難問題をかかえている一方、医療制度改正についての世論も非常に高まってきております。国をあげて取り組んでいる大きな問題の一つといっても、決して過言ではないと思います。

私は、これらの問題の処理もさることながら、これらの問題を完全に乗り切るためにも今後の公立病院のあり方について、はっきりした考え方をもち、理想像を描いてもらわねばならない時代には来たと思っております。端的に今日の四日市病院をながめてみますと、個人の開業医や民間の企業の付属診療所の拡大強化したものにすぎないといっても過言ではないかと思えます。確かに開業医が持て余した重症患者を市立病院に送り込むケースは、ふえてきております。このように、一部では開業医と公立病院とではかなりの質的に相違をあらわしてきておりますが、現在の市立病院の内容を分析しても、それほど目立った特徴はありません。従来の病院といえば熱をはかる、脈をとる、聴診器を当てる、そして診断をして治療をする。頭痛がしても腹痛がしても、大体同一の医者が診断をいたします。内科系統の医者であれば、内科のことは大体色づや的に取り扱うことができます。病状が軽易なものであればこれで十分でありすかしれませんが、難病になりますと、そう簡単に処理することはできません。一般の社会が日を追って分化し、専門化しているように、病気そのものも公害病や神経系統の疾患等の特殊化はじめてきております。一方、医療面もそれぞれ専門化しております。内科ならば呼吸器、循環器、消化器と。外科ならば胸部、腹部、脳神経等とそれぞれ専門化され、分化されてきております。この専門化に併行して放射線や各種検査部門も専門化され、新しい機械がどんどん開拓され、導入されてきております。

私は、この事態を公的総合病院というものが、はっきりと開業医的な機関と区別して行なわねばならぬ時代が来たと思えます。個人の開業医には物的にも人的にも力が乏しく、また採算が合わねば手を出すことができません。公立

病院はたとえそれが採算を無視しても、市民の福祉の面に著しい効果があると思えば、新鋭機械を一般会計の負担で購入もできるし、またその施設をつくることもできます。

次に、聞くところによりますと、市立病院をはじめ市内の各病院では、最近、看護婦の獲得が非常に困難で困っております。その対策としまして、現在、四日市病院に付設しております准看護婦養成所をぜひ高等看護婦養成所に格上げしてほしいという要望が、医師会からも強く出ておるわけでございます。これは、准看は中学校卒業者を対象とし高看は高校を卒業したものを対象としておりますが、最近、高校進学率が高いため、中卒の絶対数が不足しており、入所希望者も少なく、また反面、高看の養成所は狭き門となっているような矛盾を生じております。准看護婦養成所は世相に合わない養成所であります。ぜひ高看に昇格することによって、看護婦獲得難を緩和するとともに、一般開業医との提携もできるのではないかと思います。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、四日市病院は市民のための診療機関としては、最後のとりでとして人命を守るために強力な機関となることができます。このような立場で現在の四日市病院をながめますと、とても満足した状態であるとは申せません。建物は老朽化し、かつきわめて狭隘であります。中央検査室を例にとっても近代的な病院のこれと比較しますと、二分の一、あるいは三分の一の大きさであります。思い切っている二倍以上の構造物にしなければその体制を整えることができないと信じます。市長はこれに対してどのような考えをお持ちになっておるかということを、明らかにされたいと思います。

次に、市立四日市病院の医師の校医の就任についてでございますが、以前は四日市の市民病院の先生方も校医としてやっていたいただいておったわけでございますが、先年、監査委員会からの何かがあったようなことで、校医を全部辞退されたわけでございます。本年度、昨年までやられておりました四日市工業高校の校医まで今年からやめられたわけでございます。ところが中学校、小学校、幼稚園の校医は、医師会と市の契約によりまして、医師会のほうが推薦したお医者さんを市が任命するというふうになっておりますが、現在、医師会といたしましては、その校医を確保するのに一生懸命にやっておるわけでございますが、今後どうしてもその校医の引き受け手のない場合には、四日市病院のお医者さんでももう一度やっていたことができるといふ、いま、現在、すぐやってくれとは申しません。どうしても医師会のほうで引き受ける方がなくなつた場合にどうするかという問題が起つてきておるわけでございます。だから、その場合に引き受けていただけるかどうかということをお尋ねしたいのであります。

その次に、塩浜病院の問題でございますが、一部の方はご存じかも知れませんが、塩浜病院は、市立病院と同じようにわれわれ四日市市民のりっぱな医療機関でございます。ところが、県立大学の付属病院になっておりますのでこれが国立に移管された場合に、国立の大学の付属病院にならないというふうに関き及んでおります。その場合に塩浜病院をいかにするかという問題が、医師会のほうで問題になっております。この塩浜病院は、前の海軍燃料廠のあの病院でございますが、そのあと一時、医師会のほうで経営をしておったわけでございます。その後大学病院ができましたので、県のほうに寄付をしたといういきさつの病院でございますので、もしもそういう観点から地元の方で何かするかという話があった場合に、市長はどのように塩浜病院を運営されるおつもりであるかということをお尋ねしたいのであります。

以上の点をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後八時一分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

北部清掃団地の問題でございますが、ただいま坂部地域につきましては、約四万五千坪（約一四八・五〇〇平方メートル）ぐらいの買収の見込みが立つようになりました。その買収がたいへんおくれましたので、高低調査をしておる最中でございますが、なお流量調査につきましては、この二十三日に雨量に応じて流量がどれだけになるかというこまかい係数を出しておる最中でございます。したがって悪水はもとよりそのような雨量につきましても、十志川には流入しないように十分の処置を講じます。したがって、その流量計算に従いまして、流域等につきましてもそういう被害の絶対起らないように配慮をいたします。

なお、特に悪い悪水が出るという場合には、汚水処理場等と当然考えられるのではないかと思います。

また、斉宮に対するかんがい水、鉄砲水等につきましては、何も一どきに住宅団地をつくるように土地をならすというわけではございませんので、そういうご心配はないと思います。また、そういうご心配はかけません。鉄砲水等そういう点につきましても、十分防水対策等につきましては配慮いたします。

市民病院の問題でございますが、いろいろ理想像というものは考えられることができると思いますけれども、現在の市立病院につきましては、新館以外は建物が老朽化し病室の配置、あるいは診察室の配置、あるいは検査場等につきましてもきわめて不十分なものとなっておりますので、理想的にいきますならば病院建造物というものの改造、医師並びに看護婦の確保という、この三つの要因が成り立たないならば、理想的な市立病院ということができないのではないかと考えております。ただ、最近の病院の問題点は人件費の高騰ということであろうかと思えます。ことに医師級が最近急激に上がってまいりました。町医者の場合には三十歳ぐらいで三十万円ぐらいで雇用するというようなことで、そんなに高くは出せませんが、市立病院の場合は出せませんが、やはり世間並のある程度の公立病院の給料に合わせいかんことには、医師の確保がもうできないというようなのが現状でございます。

したがって、医療給体系につきましても、特別の考慮を加えなければならぬ時期にきておるのではあるまいかと考えます。

また、先ほど申し上げました病院建造物が古いということは、診療室等がきわめて不適当なものになっておる。ことに内科、外科等につきましては、非常に不十分なものであるというので、内科の診察室等につきましては、ただいま工事中でございます。

なお、レントゲン施設、テレビカメラ等につきましては、特に名古屋大学の山田教授のご指摘もございまして、この二点は充実しなければ市民の診療に十全を期することができないのではないかと考えております。

公立病院としての特色とやはり長所を出さなければならぬと思っておりますが、不採算部門ばかり拡大いたしましたもやはり経営上の問題がございますので、そういう魅力のある十分な施設ができるような設備と同時に、不採算が公立病院でなければできないようなこともやはりやっていたいかなければならぬのではないかと考えております。

看護婦の養成につきましては、ただいま看護婦の養成所でございますけれども、正看護婦の養成をいたしますためには、現在の施設ではできないので、ただいまの施設を前提とする限り正看護婦の養成所はできないと考えております。

なお、施設の改善、病室の増加等につきましても、従来からも医師会の関係がございますので、簡単にここでお答えすることはできませんが、悪い点、あるいは施設の不十分な点につきましては、今後でき得る限り改造、あるいは改築をさしていただきたいと考えております。

市立四日市病院の医師の、校医の就任についての問題でございますが、これもやはり医師会との関係がございますので、簡単に市立病院の医師で引き受けさせていただくということは、申し上げることができないような状況でございますので、これは教育委員会、あるいは医師会と十分話し合って態度をきめたいと考えております。

塩浜病院の今後の問題につきましては、三重県立医大が国立大学に合併してもらいたいと、一緒に合体をしてもらいたいという強い希望がございます。そういうことに備えましてせんだって知事に対して、その場合に塩浜病院はどうなるのかということを知事に申し出ております。現在塩浜病院には四百六十二ベットございますが、ともかく塩浜病院は切り離して津の本館だけで国立大学に合体をするということでございますので、私は知事に強く県立病院として四日市病院を残していただきたいということを要望いたしております。ちなみに、県立病院といたしましては高茶屋の病院が五百五十四床、県立一志病院が百五十床、県立志摩病院が三百七十八床というのが現在の県立病院の現状でございますので、国立大学に県立大学が合体する時点においては、県立塩浜病院として残していただきたいように、知事に対しては申し入れておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 川村君。

〔川村深君登壇〕

○川村深君 ただいまの市長の答弁で、一応了承いたしましたわけでございますが、特に北部清掃団地のことにつきまして、もう一度重ねて要望しておきたいと思っております。

もし万一、斉宮の町のほうに損害や迷惑がかかるようなことがありましたら、市長は責任をもってその処置に当たっていただきたいということを重ねて要望いたしましたして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 天春君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 本日の最終の質問になりますが、しばらくごしんぼうのほどお願いしたいと思います。

市政クラブ議員として第一項より順次質問をします。

第一点、庁舎改築の経過とあわせて今後の方針についてお尋ねいたします。

昨年九月十八日の全員協議会において、市長提案の庁舎改築の案件については、本協議会はこれを了としたのであります。これは庁舎改築の財源である起債を得るためでありましたが、自治省との交渉経過、将来の見通しはどのようなになっておりますかお伺いします。なお、本件に関しては四十二年度に庁舎改築特別委員会が設置され、他都市の庁舎改築の実地調査が行なわれたのでありますが、今後どのような方法で庁舎改築の実施を進めようとしておられますか。

庁舎は、二十三万市民のシンボルともなるものでありますから、庁舎改築に対し一般市民の世論、あるいはアイデアを求め広く市民の要望を取り入れることも一案と存じます。また、故平田市長時代に諸会館総合計画審議会が設置され、研究調査が実施されたことがあります。この方法もまた一案と存じます。市長は、これらの点についてどのように考えておられますか。庁舎の改築は、十億円以上の資金を投入する重大な事業計画でありますから、本市の今後の発展の見通し、あるいはのちにお尋ねする広域行政の立場から、慎重に検討する必要がありますが、庁舎改築についての市長の見解をお尋ねいたします。

第二点、機構の改革について。施政の要諦は市民の要請に対処すること、すなわち市民サービスに徹し、かつ市民の福祉の増進をはかることが大切と信じます。市民生活はますます多様化しつつある今日、市民の要望もまた多様化してきております。したがって、時勢の進運に伴い機構に検討を加え、これを改革していくことは、為政者としての本務であると考えます。市長は、庁舎の改築をまっとう機構などの改革を実施したいと常に述べておられますが、どんな抱負構想を持っておられますか、お尋ね申し上げます。

次に、行政の運営面において働く市民の便宜をはかるため、市民課の窓口事務について他都市の実施しております市民課の日曜日の執務の実施、あるいは退庁時間を一部延長して市民サービスを講じて、市民サービスに徹する意向のほどはありませんか。また、わが国の行政上悪い慣習である判こ行政の一端を改革して、部課長にその権限の一部を移譲して事務の合理化、能率化、事務のスピード化をはかり、市民の要請にこたえることが大切であると存じます市長は、これらの諸点について意を用いる意図はありませんか、お尋ねいたします。

第三点、広域行政について。広域行政の促進については、従来から本議場においてたびたび各派の代表により論議され、その必要性についてはいままさら改めて申し上げる必要はなく、いまははや実行の段階と信ずるものでありますしかるに、市長は本件に関してはやや消極的態度のごとく見受ける感がありますが、市長の真意のほどはいかがでありますか、まず第一にお尋ねいたします。

私どもの考えるところでは、三重郡四カ町の立場、あるいは財政状態などいろいろの事情があるとは存じますが、四カ町の合併を促進する第一の条件は、本市がその主体性を持つことが必要であります。この観点から、まず市長の決意が先決でありまして、積極的に四カ町に呼びかけることで、四日市地区広域行政推進協議会において市長はどのような態度をもって臨んでおられるかをお伺いいたします。

次に、本件については監督官庁の指導ということも大切であり、自治省においては来たる七月ごろには何らかの方法をもって広域行政推進の指示があるごとき承っております。また、将来の地方自治については、広域行政の必要性を認められておるときであります。ゆえに、その指導ということが大切であると信じますが、この点について市長はいかに考えておられますか。いまや中部圏開発整備計画も着々と進められ、伊勢湾時代となりつつあるおり、また四日市港の整備拡張計画からみましても、楠・川越両町の合併は今日の急務であると考えます。

以上の諸情勢上から、市長の広域行政に対する所見を率直に承りたくお尋ね申し上げます。

第二項、名四国道高架下の利用について、今議会の陳情第十二号にも同じ題目で曙町ほか関係四自治会長連署で出ているのは、本件も趣旨はこの陳情と同じくしております。再三再四にわたる市の約束も実現できずに、雑然ときたなく、利用されておる塩浜の高架下の状態を日常見聞きしている四地区の人々のやむにやまれぬ陳情と解すべきでしょう。要は、名四国道高架下を倉庫がわりとか材料置場、ごみ捨て場、豚の置場など一部不心得者による不法占拠のような形で利用されてはならないこととあります。特定の場所だけではなく、高架下全線にわたり地区民に十分感謝される状態で利用される方法を考えておられるかどうか。詳細に市長のご計画をお聞きしたく存じます。

第三項、住宅行政の指針について。題目は一向にばく然として申しわけありませんが、要は住宅建設五カ年計画の最終目標の坂部団地完成を目前にして、一〇〇%事業達成を達せられご同慶に存じます。しかし、しきいに市の住宅事情を見ると、市民に気楽に住んでいただく住宅は依然として高根の花の観があります。すなわちこの五カ年間の市の住宅事情は、自然増予想戸数一万一千戸、それにプラスの老朽狭小、借家などの独立家屋希望戸数五千百戸、それにプラスの火災、あるいは補充用空家に充当の家屋は三千戸、総計一万九千戸が当市の総新築必要戸数になると思われます。他方、団地での造成戸数は高花平千三百四十戸、朝明八百七十戸、坂部千二百二十四戸の計三千三百戸、そ

れに公団の笹川団地四千六百戸を加えても約八千戸となり、残りは民間業者の団地ないしは自己新築と想像されます。家族の核分裂化、家屋新築費の高騰なども将来予想され、市長もこの間の事情は十分ご承知のうえとは思いますが、団地構想の困難性も指摘されますが、上述のような住宅事情は一日の閑居も許されません。この際新しい構想による住宅建設計画をお聞きして、市民の希望への指針となるようにしたいと思います。

第四項、地盤沈下問題について。同問題については、過去にもお尋ね申し上げ、理事者の方々にはいろいろご配慮をわずらわし、海蔵川以南には地盤沈下で対策地区として種々対策をお立てになりご努力を願っており、相当な好結果を見ているようにも聞き及んでおりますが、現時点における状況などについてはご説明いただきたく、過般来、霞ヶ浦の埋め立て地における北部護岸が崩壊して相当な損害を見た事実については、理事者においても十分ご承知はかと存じます。北部海岸線の地盤沈下での相当激しさを加えていることは、万人の認めるところであるが、これに対する施策が講じられていないのは非常に残念に思います。理事者はこの点について官庁方面といかなる交渉をなされて、いかなる施策をお立てになっておられるか、具体策についてお示しいただきたく願います。

第五項、ごみ、し尿の収集について。去る十二月議会において数地区よりの陳情が出て、理事者側においても新年度には何とか考えたいということでしたが、新年度に入ってから二カ月、あれから半年以上も経った今日、何の具体策も示されないので、地区住民は非常に不満を持ち、実際たいへん困っておる現状であります。川や他人の地所に捨てて非難の声もあがっております。しかし、それ以上に尿の処理は簡単にできないので、特に未清掃区域の方々、特に非農家は困りぬいております。もちろん業者にも頼んでいます。思うように来てくれないばかりか、たいへん高いので困っています。その後、いかようになっているか、なぜ早く手がつけられないかお伺いします。

第六項、西部消防署の設置について。四日市の消防については、器具資材の整備も充実し、その組織も整っていて能力においてはまことに優秀なものであると喜んでいきます。ところが、市の全般から考えますとき、南部・中部に北部と三カ所に常設消防がありますが、いずれも東に片寄っているくらいがあるのであります。そこで、西部地区民の要望も大きく、西部に常設消防署の設置を期待しているのであります。実際、火災の起こった際、初期防災こそ最も大切でありまして、すでにたびたびこの議場で問題にされたのであります。そこで、その前提として水沢・桜・保々に分遣所ができて、常置の消防団員が派遣されているのであります。年々各地区で消防要員の確保に苦勞し、さらに各地区で多額の補助を出して、消防団員をつくらせているのであります。聞くところによると、桜地区では現在の消防詰所を他へ引っ越さなければならぬとのことですが、もしそうでしたらこの際、ぜひ西部消防署の設置を計画していただきたいのであります。なお、場所については幸いと桜地区は地盤整備をされて、名阪のインター近くに適当な場所があり、いまだたら確保できるような伺っておりますので、まことによい機会であると思えます。これについて理事者のお考えはどうであるかお伺いいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ご質問にお答えいたします。

まず、市庁舎の改築とその後の経過についての問題でございますが、昭和四十二年の十一月に市の庁舎特別委員会が設置されましたから、七回に及んで委員会を開催し、先進の庁舎の視察等を賜わっておるわけでございます。

起債等につきましても、ただいま自治省、大蔵省等に折衝中でございます。なお、昭和四十四年度の予算におきましては、現在ボーリング調査を実施中でございまして、新特別委員会による審議というものは、今後積極的に審議をまたいろいろ現実的にお願いたしたいと考えておる段階でございます。

この新庁舎につきましては、十分能率が上がり合理的、迅速的に仕事ができるように設計というものを十分考慮をさしていただきたいというように考えております。

諸会館等審議会の設置の意向はないかと、庁舎についてそういう意向はないかというご意見でございますが、庁舎特別委員会もあることでございますし、ただいまのところ建設審議会等を設ける考え方は持っておりません。

機構改革の構想でございますが、庁舎の改革とともに機構改革はどう考えるのかということでございますけれども各担当課についてどのような庁舎にしたら一番事務能率が上がるかということを、各課についていろいろ総合的に検討いたしております。したがって、窓口事務であるとか市民サービス、事務の合理化、能率化というような点については、特に注意をいたしまして、市民本位の庁舎をつくらさしていただきたいと考えております。

広域行政の問題でございますが、普通、広域行政と申しますと、独立した自治体の間の広域行政という意味でございますが、ただいまのような合併というような意味につきましては、私はやはりそれぞれ各自自治体でございますのでそれぞれの立場は尊重しなければならないというように考えております。ただし、現在の状態ではさらに広域行政の実が上がるようにいろいろの道路等、病院あるいはし尿処理場というようなものにつきましては、効果が上がるような勧誘のしかたをいたしております。また、市の行事であるとか記念式等につきましても三重郡の町については、ご招待を申し上げておるわけでございます。ともかく、まず第一段階としては、合併というものを前提とするならば、前にも申し上げましたようにまず菟野町を考えておるわけでございます。

なお、広域行政につきましては、合併をしない限りやはり広域行政の実が上がるような独立体のままで、その効果があがるような配慮をしていかなければならないというように考えております。

名四国道高架下の利用につきましては、加藤助役がいろいろ建設省と折衝いたしておりますので、加藤助役からお答えをさせていただきます。

住宅行政の指針につきましては、ただいま建設部で考えておるところを、園浦建設部長からご説明をさせていただきますと思っておりますが、何ぶん万国博等を境といたしまして夫賃、あるいは職人等の賃金がたいへん上がりました、単価等が非常に高くなっております。したがって、公営住宅等の請け負い契約につきましても、一回二回の入札ではほとんどの業者が辞退をするというような段階でございますので、公営住宅を拡充していくことは、非常に市の予算を食いますし、しかしながらやはりある程度の住宅というものは、低所得者を対象とするところの市営住宅というものは確保しなければならぬものであると考えております。

地盤沈下の問題でございますけれども、この三十八万坪（一二五四平方メートル）の埋め立て地につきましては、全面的に工業用水に依存いたしますので、このコンピナート等によるところの、取水によるところの地盤沈下はないものと思えます。なお、円弧すべり等のような事態につきましては、これは地盤沈下がしたというよりもむしろ埋め立てたところの砂の重さと、その海岸部のところのほうの、海の底との重さの比率のバランスがくずれて水のほうが軽かったがために押し出したというのが現実でございます。直接地盤沈下に関係したわけではございませんが、遠洋漁業基地等の魚市場の護岸等につきましては、かなり地盤沈下した事実がございますので、今後ともこういうような事態の起こらないようにいろいろ事前に関係官庁等とも折衝を重ねたいと思えます。

ごみ、し尿収集等につきましては、衛生部のほうからご回答させていただきます。

西部消防署の設置でございますが、これは桜の庁舎がまず近く移転することになるかもしれませんが、そのときに庁舎とともに移転をするということで西部消防署を廃止するわけでございませんで、ご心配を賜わるようなことではないと思えます。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 名四国道の高架下の利用についてお答えをいたします。

曙町地内の名四国道の高架下につきましては、すでに用地買収当時、国道事務所のほうと地元との間に若干の話し合いがありましたので、さらに地元からの陳情を受けまして、市のほうで国道事務所のほうと折衝いたしましたところ、建設省では四カ所、一カ所の大きさはワン・スパン幅十七メートル、長さ二十七メートルから三十メートル、これだけの場所を四カ所、市へ貸す、そして遊具は市で貸すということに口頭で約束を得ております。したがって市の方ではここをいまお説のありましたように児童遊園地として利用してもらおうようにしたいというふうに考えておりました。遊具その他危険のないように地元と話し合ってやっていきたいと思っております。

なお、その他の高架下につきましては、建設省のほうでは高架下利用協会という団体をつくっております。そこに管理をさせるように話として聞いております。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和巳君）登壇〕

○建設部長（園浦和巳君） 住宅問題についてのご質問のご意見は、要約いたしますと、坂部団地が終了する来年以降に新しい団地を求めてやっていく予定があるかということかと思いますが、今朝来、笹川団地の問題、あるいは大島議員から持ち家制度に対する融資の問題等のご質問がありましたように、住宅に対する需要、いわゆる住宅難という層と、それから一応住宅はあるんだが家庭の状況、家族の構成の状況等によっていま住んでいる家よりも発展を

たいといえますか、新しい住宅にかわりたいといえますか、住宅に対する次の段階の希望といえますか、いろいろな階層といえますか、層がございますして、これらを十分見定めながら、いずれにいたしましても笹川団地、あるいは県の住宅開発公社が開発しようとしております桜団地等の経過及び三岐、三重交通、近鉄その他ブラックサイド等々の民間が開発しておられます団地及びそれを希望される市民の数といえますか、住宅に対する需要の数と質とを十分に検討いたしましたして、なお低所得者層のための公営住宅の四十六年以降の五カ年計画というものも、来年中くらいには国の指導によって定めていかなければならぬというふうし、というふうなことを考えまして、いずれにいたしましても五万坪（一六五・〇〇〇平方メートル）、少なくとも五万坪、望ましい姿としては十万坪（三三〇・〇〇〇平方メートル）くらいの規模の団地を市としては四十六年度以降の住宅団地として開発をしていかなければならないことになるのであらうというふうに考えております。が、それは直ちに行政部局でやるのではなくて、市の開発公社で先行投資をしてやらうというふうな、高花、朝明、坂部というふうにして経験をしてきましたような方式でやっっていくようになるだらうというふうに考えております。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ごみ、し尿の収集について昨年の十二月に準特掃区域の拡大ということを意思表明して六カ月経った今日どうなっているかということでございます。

そういう準特掃区域に拡大したいということの方針を打ち立てまして、具体的には本年度の当初予算で車両から申し上げますと、ごみ、し尿合わせて十一台のかりかえ車両、それから増車分として五台、それから新鋭兵器としてごみ処理には初めてでございますが、ブル一台、こういうことをご協賛賜わって、現時点では調達のほうへの手続きで

現場へ到着しておりますのは車で大体半分、半分と申し上げますのは発注してから、あれは既製品でございますので、架装を要しますので、現在つくりに入っておりますが、現時点で約半数、それからブルは一カ月前に現場へ到達いたしました現在稼働中というところでございます。

それから、人員の増強につきましては、十五名分を増員をお認め願ったわけでございますが、これは採用につきましては人事課のほうで過去二回にわたり増員分並びに欠員分についての採用テストを実施していただいたわけでございますが、景気のせいとか十数年来見ない現象でございますけれども、要員に満たないと、また要員に満ちても公務員としての適格条項がまずいということで、これも約半数程度の現実の採用補充状況でございます。その第三次につきましても、目下近いうちにいま人事課のほうで手続きしておりますが、新聞の報道も交えまして第三次の採用テストをすると、こういう充足率になっております。

それから、去年の暮から現実を受け入れ態勢としてどういうことをやっているか、すでになっとるかと申し上げますと、施設の方面では部田川の河畔に百二十キロリットルの中間貯留槽が三月末完成いたしております。それからもう一カ所は予算残で準特掃区域の一番はずれにございます水沢地区の、これは私有地でございますが通称から池というところへ中間貯留槽を一カ所と、それからそのから池の水のついてない部分についてあの地区のごみをここへ持ちこれということ、集積所を設定しております。

そういう状況で、例年私どもが作業計画を改定いたしておる、予定しておりますのが毎年大体七月になるわけでございますが、班の編成がえ、車両のよしということと本年度もやはり七月一日づけで編成がえをやるようにしておりますが、いまの状況では少し車両が一、二両、あるいは人員の二、三名がそのときに間に合わないというふうに考えておりますが、未充足分についてはそれをあと補強するというところで、部内会議でこれを編成をし直したい、こういうことで考えております。

四月一日以降、管理部門と作業部門とを編成がえいたしましたので、看板塗りかえ、あるいはルートをかえましたので、ある程度事務能率も上がっておりますことと私自身が認めておりますが、現場への末端につきましては、まだ不十分だというふうに考えております。それから、そういう意味から終末処理のために泊山の埋め立て地処理は、過去三年間大蔵省から無料で市が借り受けておりましたが、一応形式的には三月三十一日で返還の手続きを終えました。その後あと整理ということで、一昨日まで泊山の埋め立て地の最終埋め立てをしております。あすぐらい国の会計検査員の現場立証があるようになりそうです。まだ少し余裕がございますので、あと整理のためにしばらくこれを整理ということで使用したい。あすご協議申し上げます、また今日の質問で出ました垂坂山の用地取得も予定よりはおくれておりますし、規模も半減、またこれについては進入道の施工ということがございますので、苦しい立場に置かれたわけでございますが、一部民間地の使用と、民間地空地の使用ということで、この急場のしのぎをいまつけておる最中でございます。

そういう状況でございますので、し尿につきましては、一応希望者のアンケートを取って、量とそれから戸数を把握するというところで計画を樹立して、お約束いたしました準特掃地域への市街化地帯への行動に移りたい。ごみにつきましては、地元と話し合ひでごみを集積していただくとか、収集の便利なようなところへ集めていただくというふうな地元との関係、地元との話し合ひで処理をしていくように努力していきたい。そして、お約束いたしました準特掃区域への実際の行動に移りたい。ときあたかもちようど酷暑に向かいますので、不十分ではありますが七月早々にそういう夏場態勢ということで、夏場は特に学生アルバイトあたしを動員いたして人海作戦をもってこれを、夏場を一つの山を越えたい、こういう決意であることをご報告申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 天春君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 いまそれぞれお答えいただきましたが、大体のアウトラインはつかませていただきましたですが、この第一項のこの庁舎の位置、そういうのはこの広域行政の立場から位置の変更、そういうものは全然いまのところは市長のお考えの中にならないようでありますけれども、このいろいろ審議会などによって将来位置の変更とか、そういうことを考えておられるかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

現在のところでは、この大体十年後くらいを想像するときに、相当ないろいろ駐車場とか、また広域行政の立場とか相当困った問題が出てくるんじゃないかと、こういう考えに立つわけで、その点ひとつ市長のご見解をお伺いしたいと思います。

それから、機構改革これのほうも一応了解させていただきましたが、特にこの日曜日の休日の出務と、これを重ねて庁舎建築の際とおっしゃっておりますが、それ以前にこういうことはスピードにひとつやっていただけんものかどうか重ねてお伺いします。

それから、庁舎に關しましてその事務能率、そういう点でコンピュータの設置をどの程度考えておられるか、それひとつお伺いしたいと思います。

広域行政につきましては、一応いまのご説明で大体わかっておりますが、要は菟野町を一応主体にしてお考えのようでございます、今後とも引き続きこれに対してご尽力いただきたいと要望しておきます。

それから、各四国道高架下の利用と、これについてはいろいろご計画将来あるということをお聞きしておりますがこれについて特に要望したいことは、この高架下の雑然たる不法占拠と、そういうようなときびしく取り締まってい

ただきまして、市民の不信の起こらないように留意していただきたいと要望しておきます。

それから、住宅行政、これ将来のご計画一応あるように承っておりますが、もう一度四十六年の計画、四十七年ぐらいの実施というように踏み切られるかどうか、もう一度お伺いいたします。

それから、地盤沈下の問題は、いろいろ市長のご説明もいただきましたが、大体沈下の原因とかそういうことがおでもありまして、この現在の沈下区域、特に北部の沈下区域に対する何か施策がないものか、これをもう一度お伺いしまして、ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、ごみ、し尿の収集、これもいま一応ご説明いただきましたが、将来の希望つないだわけでございますが、これも一ときも早くひとつ準特掃区域に対する収集をお願いしたいと思います。要望しておきます。現在川や、この大きい川には相当びんやあいうものが投げ入れられておりまして、前は子供たちが川遊びなんかにも安心して入っていたのですが、現在はそれも危く入れて入れないというような状態で、またごみの勝手な集積場にはハエなんかたまって非常に付近の者が困惑しとると、想像以上にいまごみは不法投棄がありまして、ごみが出る量もご存じのように想像以上に多い現在でありますから、一日も早く正式なルートに乗せていただきたいと、こう要望しておきます。

それから、西部消防署の設置、これもいまのお考えをいただきましたが、これも将来の問題になったようでございますが、これも将来必ず西部消防署の設置をご計画していただくことを希望しまして、要望いたします。お願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

庁舎の位置につきましては、すでに審議会でご決定ご承認を賜わっておりますことをご報告申し上げさせていただきます。

なお、機構改革の点でございますが、機構改革はえてして機構いじりの効果が上がらないという点が多いので、庁舎を建設したうえで十分、できたうえで十分考えたいと思えますが、日曜出勤等につきましては、ただいまのところ考えておりませんが、さらに市民等からそういう要望が強ければ、その段階で何らかの方法はやはり考えなければならぬものだと思います。

コンピュータ等につきましては、現在のところコンピュータというものはやはり相当高価なものですし、技術者も要ることでございますので、やはり委託したほうが私は合理的に考えられるのじやないかと思えます。ただ料金の計算とか、税金の計算とか簡単にできるものについては、やはり市でやっいていいのじやないかと思えます。

北部の地盤沈下の問題でございますが、この四日市、川越、桑名、名古屋西海岸の地盤沈下というものは、このあたり一帯は中積土であるために起こっております。なお、中積層の上にいるんなものをつくるとか、土地を築けば、当然その重みで地盤が沈下するわけでございますが、そのほかに冷房水のくみ上げであるとか、井戸水のくみ上げであるとか、あるいは道路舗装するとか、山林の伐採をするというようなことによつて地盤の沈下する、水が減っていくというようなことからいろいろ考えられるわけでございまして、地盤沈下の問題は中積土層においては、ある程度はやむを得ない。それにさらに工業用水というような大量に取得した場合には、特に地盤沈下が激しくなるということでございますので、こういう点につきましてはすでに三滝川以南の深井戸規制の地域と同じような考え方で対処したいと考えるわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） 坂部団地の次の団地の計画をいつから始めるのか、という再度のご質問にお答え申し上げます。

坂部団地は、先ほど申し上げましたように四十五年度で完了いたしますので、四十六年度から建てる場所が目下のところはございませんので、四十六年度から建設ができるような団地を求めていくことになるわけでございますが、ご承知のように土地を買収いたしましたして宅地に造成するために、約一年かかります。さらに造成するまでに至る間の買収交渉、農地転用その他のいろいろな手続きにやがて半年くらいはかかりますので、新しい団地を求めるとするならば、なるべく近い将来から始めなければいけないというふうにご考えておりますので、適当なところがございまして、地区のご協力を得られるようないい場所がございましたら、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 天春君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 いまのご答弁のうちで、地盤沈下についてのことで、北部を地盤沈下対策地区に指定する考えは持っておられないか、それだけ市長にお伺いしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 公室長。

〔市長公室長（谷沢文男君）登壇〕

○市長公室長（谷沢文男君） お答えいたします。

現在、四日市地区で深井戸規制がされましたのは、問題は海蔵川から国道一号、そして二十三号から内部にはさま

れる間の海寄りということでございます。これは、既設企業の深井戸の過度くみ上げが一つの地盤沈下の原因ではないだろうかという前提において規制をされたわけです。

で、これに関しては、さらに町屋川で大体工業用水として通産省がそういう対策を打ちながら指定をしたわけでございます。したがって、今後北部地域の問題について指定をどうかということについては、やはり国の諸機関のいろいろの判断で、技術的な判断がなされて指定がなされるものと思えますが、現段階ではそういう考え方は聞いておりませんので、さらにいろいろの状況が変わってまいりましたら、そのつどご報告いたしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 天春君。

〔天春文雄君登壇〕

○天春文雄君 いまの問題で、いろいろご報告程度とお聞きしたのですが、今後ひとつそれに指定されるような状況をつくるようにひとつご努力いただきたいと重ねて要望させていただきます。

それから、住宅行政の問題で建設部長のお答えのように現在の住宅事情は非常にご存じのような状態でありますから、ひとつ四十六年早々でもなるべく計画を実施できるようにご努力いただくよう要望させていただきます。（「やれやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 本日はこの程度にとどめ、あの方は明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。どうもおそくまでご苦労さまでございました。

午後九時十八分散会

昭和四十四年六月二十日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

昭和四十四年六月二十四日 四日市市議会定例会会議録 第三号

米田好兼速記

昭和四十四年六月二十日（金曜日）

○議事日程 第三号

昭和四十四年六月二十日（金） 午前十時開議

第一 一般質問

- 第二 議案第四六号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について……………質疑、討論、議決
- 第三 議案第四七号 四日市市税条例の一部改正について……………〃、〃、〃
- 第四 議案第四八号 四日市市印鑑条例の一部改正について……………〃、〃、〃
- 第五 議案第四九号 昭和四十四年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について……………〃、〃、〃
- 第六 議案第五〇号 土地の取得について……………〃、〃、〃
- 第七 議案第五一号 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について……………〃、〃、〃
- 第八 議案第五二号 町の区域の設定について……………〃、〃、〃

| | | | |
|----------------|----------|-------------------|------------------------------|
| 第九 | 議案第五三号 | 市道路線の認定について | 質疑、討論、議決 |
| 第一〇 | 議案第五四号 | 市道路線の一部廃止について | 〃、〃、〃 |
| 第一 | 発議第五号 | 四日市市農業委員会委員推薦について | 〃、〃、〃 |
| 第二 | 委員会報告第五号 | 請願書審査結果報告 | 採 否 決 定 |
| 第三 | 委員会報告第六号 | 陳情書審査結果報告 | 〃 |
| 第四 | 議案第五五号 | 工事請負契約の締結について | 議案説明：質疑：委員会付託：委員長報告：質疑、討論、議決 |
| 第五 | 議案第五六号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第六 | 議案第五七号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第七 | 議案第五八号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第八 | 議案第五九号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第九 | 議案第六〇号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第二〇 | 議案第六一号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第二一 | 議案第六二号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第二二 | 議案第六三号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第二三 | 議案第六四号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 第二四 | 議案第六五号 | 工事請負契約の締結について | 〃 |
| 日程追加 会期の延長について | | | |

○本日の会議に付した事件

第一 一般質問

| | | |
|-----|----------|--|
| 第二 | 議案第四六号 | 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について |
| 第三 | 議案第四七号 | 四日市市税条例の一部改正について |
| 第四 | 議案第四八号 | 四日市市印鑑条例の一部改正について |
| 第五 | 議案第四九号 | 昭和四十四年六月一日に在職する職員に支給する期末手当の特例に関する条例の制定について |
| 第六 | 議案第五〇号 | 土地の取得について |
| 第七 | 議案第五一号 | 住居表示整備事業を実施する当市における市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について |
| 第八 | 議案第五二号 | 町の区域の設定について |
| 第九 | 議案第五三号 | 市道路線の認定について |
| 第一〇 | 議案第五四号 | 市道路線の一部廃止について |
| 第一 | 発議第五号 | 四日市市農業委員会委員推薦について |
| 第二 | 委員会報告第五号 | 請願書審査結果報告 |
| 第三 | 委員会報告第六号 | 陳情書審査結果報告 |
| 第一四 | 議案第五五号 | 工事請負契約の締結について |
| 第一五 | 議案第五六号 | 工事請負契約の締結について |

- 第一六 議案第五七号 工事請負契約の締結について
 - 第一七 議案第五八号 工事請負契約の締結について
 - 第一八 議案第五九号 工事請負契約の締結について
 - 第一九 議案第六〇号 工事請負契約の締結について
 - 第二〇 議案第六一号 工事請負契約の締結について
 - 第二一 議案第六二号 工事請負契約の締結について
 - 第二二 議案第六三号 工事請負契約の締結について
 - 第二三 議案第六四号 工事請負契約の締結について
 - 第二四 議案第六五号 工事請負契約の締結について
- 日程追加 会期の延長について

○出席議員(四十二名)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|
| 伊藤 | 岩田 | 大島 | 大谷 | 笠田 | 加藤 | 川村 | 喜多野 | 訓覇 | 小林 | 小林 | 後藤 | 坂上 | 志積 | 高橋 | 辻 | 坪井 | 豊田 |
| 信一 | 久雄 | 武雄 | 喜正 | 七衛 | 定男 | 潔 | 等 | 也男 | 哲夫 | 喜夫 | 藤太郎 | 長十郎 | 政一 | 力三 | 誠二 | 妙子 | 稔君 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|
| 味岡 | 天春 | 荒木 | 伊藤 | 伊藤 | 伊藤 |
| 一 | 文 | 武 | 金 | 泰 | 太 |
| 郎 | 雄 | 治 | 一 | 一 | 郎 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

○欠席議員（一名）

谷口専九君

吉垣照男君
 山本勝君
 山中一君
 山口信生君
 安垣勇君
 六平司君
 宮田勇君
 松島良一君
 増山英一君
 前川辰男君
 藤井泰治君
 日比義平君
 日沖武男君
 早川正夫君
 服部昌弘君
 長谷川鐔元君
 野崎貞芳君
 生川平藏君

○議案説明のため出席した者

市助役 九鬼喜久男君
 助役 岩野見齊君
 収入役 加藤寛嗣君
 市長公室長 庄司良一君
 総務部長 谷沢文男君
 税務部長 伊藤清三君
 産業部長 阿南輝彦君
 厚生部長 小西忠臣君
 衛生部長 中山英郎君
 土木部長 三輪喜代司君
 建設部長 園浦和喜君
 副収入役 村木喜代次君

教育委員長 龍池清真君
 教育長 西川棟伍君
 次長 滝 伝之助君

市立四日市村山了君
 病院事務局長

水道事業管理者 城井義夫君
 次長 菊地英也君

技術部長 加藤弘君

消防長 富山光三君

公平委員長 乾達夫君
 選挙管理委員長 矢野義一君

監査事務局長 天野正春君

○市議会事務局

| | | |
|------|--------|-------|
| 事務局 | 局長 | 鷲野正和君 |
| 次長 | 森野正太郎君 | |
| 議事係長 | 小坂靖君 | |
| 主事 | 柴田静良君 | |
| 主事 | 板崎大之丞君 | |

午前十時二分開議

○議長(服部昌弘君) ただいまから本日の会議を開きます。
 本日の出席議員は、三十二名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第三号により取り進めたいと思えますから、よろしくお願いいたします。
 なお、議事説明者に選挙管理委員長、公平委員長及び監査事務局長を追加要求いたしましたので、ご報告いたします。

日程第一 一般質問

○議長(服部昌弘君) それでは日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 簡単にご質問申し上げて、詳しくご答弁をいただきたい、逆の行き方でも願っています。

いま全国で八十八カ所の大学が問題を起こしているようであります。ご承知のように、政府も、文部省もお手上げの状況でございますが、学生たちは、われわれの闘争は学園闘争と安保闘争を結合させていくところにある、はっきりいえば一つの学園をとりでしていくことである、全国くまなくとりで化した学園闘争が激発したら、現在の機動隊では手も出せない、革命である、韓国みたいに政治を左右する力になるんだと、こういうふうには叫んでおります。

この紛争について、ベストセラーになった「都市の理論」を書いた羽仁五郎氏は、まだ十年くらい続けてしよう、大学紛争は世界的なものであって、学生諸君に第三次世界大戦への恐怖の幻想からである、戦争体験者よりも体験していない世代のほうが恐怖が大きい、知らぬ間に戦争の中へ巻き込まれた世代よりもある意味では敏感でありますところというふうになっておりますが、この三月、四日市へ講演に来ていただいた竹山道雄氏は、危機感というものは社会にいつでもあります。いまの大学紛争なんかも一種の危機感から生まれてきたものである、また戦争になるから、ならないように平和のためにやるんだとあります、一種の主観的映像ができて、その世界観の中であやうっているわけである、ここまでの考え方は羽仁氏と竹山氏も同じであろうと思いますが、これに続いて竹山氏は、そういう世界像とか考え方というのは、戦後二十年間ジャーナリストとか日教組講師団とか教育学者とか、いわゆる進歩的な文化人とかいったものがいまのようになるように教育したのだからその危機感が非常に片寄っておる、その例として昭和二十四年ビキニの灰の降ったとき騒いだこと、しかし北方から降ってきたときはただ新聞が事実を報道するだけで、危機感をあふることはしなかった、こういっておりますが、問題はこの鉄かぶとをかぶって異様なマスクをかけて、そうしてゲバ棒を振り回している若者たち、これは町のおんちゃんでございますが、最高学府の学生でございますが、これはみんな終戦っ子であります。終戦の退廃した空気の中に、あるいは新興のすざま

しい生存競争の中に、あるいは自由奔放のどぎつい空気の中に、その環境の中で育ってきたところの問題があるので、はなかるるかと思うと同時に、戦後二十年の教育はこれでよかったですか、誤ちはなかったか、これからの教育はこれでよいかと反省せざるを得ないのでございます。

その答えは、簡単に出来るものではありませんが、この際戦後の教育の反省なり、あるいは今後教育はどうあるべきかについて、教育委員会にあらゆる立場から検討いただいて、そうして今後の教育を進めていただきたいと思うのであります。この点について、教育委員会のご見解を龍池委員長からお伺いしたいのでございます。

続いて教育長に、こうした教育の流れの中にある四日市の教育行政もたいへんむずかしいことであります、教育委員会というところは、教育行政の中心でありながらともすれば教育がばかされて、政治がぬっと顔を出すことが多いのでございます。学校長やあるいは園長や、その人たちもPTAや、あるいは地区やいろいろの関係上、政治手腕だけがだんだん洗練されて、それに付随して教頭までがだんだん政治的な感覚が濃くなってきておるようでございます。教育ということ、子供ということ、勉強ということこれを真剣に考えることも忘れてしまうような管理者も出てくるような心配がいたしかねないんでございます。今後、四日市の教育行政にご努力いただく教育長の言動、発言はあなたが委員会の中心の柱だけに、今後の教育委員会の動きひいては学校、市民社会、あらゆる面に大きく影響していくものと信じます。ために、当初に当たって教育長の教育理念をお伺いしたいのでございます。

次に、公害行政でございますが、この間、政府は初めて公害白書を出しました。いろいろの批判はありますけれども、国が前向きな姿勢でこの問題と取っ組んでいこうとする前提として、非常にけっこうであるとは考えております。それに公害防止についてのいろいろの立法措置も、だんだん整ってまいりました。本市でも、大気汚染の一番大切な低硫黄問題を市長が取り上げて、各企業にこれの使用を要請しておられ、昨日も同僚の伊藤太郎議員の質問に答

えて、磯津の〇・〇七P.P.Mも〇・〇五P.P.Mに引き下げる自信があると頼もしい発言をされ、これからの公害行政に一つのあかりをつけられたように感じたのでございます。

しかし、顧みましてこの公害のためにいろいろ具体的な問題がまだまだたくさん取り残されておるような気がいたします。国に望む立法措置もほぼ見通しもついたので、このあたりで市の公害行政のあり方、考え方も市民の現実を目を向け、きめこまかい行政に転換すべきときではなからうかと思うのであります。この点について、簡単に市長のお考えを承りたい。そのお考えに従って具体的な問題について、一つ一つお伺いいたす考えでございます。終わり。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ただいまのご質問に対しまして、お答えをいたしたいと思えます。

大学紛争を契機としまして、戦後日本に行なわれました教育のあり方を反省するという機運は、どこともなく各方面にみなぎっておるように思われるのであります。四日市の教育委員会にいたしましたも、委員会の開かれまするたびごとにこうした問題は断片的に話題にのぼっておるんでありますけれども、現在のところ正式に議題として討議を重ねたことはまだございません。したがって、教育委員会としての見解を委員長から申し上げるといふわけにはまいりませんのであります。ノーコメントというわけにもまいりませんので、まず大体考えられる問題点というふうなものを持って申し上げてみたいと思っております。

けさもニュースで見えておりますと、兵庫県の日教組がPTAの解散を叫んでおるようであります。それほど世の中の、教育界のいろいろの波と申しますか、事件は深刻になってきておるようであります。で、戦後二十年学校教育を取り上げて考えてみますと、ありていに申しまして、これは戦前とあまり変わっていないんであります。

変わっておりますのは、この学校教育を包む外側の教育の問題であります。まず、家庭教育であります。戦前は私も小さいときには、家庭にはみな暴君がおりました。親父という暴君がおりまして、私も小さいながらこれに反抗し、抵抗し、かといってうちを逃げ出すわけにもまいりませんので、この親父に対する抵抗をなんとか処理するためには相当苦勞して、心が鍛練されてまいったんであります。また、その間に蔭になりひなたになってかばってくれた母親の慈愛というものも、しみじみと味わってまいったんであります。

ところが、現在の家庭を見ますと、まるっきりそれは逆転しております。親父はむすこの顔色を見てものをいう時代であります。家庭で子供のしりをひっぱたいて勉強せまるのは母親であります。で、いわゆる教育ママがむすこの大学の入学試験にまでついていくというような珍妙な現象を呈しておるのであります。

こういうように、いまの子供たちは家庭で心の訓練と申しますか、練られ方がほとんどなされておらないというのが現状でないかと思っております。そしてテレビその他によって知識ばかりが向上して、頭は進んでも体験がこれに伴わないというのが、いまの子供の状態であると思っております。

こういうような家庭で育ってきた子供が、さて学校に入学し、中学、高等学校と進んでいきます。昔は、自分なりに自分を考えて中学に入り、またそれからの学校も選び、自分の責任においていろいろ勉強したものであります。が、いまはおまえは何番であるからどの高等学校へ入れと、その成績ではだめだからこの大学にしよう、自分の前途を決定するのは自分でなくて他人であります。こうして大学に入りますと、ぼっとしてしまつて勉強が手につかつかないかわかりませんけれども、前の大学生とはずいぶん違った気分で大学に入学するんであります。前の制度で申しますと、高等学校時代には成績を忘れ、お互いに肩を組んで青春を謳歌し合つたものであります。が、いまの高等学校の生徒はまるで神経質であり、孤独であります。

そうした教育をめぐる環境、子供を育てる環境というものが戦前とはすっかりおぜん立てが変わっておるのであります。こういうような事態を無視して学校教育というものが一本立ちですくすくと伸びていくというはずのものではありません。子供の人格の完成ということが、教育のねらいであるとしませうならば、学科の評価によってその人物を決定していくというようなやり方というものは、大いに反省も必要とするように思うんであります。成績によってグループをつくって孤独を感じるといふようなあり方というものにも、多分の疑問がわいてくるわけがあります。ある学者は、大学のあの紛争、安田講堂の攻防戦を見まして実にねちねちとしたところは女性的である、最後あつけない幕切れというのも女性的である、現在の女性上位時代にふさわしいあり方であるといふようなことを申しておるんであります。存外、いうところは主義主張でありますけれども、その底流をなすものは学校差を離れ、また成績を離れてお互いが一つの目的に血道をあげるといふ、ああいうふうなムードがこの紛争をより盛んにしてきたものではないかと思ふんであります。

このごろの子供は、遊びということを知りません。私たちの小さいときには、竹馬に乘ったりメンコをやったり輪投げをしたり、さまざまな遊びでそこは年齢を越えてお互いに一生懸命にやったものであります。このごろの子供は全く遊びは知りませんし、孤独であります。

こういうような時世に当たりまして、四日市の教育研究所では、一昨年家庭と子供という研究課題を設けまして、三年間の研究を継続しております。ところが第三年目の研究発表のときに当たっておるんであります。この結果がどういふふうな結果が出ますか、私は非常に注目をしてその結果の発表を待っております。学校教育のもう一本の柱である家庭の教育というもの、そのうまいかみ合わせというものが、子供の人格形成に絶対に必要なことであると思ふんであります。

こういうような観点から申しますと、PTAというものの存在価値というものがきわめて高く評価されなければならぬと思ふんであります。たびたびPTAがこの議場で問題になります。それは多く学校援助というふうな問題で問題化されておるんであります。PTAというものはそういうふうな問題ではなくて、一に子供の教育のための二本の柱の組み合わせであり、討議であり、そこにお互いの了解ということが生まれくる。そこにほんとうに全人的な教育が行なわれるんじゃないかと思ふんであります。そういうふうな意味から申しても、PTAとしても従来のいろいろの歴史から脱皮して本来の意味あいにかえらなければならぬと思ふんであります。

私、こういうような教育に関するある一面のことを問題拾って申し述べてみたんでありますけれども、これは市民の教育に関心のある皆さんから、いろいろの見解をお寄せいただきました。正確に分析し正しく批判して四日市の教育の方向づけというのは非常に非難におこがましいんでありますけれども、せめて肉づけだけでも果していきいたいというのが、私どもの教育委員としての任務であると、こう思っております。いろいろと皆さんからよい正しい見方、お考えをご発表いただきまして、四日市の教育界に何ほどのプラスをしていきたい、こういうふうな念願で仕事に当たっておるものでございます。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

（教育長（西川棟伍君）登壇）

○教育長（西川棟伍君） ただいま伊藤信一議員からお尋ねいただきましたことについて、お答えをいたしたいと思ふいます。

私の答えは、まだ就任間がございませんので、一応四日市の教育長に対するお尋ねでありますけれども、それよりも少し離れて、私の考えを述べようというふうに私考えまして、そしてお返事を申し上げたいと思ふますが、やは

り、教育長というものと私個人というものは一体でございますので、その辺は適度にひとつ皆さん方の良識の集まりでございますので、お取りいただきたいと思えます。

だから、四日市の教育委員会の方針をいま申し上げるというのではなくして、私の考えを申し上げると、こういうことに誤解のないようにひとつお願いをいたしたいと思えます。そういうことでございますので、具体的に四日市の教育と、こういうことになりますと、もう少し具体的にになりますけれども、一般論としてどうしても抽象的になることはひとつお許しを願いたいと思えます。また、常識的な話になっていくかもわかりませんので、お許しを願いたい。私は、教育はそれぞれの個性を伸すところにあると思えます。人めいめいが顔が違いますので、そのように個性も違っておるわけでございます。百人百色、十人十色いろいろと昔から申しますけれども、そういうところにこそ人間の尊厳があるのであると、こう考えておるのでございます。ウリのつるにはナスビはならんということわざがございます。アンズの木にはアンズを、クリの木にはクリのよい実をならせるということ、これが教育の根本に通じるかと思っております。よい実をならすこと、これが私、教育であると思っております。で、私たちの対象であります。まあ、多くの対象であります。園児とか児童とか生徒の存在がでございます。それらの個性や能力や適性などに応じて、またそれぞれの進路、そういうものにも考えて、各人が持つておる可能性を最大に發揮させることが教育の基本的な姿勢と、こういうふうに考えております。

たとえを植物に取ってみますと、同じような気がいたします。あまり肥料をやっても花は咲きません。それだけではなしに、木そのものまで枯らしてしまいます。反対にあまり肥料をやらないで、こんどは花も咲きませんし、実も実りません。教育は、ちょうど植物を育てるのと同じように、適度にその植物の特性に応じて、その特性に応じて肥料をやることこそよい樹木が育つのであり、花を咲かすのであると、こう考えるわけであります。これを私は教育の道だと考えて、植物にいつもたとえて申しておるのでございます。

私、いつも学校、高等学校へ行っている生徒に話をするときには、木の育たない学校は教育は育たんと、これが私の考えだと。学校に樹木のない学校は、それは私は教育がほんとうに育っていないんだと、こういうことを申したことがたびたびございます。これが私の考えでございます。

新聞やテレビによく出てまいります教育ママだとか、過保護やと、このごろはいろいろ子供を甘やかし過ぎるとかいろいろとことばがございますが、私もそういうことばには全面的に賛成できにくいことがございます。あまりにも教育ママさんたちが子供のやることに過過ぎて、そうして子供を痛めつけてしまう、さっきの植物と同じことでございます。そういうことでございまして、いまの時代の最も大切に考えなければならぬことは、鉄は熱いうちに鍛えなければならぬとか、そうしてかわいい子には旅をさせよとか、そういう昔からのいい古された、そうしていつまでもこの命のあることば、そういうことばの中にあるそれを私は考えたいのでございます。個人差を見つめながら、身心ともに適度に鍛えられた、それぞれの個性に応じた青少年でありたいと思っております。

次に、成人の方々についてであります。生涯教育ということばが現代の世界の教育界では論議されております。最近この町でユネスコ協会の記念講演会においても、生涯教育の考え方、生涯というのは一生涯というあの生涯でございます。取り上げられました。いわんとするところは、教育は児童青年期で停止するものでなく、人間が生きている限り続けられるべきものであるということでもあります。社会教育面の仕事にもなりますけれども、自己修養であるとして存しております。生涯教育というのは、やはり自己修養という意味にもまた考えていけることばと思えます。きわめて当然のことでありながら、当然になっていないがゆえにこういう課題が出てくるわけでございます。教育は、学校を卒業したら終わるという考え方、それはどうかと私は考えるわけでございます。

ご指摘の大学問題を考えてみますとき、戦後教育制度が変革されて、ちようどいまの学生たちはその混乱のときを過ごしてきたのであることは、偶然かもしれませんが、よくよく考えるべき問題ではなからうかと思つてございませう。何か因果関係があるようにも思いますが、経済の高度成長により消費生活も大いに変わり、もの考え方でも変わつてまいっておりますし、技術革新とか宇宙開発の時代とも称せられるときでございまして、いままでのわれわれが経験した考え方に新しい空気を、われわれ自身も吸い込むことも必要なことが事実であります。そこに絶えざる教育、成人教育、おとなの教育、さっき申し上げました生涯教育でございしますが、必要であるゆえんでもあり、中央教育審議会の間答申には、開かれた大学ということが使つてございしますが、それでございませう。いまの大学紛争を、私は絶対にその方法を容認するものではございませう。ヘルメットに角帽ならざる角な棒を持つて、覆面をして多数で暴力で、そうして法秩序を崩壊するに至つては、これまた承知のできないものでございませう。

私も高等学校におりまして、いま高等学校へそういう問題がどんどんと進入してきております。それらの対策のためにはずいぶん苦慮したものでございませうから、具体的に申し上げよとなればいろいろと申し上げるわけでございませうけれども、こういうところではございませうので、一応抽象的にさっき申し上げたようなことを申し上げることでございませうので、なかなか高等学校へもこういうものがあります。三重県においても同じことでございませう。四日市地方においても、四日市市とは申しませう、四日市地方においてもそういう点が相当数にあがつてきておるといふこともございませう。戦後の教育のやっぱり一つの矛盾のあらわれじやないかしらんと私は考えておるわけでございませう。

学校は知識の切り売り場所になつて、生徒、学生たちの人間的な交流はきわめて少なく、教員たちは学校にわたつて授業をかけ持つて、真に生徒たちを指導するものが少ないのが現状であります。駅弁大学、大学、大学と大学がたくさんできたために、先生がございませう。それやからしてあつちの先生、こつちの先生かけ持ちで、そうしてやつておりますから、その先生たちが学生に対していろいろと話し合ひをすると、そういうことがきわめて少ないのでございませう。それが大学紛争の一因にもなつておると、私は考えて誤りではないように考えるんでございませう。

教育基本法を見ますと、教育の目的は人格の完成だ、平和な国家社会の形成者の育成だ、真理と正義の愛好者をつくるんだ、個人の価値と尊厳を尊重するんだ、勤労と責任を重んずることを教えるんだ、自主的精神を持つことや、身心ともに健康な人間づくりをすることにありと、なかなかりつぱなことが書き並べてありまして、それについてはその基本的な考え方については、まさに正しいものでありますけれども、現実面においては郷土を忘れ社会を離れ国家を離れた国籍不明の日本の教育は、大きな転換期に直面しておるような感じがいたすのでございませう。

占領軍によつて与えられた六・三・三制というのは、日本の国土には残念ながら育ちにくいのではないかと私は存じます。世界各国の教育制度を見ましても、そうたくさんある制度のように思われませう。特に中学三年、高校三年は人間完成への重要な時期であり、それが三年間でようやく教師と生徒が人間関係ができてきたと思うと、学校との人間関係ができて、先生同士との人間関係ができ、それから学校とのきずなが強く結ばれてきたというときにはもう高校行かんらぬと。高校行つても同じようなことが繰り返される。そうして大学へところへ行く。大学へ行くといままでの教育と一般教養、前期一年半ないし二年の間の教育とがほとんど変わらない。ひまでひまでしかたがない。私はよくことばは口が悪いほうでございませう。ここではきわめておとなしいものを申しますけれども、口が悪いほうでございませう。君たちは東京へ行つてコーヒーを飲みに行くんかと、本を読みに行くんかと、どつちだといふこともたびたびでございませう。そういうこともございませうして、いま申しましたようにどうも三・三、それから四年のところでは初めのほうに空白がございませう。ああいう人たちは、このころはだいぶんちよつとまた内容が変わつてまいりましたけれども、棒を持つていろいろと走り回る人々の中には、一般教養の学生が多うございませう。

こういうふうなことでございまして、人間教育、人間形成、人間完成そういうところの教育を受けるときが一体いつのときにあるのかと、こういうようなところに私は教育の根本的な欠陥を私自身として見つけるのでございます。ちようどさいの川原の石積みで、積んだらこわし、積んだらこわし、三年で積んだ、こわす、三年で積んだらこわすまた積みかける、そういうところでなかるうかというふうに私は思っておるのでございます。

しかし、制度の改革というものは、そう簡単にできるものではないので、ここにわれわれが手を打たなければならぬ問題があるわけでございます。したがって、その欠陥を補うためには、教職員のみでなくて、家庭教育だとか、社会教育だとか、環境の浄化とかいろいろとその弊をなくするために努力しなければならぬと思うのでございます。それが教育委員会の私は使命の大部分のものであろうかと考えておるわけでございます。

戦後二十年、戦後の教育の弊害もそのままに受け継いでさらにいろいろの教育上の問題を含んでいるわけでありま。画一主義の教育だとか、生徒の個性を無視して教育をやる、また大量教育をやる、ある大学なんかに至っては、何百人、四百人、五百人一室に集めて、そうしてマイクで放送をして、またはテレビで顔を出して、そして教育をしておるといふようなところもたくさんあるわけでございます。また、通学のための教育、これについては、私はまた考え方もちよつと違うところもございまして、いままでの学校でこう見ておりますと、やはり進学のために勉強しながらも人間的な陶冶も自分自身やろうとする努力の生徒もたくさんございますので、いちがいに進学教育が悪いということは申し上げかねるのでございますが、一般的には進学教育のための教育には非常に問題がございます。それから試験の問題を見ましても、マル、バツ、マル、カケルそういうものを書かしたり、お互いにやっても半分は書けるかと思うんです。でためにマル書いても、半分くらいは当たるやると、ちようどどこかの的を当てるようなものがございます。そういうような教育が数々行なわれておるわけでございます。名古屋大学の工学部ですかある先生

もおっしゃった。四年という最終学年である。その学生に文章を書かせた。そうすると文章になっていない。何を書いてあるかわからんと。あの辺は相当なレベルの生徒が行っておるところでございすけれども、そういうようなことをいうておられました。まさに私はそういう教育の弊害が出てきておるのではなかるうかと、こう思っておるのでございます。したがって、いまやそのわれわれは勇断をもってこれに対処するやうなときにきておるのではなかるうと、こう考えておるんであります。

高校、大学への一般的な進学率は、きわめて高くなりました。ほんとうに中学校卒業だけという人は、少なくともありました。まことにけつこうなことであるものの、それは人間完成のためのものでなく、学歴を得て就職を有利にするためのものが多くて、まことに残念な社会風潮であります。深く探ると、こういうこともやはり大学紛争の根本にながるかと思っております。

私の教育に対する考え方を、一応申し上げたわけでございます。

次に、教育行政に対する私の考えを申し述べさせていただきます。重ねて申し上げますが、四日市の教育委員会の何といたしますか、方針というものではございません。まだそういう段階では、申し上げるものではございません。教育委員会制度が敷かれまして二十余年、二十年あまりでございます。公選から官選を経て大きく変わりましたが、教育委員会制度はしろうとの人たちで、純粋にその地域の教育の夢のある長期的展望のもとに、広い視野に立って、しかも専門家の教育長をそれに配して、教育行政を推進するのが目的であります。教育委員個人々々で仕事をするのはございません。委員会は、合議体の執行機関でございます。したがって、大所高所から教育の向うところを大所高所から示すのが教育委員会の目的でございます。事務的なものは教育長がそれを教育委員会の権限に属することをすべて事務をつかさどるのでございます。教育委員一人一人ではさき申し上げましたように、これは個人的意見

でございますして、会議によって決定されたところに効力を有すると考えるのが妥当かと考えるのでございます。

この制度のはたしてよい制度としてあるかということが、ここに再検討してみてもよいのではないかとすることは、私たちはちまたちまたの学校長から聞くわけでございます。全国の会議に行っても、県内の学校長の会議に行ってもいろいろとそういうことは耳にするわけでございますけれども、いまも申し上げましたように制度というものは、一度こういうふうにできますとなかなかそれを改変するということはむずかしいものではあると思っております。

次に、政治と教育についてであります。教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」と、こう教育基本法にございますが、「不当な支配に服することなく」政治的な中立の立場を堅持して、次代の国民を教養しなければなりません。教育はもちろん政治の中にもありますが、教育は誇り高きものをもって児童、生徒のために考えなければなりませんし、児童、時流におもねったり、長いものには巻かれろというような式の立場を取ってひなたぼっこをするのであってはならぬのでございます。視野を広く、強い信念を持って政治に教育の結果が反映するものでありたいのでございます。いたずらに政治家の走狗になったり、教育界を汚毒の中に巻き込んでならぬと思うのであります。

近ごろ、教育汚職の問題が新聞に報ぜられることは、まことに遺憾のきわみでございます。あの背景なるものも私は十分に承知しておりますけれども、ここで具体的に申し上げることは差しひかえたいと思います。児童、生徒の信頼というものは、これがために、これが新聞に出ることによって、またそういうことが自分の住んでおるところの周囲において起こることによって、非常な信頼を失うわけでございます。それを最もおそれるものでございます。私たちその局に当たるものは、自粛自戒、清潔な教育行政をやる覚悟で私はおるつもりでございます。

最後に、教育委員会関係者はもちろん、校長も教職員もお互いにそれぞれの立場に立って、姿勢を正して、それぞれの主体性を堅持して、各々独自性のうえに立って行動すべきときがほんとうに来ておる感じでございます。妥協のこととしたり、多数の力を誇ったりするのではなくて、正邪善悪を正しくつかんで、共通の広場を見出しながら行動すべきときであると信じておるわけでございます。しかも私の最も期待するものは、教職員各位であります。学校は教職員の協力なくしては、運営は全く不可能と行って過言ではありません。古いことばではありますが、教育は人にあるということばは、味わうべきことばでございます。教職員は、生徒、児童から心から尊敬される人であってほしいと思うのでございます。聖職ということばもあります。専門職だということばもあります。勤労者だ、労働者だいろいろそれは表現は異なるにしても、尊敬される人間的な教職員であることを期待すること、切なるものがございます。教材研究に、生徒指導に、クラブ活動に、その他社会教育等方面、もろもろのその仕事に、しかもまた学校内においてはいろいろ多忙な校務もございます。その仕事に情熱を傾けてほしいのでございます。それがためには、やはり教員というものは研修をしなければならぬ。さっき生涯教育ということも申し上げましたが、そういうためにも研修をしなければならぬぐらいのものでありまして、非常にこれは教職員に期待するものは大なるものがございます。私も三十八年間のうちで、三カ月東大で勉強してもらいました。教育長講習を受けさせてもらいましたが、実にこの三カ月というもののその勉強というものは、ありがたい、ほんとうに心あたったかい感じがいたしました。やはりこういうふうな教職員も研修をさせて、そうしてりっぱな教職員に仕立てて、教育をしてほんとうにりっぱな姿にさせていくことが私必要じやないかと感ずるのでございます。

われわれ教育行政に当たるわれわれは、またいろいろの条件を整備する必要があるものであります。

以上、いま伊藤議員のお話に対して、私の申し上げたことが、あるいはときどきのはずれておったかもわかりませんが、私としては抽象的ではございますがこれだけのことを申し上げて、私の所信を皆さんに知っていた

きたいと、こう考えたわけでございます。
以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの公害行政を転換してはどうかというご質問に対して、お答え申し上げます。思います。

転換というようなことばがこの場合適当であるかどうかにつきましては、私は疑問に思っておりますが、公害防止基本法が制定されて以来、大気汚染防止法、あるいは騒音規制法、また被害者救済基金制度、紛争処理制度等が決定せられまして、日本の公害行政というものも企業、厚生省、通産省、あるいは各自自治体とも非常な前進的な転換策を取って、ただいまレベルが敷かれた、レベルが敷かれて環境基準の実現に向かって進んでおる最中でございます。三重県におきましても四日市地域の公害基本計画がきめられました、昭和四十四年度中に三重県の公害基本防止対策が計画策定されまして、四十五年度からそれが実施せられることになっております。したがって、われわれはこの防止計画に従って環境基準の実現を目ざして、年度をきめてこの実現に努力をしなければならぬわけでございますので、これまでご説明申し上げましたように、新しく公害防止協定を結んだところに対しましては、その防止協定との内容の対象において装置等の建設がはたして約束どおりいっておるかどうかということについては、十分監視をしなければならぬことは当然でございます。また、企業もそのようにするということになりますので、公害防止協定の線はあくまでも実施をする。

また、従来のもにつきましては、発生源対策をさらに進めまして、設備、装置等の改良につきましては、十分そのような行政を指導したい。また、煙突等の低いものについては、この煙突を高くするような行政指導をしたいというところでございます。

また、燃料対策等につきましては、昨日ご説明申し上げましたとおりでございまして、すでに一・七％の低硫黄重油が四日市地域においても相当数使われるようになってきておるといようなぐあい、燃料対策をさらに強化されなければならぬものであると思っております。

それから、四日市港の海水を見ていただきましたら、いかに汚いかということがおわかりのとおりでございます。海水をきれいにするというような仕事は、これからの重要な問題であろうかと思えます。幸い、ことしの四月ごろ、四社の共同廃水処理施設が完成をいたしました。皆さん方にもすでにご視察を賜わったものと思えます。また、硫酸鉄等の汚水につきましては、四日市ケミカルという新しい会社がつくられて、この硫酸鉄、あるいは廃酸等をソーダによって処理をして、硫酸ナトリウムをつくってこの海水の汚濁を防止するというような企業も設立されることに相なりました。

また、最近、と場の汚水処理が完成いたしましたして、活性汚泥によるところの処理が完成いたしましたして、きれいな水になっておるといのが事実でございまして、昨日も申し上げましたが、たとえば磯津の年平均の一時間値が〇・〇七PPMを〇・〇五PPMにするということは、大変困難な仕事ではございますが、この実現に対しましては、われわれは確信を持ってこの発生源対策、燃料対策等につきまして今後とも積極的に対処したいと考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 ただいまは教育問題について委員長なり、あるいは着任間もない教育長からいろいろご高見なり、あるいはご決心なりのほどを伺ったんでございますが、最初に委員長に對しましてもこんな質問はしてはと、こういうふうに考えておりましたけれども、やはり教育委員会が教育委員会であるためには、教育という筋が一本ほしいと、こういうことで伺ったわけでございます。

昭和四十一年十一月に文部省は、「期待される人間像」というものを示しました。おそらくこれは、戦後の教育が間違っていたと、こういうような反省から、こういう人間をつくらなければならぬということ、示したんだらうと、こういうように私は考えておるんですが、ところがその後いろいろの事情を考へてみますと、これは子供の問題じゃなくて、共通の問題だということからことしの五月二十一日には、全国の小学校長会が二カ年がかりで全国調査やっただのを基礎にして、そうして「望まじき教師像」と、こういうものも示したのでございます。

こうしていろいろの形は示してきましたけれども、こうした表現で教育の内容が充実されたり、あるいは改革されたりするものではございません。こうしたものを表現しなければならぬ現実こそ、私は問題があらうと、こういうふうに考へております。それで、こういったような問題をお尋ねしたわけでございます。

教育の筋というものは、太くてしっかりしておればおるほどいいのでございますけれども、世論やあるいは政治に動かされてはならない強い教育信念を持って、教育委員会は押し進めてほしいからでございます。それに、四日市市はご承知のように非常に財政豊かな町であると、こういわれております。しかし、そういう豊かな四日市でありながら、教育財政はことしは一五・一四％しか計上されておられません。今日までの教育委員会の姿勢に何か欠けているものがあるんじゃないかと、こういうふうに私は考へているわけでございます。六月の管外視察で行きました弘前が、非常に財政が貧弱な町で、少々の公害があつても工場を誘致したいというようないつておるその町でありながら、一

八・五％の予算を計上いたしております。それから、これも東北の盛岡でございますけれども、これもきわめて貧弱な財政でありながら、二〇％の予算を計上いたしております。

しっかりした教育信念のもとに、教育を計画し、その充実をはからなければならぬ予算を提案し、われわれが年来希望している教育予算二〇％を実現して、そうして四日市の教育の充実を果していただきたい、こういう希望を委員長なり、あるいは教育長なりに託しているがゆえにこうした質問しておるのでございます。ことにりっぱな教育経験の時つておられる教育長にこんなことを申し上げて、はなはだ失礼でございますけれども、どの子供にも教育の機会を与えてやるということが、一番大切でなかるうかと、こう思うのであります。

この間、管内視察を教育長も一緒にやっていたのでござりましたのでご承知のように、納屋小学校の理科設備の非常に充実している様子、それから富洲原小学校の理科室の非常に貧弱なこと、これでは富洲原小学校の子供はかわいそうだというよりも、むしろ富洲原の子供は理科教育を受けていないんじゃないかと、こういう感じを持ったのでございます。これは、偶然の一つの事実でございますけれども、その節、私は昭和二十八年八月八日に出た理振法、あるいは昭和二十六年六月十一日に出た産振法、昭和二十九年六月一日に出た僻地教育振興法、これはみんな教育の振興法案でございます。これは理科なり、あるいは産業なり、僻地の教育なりに努力してほしいという、努力したならばこれの補助も出すといった法であります。

ところが、受け取るほうでは補助を受けることだけを考へて、その教育を振興することが第二となるために、備品の購入も割当のようになつて、振興しなければならぬところの教育が、この法律のためにブレイキになつたかっこうになっております。ほんとうに教育のことを考へたならば、補助よりもむしろ法の精神を考へるべきではないかと、こう思うんでございます。校舎の鉄筋化もきわめて大切でございます。しかし、それよりも昨年度から

引き続き簡易プールをつくり、四日市全市の子供に水泳教育という機会を与えてやろうという市長の教育的配慮のほうろがどれだけ価値高いものであるか、このあたりのけじめをはっきりつけて、教育委員会は教育を推進してほしいと思うんであります。たとえば校舎は古くても、誇るべき内容の充実した教育を旨として努力されることを希望するとともに、教育長の先ほど申しました清潔な行政を行なうという所信、そしてその純心な気持ち最後まで堅持していただいて、四日市の教育のためにご努力いただくことをここからお願ひ申し上げておきます。

次に、公害行政の問題でございますが、市長は転換ということばは別としても、ところいうようなおことばがございましたけれども、事実抽象的なことがらからだんだん具体的な問題に入っていることは事実でございます。たとえば先ほど申しました低硫黄の問題、あるいは海水をきれいにするというお話、あるいは霞ヶ浦の公害防止協定、大きな問題はそれぞれ具体的な問題に進んでおります。

これから私が申し上げる問題は、さらにそれよりも切り下げた直接市民に関係しておる具体的な問題でございますので、簡単に問題を申し上げまして、その一つ一つについて、これはほぼ衛生部長からご回答をお願いしたいというふうに思っております。

まず第一番に、六月の教育民生委員の視察の際に、これは私たちが要望いたしましたして、塩浜小学校を視察したのでございます。この学校は、公害要認定児童が三十三名在籍している学校でございますが、しかし校長の説明を聞いておきますと、もうこの学校には公害の影響はほんとうに少なくなつたというふうな気がいたしますので、私の心の底にはたしかに公害は影響しておるといふふうに考えておるんでございますけれども、そういうような説明がございましたので、はたして塩浜にはもう公害の、塩浜小学校には公害の影響がなくなつたかどうか、どの程度か、その点についてお伺ひしたい。

それから、ついでに三月議会で教育委員会検討すると答弁のあった公害対策費という費目の設定をして、公害問題に対処していくという、こういう問題がございますが、どういふふうにご検討なさつたか、これは委員長にお答えいただきたい。

次に、三月議会で市内中心部の幼児が公害で苦しんでおるといふを、くどくどと私は申し上げたんですが最近その双葉幼稚園で非常に子供が鼻血をよく出します。中日の支局からも、あなたのうちの子供は鼻血を出してしまつてたかという問い合わせがあつたそうです。市内の双葉幼稚園の子供が八〇名鼻血を出しておるが、あなたの子供はどうですか、とこういう問い合わせです。それで私はさつそくあくる日、公害課の栗本君と行って実情を調べてみました。ほとんどの子供が鼻血を出しております。それから医師に聞いてみると、医師は存外簡単で、鼻がかさかさになるから子供がゆびを突っ込んで、つめのおとでかかたんらうと、こういっておりますが、事実その私の孫がうちへ来ておりました、朝方に何にもないのにどえらい鼻血を出す、そりやもう吹き出すような鼻血の出方なんです。で、保母さんに聞いてみますと、こわいくらいの血の出方をする、見ておれない。子供に見せられない、びっくりするから。そういう鼻血を出す。

ところが、それは公害の濃度が一番高いときの翌日、翌々日、その二、三日の間が一番多い。しかも一番鼻血を出すのは、朝方が一番多いと、こういうことでございます。それからまた、その先ほどの医師との反対の話でございますけれども、県の公害センターの係に聞いてみると、やはり濃度の高い検査をした場合には、おとなでも鼻血を出す、こういうそうだと、こういってございましたけれども、しかし医者がこれをどう判定しておるかまだわかりませんが、この問題について四日市の市内の公害の及ぶ小学校・幼稚園・保育園、それから保育所という子供について公害課で一応調査をしてほしいということをお願いいたしますので、これもその結果についてお伺ひしたい。

それについて、また私からも意見を申し上げます。

それから、同時に塩浜の小学校が公害が減ってきて、そしてその近くの双葉で非常にこういう問題が起きていると
なるのでですね、やはり煙突を上げた公害広がりというものが出てくるか、これは私はわかりませんので、その
広がりがあるという状態になっているか、一応これもお伺いしたい。特に人の話では、南中の濃度が一番高いとい
うことを伺っております。

それから、大阪市では大気汚染の状況を天気図のようにして、毎日の新聞に出ておるといことを聞いております
が、本市でも市民のために時刻、場所、濃度を公表するようなことはできないか、これをお伺いしたいんです。

ちようどこういう問題を考えておりましたときに、東京都ではスモッグ追放のためにコントロールセンターをつ
くる計画を発表いたしております。都内二十三地区地点で汚染常時測定網を整備する一方、大量に亜硫酸ガスが出る工
場など八十三施設に測定装置を備えて、センターと同時に同時通報装置、テレメーターで結んであります。これでス
モッグ注意法や、あるいは警法を発令した際に、工場に一斉に発令をすることもできますし、そのうえ工場が実際に
亜硫酸ガスの発生を減らす装置を取ったかどうかということも新しくチェックできると、こういうふうに新聞に書い
てございます。

次に、警報でございますが、公害病患者に聞いてみますと、警報が出ると一ぺんに気が楽になる。高くんだん
なってくる、体がこう非常に興奮してくるらしいんですが、耳が痛い、鼻が痛い、目が痛い、苦しくなる。目まいが
する。ところが、警報が出ると一ぺんにもう軽くなる。やはりこれで転換したかという精神的な問題があるだろうと
思いますが、ところが四日市はまだ現在ばい煙規制法によるこの警報を出しておるといことを聞いております。四
日市、三重県は。大気汚染防止法による第一種の警報で硫黄分が二〇％下がり、それから第二種で五〇％下げるとい

いうことを聞いておりますが、なぜ早くこれが実施できないかということをお伺いしたい。これができれば、警報以
前に準備情報も流して、各工場である程度の検査ができるんじゃないかと、こう思っております。

次に、九月の議会で畜産団地について再三上司の指示にもかかわらず適切なめどをいまだに見出し得ない段階であ
りますから、これにつきましては、鋭意、今後とも検討を続けていきたいという産業部長の答弁をいただいております
ので、その後の結果、あるいは進展があれば承りたい。

それから、公書白書の中に騒音が学校教育に対する影響が非常に深刻であるというので、大気汚染とともに公害対
策の重点の一つになっております。本年度の管内視察で、防音装置をした納屋小学校を見たのでございますが、六月
の初めでありましたにかかわらず、気温と体温のために非常にむっとした、何と申しますか入っておれないような感
じを持ったのでございます。どうしてもこれは冷房装置を考えてやらなければならぬ、こういうふうに私は思う
のでございますけれども、塩浜小学校の体育館に大型の空気清浄機を備えてありますけれども、聞くところによりま
すと、あれを常時使っておいたらそら維持費がもたない。ヒューズが一ぺん飛んだら三十万円の弁償しなければなら
ぬということも承っておりますので、おそらくこれは十分に使っていないんじゃないかという気もいたしますので、
冷房装置をするにいたしても、その維持費の問題もございまして、飾りものにならないためには、やはり維持
費のことも検討しなければならぬことでございますが、一応塩浜の空気清浄機の問題、それから納屋小学校の冷房
装置の問題、この問題について教育委員会からのご報告もいただきたい。

それから、三月の末に前の教育民生委員会で、武豊の学童保養園を見学に行ったわけでございますが、それには教
育委員長も行っていただいたし、教育委員会の指導主事にも行っていただいたし、公害課の方にも行っていただい
ておりますので、ああした保養園が四日市にも小さい子供のために、私は非常にほしいと思うんです。その保養園を見

た感想なり、あるいは私のほしいという気持ちなり、そういった点について委員長のは感想だけをひとつお聞きせたい。

こういろいろ申し上げてまいりますと、生きた問題でございますので、際限がございませんので、もうこのあたりで打ち切って、この問題について簡単にひとつご答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十四分休憩

午前十一時三十分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 所管部門について、ご質問にお答え申し上げます。具体的にご質問なりましたので、なるべく具体的に申し上げたいと思っております。

第一項の塩浜小学校の公害について、学校当局から公害はなくなったという表現があるかどうかということですが、結論的にいえば、私は公害はなくなったと考えておりません。が、悪臭につきましては、付近のプラントの密閉化ということによって悪臭公害については、相当大幅に減ったということが証言できると思っております。

それから、SO₂の亜硫酸ガスを主体とした問題につきましては、あそこで一番近いところでは継続的に測定しておりますのが磯津のところでございますが、磯津のことそれから三浜小学校でございますが、少し離れておりますの

で、私のほうといたしましては、可搬式の測定機をもってきまして小学校の位置で測定をさせまして、その結果を見ますと、三浜については概括的に申し上げますと高濃度の高い汚染度が非常に低くなっておりますということが事実でございますが、やはり年間を通じて見た場合には〇・一PPMの高濃度汚染がある程度出るといことは、事実でございますので、皆無になったという理解のしかたはやはり危険があるというふうにみております。

小学校でやった数字を少しご参考までに実数で示しますと、可搬式の測定機でもって二月の一日から三月の十九日まであの現地においてSO₂の測定をやったわけでございますが、〇・一PPMを現出した日数がやはり五日程度でございます。そのほかは大体〇・〇一から〇・〇五程度の日数でございますので、環境基準からいえばやはりはみ出る部分はまだ現存にあるということが事実でございます。そういう認識をいたしております。

次に、その小学校に関する認定の児童は、伊藤議員がいわれましたように現在二十三人でございます。大体生徒数が九百五十名程度ありまして、傾向といたしましては低学年に認定患者が多い。これを実数で申し上げますと、一年生が八人、二年生が十一人、三年生が五人、四年生が三人、五年生が二人、六年生が四人と、こういうふうな実数になっておりますが、臨床上のデータを見ますと、比較的年の若いので、軽度のいずれも通院でございますが、軽度の症状ということでございます。

第二項、第二番目の問題につきましては、三月の議会に伊藤さん自身のお孫さんが出したということかどうかという質問もあり、特にご要望によって公害対策課へそのケースのほかに幼稚園、あるいは保育園がどうなっておりますか調べてくれるようにというご注文がございまして、公害対策課のほうでその状況を調べさせました。

結論だけを申し上げますと、調べた範囲は塩浜、三浜の旧市内、橋北及び海蔵地区の公立、私立の保育園、幼稚園八つ、それから念のために非汚染地区といたしまして下野、川島、桜の地区で三カ所というふうに調査対象といたし

まして、四月、五月の状況を、それぞれ幼稚園、保育園から報告を求めて数字をまとめてございます。延べこの八カ所につきましては、総人員といたしまして一千八名、それから非汚染といたしましては二百六名と、こういうことを対象として調べておりますが、それでその出欠の状況並びに園の先生方が判断された病状と申しますか症状、あるいは気管支ぜんそくだとか、へんとう線だとか、あるいは腹痛とか肺炎だとかいう、あるいは鼻血を出した有無というようなことを各園について報告を求めました集計を見ますと、総体的にいえることはまず欠席率から申し上げますと、やはり汚染地区のほうが欠席が多いということはいえますが、全体のパーセンテージといたしますと、全体的の傾向から見ますと、欠席の理由の多いものからあげますと、かぜ、へんとう線、腹痛、発熱、家庭の都合という順序になっております。

そこで、非常に先般伊藤議員が実例をあげられましたが、この先ほどもご質問の中に出ておりました鼻血の問題でございしますが、これを調べますと、双葉幼稚園が四月に三人、五月に十八人、計二十一人と延べ二十一人という報告になつております。ただ、ここで特異なことを発見したわけでございますが、ほかの塩浜のひなぎくだとか海山道の保育園、海蔵、しらゆり、すみれ保育園、四日市幼稚園、橋北幼稚園あたしは、その該当者が一人も出てこないということが非常に特異な現象でございます。ほかの傾向といたしましては、一番多いのがかぜ、次が腹痛というふうなことで、これはいずれの地区の保育園、幼稚園でも大体実数があがっております。

それで、この原因につきましては、その当時の先ほど公害センターに高濃度汚染があったときにおいて、というようなお話でございしますが、この各場所についての測定機がございませんので、これと高濃度汚染と保育園なり幼稚園なりその症状の起きたと結びつけることはいままできませんが、あの付近にございます定点観測やっております保健所の濃度なり、それから三浜とかいう既設の観測点から想像いたしますと、直接は結びつかない。これを究明するためには、各園にそういうような電導記録計をもって結びつける必要があると思っておりますので、この点についてはまだ未解明であるというふうにご理解いただきたいと思います。

それで、これもそういうことを聞きましたので、保健所のほうの見解ただしましたが、保健所のほうでもこれは初耳だということで、これをはっきりするのは非常に私は危険があると思っておりますが、この双葉幼稚園だけそういう鼻血の症状があるということについては、一般的には医者の方からいうと、家庭においてそれからそういうところへ緊張して入ったので、往々そういうことは小学校あたしにはあるんだが、そこだけがということはどうもわからないというふうな返事でしたので、そのまま一応お伝えをしときたいと思います。

次に、その日の大気汚染の発生状況を公表できないかということでございますが、このことにつきましては、一年前から市民の要望もあり、またわれわれもそういうことによつて、警報機を鳴らすよりもそういうことのほうがいいんだという判断をいたしまして、公害センターのほう並びに県の公害対策とよりより協議をしておりますが、数字を示すことは賛成であるが、ただサイレンを鳴らすとかそういうことについては疑問があるというふうな県の返事でございしますが、現時点ではその話をいたしまして、現時点の市と県の公害課と話し合ひでは、近く県の公害センターから、大体これは予定ですが二十一工場、ばい煙施設の大量に出す二十一工場についてはテレメーターで、電話通報でなしに警報を迅速化するということでテレメーター方式によつてこれを結びたい。その際に、たとえば市役所の上とか出張所のことかということ、回線も考え、機械をすえつけて、その際にこれを実現するようになっていきたいという返事がございます。そういうふうな運びたいと、私どもは汚染度の公表についてはいたしたい。大体三十分間で一時間値が出てまいりますので、これはそういうふうなやり方でこの実現にさらに県と協議して早くやるように進めていきたい。

その問題は、警報を早く出せないかという問題と関連してくるわけですが、きょう一部の新聞に報道されているようにございますが、私どもも県の当局との話し合いでは、予報警報を出そう、大気汚染防止法によるところの緊急警報、第一種と第二種がございますが、これを予報警報を出そうじやないか、それまで濃度が到達せなくても予想され得る段階において、測候所の協力を得て予備警報を出そうじやないか。その数字をどうするとうふうなことで、これを予備警報で出すという腹をきめてその方法論をいま議論しておる最中でございますが、きょうの新聞あたしでは七月からとうふうな報道されておりますが、七月には少し無理だと思いますが、なるべく早く出すような予報警報出すようにすると。これも警報のしつ放しでは意味がないので、この裏づけをどうするかということについても話し合っておりますが、一応予報警報の段階で二〇%の操業ダウンあたしを考えて、正式の警報が出たときには五〇%のダウンを基本線として検討して、可否を、障害を調べる。

現在、県と事業所との協定で緊急事態においては、燃料転換するとか操業協定がございますが、これより相当数字を示して、抽象的でなしに、うたい文句でなしに企業それぞれの安全その他の、あるいは転換する時間その他がございますので、工場との折衝をもって基本線を示して、基準線を示して工場、事業所個々に予報警報に対する裏づけをしたい、こういう方向でいま県が進んでおることをご報告申し上げます。

それから、次は大気汚染に関して南中学のほうが高いんじゃないかということでございますが、これにつきましてもある南中学の測定は、去年の六月から始めておりまして、われわれも非常にこの数字につきましては注意を払っておるわけでございますが、厳密なことをいいますと、少なくとも四季を通じて一年間どういう状態であるかというようなことを把握しませんと、最大公約的な結論が出ないのでございますが、はっきり申し上げられることは、現時点ではっきり申し上げられることは、いままでで平均値といたしまして非常に高かった月は六月、七月でございます。去年のいまごろ、六月、七月でございました。

それから、警報が出た場合に保健所、磯津が低くて、南中学だけが高かったということが一回ございます。これにつきましましては、まだ結論を出していませんが、大体平均値といたしますと、〇・〇三から最高で〇・〇四という平均値でございます。これはまだ四月の解析が入っておりますが、最近の傾向を申し上げますと一月、二月、三月、冬場は〇・〇四一が平均値になります。そういう状況でございますので、神経とがらした程度にはいってないというようないま認識しておりますが、これはもう少し時間帯最高あるいは平均値を解析してみたい、こういうふうな考えております。

以上、非常に簡単でございますが、要点だけを申し上げます。(伊藤信一君「天気図の濃度の公表は、公表のしかた公表、というか、表示のしかたは」と呼ぶ)いま公表についてテレメーターを工場ごとにつける際に、この工場でなしに市の公共機関とかそういうところで表示をするとうふうにしたいと、こういうことでございます。

○議長(服部昌弘君) 教育委員長。

〔教育委員長(龍池清真君)登壇〕

○教育委員長(龍池清真君) お答えをいたします。

教育予算に公害対策費とうふうな費目を挿入できないものか、とうふうお尋ねでございますが、これは去る三月の市会でも申しましたように、市の教育委員会の予算は地方公務員法の別記によりまする全国統一の形式を取っておりますので、四日市だけとうふうな別個の費目を入れるとうふうなことは、いまのところ考えておりません。

ただし、公害に必要なものは現行の費目の中でそれぞれ組み入れてこれを消化しております。

なお、空気清浄機その他につきましましては、事務局のほうから詳細申し上げます。

なお、武豊の保養園の見学の印象というようなお尋ねがございましたが、行ってみましたところ聞きにまさる静かな好ましい環境に、また聞きにまさるきびしい生活をしておるのに驚きました。園長はお医者さんでありまして看護婦が、子供たちのめんどう見ておるんでありまして、見ましたところ、これは学校ではなくって、全く病院であるというような感じがいたしました。聞きますれば、そこを退院しましたものの子供たちにつきましては、追跡調査中であるというようなことでありましたので、そういうふうな結果を出しましたときにもらい受けまして、またいま申しましたような意味あいでも四日市でも考えるべきものではないかと、こう思っております。

○議長（服部昌弘君） 教育次長。

〔教育次長（滝伝之助君）登壇〕

○教育次長（滝伝之助君） 委員長の答弁に対して、補足させていただきます。

お尋ねの中の公害の問題でございますが、私も児童の健康を守るためには、非常に神経は使わしてもらっております。ただいまでは夏場に向かいます赤痢の予防、あるいは平素の交通の、特に五、六月に多い交通のことについても非常に神経を使つとるわけでございますが、公害の問題に關しまして非常にいろいろ配慮してもらっておりますが、どういうことをやったらこれが防げるかということについて、市のほうもきめ手を持っておりません。各学校あるいはPTAのご意見なんかを非常に尊重しまして、ある学校においては、緑化することによつても少し防げないかというようなどご要望がございました場合には、それもそうであるということでも緑化も進めておりますし、ある学校においては芝を植えても少し緑化をしたいという申し出があるところにおきまして、なるべくそれに沿うようにそれも公害防止の一助になるということならば、それもやらしてもらっておりますが、こういう費目につきましては工事費、あるいはうがいなんかの消耗品、あるいは修繕費、たとえば金具をすえても少しうがいを

やれというようなことにつきましても、できる限りのことはやらしてもらっております。

納屋小学校の二重窓の件でございますが、名四国道の状況から考えましても、騒音はますますふえてくるように思っています。昨年、これについて非常な補助をもらいましたので、一応これも防音のためにやってみるということで、補助をもらいました分で二重窓をつくってみました。そのときに起こってまいります問題は、こういう湿度の高い日本の状況でございますといいますが、暑さというものが非常に湿度のために体にきけるのでございますが、過去におきまして渡しました清浄機なんかフルに使われておらなかったことは、たしかだと思えます。これにつきましては、保健体育課長とそれを回りましたときに、あるところにおいてはほとんど使っていないがためにさびており、あるいはしたことがたしかにございます。これにつきましては、私のほうで渡したものはフルに使ってくれという指導しておりますので、今後ご指摘のようないやうに十分使わしていただきたいと思えます。

それから、学校の先生方に申し上げますのは、その日その日の湿度、あるいは温度の状況によつてもう少しそういうものに対してもきびしく自分のほうで注意を払ってくれと、そしてこちらへ伝えてくれと、こういうふうな指導しております。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） 先ほど予算の形式の出ておりますのを地方公務員法と申しましたけれども、あれは誤りでございまして、地方自治法でございます。訂正いたします。

○議長（服部昌弘君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 畜産団地のご質問につきまして、簡単にその後の経過をご報告申し上げます。

食せんにのぼりました畜産品は、ますます重要な食糧として愛好もされ嗜好されて、その消費量も年々急速に伸びておるわけでございますが、それに伴って価格も、豚価なども非常に上がってきております。したがって、その振興策が必要とされるわけでございますが、生きている間の家畜の人氣は、下向の一端をたどっておるわけでございます。昨年九月等の本会議、あるいは委員会等におきましても、畜産振興とともに畜産公害の対策としての団地の推進を強くご指摘をいたしておったわけでございますが、四十四年度事業に何とか取り上げたいと考えまして、いろいろ検討いたしましたでございますが、事業化への見通しを得るに至らなかつたのでございます。

その理由並びに経過といたしましては、汚物あるいは汚水の処理方策といえますか施設、これの良好なものがつかぬないというのが一つでございます。それからもう一つは候補地を考える場合に、これはただいまの現在行なわれております畜産の状態がいわゆるまあ汚いものであるというようなこともあるために、周囲の地価が下ることから各地区に非常にきられてまいりまして、その地区選定が非常にむずかしいという状況にあるわけでございます。したがって、この汚物汚水の処理方法につきまして産業部の斎藤農林課長はその道の非常に専門家でございまして、県の畜産担当者なども盛んにいろんな研究をいたしております。目下五つばかりの方法につきまして、その中からしばって経済的な大中小のそれぞれの畜産家でも作業できるような方法を考えるようなことを進めております。市長も、そういったことについて大変気を配っております。いろんな方法なども盛んに私どものほうに指示をいただいておりますが、現状でございます。

具体化につきましては、まことにご期待に沿えない、申しわけありませんが、その後の経過といたします。

○議長（服部昌弘君） 小林喜夫君。

〔小林喜夫君登壇〕

○小林喜夫君 事前通告に従いまして、二問だけお尋ねを申し上げます。

近代日本の経済界は、アメリカ資本の日本への上陸、世界経済に対処するためにその設備の大型化、米国の主要銀行のプライムレイトの仕上げ、また宇佐美日銀総裁の、わが国の公定歩合の引き上げはあり得ると示唆したこと、非常に味のあることばであります。これによって日本経済のパロメータとも称すべき、ストック・プライスの急落であります。六月の十二日にあります。実に五十一円の大暴落をいたしております。その他いろいろで、日本の経済界というものは、実に混とんとしております。ネコの目のように変わりつつある中におきまして、中小企業は今後いかにあるべきかということに、まことに憂慮にたえない次第であります。

中小企業対策としましては、大別するならばまず資金の問題と、それから雇用対策の問題であります。まず、資金面の問題につきましては、市のほうの小規模事業資金、設備近代化資金、中小企業振興資金等あります。私もこの委員会に列しておりますが、商工課の職員のいろいろな熱心を努力に對しましては、深甚なる敬意と感謝を表す次第であります。ただ、申し込み件数の比較的少ないということは、あるいは宣伝が足りないのかとも思われますし、また逆に四日市の商工業者はそんなに資金が困っていないんじゃないかと、こういうふうにも考えられるわけがあります。

先日、庶民金融公庫であるところの国民金融公庫の四日市の責任者にお会いしました。四日市のこの国民金融公庫の利用というものは、津の方面に比較して割合に少ないことをいっておられますが、やはり資金というものにつきましては、そんなにわれわれが心配するほど中小企業者は枯渇していないかという感が深かったです。

いずれにしても、市の信用保障制度は貸し出し金額、あるいは貸し出しの手続き等におきまして、さらに研究を要する時期に到達をしていないかと感ずるのであります。

次に、雇用対策であります。近ごろ中小企業者を訪問しますと、人がなくて困っておりますと、何とか人はありませんかと、こういうことをどこへ行っても聞くのでありますが、この結果はどうしても勢い事業を縮小しなければならぬような状態であります。この問題に關しましては、伊藤信一議員が三月の定例市議会で質問され、また市長の説明によりますと、今後労働力の確保のために新規卒業者の確保、従業員の定着化の諸施設及び労働者の福利増進云々と説明され、また阿南部長は、四十四年度は四十三年度に引き続き雇用対策に重点を置いて取り組むのだということを回答されております。ことに当市は、公害の都市、青空のない都市、あるいは悪臭の都市、四日市ぜんそくの都市だと、いろいろ事実以上に悪宣伝をされておりますが、四日市に円満なる人的資源の獲得は、四日市の真の姿を、すなわち青空があれば、四日市ぜんそく患者もきわめて少数である等々、日本全域に十二分認識せしめることが最も肝要ではないかと思われませんが、この点市長としてはどのような対策を立てられておられるのか、お尋ねを申し上げます。

また、右に対する対策が徹底をせざる限り、労働力の確保はますます困難をきわめるものと思われまます。部長の言の雇用対策はどのように取り組み、どのように対処されているのか、お尋ねを申し上げます。

なお、この件に關しまして、先に市長の九州への出張、あるいは庄司助役の沖繩への出張、いずれも人的資源の獲得のように聞いておりますが、現地の事情はどういうふうにあるのか、あるいは将来の見通しはあるのか、合わせてご報告をいただきたいと思ひます。

先日、教育民生の皆さんが東北へ視察に行かれました。そのときの話によりますと、中学生の卒業生の四〇％は大体進学されますが、六〇％はほとんど就職をされておると、こういうふうなお話であります。東北方面には相当数の労働力を有し、労働力の宝庫とまでいわれておるのでありますが、この方面に対する当方の労働力獲得の運動はどのようにされておりますか、お尋ねを申し上げます。また、市長のおっしゃるような労働者の定着化の諸施設、あるいは労働者の福利増進もどのように実施され、計画され、進展しているのかも合わせてお尋ねを申し上げます。

次に、第二問であります。工場誘致の問題であります。市長は豊かなる市民生活には工場誘致は、絶対に必要であるということをつたえられ口になされておられますが、前述のように公害の都市及び労働者の不足する当市において、新規工場は、誘致することは非常に困難であります。今後さらに悪条件を克服しまして工場を誘致する自信ありやなきや、この点をお尋ね申し上げます。

もしあるとするならば、どのような産業をどの地方に計画されておるのでしうか。仄聞いたしまするに、菰野町もこのたび大和ハウスの誘致が決定したようであります。勢い当市の市街地近隣からの労働力の輸入は、ますます減少すると思われまます。工場誘致に対しては地元のみかなわれる労働力、潜在労働力はどのように考えておられますか、お尋ねを申し上げます。

次に、工場誘致に対する優遇措置であります。先日は、私用のことで三重造船の道家社長にお会いしました。同氏のお話によりますと、こんど新設する工場は非常に地盤が軟弱であると、そのため地盤造成に非常に経費がかかっている。また事業そのものも海のものとも山のものとも見通しがついていない。せめて固定資産税でも五年間免除をしていただくならば、それだけ設備もよくなり内容も充実することになるので、たいへんありがたいことだと、こういうふうについておられました。私は企業者としてはもっともなことだと思ひます。花には蜜があつてこん虫を集め魚つりにはえさが必要であることは周知のとおりであります。当市のごとき条件の悪い公害の都市への大企業を

誘致をなさんとするならば、多少甘いところがなければいけないのではないかと思います。すなわち固定資産の免税その他優遇措置を必要と思われれますが、市長は現在なお市税の免除までして工場は誘致すべきではないという考えを依然持っておられるかどうかを、お尋ね申し上げるわけでありませう。

以上で私の質問は終わりますが、再質問はいたさないうちでもお尋ねしました事項につきまして漏れないようにご回答をいただきたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時二分再会

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男） ただいまの中小企業につきましての質問に、お答えいたします。

中小企業につきましては、ご指摘のように資金の問題と労働力の問題が、非常に重要な問題であることは仰せのとおりでございますが、資金の点につきましては、省略させていただきますが、労働力の問題でございますが、新規の労働力の開拓と定着化の問題と、婦人・高齢者の開拓というように重点を置いておられます。

労働力の開拓につきましては、近く加藤助役が東北地方のほうへ、また阿南産業部長が北九州のほうへまいります。そうして私が九月に長崎を中心といたしまして、やはり北九州の各職業安定所を回らしていただくことになってお

ます。

現地の事情はどうかというお話でございましたが、この前うかがいました鹿児島県下の各職業安定所では、やはり来てよかったという印象が非常に濃くいたしました。痛切に感じました次第で、やはり行かなければだめだということを感じたわけでございます。現地の話を伺いまして、やはり企業なんかでも何回も、三年も連続して来てくれたと、しかし希望者がなかったという点もあるし、われわれのほうでも推薦はできなかったけれども、四年目にはやはりどうしても人情的にもお世話を申し上げざるを得ないというので、四年目にはお世話をしたというような話も伺ったわけでございます。やはり行けば行くだけの効果は上がるものであるということを確認したわけでございます。で、今後ともでき得る限り新しい労働力の開拓のために北海道・東北・長野・山陰・北陸・北九州・南九州については努力をいたしたいと考えております。この点につきましては、県のほうも歩調を合わせてやっていただくことになっております。

そのほか、定着化等につきましては、広い意味でやはり都市環境の整備ということが大切だということをお考えとるわけでございますが、まずご承知のように勤労青少年ホームを近く着工させていただく運びになっております。

中央緑地は、おかげさまで竣工いたしました。今年の就職者激励大会等あの体育館におきまして、約七千人の人を収容して盛大に挙行させていただいた次第でございますが、ああいうぐあいにできました施設を有効適切に利用して労働力の定着化ということと、あわせて都市環境の整備というものが魅力ある都市環境であると、また働く環境であるというようなことを今後ともつとめたいと、こう考えとるわけでございます。

それから、PR映画等につきましても、新規なものをこしらえていろいろと有効に使いたいと考えてるわけでございます。

中小企業の問題でいろいろこのように資金と労働力の問題が非常に重要なことではございますが、私はこの資金と労働力のほかに最近では中小企業というものの存立が非常にむずかしくなってきたと、それはなぜかというところ、中小企業の技術という問題で私はないかと思えます。技術、すなわち特殊製品を持っておるかどうか。そうしてその特殊製品というものが、最近のように大企業、あるいは大きな商社等と結びついた系列化しておるといことは、中小企業の存立の最近のきわめて重要な条件になっておるのではないかと考えられるわけでございます。ただこの技術、特殊製品というようになりますと、どの中小企業でもやっていけるというわけのものではございませんので、やはり特殊な製品を持つということが中小企業としても今後存続し、国際競争場裡下にあっても生き残り得る道ではないかと、私は考える次第でございます。

工場誘致の問題でございますが、工場誘致の意思があるのかないのかということでございますが、現在の吉田工業等をはじめといたしまして誘致の話がございます。これは三月議会等においても申し上げましたが、名阪国道等の開通とあわせて丘陵地開発を進めたいと。しかも米作の最近の事情あるいはイモの値段等、あるいは表作、裏作等の事情を考えても、どうしても丘陵地等の労働力を何かの方法で新しく向ける必要があるのではないかと。そういう意味から、奥地開発という意味でそこへ公害のない工場を誘致したならば、いろいろと土地の人々のためにもまたいいのではないかと考えとるわけでございまして、ただ労働力の事情というものがどうかということが問題でございまして、電気会社等につきましても四つ五つの会社が、丘陵地等の事情を調査に来ておりますが、やはり労働力というものが最近日本中で一番大きな問題になっておるのではないかと考えます。したがって、むしろやたらと工場誘致をいたしましてもそれが既存の工場の労働力を取り、あるいは中小企業の労働力を奪うというようなことになっては、やはり申しわけないことでございますので、労働力の事情等をあわせ考えて今後の工場誘致等については、対処しなければ

ならないものであると考えております。

税制の優遇措置でございますが、固定資産税等の減免措置をする考えは持っておりません。大体こういうことをしておるところは、最近条例を制定して、その条例をやめようかどうかというように都市がたくさんございますような情勢でございますので、現在工場誘致のために優遇措置を税制上講ずるという時代ではないかと考えておりますが、しかしながら、住宅、道路等につきましては、企業の便利になるようにいろいろとあっせん等につきましては、努力をいたしたいと考える次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 辻君。

〔辻誠二君登壇〕

○辻誠二君 一応提出いたしました順序によってご質問をいたすわけでございますが、昨日から公害問題等につきまして、いろいろの角度からご質問がございましたので、多少重複するところがあるかも知りませんが、重要な課題でもございますので、ぜひお聞きをいただきまして、適切な処置を講じていただきますように前もってお願いをしておきたいと思っております。

二、三の例をあげまして、皆さんにお考えを願いたいと思うのであります。これはまず一点といたしましては五月の中旬以前であつたらうと思いますが、ある週刊雑誌にこのようなことが報ぜられておりました。それは、全国のいわゆる学識経験者、または名士五十名にアンケートを出しました。日本全国の都市の中で一番いやなところはどこであるか、またたとえ家賃がただであっても、住みたくなるところはどこなのかというようなアンケートが出ておつたのでございます。その中で、実に情けないことながら四日市に非常に多い。四日市というところは非常に困るところである、たとえ家賃がただであろうとも私は住みたくなないと、こういうようなことが実に五十名の中、七名

の方々が申されておるわけでございます。これはひとえに新聞紙上、またはテレビ等によつてのPRが行き過ぎたのではなからうかと思ひますが、この辺のところをひとつお考えを願ひたい。

次に、もう一点。これは、これも同じく六月の五日だったと思ひますが、名古屋のテレビ、名古屋放送におきまして、昼間でございます。ある街頭録音をいたしておりました。磯津の漁師さんをつかまえて街頭録音をやつておつたわけでございますが、磯津の漁師さんが、私は入院をしております、公害の入院患者であります。しかしながら幸いにして医療費はちようだいをいたしておりますけれども、残念ながら生活費はちようだいをしておらない。何も私が好きこのんでこの公害病になつたわけではないのであるけれども、四日市市においてはいわゆる気の毒な方々といわれる低所得者、という意味ですが、そういう意味で多少のお金は支給はしてもらつておるけれども、生活はしていけない。従つて昼間ないしよでこっそりと漁に出て、また病院に帰つて療養をしておる、こういう珍妙な状態は市の方々、国の方々、県の方々はどのようにお考えであろうか、こういう録音をしておりました。

もう一つお聞きを願ひたいのは、これはまことに卑近な例で、私のほうの工場であつたことでございますので、申しわけはないと思つておりますが、私のほうの工場では例年二、三百人の新入者を受け入れるわけでございますが、過日、この人たちの保護者の方をお呼びをいたしまして、いろいろと今日の工場のご説明して近況をお話するわけでございますが、その中で保護者の方は何をいわれましたか。それは、四日市というところはわれわれの子供を仕事に出したならばおそろくすぐ病氣になつて戻つてくるだろう。非常に悪くなつた場合には死ぬんではなからうかと考えておつた。しかしながら、このように来て昨年ことしと連続に来てまいりまして、思つたよりも案外四日市というところはいいところであつた、こういう発言をしておられるわけなのでございます。

そこで、私は考えますのに、もちろん皆さんもいろいろお考えを保持つていらつしやると思ひますが、内憂外患四日市の現在といたしましては、このままに放置をしておつたなればです、対外的にも行き詰つてくる。四日市というところはどのようなところであろう、これは一つの、一片ではございますが、そういうお考えの方が南九州、もちろん私たちにおいでになつていただく従業員の方々は奥九州、いわゆる南九州のほうの方々、または四国の山奥の方々でございませうけれども、そういうお考えの人が非常にたくさんあつたとするならば、四日市の将来というものはどうなることでございませう。それと、先ほど申しました内憂外患と申しますのは、先ほど申しますいわゆる公害患者の大黒柱、大黒柱として生活をささえていらつしやる方を、そのような状態を放置していいものでございませうか。どちらから見ましても現在の四日市というものは、非常に暗たんたるものがある。私はまことに、大言壮語するかも知りませんがそのように感じる。ぜひともこの辺のところを十分ご考慮を願つて、適切な指示をしていただきたい、施策をしていただきたいと思つております。

そこで、第一点。約七点ばかり用意をしたのでございませうけれども、昨日からいろいろの角度からご質問がございましたので、省かしてはいただきますが、二、三点ご質問をいたしたいと思つております。よろしくご回答を願ひたいと思ひます。

まず、第一点といたしましては、発生源対策であります。これも三月の議会においても、昨年の十二月の議会においても再三市長に懇請し、懇願をしておるところでありますけれども、なかなか快方には向かつていかないよう取つておるわけでございます。それにしても、今年一月には大協和石油さんにおいては実に四億五千万になんなんとする間接脱硫装置をせられまして、硫黄分の排除に努力をしていられるということは、まことに喜ばしいことではあると思ひます。しかしながら、ここで一番気になることは、気の毒に思うことは、間違つておりましたらごかんべんを願ひたいんですが、私の資料として、これはあくまで新聞紙上で見た資料でございますので、間違つておつたら重

ねてごかんべんを願いますけれども、公害認定患者、この公害認定患者の数が減らないと思うのであります。今年一月末に発表されました新聞紙上では、三百九十四名と報ぜられております。また三月末の新聞紙上では四百名と報ぜられておるわけでございます。先ほどもこの徐々という問題について、昨日も問題がございましたけれども、いわゆる徐々ではあるが、わずかではあるが増加をしているという事実でございます。ことしの三月の本議会において

九鬼市長は公害対策のお答えによりまして環境基準の数字も発表されたし、さらに患者の救済基金制度であるとか、大気汚染等のいろいろの関係の法律も整備されつつある最中でございますので、四日市は少なくとも七年くらいの間環境基準が即応できるような都市環境にする必要があるとお答えでございました。

そこで、私はご質問をいたしたいのであります。このような重要なとき、現在病気になっておられる方々もまたこれ以上に重要であろうと思うのであります。したがって、この認定患者の方々にどのようにお考えになっていらっしゃるのか。もし衛生部のほうでこの認定患者の数が月々記録されておりますれば、ひとつお知らせを願いたいと思うのであります。

次に、第二点は、今日では政府が亜硫酸ガス環境基準法をつくりまして、その数値は〇・〇五PPM以下であるということをお願いしております。四日市の達成期間は、その後約七カ年と聞いておりますが、この七カ年の長い歲月、市長は徐々ではありますが増加されておる認定患者、すなわち病人を、いわゆるたえず市長が仰せになる産業発展のためにやむなしと考えていらっしやるのでございませうか。これをぜひとも明確にご返事をしていただきたいと思ひます。たとえわずかな人であろうとも、その内容においては病名にいろいろ格差はあるにいたしましても、現行市で認定しておる認定患者が、病床で呻吟しておるのに、七年経過したならばどうにかなるだろう、徐々ではあるがよくなるだろうというお考えは、私は非常に非人道的ではなからうか。これはいい過ぎかもわかりませんが

私といたしましてはこのように考えておりますので、その点よろしくご回答を願いたい、このように思うのであります。

それから、第三点で、今年一月、市長は新聞記者会見において今後の公害対策として硫黄分の少ない重油を確保、そのためには低硫黄源や天然ガス、試験開発または輸入促進等を申し入れたいと発表されております。また、去る三月議会においてわが党の訓覇議員の質問に対し、すでに低硫黄重油の使用につきましても、各企業に今後積極的に対処していきたいとお答えになっております。先ほど市長が相当量使っておるといふようなことをお答えになっておりましたけれども、この点についてももう少し明確に何回ほどこういうことを申請したか、または文書によってやったのか、各企業の工場長、社長級を呼んで話し合いをされたのか、そういったことについてお差しつかえがなかったならば、詳しくご回答を願いたいと思ひます。

次に、既設工場の協定でございますが、幸いにしてこんどの霞ヶ浦の第三コンビナートについては、まことに慎重に、そうして適切なる協定が結ばれたようなことを理解しておりますけれども、三月、十二月等においてもこの既設工場の協定について、あらゆる議員から協定ができないのかと、こういう質問が再三繰り返されておられることはご存じのとおりであります。そこで市長は、これはできないと明確にご返事をしておられるわけでございますが、しからば、この具体的な、いわゆる装置とか設備、煙突の高さ、各企業ごとにできないのか、それほど前向きな姿勢になれないのか、それとも何かほか原因があるのか。もちろん各企業ごとにこれを、協定を結ぶということは難事の中の難事でありまして、私しろうとから考えましても、なみたいていのことではないと思ひますが、いわゆる認定患者の呻吟を思うときに、四日市の市長、すなわち四日市の父である市長がこれくらいに気持ちが悪く、なんとかこの公害をなくしたい、公害患者の一人でも減らしていきたいという気持ちがあるのなら、これは実行ができると思

は考えるのであります。

何も協定をつくったから、おまえと協定をつくったから、もうあしたから仕事はやめよ、それを違反したから仕事をやめよということではなく、こういうことのできぬようなことでは何かそこにうしる暗い点があるのではなからうかと私は申すにおよばず、四日市住民が思うんではなからうか。その点を非常に心配をするものでございます。

公害の問題につきましては、それほどいたしまして、次に新都市計画法についてご質問をいたしたいと思うのであります。そのほかにもごまかいの二点ほどございますが、大綱は公害と新都市でございます。

いつも市長が仰せになるいわゆる四日市、急激な発展を伴い、市長が最近特によくおことばの端にお使いになる流動性を余儀なくされている、よく流動性というおことばを市長はよくお使いになります、最近も余儀なくされている四日市としては計画と実施という点について、今日ほどスピード化が要求される時はないと考える次第でございます。非常に古いことばではあります、熱慮断行、これは名言、至言と私は考えておりますが、これを前向きな姿勢で立ち向かっていかれることが、今日の市政であり、これがほんとうの市民のサービスに徹するということであろうと私は考えるのであります。この過ぐる三月の議会において、市長は、都市問題は計画の時期ではなく実行の時期であるということをお仰せられておるように思います。たしか一昨年労働館の件のおり、私のほうからお願いをしたいわゆる一に構想、二に計画、三に実施、四に効果、すなわちフリードバックすることが大事であるということ、最高学府の市長、失礼をかえりみずなまいきなことをお願いを申し上げました。そういったことを記憶しておるのでございますが、またこの最近では土木建設のほうでその方向に進んでいただいていることを非常に喜んでおる次第でございます。

そこで、いわゆる新都市計画法の本論に入るわけでございますが、昨日冒頭、新風クラブの藤井議員より新都市計画法に触れてご質問がありました。市長をはじめ理事者もご存じのことと思っておりますが、今六月五日づけの新聞紙上で都市計画法施行令案の要綱、代案と実施要綱案抜粋なるものが発表されております。また、六月十八日、一昨日、紙上で衣がえした都市計画法改正のねらいが発表されておることは、すでにご存じであろうと思っております。このことについては、政府より何の命令がまだきてないということをお昨日議会において三輪部長よりご説明がありました、すでに当市においては再三にわたり私が参加しておりました北部開発特別委員会、または都市開発特別委員会等において、学識経験者すなわち東京都のコンサルタントであるところの井上所長等によりまして、十分なる構想なり、または地域住民代表者にも説明があったことを、再三あったことを記憶しておるわけでございますが、すでにりっぱないわゆる四日市都市計画構想図なるものができておりますのに、またはこのことは四日市の各界各層の上層部に徹底をしていると思われまますが、その辺のこんどの新都市計画法と、四日市がこれまで行なってきたまいりましたいわゆる青写真の計画、構想図とどのように変わっていくのか。これはあくまでも政府が決定をいたしております、どうしてもやらなければならぬと考えますが、それに対するお考えをお聞きをしたい。それによってまた第二の質問をお願いをしたいと思います。

次に、一つ二つ小さな問題であります、ご質問をしたい。

いわゆる三月の本会議で、または委員会等においても質問されておりましたけれども、砕石舗装用のプラントの件でございます。今年当初、市長の重点施策の中の一つに数えられております全市舗装のための予算昨年の倍額一億五千万円を打ち出されたことは、まことに喜ばしく、土木建設に籍を置いておりました私としては、ほんとうに喜しく思った次第でございますが、この三月末に舗装機械が稼働をしたということを聞いておるわけでございますけれども、この舗装のプラント、また現在としては正職員も置かず、正しい職員。いわゆる臨時雇いの人を置いて作業に

従事をしておるといふことを聞いております。もっとも臨時の職員の方々でもけっこうではございますが、この方が片手間にやられて、作業が十分でないというようなことをよく聞き及びます。これは、まことに残念なことであると思えます。今日、雨期に入っておるとき、一日も早く計画された舗装道路を作成をしていただかにやならぬ今日にそのようなことで今後どのようなになるのか。今後の管理と運営について詳しくご説明、ご報告をお願いをしたいと思っております。

次に、お願いすることは昨日すでに新風クラブの小林議員からお尋ねのありました笹川団地に関連をいたします事項でございますが、公団でつくりました笹川団地汚水処理場の件であります。この三月議会においてもお尋ねがあり、今後できるだけ早急にやってほしいというようなお願いがございましたが、今日ただいまでもまだこれが解決をいたしておらない。あすこに四、五軒の居住者がおるわけでございますが、りっぱな機械設備がありながら使用することもなく、その居住者は仮設の便所をつくって現在使用をしておるといふようになっていたらくでございます。何としたことでございますでしょうか。たとえこれが公団であろうとも、昨日の電気と一緒でございますが、市はこれを黙って見ておってよいものでございましょうか。いろいろの問題はあることはよく存じ上げておりますけれども、このようなことでもよいものでございましょうか。市長並びに理事者、また私たちにも責任があると思っております。ぜひともこの辺のところを詳しくご説明を願いたいと思えます。それによりまして、またご質問をさしていただきたいと思えます。

多弁を弄しまして、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず冒頭の問題でございますが、某週刊誌の都市環境調査であるとか、あるいはまた街頭録音等における生活費の補助の問題等からみまして、四日市市が非常に過大に悪宣伝をされておるのではないかとこの点でございますが、某週刊紙の私は都市環境調査というようなのは、読めばおもしろいものではありますけれども、きわめて非現実的なものであると私は考えております。それはなぜかと申しますと、たとえば京都だとか奈良に住みたいという人が非常に多い。これは実際奈良だとか京都というものは、旅行には行くところであっても、住むのにはきわめて人情的にも、また都市環境的にもおもしろくないところであるといふことは、私も身をもって承知いたしておる次第でございます。まして、そういう点からみしてもこの調査といふものがきわめて非現実的なものであると私は考えております。

過ぐる年に大原総一郎氏が四日市市にやってみえまして、四日市で私は初めて来るんだけれども、こんなことかというようなことで、驚いてみえた。ひとつも悪いことはないじゃないかというようなそのようない方でございます。またその後富山から新しい検事正が四日市市に転任してみえまして、四日市で歓迎会をいたしました。窓を開けましたところ、その人がま顔になって、四日市では窓を開けることができるのですか、ぼくはもう全く窓も開けられずに締めて家の中にもっておらにやならないと思っておりましたといふことをま顔でいわれたので、こちらが驚いたようなわけでございます。また、最近では先ほどもお話が出ました竹山教授がみえましたときにも、「そんなには生活できんよ」と呼ぶ者あり。四日市市どうだと、こんなことは全く過大に報道されておるので驚いたということでございます。三日ほど前に日本経済新聞社から名古屋の記者が公害の調査に見えまして、自分は初めて四日市に来るんだけれども、駅に降りてからのずっと感じ、それから大協、和石油等回ってきたそうでございますけれども、全く過大の報道であるのに驚いたというようなことを、身をもって知ったといふようなことを聞いております。

だからといって、私が四日市に公害がないと申し上げるわけではございませんので、十分その点についてはご承知賜りたいと思いますが、ただそのようなことが過大にいわれることにつきましては、われわれといたしましても非常に残念なことと思っておりますので、別にそういうことを反駁しなければならぬとは思っておりませんが、少しでもやはり公害をなくするように、またりっぱな都市環境にするようにと努力すれば私はいいのではないかと考えておるわけでございます。

公害患者が増加しするという実態は、まことに遺憾なことでございますけれども、この認定制度というものはたびたび申し上げておりますように、認定制度が私は悪いということを申し上げるわけではないんであります。これは一つの社会福祉制度として、私は工業都市のあるべき姿として進んだものではあるとは十分承知をいたしておりますが、それではどこの都市もこの大気汚染の認定制度をやっておるかどうかということについては、世界中どこもやっておらないのです、こういうことは。きわめてむずかしい問題なんです。あるいは地域の限界、たとえばこれは固定資産税の減免等にもみましても、大気汚染の地域がどこまで及ぶかという地域の認定をするということは、非常にむずかしいというのと同じようなことで、ことに気管支性ぜんそくというような、一般的な病気であるものを認定するということになれば、私は東京都なんかやれるのならまっ先にやったらいいと思うように考えます。しかしそれができないということは、やはり公害患者を認定するということが、特殊な、最近あるような特別な原因によってそういう特殊な病気が出ておるんだという地域については、それは私は可能であろうと思っておりますけれども、一般的な気管支ぜんそくというようなものを含めた患者の、きわめていろいろの原因で、アレルギーによって起こることの気管支性の疾患というものを認定することについては、非常にむずかしい問題があると考えておる次第でございます。

環境基準の達成の問題でございますが、このように増加していくのは産業発展のためにはやむを得ないかと考えとるのかということでございますが、私は決してやむを得ないとは考えておらないわけでございまして、一日も早く環境のよくなることをお願いいたしておるわけでございまして、環境基準の達成につきましても、一年でも二年でも早く達成するように環境基準の達成ができますように努力をいたしたいと考えるわけでございます。

今後の対策といたしましては、先ほどもいろいろ申し上げましたが、三重県が四十四年度中に四日市公害防止計画の策定をいたすことになっておりますので、それと歩調を合わせて今後とも積極的に努力をいたしたい。また、もうすでに四日市では相当量の、一・七割の低硫黄分の重油が使われているというのが事実であって、現に四日市火力等におきましても一・七割が月十万吨使われているということは、昨日も申し上げたとおりでございます。各企業等につきましても、いろいろそういう面でできるように、行政指導できるものは行政指導し、要望すべきことは要望いたしたいと考えております。

既設企業との協定につきましては、昨日あるいは今朝来、申し上げるとおりでございますので省かせていただきます。

新都市計画法、野田のプラントの運営等につきましては、担当者からお答えをさしていただきますが、新都市計画法につきましては、ご指摘のとおりでございます。今後ともやはり日本の都市というものはよくなるためには、どうしてもこのスプロール化現象を防がなければならぬ。そのためには、このたびの新法によって県が都市計画の大本を立てて、市町村がそれとともに合わせて計画をすることになっておりますけれども、やはり何と申しましても市街化区域につきましては、重点的に公共投資が投入されることになっておりますので、国がそれだけの財政的を裏づけをするかどうかということが、かかってこの法律の効果を上げるかどうかということにもなるのではないかと考える

次第でございます。したがって、新都市計画法と四日市市等の青写真等につきましても、十分県あるいは四日市市の企画関係、あるいは耕地関係、農業関係、土木関係等と調節をしておる最中でございます。

笹川団地の汚水の処理場の問題でございますが、若干の方々にはたいへんご迷惑をおかけしておることは申しわけないと思いますが、笹川団地のし尿処理場は非常に大きなスケールのものでございまして、二百戸以上建てないことには流れていけません。流れていくまでに乾燥して固まってしまうということでございますので、やむを得ず住宅が建つまでは使用ができない、二百戸以上建つまでは、ある程度までまとまるまでは使えないというのが現実でございますが、それまではどうしてもご迷惑をおかけいたしますので、くみ取り便所というようなことになるわけでございませうけれども、それらの点につきましては、落度のないように衛生部等で配慮をさせていただきたいと考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 新都市計画法に基づきます作業と申しますか、これについてただいまご質問のありました過去に出されました公害マスタープラン並びに北部開発計画のマスタープラン、これとの関連をどのように持たすか、こういうご質問でございましたので、それにまずお答えいたします。

このマスタープランが、特にこの公害のマスタープランが出されましたのが昭和四十一年と思えます。ちよつと年次を、四十一年か二年でございまして……。この時点におきましては、新しい都市計画法です、まだ骨子程度のものできてなかったのじゃないか、案をこういうふうにもっていきたいというふうな考え方しか建設省のほうでは持ってなかったんじゃないかというふうなことから、相当こんど出ました都市計画法との間に問題点がございまして。特

に本市は、ご承知のように大半が山であり農地でございます。市街化されていないところの農地をどのようにするかたとえばマスタープランでニュータウン構想が打ち出されておりますところの桜の付近、こういうところをどういうふうに扱うかということが非常に問題点になってくるわけでございます。

一方、新しい都市計画法におきましては、この農地につきまして非常にきびしい規制がなされております。たとえば市街化区域に含めないというところでは、国が過去において相当な補助を出しておるような農地、それからこの機械化に適するような優良な農地、たとえばです。こういうものは一応農地として残しておくべきではないか、こういうふうなことが打ち出されておるわけでございます。そういう関連もございまして、非常にむずかしい問題でございますが、われわれは産業部のほうとも十分連絡を取り、一応素案に着手しておるような次第でございまして、その中におきまして、われわれといたしましてはあくまでもいま出されましたマスタープラン、それから北部開発、この精神をいかに生かすか、これを生かしながら新しい都市計画法でどのように持っていくか、こういうことを中心に検討を加えておるような次第でございまして。

いずれ時期がまいりましたら、議会の方々へもご説明をさせていただかにならぬと思えますが、まだその完全な時期に到達いたしておりませんので、残念に思いますが、重ねて申し上げますが、新しい都市計画の策定につきましては、この構想を許される範囲内でできる限り入れると、こういう方針で進んでおりますので、よろしく願いたいと思っております。

次に、舗装プラントの管理運営でございますが、現在ここには職員が六名配置してございます。これは正規の職員でございます。技師が四名と技師一名、嘱託一名こういう形で六名配置してあります。車両といたしましては、本年度三・五トン積みの中型トラックを購入していただきました。それと一・五トンの小型車が二台、それから土木課で

持っております。ジープのバトロール一台、計四台で作業をいたしております。昨年の十二月に完成いたしました一月から稼働をしておるわけでございますが、十二月までの実績は一三五立米でございます、一日でございます。四年の一月になりました。これが、機械が動きまして、一六八立米、だいたい一月から五月までの平均が一日一八二立米の補修を行っております。約三〇％上昇をいたしております。これは、上昇率が少ないのは、何と申しましても一九一平方キロの面積を持ってあります本市でございますので、この輸送に非常に時間がかかる。たしかこれ私の議会でそのようなことを申し上げたと思えますが、それと場所が非常に離れておるといようなこと等々からして、能率があまり、三〇％の上昇と、こういうことになっております。したがって、これが中心部なら中心部ということでもとめてやってしまいましたら、まだまだ余裕は持っているような次第でございます。

それから、これに使用します常用の人夫といたしましては、だいたい七名から八名を雇用いたしております。したがって、三班、場合によりましては四班制と、こういうふうな形で動かしております。三班、四班。が、大体三班でやっております。と申しますことは、予備車も一台配置もいたしております関係で、四班というのはよっぽどのときでない限りやしません。

ご承知のように、見ておきますと、昨年度と天候がことしはよかったですか、ある程度能率は上がっております。自画自賛でございますが数字から申ししても、また満足はできませんが成績は上がっておりますように私も思っております。わけでございますが、さらにこれにつきましては一そう拍車をかけて効果を上げるように努力したいと、このように思っていますのでよろしく願います。

○議長（服部昌弘君） 辻君。

〔辻誠二君登壇〕

○辻誠二君 先ほど公害問題についてご質問をいたしました中で、市長は、週刊誌は非常におもしろく見るものである、このようなお答えがございました。したがって、現実性ではないということをお聞きしたのでございます。しかし、この週刊誌にこのようにおもしろく打ち出されるようになった、読んで非常におもしろいということにいたしました原因はどこにあるのか。したがって、公害がないというのではございません。私は内憂外患ということを先ほど申し上げるが、実際問題として公害がある。これを懸命に防ぐと同時に、それほど外的にはおもしろいものではないということも、いわゆるPR宣伝をしてもらいたい、それにつきましては、どのような方法でこれまでやっていらっしゃるのか、それをおわりの範囲でけっこうでございますから、もう少し詳しくこれまでどういうことをやった、それについて、やったかということをお示しを願いたいと思っております。

それから、もう一つふに落ちないことは、私は科学者でも医者でもございませぬので、その辺は間違っておるかわかりませぬ。しかしながら、市長が折に触れときに当たって申されますことは、認定患者の、これはあくまでも四日市の医師団が認定しておるものだろうと思えますが、医者の特権として決定をして認定患者と、公害による、いわゆる亜硫酸ガスその他のものによって認定をされておるものだろうと私は信じておりますし、しかしながら市長のいわゆるご回答の中には、昨日からも富洲原・富田においては、こういうそのぜんそく患者がといます、そういう方が非常に多い。これは、何か昨年の三月だったと思えますが、本会議においてダニの注射をするはずとせんそくが起る、こういうようなことをおっしゃっているように記憶をいたしておりますが、間違っておりましたらごかんべんを願います。が、なにかそこにいまの公害認定患者もほんとうではなく、そういう方法の病気でなかるうかと決して口ではおっしゃっておるわけではございませんけど、私のほうとしてはそのように取れるわけなんです。その辺に力の入り方が足りないのではなかるうかと、このように考えます。あくまでもそんなことはなかるうと思えます。

ると、あくまでも市で認定をした認定患者なれば、もう少しあたたかい施策を講じていただきたい。重ねて申し上げますが、なぜかその辺にもっと具体的にわかりやすく申しますと、公害認定患者はほんとうの公害認定患者ではないのだ、このように聞こえてしかたがないのであります。

で、この辺について、ほんとうに認定患者でないとと思われるなら、認定患者でなくて、認定患者が公害によって認定患者になってないと思われるなら、もっとはっきりとした医師団なり、検査によって解明をしていたきたい。そうして、これがいわゆるほんとうの亜硫酸ガスによって侵かされておるといふことになりまするならば、市単独でもこれを援助してあげていただきたい。この辺のところをひとつはっきりとしていただきたいと思うのであります。

私は、あくまでも無責任なようなことを申し上げます。いろいろ問題はあろうと思ひますけれども、ぜひともこの気の毒な方々、一応認定された方々、何とかあたたかい手を伸してもらいたいと同時に、一方にはもっと四日市が決して皆が来たからといってすぐ病気になる、または悪くいくと死ぬというようななおそろしいところではないというよな宣伝もかねていただきたい。非常にむずかしい勝手なことでございますけれども、その辺は十分に理事者で考慮をしていただきまして、ご配慮をいただきたいと思ひであります。

次に、新都市計画法についてでございますが、これは昨日から市長なり部長がまだ決定的ではないということをおっしゃっておりますし、また私たちいたしましたけれども年内に新聞紙上ではめどをつけるというようなことでございますので、そのうちにいろいろ計画をしていただくとうとは思ひますが、非常にこの新聞を見ておられますと、いわゆる市街化区域、市街化調整区域とのラインの引き方に非常に問題があると思ひます。個々、この新聞にも出ておりますが、住民の方々と十分お話し合いをし、もっとも議会の議員私たちも尊重をしていただきましたこの決定については、老婆心ではございますけれども、十分にご配慮をいただき、最後の決定をしていただくときに

は、このようなことを申し上げてはどうかと思ひますが、全員協議会等を開いていただいて、熟知徹底のするようになしていただくように、特にお願ひをしておきます。

また、この計画を打ち立てますには、相当の人員が必要と考へるのであります。現在、どこの部局がこれを担当されるか、その辺の点についてはよくわかりませんが、おそらく公室長あたりが中心になっておやりになるんじゃないかと、これはあくまでも推測でございますが、考へておりますけれども、その辺のいわゆるアウトラインがおわかりでございましたら、克明なるご説明は要りませんけれども、その辺について願ひをいたしたいと思ひます。

それから、プラントの件につきましては、いま詳しく、私のほうの間違ひでございまして、非常によくやっておりますらうございしますが、これはありがとうとお礼を申し上げておきたいと思ひますが、先ほど市長に願ひをいたしました笹川団地の件につきましては、二百戸建たないといけないというようなこと、この二百戸は一体いつごろ建つのか、その間はたえずくみ取り便所で、ときによつては野ぐそをしなけりやならぬというような現状になるといふことは、衛生的にも非常に芳しからぬ。ぜひともひとつ精力的に二百戸、二百戸いうておらないで、なんかひとつこの辺を考慮をしていただきたいと思ひます。その辺の点のご解明をもう一度願ひをいたしたいと思ひます。以上です。

○議長(服部昌弘君) 暫時、休憩をいたします。

午後二時八分休憩

午後二時十五分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 四日市市の公害を少しでも対外的に少なくさせるような努力をしたかどうかということですが、私は、これは事実が一番物語るのではないかと考えておる次第でございます。これまでどおり発生源対策であるとかその他公園、花壇、街路整備等に力を入れておるわけでございまして、そういうように都市環境を整備することによって私は努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

認定患者の見舞金制度について、どうもおまえの考え方は、どうでもいいのじゃないかというように複雑に考えておるといふことでございますが、私はこの認定患者の制度は、当初見舞金制度として出発したと、当時の情勢としてはやむを得なかつた事情があつたのであらうとは思いますが、この公害、いわゆる気管支性ぜんそくのアレルギーンというものはきわめていろいろと考えられる。たとえば花粉であるとか、ネコの毛だとか犬の毛によつても起る。また、とろろいものであるとかさといふものようなずるずるしたくも食べても、起る人は起るわけです。あるいは注射をしたりして変化が起ると起ることもあるし、手術をして変化が起ると起ることもある。家屋のほこり等においても非常に起る、悪臭によつても起るといふようなことで、家屋のほこりで起るといふことについて、私が先ほど指摘されたように特殊な、デルマトーゴイデスというちりに寄生するところのダニをすりつぶして注射したら、ぜんそくの体質のある人には八〇％の人が起るといふことが、東大の衛生研究所の調査で発表されておるわけです。そうしてまた厚生省の発表を見ましても、空気の清浄なところで、公害の全く影響のないところで四十歳以上の成年男子で二名の有症率である、ということが発表されて、今度の環境基準の根底的な考え方になつてお

るわけでございますが、そういうような二名の有症率があるというように事実には照らしましても、またこのアレルギーンの複雑さということから見ても私は、一般的な病気であるところの気管支性ぜんそくというものが公害によつて起るんだと、その事実には確かにあると思ひます。アレルギーンとしてあると思ひますけれども、一般的な病気との非常に複雑に競合しておるといふ事実は、まぎれもないことであつて、医師等によつても、それでははっきりと公害によつて起る、あるいはまたこれが遺伝であるとか体質的なものによつて起つたぜんそくとの差別はつくのかということ、はっきりつくとおっしゃるお医者さんと、それははっきり言えないとお医者さんがあるわけでございます。そういうようなことから私は、この認定患者制度というものは、現在ある制度をどうするといふ考え方やなくこの認定をするということについて非常に科学的にもむずかしいのではないか、限界はむずかしいのではないかということをおし上げたまででございます。

笹川団地につきましては、大体二百五十戸ぐらい整備されるのが、四十四年度末から四十五年初めごろまでには私は、公共下水処理が稼動することができるのではないかと思います。それまでには、ご迷惑のできるだけかからないようにいろいろご相談に乗ったり、いろいろ取り扱いをさしていただきたいと考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市街化区域と市街化調整区域をどのように描いておるか、その概況をということでございますが、市街化区域を設定いたしますにつきましては、人口の推計、それから市街地人口推計。この人口推計というのは全体的な人口推計でございます。それから計画、開発によるいわゆる人口想定、それと宅地化の状況の資料、農地転用の資料、農業関係の事業実施の状況、それ以外にいろいろございます。たとえば、主要交通施設の状況と

かいろんを資料がございました。こういうもの、これを調査をし、それから検討を加えていかなければならないのは、規定の広域計画、たとえば中部圏の整備計画。それから上位計画との調整。これはご承知のように四日市市の都市計画は、隣接の楠、孤野、川越、朝日この四カ町が一体になっておりますので、これに対する調整は県でいたします、こういういわゆる上位計画との調整、県との調整。それから規定の用途地域、現在ございますところの住居地域、あるいは工業地域、準工業地域こういうもの。それから街路、公園、上下水道との調整、あるいは農林投資地域との調整。公共投資の今後の可能性、こういうふうなものを総体的に考慮に入れながら絵をかくていくわけでございまして、いまだその確定的なもののかたまっておりません。

がしかし、どういうふうな考え方でおるかということでございますが、いま教育長からも答弁がございましたように、この六月十四日からこれを施行されまして、それ以前から多少の調整はいたしておりますが、ここでまもったことを申し上げる段階までいっておりませんので、恐縮でございますが、個人的な見解をこういう議場で申し上げて非常に恐縮ですが、教育長の例にならなくなってひとつお許しをいただきたい。(笑声)

そういうことから考えてまいりますと、一応考えられることは、いま住居がどのように伸びていっておるか、住宅地帯がどのように伸びていっておるか。これはご承知のように、南のほうからまいりますと四郷の、日永、四郷、いわゆる笹川、いま問題になっております笹川団地、高花平こういうふうに伸びていっております。それから湯の山線沿線を見てまいりますと、西浦の土地区画整理を基点にいたしまして西のほうへどんどんと住宅が伸びていっております。最終的には、県の住宅開発公社がやっております桜の団地まで、特に山地を中心にして伸びていっております。それから今度は、三重のほうへまいりますと坂部、それから労住、坂部団地、あるいはその奥の朝明団地。それの下ってまいりますと、ブラックサイドがやっておりますところの住宅開発、その先にまだ何か土地会社のほうで買収

が始まっておるようになっておりますが、そういうふうな形で一応、谷を中心にして伸びていっておりますので、今後の奥地への住宅地というものは、そのような形で伸びていくんじゃないかと思っております。

それでは、山間部と市街地との間をどうするかという問題がございますが、これにつきましては、特にこれも農地が大半でございます。農地につきましては、ただいま申し上げましたような資料をもとにいたしまして、十分検討をさせていただかないと絵がかけない。特に産業界との調整を十分やらないと、せっかくあげたものができていかないんじゃないか、でき上がらないんじゃないか、完成しないんじゃないかとこのように思っておりますので、その辺のところでもよろしくご推察をお願いしたいと思います。

以上は、これまだ公式なものではございませんので、あらためて、はっきりいたしましたならば議会のほうへもおはかりをしなければならぬと思っております。

それから、笹川団地の下水につきましては市長からも答弁ございましたが、多少補足させていただきますと思

います。これは、もうすでに予算で昨年度、四十三年度に計上させていただき四十四年度へ繰り越さしていただいておりますが、一応あの笹川団地ができてから、これが日本住宅公団ができてから、日本住宅公団の賃貸住宅が建設に伴いまして、第二次の整地をやっております。そのために、ここで出ました土砂の運搬その他によりまして、管が相当詰まっておりますのでございまして、昨年度二百ミリないし三百ミリの管、延長約一万八千四百メートルの管の清掃を行いました。今年度はまだ、二万四千メートルぐらいの、これは大きな管がございます二百から二千、この管の清掃を行なわなきゃならぬ。この清掃はいつごろから行なうかというところ、この整地が終わってからは行ないたい。いまやりますと、土砂がまだ入るわけでございます。その辺、非常に苦慮いたしておるわけでございますが、これにつきまし

ては住宅公団と十分話し合いをいたしまして、その清掃に要する経費は全額、住宅公団のほうで負担をしておいていただきます。

したがって、いま市長からの答弁のありましたように、これができますのと同時にまた一応の住宅ができた際において、公共下水道の使用をしていただくようにしたいと思います。できる限りその時期は、われわれ担当者としていたしましては、電気と違いましたもうすでに管は入っておりますので、マスでつなげばよろしいんでございましてマスもできておりますから、もうそこまでつないでいただきやよろしいんでございまして、できるだけ早い機会に市長からもいまの答弁にありました趣旨に沿って努力をいたしていきますので、それまでの間、まことに恐縮でございますがごしんぼうをいただきます。このように思っておりますから、よろしく願います。

○議長（服部昌弘君） 辻君。

〔辻誠二君登壇〕

○辻誠二君 公害の対外的なPRについて、市長からご回答をいただきましたけれども、「こういうことについては事実がこれを物語る」、こういうようなお説でございましたけれども、これには私は、このような手ぬるいことでは、いま四日市が当面していることでは、なかなか修正はできないだろう。今日、いい意味でも悪い意味でもいわれておりますが、宣伝の時代である、先ほども申しましたようにひとつの話の中にありましたように、四日市へ来たならば悪くいきやすく死んでしまうだろうなどというようなことをいわれるのを解消するのに、いろいろな資料等を各地に散布して、公害はある、確かに四日市には公害というものはある。あるけれども、皆さんがお出になってすぐあしたにでも死ぬようなことはない、一生懸命にわれわれ市長を中心にしてこれを排除をしておる、安心して来ていただきますようにというような宣伝をしなくちやならぬではないかということ、私は申し上げておるわけであって

（「何とかしてできるわ」と呼ぶ者あり）よろしくその辺のところをご推察を願いたいと思います。

それから、土木部長のおっしゃっておりますことにつきましては、またこれからいろいろと理事者によってお考えがつかぬだろうと思いますが、ただこういうことについては、われわれ庶民階級には直接関係はございませんけれども、事と次第によっては新聞紙にも出ておりますように、これが悪くいきますと特定の悪徳不動産業者等にもうけさすようなことにもなりかねないと思っておりますので、その辺十分ご考慮のうえ計画を立てていただいでやっていただきますように、お願いを申し上げます。

それから、先ほど申しました笹川団地の件については、部長も懸命にやっておるからもうしばらくしんぼうをしてくれと、こういうことで慎重に頭を下げておられる。これ以上責めるのもどうかと思います。ただここで話をしているだけでなく、実際問題困っていらっしやるそういう人たちがかりにここへ、私のかわりにここへ来たならば、ほんとうに激して頼むであろう。やはり人を介しますとこの辺のところであきらめておこうというようなことでは、困ると思ひますけれども、ぜひともその辺の心情をよく察して、一日も早く皆さんが幸福な生活ができますように、くれぐれもこの席上からお願いをして、ご回答はけっこうでございますので、先ほど申しました市長への宣伝のほうも十分やってもらうと、これをひとつお願いをしておきます。

と申しましても、公害がなくなったわけでございますので、はき違えないで、十分やってもらうと同時に片方もまた十分やってもらう、非常にむずかしゅうございするけれども、その辺はひとつよろしく願ひ申します。

○議長（服部昌弘君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 通告してあります二点について、質問いたします。

今回は、特に非常勤地方公務員であられます選挙委員会並びに公平委員会の両委員長のご出席をわずらわしたわけでございますが、市政の重要な一環である職務を分担され今日までやってこられました業績に対しましては、ごくろうさまと申し上げたいと思います。

私に与えられた時間は、ありませんので、質問は簡単にいたしますが、所信のほうはあとでゆっくりと教育長に見習ってやっていただいてもけっこうでございます。

さて、質問の第一点は、市長選挙立会演説会条例についてであります。

日本国憲法は、民主主義の原理に基づきまして、主権は国民に存し、国政の権威は国民に依頼すると宣言しております。この精神は地方自治体にも貫かれ、民主政治の健全な発展をはかるうえに選挙制度なり、投票制度の占める地位はきわめて重要であります。

ご承知のように、今日の選挙制度ができるまでにはいろいろな変遷があったわけでありまして、当初におきましては国家全体の立場から考えて、責任の負担できるものだけに選挙権を認めるべきであるとの考えから、財産とか教育、身分、宗教、性別などによって制限がなされておりましたが、人間としての権限獲得の運動の前に今日の選挙の原則に従った制度になったわけでございます。民主主義の理想である、多くの国民が平等の条件で参加できるということは、表面的には確立されましたが、選挙制度の細部については多くの改善すべき事項があります。それらの個々については省略いたしますが、当面する問題の一つとして、当市の市長選挙も来年には行なわれるわけですが、市長選挙に関する立会演説会実施について、この面の権威であります選管委員長のお考え方を尋ねたいわけでございます。

公職選挙法第六十条第二項に、任意制公営立会演説会に関する規定がありますが、民主政治の確立、すなわち市民が地方自治の本旨を忠実に実行できる人物を選任するための方法として、市長候補者の政策をよく聞き、それによって判断をして選ぶということが、きわめて重要であります。すでに多くの自治体では、自治法に基づく公営の立会演説会が実施されておりますが、今日まで政治意識の向上や明るく正しい選挙の推進に努力してこられました選管委員長は、今日までの選挙制度を振り返り、民主的な地方自治を前進するためにはどのような方法がよいのかということについては、今日までいろいろと考えておったと思います。そういったような考え方、さらには、この地方でも実施されております市長選挙立会演説会条例をつくるという考え方について、どのようなご見解であられるのか私たちにお教えを願いたいと思うわけでございます。

次に、質問の第二点は、公平委員会の処置についてであります。

憲法第二十八条で、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」と書いておりますが、残念ながら、四日市の場合では、憲法よりも低位の地方公務員法でこの権利が制限されております。公務員はスト権を奪われているかわりにその代償として人事院が賃金上昇の勧告をいたしますが、今日まで人事院の勧告が完全に実施されたことはなかったのであります。このような中で人事院の勧告を完全に実施せよと要求する行動が起こるのは、当然であります。

当市におきましても、昨年十月八日に市職労はストライキは実施いたしません、ということ、出張所その他本庁以外のところは平常な勤務をやり、本庁においては人事院勧告実施のための集会がもたれたわけですが、たまたまそれが時間内に食い込んだということで、市職の役員の一部の方々が懲戒処分を受けておるのであります。

このように、ストライキをやらないうことをきめ、さらに市民に直接的な実害のなかった集会が、たまたま時間内に食い込んだということで直ちに処分の対象としたことは、いままでの慣行から見ると論議の余地があるとは思いますが、この問題については議会でやるのもどうかと思えますので、一応保留いたしまして、その後処分通知が出さ

れてから、不服申し立てについての処置が公平委員会に出されたわけですが、その処置について、公平委員会並びに必要であるならば事務局長の答弁を求めたいわけでございます。

地方公務員は、不利益な処分を受けたと思われる場合に、その救済を求める第一の道は公平委員会に対してであります。このような意味で、公平委員会の責務はまことに重大であります。そこで質問の第一点は、公平委員会というのは独立した機能と権限を持っておるわけですが、委員会を代表いたしました委員長は、自己の職責に対する信念を今日までどのように持たれてきたのか、さらに今後、変わるようなことがないと思いますが、その信念についてご発表を願いたいと思います。

第二点は、具体的に不服申し立て書が提出されておるものとは思いますが、いままでの動きを見ますと、正式に受理されておるのかどうかそれがわかりませんので、この二点について当面ご答弁を願ひ、その後まだわからない点がありましたならば、それ以降また続けていきたいと思ひますが、以上申しました点について、両委員長のご答弁をお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 選挙管理委員長。

〔選挙管理委員長（矢野義一君）登壇〕

○選挙管理委員長（矢野義一君） 私、たった半年です。（笑声）その労を多とするといわれては、たいへん恐縮です。専門家でもありません。しかしながら、ふだんから多少選挙のことは、私関心を持っております。だから、考えておりますことこの一端を述べます。私がこの機会を与えられたこと、皆さんがご承認くださったのがもとでありますから、感謝いたしております。

選挙制度の改善というようにことでちょっと言われましたが、なるほど選挙にはいろんな制度の改善がありまして

最近まで、昨今の条例とか法令に到達したんでありますが、そういう大きいといひますか、非常に範囲の広くなるものは、ちょっともうやめときまして、立会演説会について委員長はどういう考えを持っておるかというご質問のようです。うすから、ちょっとこう、少々上がっております。（笑声）悪しからず、「水を一ぱい飲んで」と呼ぶ者あり、（笑声）要点をひとつ賢明なる皆さん方でご判断をいたして、ご賢察のほどをお願いいたします。

これ初め、理屈になりますけれども、実際に理論と現実というものは、なかなか合致しないんです。どんな場合でも。理想というものと現実とはなかなか合致しない。この問題でも立会演説会でも、もう当然言えるんです。私、この質問を与えられて多少研究しましたら、私がふだん考えておったよりもやや後退しました、事実。（笑声）というのは、理想は私があくまでも立会演説会をやるべきだと、こう思っておったんです。ところがね、実際にその仕事をしてみますと、この条例を敷いた後にやってみたところの例をいろいろ拾ってみますとね、必ずしも私が考えておったような効果がないわけなんです。効果がないうところか、場合によっては非常に混乱を生じるような場合があります。これは私は身をもってそういう体験をしておるんです。（「どっちが質問してのかわからぬ」と呼ぶ者あり）

選挙といひますか、政治は経済なり社会なりの基盤である、これはもうだれでもわかっている。その政治をよくするのには、選挙が公明に行なわれなければだめです。私はこう考えます。この信念には変わりありません。それが公明に行なわれるには、候補者にむだな金をなるべく使わさないようにしよう、これです。そこで、むだな金を使わさないためには、選挙の公営をやるにしかずだ。選挙の公営を少しでもよいやろう。それがつまり立会演説会なんかも公営の一つである、だから立会演説会なんかもあるべきだというこれは法の精神に私はかかっておると思うのです。だから私は、やってもいいと思うんです。

現実を見ると、三重県下に十二市あります。十二市の中でやっているのは四市にすぎません。これはやってもいいと

いうことなんです。先ほども申されたように、これは任意制なんです。やってもいいしやらなくてもいいわけです。四市やっておるといふことは、やっていいという四市の考え方があったからやっている。ところが、八市やらないということは、やってもむだかもしれないという観念があるからやらないのです。四と八との対立ということをおわれればよく考えなきやならぬ。(笑声)

そこで、実際問題を見ますと、前回の四日市の市長選挙あたりになりますと、私は三人ならこれはやっていいと思う。ところが、二人ぐらいになったら非常に弊害が生じるのです。どうしてもサクラというものが入ってくるのです。そうしますと、相手がしゃべり出したらもうだだどと帰ってしまうとか、中にはエキサイトされてけんかをやり出すとかいうようなことがありますよ、非常に実際の効果は上がりにくい。これは現実には私は認められると思うんです。そこで、そりやありますよ、効果というものは。同時に大ぜいの候補者の実際の話を聞いて顔を見て、声を聞いてほんといつはいいやつだ、ああいいことを言ってる、いい顔してるなというようになくあいのことで、ほれていくような候補者もあります。そういう意味においては、立会演説会ということは、私はいいと思う。しかし、いま言ったような弊害もあるということをお考えたならば、十二の中で四対八という数字がおのずからそこに出ておるんじゃないかと思う。

私は個人としては、法の精神にかなうように公営選挙を徹底さすように、たとえば最近のように、テレビを利用するように公選法が改正されました。ああいうふうに行うことができるだけ公営選挙を徹底さすという精神には、私は賛成するんです。だからそれでいいんです。だから私としては、できるだけその法の精神にかなったようにやったほうがいいんじゃないか。どちらを取るんだといわれたときには、私は多少の混乱、不利、不便があるにしても、前者を私としては取ります。

しかしながら、皆さん考えてみてください。これは競馬のようなもんじゃありません。鼻一つで優勝したとか、(笑声) 一点で勝ったとかいうそういう勝ち負けの問題じゃないんです。これ両方比べたときに、これをはたしてどうしていくかというのは、非常に簡単にきめられないと思うんです。

私には、選挙管理委員会にはそういう権限がありません。私がいま言ったように、多少、鼻一つでも先へ行ってあります。行っておりますけれども、それならどうだといって私にはその権限がない。こちらか向こうさんかどっちかです。(笑声) だから、その点には触れませんが、世論の動向などをよく見まして、(笑声) よく見まして、そのうえにどうしてもよくきめるといふとなにかからご下問がありましたら、選挙管理委員会を開きまして十分検討をいたしましたして、どちらか一方の結論は出すつもりであります。(笑声)

しかし、ただいまのところは以上のようなわけであります。まことに答弁になるかどうか知りませんが、あしからず。(「ごくろうさん」と呼ぶ者あり、笑声)

○議長(服部昌弘君) 公平委員長。

(「公平委員長(乾達夫君)登壇」(「公平にやれよ」と呼ぶ者あり))

○公平委員長(乾達夫君) ご質問にお答えいたします。

ご質問の要点は、不服申し立て後の公平委員会がとった処置についてと、こういう点と、公平委員としての信念の問題と、それからもう一つは受理してあるかどうか、こういうご質問の要点だったと承りました。その点で、不服申し立て後の公平委員会のとった処置についての中で触れたいと思いますが、第三点の受理してあるかどうかという点は、現在、受理してありません。そのことだけを先に申し上げておきます。処置をお答えいたします。

今回の件は、去る三月二十八日付で税務部税務課に所属をされておる有竹さんの行政処分に対する不服申し立て書

が当委員会に提出されたのであります。これは、昨年十月八日の人事院勧告の完全実施を要求されて行なわれた集會に、本市労働組合の執行委員長として組合員多数を参加させ、事前の警告を軽視して勤務時間内に及んだことは、地方公務員法の第三十七条に該当する争議行為でまことに遺憾である。今後かかる事態が生じないように、ということと本年一月二十九日、戒告通知書による戒告処分を受けたわけであり、そこでご本人とされましては、地公法に違反するような行為はしたことがない、それでこの処分は不当であり、不服があるから公開口頭審議を要求するのこの内容の要旨で不服申し立て書を出されたわけであり、

そこで、私どもとしましては、公平委員会をさっそく開きまして、本件をどう処理するかと、こういうことを協議をいたしました。私ども委員会としましては、こうしたことがまだいままでも、かつて経験したことがございません。承りますと、市においては公平委員、ずっと前から委員会ができておりますが、かつてなかったように承っておりますので、ほかの市の実例やいろいろ判例集などを研究したり見聞きたりして、調査をいたしました。それから、受理不受理を決定する前の段階におきまして、一応今回の事件の概要と組合側の方、理事者側の方の双方の真意はどうであるか、こういうことを知る必要があります、そうして当事者の方々に事情をお聞きしたのであります。ところがたまたま、不服申し立て者側のほうから、今回の処分については実害さえ解消してもらうことができるならばというようなご意向であることを、私どもは察知しました。かねて私どもも、本市におきましては、長く本市に住んでおりますので労使関係については十分、うまくと申し上げてはおかしいと思えますけれども、よく聞いておると、こういうことを察知しております。

それから、いま申し上げたように申し立て者側の方のほうの真意も、できるだけ円満な解決をされるように、そういうお心持ちを持っているように察知をいたしましたので、そこで、そのご意思に沿うてこの事件を処理するということが一番最善の道であるのじやないかと、こういう委員会の考え方に立ったわけでございます。

そこで、理事者側のご意向も十分承りました。その問題の中心となる自治会の問題につきましては、双方に、組合側のほうと理事者側の方のほうとの双方の意向に、あまり大きな隔たりがない、こういうことがわかりましたので、数回にわたって融合理解していただくようにつとめたわけでございます。幸い問題の、重要問題の二点であります今回の処分による昇給延伸という問題が永久に及ぼさないようにという点と、それから処分の人事記録、履歴書記載というようなものの人事記録、そういう二点につきましては、双方の信頼のうえに立つ理解によって合意に達したと私どもは考えて、実質的には解決を得る道に到達したのではなからうかと思えます。（「やみ取引」と呼ぶ者あり）

そこで、私ども地方公務員というものは、これは信念の中にも入るかも知りませんが、不利益処分の審査、それから勤務条件の処置などの問題につきましては、公平委員会に審査要求をされる、こういうことになっておりますので、委員会は法的な規定によりまして受け付けをし、受理するか不受理とするかを決定する、それから審査結果報告の議案処理手続などをするというのが当然であります、今回の場合は、先ほど申し上げましたような実情によりまして、受け付け簿の段階において結着とは申しませんが、見通しがついたように考える次第でございます。

今回のこのことにつきましては、いままでもかかってなかったことであり、私どもは未経験のことでありまして、まことに皆さま方のご配慮を賜わり、ご協力をいただいたということについては感謝をいたしておりますし、公平委員会の責務がきわめて重大であると、大いにこの問題については研究をしなければならぬ、こういうように考えている次第でございます。（「裁判所が、そんなごそそやっぺいのか」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 たいだいまは、選挙管理委員長並びに公平委員長よりご答弁をいただいたわけですが、第二番目の質問を続けたいと思います。

選挙管理委員長は、理想的には民主主義の原理に基づいてこのような公営の選挙制度を進めていくべきだ、こういったようなご答弁があったわけで、さすがは選挙管理委員長であると、私は感心したわけでございます。一般市民も民主主義の原理に従って、ただ名前だけを知っていると、あるいはあの人に頼まれたとか、そういったような形で選挙をしたのでは、なかなか政治はよくならないと思います。特に重要問題の山積みしております四日市市の長の選挙におきましては、できるだけ多くの人が候補者の声を聞き、そしてその政策の判断をするということが必要であると思います。市長は前回の前川議員の質問に対しましては、あまり乗り気でないようなご答弁であったと思うわけですが、九鬼市長はいいたいことは言い、やりたいことは信念に基づいてやっておられるお方だと思っております。二人だから立会演説会がまずいとか、三人で相手があまり考え方が違わないのだからいいだとか、そういったような状況によってこの制度をよいか悪いかそういう判断は、されないのではないかと思います。また、そういったような状況に左右されて条例ができたりできなかったりということでは、いけないと思います。選挙制度の理想で、法の許す範囲内であるならば、そのような方向で進むことが正しいことだと思えます。

特に今回は、市長のご答弁は求めませんが、まだ九月の議会もあり十二月の議会もあるわけです。その間に、選挙管理委員長が申されました理想的にはこうあるべきだということを十分考慮していただきまして、できることならば選挙制度の理想に向かってこういったような条例ができるようになるようなことを期待いたしまして、第一点につきまして質問を終了させていただきます。(「市長、この次出んのか」と呼ぶ者あり)

次に第二点でございますが、たいだいま公平委員長は、不服申し立て書を受理していないというところのご答弁でございます。受理しないというその意味は、書類は受け取ったけれども円満に解決をするということで、正式に受理しないよりもそちらのほうがよいというような判断でやられたのだとは思いますが、こういったような手続についてはしっかりとやらないと、今後の問題ができるのではないかと思います。そうしますと、現在の不服申し立て書は、事務局長が預っているということになるのではないかと思います。それから、そういう話を正式に申し入れでなく聞いたので、これはたいへんだということで公平委員会は組合、あるいは市の理事者のほうにいろいろと問い合わせた、こういったような形になっておるんだとは思いますが、まず第一点、事務局は不服申し立て書を受け取ってどのような処置をなされたのか。それから第二点は、公平委員会はあっせん的な行動をやったわけですが、正式な委員会を開いてこのような行動に移ったのかどうか。また、公平委員会を開いたときには必ず議事録をつくりなさい、そのような規定があるわけですが、そういったような議事録はあるのかどうか。また、議事録は委員会の決定により公表することができるわけですが、もし議事録があるとするならば、公表する意思があるのかどうか。

正式にまだ受理しておりませんが、その当時の行動をどのように評価したのか、あるいは地方公務員法に対する解釈、こういったような点についても聞こうと思いましたが、正式に受理していないということなので、その辺については質問をいたしませんけれども、問題は平和裏に解決するというそういうことはわからないわけでもないわけですけれども、これは、一つの組織の委員長の今後の問題がからんでいることなのであります。それで、公平委員会の判断だけで、正式な手続によらずそのような行動が行なわれるということは、やはりルールからいっておかしいんではないかと思うわけでございます。精神的にはほんとうに実害がなくてそれで合意に達したと、そのようになっていれば問題はないわけですが、私たちの聞いている範囲では、合意に達しこの問題が取り下げられた、このよう

に聞いておらないわけでございます。

そういったような点について、ほんとうに合意に達し実害が全然ないようなったのかどうか、この点について、重ねて最後にご質問をしたいと思います。（「小細工するな」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） ただいまご質問の四点につきまして、お答え申し上げます。

まず、第一点の不服申し立て書の取り扱いでございますが、これにつきましては、公平委員会の文書取り扱い規定に従いまして処理いたしております。具体的に申し上げますと、公平委員会の文書の收受簿に登録しまして公平委員会が受け付けておるものでございまして、事務局長が預っていると、こういった私的な処置ではございません。正式に公平委員会が受け付けておるものでございます。

それから、調査の問題でございますが、公平委員会が不服申し立て書を受け取った場合に、受理いかんの決定をいたしますが、その決定以前に調査の権能があるかどうかということでございます。このことにつきましては、法の規定では調査してはいけないとか、調査する権限はないとかこういったことを明記しておりませんので、私どもとしては、受理不受理の決定以前に調査することは可能である、このように考えております。

その意味におきまして、今回の場合も事件の概要、それから趣意のあるところ、こういったことを当事者にお聞きしたわけでございます。（「調査だけと違う、仲介に入っているやないか」と呼ぶ者あり）この時点におきまして本事案につきましては、処分による実害さえ解消できたらと、こういうことでございまして、委員会としては、いわばこれは勤務条件の措置要求のような内容を持っているのだと、このように考えたのでございます。

勤務条件の措置要求の場合には、たとえば国の人事院規則によりますと、「人事院が適当と認めるときは、事案の継続中においても事案が適切に解決されるように、当事者間をあっせんすることができ。」と、このように明文がございします。しかし地方公務員の場合には、こういったこれに相当するような規定はございません。しかし、この措置要求の制度、この目的が、職員の勤務条件に関する苦情を適切に処理すると、こういうことにありますので、委員会としては当事者のあっせんをすることができ、このような解釈が出ております。

そこで、当委員会としましては、先ほど委員長からご説明申し上げましたような処置をとったと、こういうことでございます。

それから、三点目の議事録の問題でございますが、本件につきましては公平委員会の協議会というような形でおりますので、委員会規則という議事録はとっておりません。ただ記録をとっておるのみでございます。

それから四点の、これですっきり解決したのかどうかということにつきましては、先ほど委員長がご説明申し上げましたような状況でございまして、現在の段階で、この不服申し立て書の取り下げられて全部解決したという時点までは、まだ至っておりません。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 六平君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 ただいまの答弁ですと、まだちょっとすっきりしないわけですけれども、二つ考えられると思います一つは、先ほどのご答弁のように、すっきりしたような場合にはこれは問題はないと思えますが、これが今後の問題といたしまして、このような問題が出たときに、何か月も、帳面には載ったけれども正式の会議は開かれていない

それで働く人が救われるような形でいけばいいわけですが、逆の面も起こり得るわけでございます。こういったようなことを考えますと、公平委員会は、事務処理手続に基づき正式な会議を開き、正式な決定をする、こういったようなことをしなければ、まずいのではないかと思うわけでございます。

こういったようなことで、今後の運営につきましては、十分にそのような手続によってやるのが至当であると思はると思うわけでございます。その結論がたとえどのように出ようとも、機能は機能として正確にいたさなければ公平委員会はあっても同じである、そのように私は思いますので、今後の運営につきましては、十分そういったような点も考慮をしていただきまして、局長はじめ公平委員会の委員の方々は、今後につきましてはそのような態度でぜひやっていただきたいと思ひます。

それから最後に、市長にお願いいたしますが、労働運動というのは、帳面に書いてあるようにはいかないと思ひます。法文のとおりには市長はやられたのだと私は思いますけれども、実際の内容等について考えてみますと、市の職員と理事者が目を、お互いにいつでも相反するような行動を取ってはいは、四日市の市民に対するサービスが低下してくると思ひます。それで、大所高所に立ちましてどうかこういったような問題の処理については、今後円満に解決がいくようにご努力をお願いしたいと思ひます。

以上を要望いたしましたして、私の質問を終了いたします。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後二時二十五分休憩

午後三時三十六分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 やっとしんがりの番が回ってきましたので、暫時、へたなことでございませうけれども、ご猶余のほどを願ひます。

私も、再度のつとめに出て二年余りになりますが、その間に定例会でずっと一般質問を聞いておられますと、大半は公害問題でございます。にもかかわらず市長は、このたび霞ヶ浦に四十万坪（千三百二十万平方メートル）の土地を造成したという事について、私は市長の真意を確かめたいと思ひます。と申しますと、皆さんは済んだことをまた焼き直しかといって非難される方もあるかと存じますけれども、私の言わんとするところは、今後の埋め立てをいかに市長は考えておるかということをお聞きしたいがために、ただすのでございませうから、その点をよく心に入れていただきたいと存ずる次第でございます。

その前に、きよりの朝日新聞を見ますと、私も言おうかどうかと思案しておる矢先に似た記事がございますのでちよっとご披露申し上げたいと思ひます。

この問題につきましては、四月の議長選挙の最中に私は耳にしたものでございませう。けれども私がそれを持ち出すと、議長選挙に何とかというふうな勘ぐられる憂いもございましたので取りやめたものでございませうが、そのときに私が聞きましたのは、一人前十万円。笑わいでもよろしい、市長。（笑声）聞いたことをほんとうに言ってますのやで。金で配ったところがある方面から横ぐいへ入りまして、それをテレビ一台と服地一着にかえたということを私

耳に入ったのでございます。よほど緊急質問で、理事長である市長に問いたださんと思いましたが、先ほど申しましたように議長選挙の半ばでございましたので、人に疑われると困るので差し控えたものでございます。

けれども、この支払の件でございますけれども、あなたが九鬼市長を責めるばかりが芸やないし、一点はこういうことを耳にはさんだのでございます。一つは、市長はあまり出したくないことはなかつたけれども、県のほうがダム工事なんかのときにいつもかまごうふうふうにやっておるから、埋立事業団のほうでもこれを右へならえにしてみたいという強い要請があったということを、私は聞いたものでございます。なるほどなど、けれども幾ら強い要請があるところあるまいと、理事長である市長がこれを許したということは、これは捨ておけぬと。清廉潔白をもってなる市長が、こういうことをやるのは不届きせんばんやないかと、私はそのとき目を白黒させたものでございますけれども、まあ他日に譲ってというのが本日まで待っておつて、きのう、私が言わんと思つていたところが、けさ出てきましたら、山口君これが出ておる、君知つとんのかといわれましたもので、あつ、だれがこれ言うたもんやなあって、私は非常にびびくりしたのでございます。新聞社の方々も出すならもう少し早う出すならわかるけれども、私が言おうと思う前日に出すというのは、これはまあどうやいなあと私一人思索して、自分で控え室に腰をかけたような始末でございます。

引用するわけでございせんが、これから私の本題でございせん。二階にお見えになる方は、みな富田の方でございます。私の言わんとするところを皆さんが知つてお見えになるやなしに、何とかして言つてくれといわれたもので私は言います。私は若い市長とけんかしたところが始まらぬので、もうこういうことは言わぬとことかねがね思つておりましたけれども、地区の皆さんが言うてくれ言うてくれといわれる、しかたなしに言うので、その点をご了解のほどを願います。(笑声)

と申しまするのは、あれだけ富田、富洲原、羽津三地区が必死になつて、何とかならぬかと思つて騒いだものでございせんが、そのときに事業団のやつた行為を私は憎んどるのでございせん。それがために、そのときの理事長、すなわち九鬼市長でございせんが、その下におる事務局長を、天野君をきよう出席要求した理由は、そこにございせん。

と申しまするのは、あの手この手を使うてあれまでやらなければならぬだという理由を市長に一へん聞きたい。理由というのは、自治会の連中を料理屋に引っぱり出し、飲みし食わし、四日市連合会の連中を熱海まで引っぱり出し、あらゆる手を使ってまでやらならぬという理由はどういうもんか、市長一へん私は答弁願いたい。これが第一点。

二点。そのときに支出した金額を明細に提出を願いたい。天野、わかりましたか。大体私はつかんでおります。だれを料理屋で飲みました。どこの料理屋でやつた。連合自治会はどこで招待した。会社も相当なことをやつております。会社は、これは自分が生きんがためにやつておるのは、私は何とも言いません。けれども市の理事者がそれまでしてやらなければならぬだという理由が、私はわかりません。

みな住みよい土地を離れ、塩浜みたいに逃げ出さなければならぬというので必死になつたものでございせん。必死になつて皆さんがいたのにかかわらず、市は不浄の金とは私は申しませんけれども、使途不明の金を料理屋でばらまき、飲みし食わし、ありとあらゆる手を使ってでもこれを押し切つたという点において、市長は企業者に頼まれたものか、はたまた市の繁栄を考へてやつたものか、この点を一つ。

私も年がよつておりますので、あまりいくつか言うて市長に申しませんと忘れてしまひますので、ぼつぼつとひとつご答弁のほどを願います。(笑声)

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の一点、二点とございましたが、その前に、昌頭にご意見がございました、お話がございました埋め立て造成地をなぜやったか、どういう動機でやったかということでございます。これは会社から頼まれたのか、あるいはまた市の発展を願うることかというふうなことでございますが、まずその埋め立て地の造成に踏み切ったという点につきまして、その動機を申し上げます。

まずこれを申し上げます前に、すでに霞ヶ浦地先二百十万坪（六百九十三万平方メートル）につきましては、八幡製鉄を誘致するべくこの話がすでに行なわれておった。そうして、すでに漁業補償も二百十万坪（六百九十三万平方メートル）に対しては払われておったということについては、ご承知のとおりでございます。この地域が将来、重要な四日市市の唯一の工業地帯として温存されておったという土地につきましては、ご異論のないところであるかと私は確信をいたします。

四日市市が、ときあたかも非常に公害をやかましく言われておったときでございます。しかもそのとき、製鉄所等の重量装置産業には地盤が悪くて不向きである、どうしても不適當であるというふうなことで、もうこれは断念せざるを得ないという経過につきましても、ご承知のとおりであろうかと思えます。

したがって、私は当時の情勢を踏んまえて、四日市市の塩浜をはじめ午起、大協石油等の工業立地が、はたして現在の臨界工業地帯として適正なものであるかどうか、また、単なる公害のみならず新潟等におけるような地震の災害、あるいは伊勢湾台風のようなものを想像いたしましたときに、このような災害を防止するためにおいても適正

なものであるかどうかということにつきましては、非常に疑問とするところでございます。したがって、今後の工業地帯を造成するためには、少なくとも公害のみならず災害に対しても防止し得るような立地条件を選ばなければなりません。したがって、それが四日市の臨界工業都市としての生きる道であると、私は判断をいたしましたわけでございまして、公災害に対して少しでも被害を少なくし、かつ住居の地帯からは海を隔てる、あるいは緑地帯を隔てるというような形で距離をおくということが、最も大切なことであろうかと考えたわけでございます。こういう考え方をもって通産省をはじめ開発銀行等いろいろ、工業銀行等いろいろの関係につきましても、この私の考え方を説明いたしましたわけでございまして、何も会社に頼まれてやったわけではございません。四日市市の工業都市として生きる道は、新規の公災害に対して十分備えのある適正地を選ばなければならないという判断のもとに、この埋め立ての造成を考えただけでございまして、したがって、この埋め立て地につきましては、すでに私が就任する前から四日市開発事業団の構想というものがあって、県が五百万、市が五百万の出資によって四十一年の四月一日に、私の就任して間もないころでございまして、四日市開発事業団の設立総会が行なわれたこともご承知のとおりでございます。

しかしながら、いまの、ただいまの質問では、非常にこの造成の真意とか、テレビを贈ったとかそういう問題、あるいはまた、自治会等の説得したときの態度等時点がある飛んでおりますので、一応順を追って説明をさせていただきますたいと考えますので、ご了承を賜りたいと思えます。

この事業団の埋め立て方式につきましては、先行投資でやるべきか、あるいはすでに進出してくる企業をあてにしてスポンサー方式でやるべきかということが、真剣に討議をされました。しかしながらその当時におきましては、大分の鶴崎の埋め立て地が売れないとか、あるいはまた坂出の番ノ巣の埋め立て地がはかばかしくないとか、あるいはまた、千葉の広大な埋め立て地の砂が飛んで困るぐらい土地が処分できないんだとかというふうないろいろな問題

がございまして、先行投資方式で無鉄砲に用地を造成するということが非常に危険であるという判断のもとに、県市一致いたしましたスポンサー方式で踏み切ったわけでございます。その踏み切りに際しましては、地区等につきましても非常な反対がございました。公害が出るのではないかといろいろのご意見がございましたので、ちょうどそのときに天野事務局長が事務局長でございましたが、富田、富洲原、羽津等の自治会には何回も夜出かけまして、いろいろ事業計画等につきましててんまつを話しあげ、そのときのいろいろの話し合いの過程で公害防止協定の事実も思い出されてまいりましたし、またその公害が起こったときには、どのように対策を講ずるかというような公害処理の協議会の発想等も、この懇談会でいろいろの意見から総合されて生まれてまいったものでございます。

幸いいろいろのお話を申し上げて、公害防止協定も結ぶ、そうしてまた名古屋の南部地帯であるとか、横浜の根岸であるとか、千葉の市原の臨海工業地帯等もこの三つの地域の有志の方々で視察をしていただきました。私は料理屋で金をばらまいたというようなことも、全くそういうことをした覚えもありませんし、これは後ほど、私が数字的に若干の事業計画を説明させていただきますときに、言及をさせていただきたいと思いますが、そういう事実は、私は全く承知もいたしておりませんし、そういうことを指示した覚えもありません。ただ、骨を折っていただいた方にはいろいろとパスであちこちへご案内申し上げて、先進地あるいはすでに企業化されておる土地を見ていただいたというところでございます。

そのようなわけで、ようやくご承認を賜りましたので、事業団が事業を発足いたしましたして、四十万坪(百三十二万平方メートル)というのが、進入路を細くした関係で二万坪(六万六千平方メートル)減りまして三十八万坪(百二十五万四千平方メートル)ということになったわけでございます。ただ、事業団事業といたしましては、大体三メートルから六・五メートル、深いところでは七メートルぐらいのトータンは深さになっておりますが、このようなどころを埋め立てするには、大体坪一万八千円ぐらいを要するであろうというような予想のもとに、いろいろと埋め立てにあたりまして事業計画がなされました。それは後ほど川越の埋め立て地との対比において、その数字が適正であるか、妥当であるかどうかにつきましては、お考えしていただくことができますと思いますが、ともかくそのような考え方で事業団は一万八千円ぐらいの予想、そうして大体この三十八万坪(百二十五万四千平方メートル)を七つぐらゐのブロックに分割して施工するというのが、事務局の案でございました。しかしながら、私はともかくこんなに狭い、四十万坪(百三十二万平方メートル)ぐらいの土地の埋め立てに、すでに水島では三百五十万坪(千五百五十万平方メートル)の一枚の埋め立て地であるとか、千葉等におきましては二百万坪(六百六十万平方メートル)、百五十万坪(四百九十五万平方メートル)というような大規模な埋め立てが行なわれておる当節に、ただ四十万坪(百三十二万平方メートル)ぐらいの埋め立てを七つも八つものブロックに切つて埋め立てをするのはどうか、いろいろ問題があるのではないか。少なくとも三つ以上の業者を入れるということは問題があるというように、私は指示をいたしました。ところがスポンサーのほうでは、どうしても一万四千円以下で用地を造成してほしいんだと。

〔山口信生君「議長、相当長い、答弁を簡単に願います」と呼ぶ〕

○議長(服部昌弘君) 答弁は簡単に、簡略に願います。

○市長(九鬼喜久男君) (統) わかりました。ただし、この十萬円のテレビだとか、洋服だとかそういう架空のことを申し出されて、料理屋に話をばらまいたという経緯を明らかにするためには、私はこの事業計画がいかにかに真剣に行なわれたかということについてご認識を賜わらなければ、ご了承を賜わらないものである。しかも話が飛び飛びになっておりますので、次々の話ではご了承賜わらないという考え方から、一応の事業経緯をご説明させていただきますので、ご了承を賜りたいと思っております。

そういうようなことで、スポンサーの意向は坪一万四千円以下である。しかも、伊勢湾台風のような台風を除いてその工事が、少なくとも十カ年は埋め立て業者が保証をしてもらいたい。しかも工期は四十三年の十月末までにこれを完成してもらいたいというようなことでございました。それでいろいろ折衝をいたしましたけれども、どうにもそのようなことでは業者が出てきません。そのようなわけで、スポンサーの親会社が入っている話し合いをした結果、現在の埋め立て契約がなされまして、工事費四十五億九千万円、事務費一億七千六十一万円、建設利息三億三千三百三十八万円で、合計五十億四千万円でこの事業が完成したわけでございます。三十八万坪（百二十五万四千平方メートル）で割っていただきましたら、一万三千少しになるわけでございます。

しかも、この合計からまだ事務費が一千五百五十一万八千円、建設利息が八千四百八十二万円、節約されて五十億四百万という安い金額でこれできたわけでございます。しかも川越の埋め立て地が、坪一万八千六百円かかっておるといふ事実を見て、いかにこの一万三千円強という埋め立て地が安くできたかということが、おわかりになると思います。いろいろ事務費の節約であるとか、事業団の事務所の問題、あるいは住宅等の問題につきましても、非常に事業団に対して私は節約を命じました。住宅も一切建設することはない。事務所等につきましても、新しく鉄筋の三階建てのビルを建てるというような当初の計画でございましたが、それは、そんなことをしては土地が高くなる、そういうことで、事業団のある幹部は三重銀行の新館のビルを借りてきたようなことでございましたが、それもとわらして市役所の総務部の総務部長室並びに総務課の部屋を明けまして、そこに事業団を収容して費用の節約はあったわけでございまして、その後、いろいろの事情がございまして、公会堂につながっておるところの貴賓室に収容させていただきましたが、火事のために焼け出されて、現在の午起の現場事務所に事業団が入ったようなわけでございまして、その間、業者とは絶対にマイジャンをするとかそういう業者との関係は持つてはならない、費用は極

力節約をしるということを申し上げました。ことに坂出の番ノ巣の埋め立て地は、大きな汚職事件を昭和三十九年から四十年に対して起こしました。大きな臨海埋め立て業者がつぶれかかって名前を変えたというようなこともございますので、特に嚴重にそういうことを指示したわけでございます。

そのような事業団の非常な努力をいたしました結果、私はこの土地が安く、かつ早くできたのではないかと思います。したがって、職員の間が、円弧すべりというような事故が起こりましたが、早くできたのではないかと思います。したがって、職員の間が勤務ぶりにつきましても、同じ県の職員が技術者でありながら、管理組合の職員の指導者との、技術者との間に立つて非常に苦しい立場もございました。しかも、二十六人という少ない人数でこの事業をきわめて短期にやっていたわけでございますので、私はこの職員の精励ぶりに対して、事業団を二十六人から六人に縮小した機会にあたり、これまで宴会一つしたことございませんし、めしを一ぱいごちそうしたわけでもございませんので、慰労報償金の意味を持ちまして二十六人のうち二十四人に対して金二万円、二人の臨時職員に対して金一万円を支給して、これでこの事業のほうから引き上げていただくというようにいたしました。これは、決して指摘のように、動機は県からの強い要望があつて決めたわけではございません。県の企業手当、たとえば、宮川火力発電所であるとかいろいろの工業用水道等の企業会計の終了した時点において、県がどのようなことをしたかということも研究はいたしました。これは、これは事業団理事長として、私が自分で判断をいたしました。金二万円と、臨時職員に対しては一万円の報償金を差し上げたわけでございまして、そうしてその金で、金では残らないからというのでテレビを買った。そして一万人の人は小さい小型のラジオを買ったということもございまして、全くその間につきまして、私は責任をもってこの問題に対しては当たりたいたいと考えておるわけでございまして、私は、事業団の仕事のでき上がり並びに事業団の職員への精励ぶりに対しては、心から感謝をいたしておる結果でございます。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 先ほどの市長のご説明、ごもっともだと思いますが、先ほど私が十万円と言った点は、私がそういうふうに聞いたというだけでございまして、それでなければならぬというのと違いますから、その点をお含みおきを願いたいと思います。

次に、市長が先ほど申しましたのは、なぜやったかという点、東海製鉄のときにあの沖合いを、二百何十万坪を、漁業補償を出したと。すでにそのとき皆さんが了承してくれたやないかという点、確かに了承はいたしております。私もそのときは議員でございました。確かに覚えがございます。けれども、東海製鉄に対してわれわれは協賛したものでございまして、人を殺すようなガス会社には、私は協賛した覚えはございません。

もう一つ、会社には頼まれたことがないけれども、これをやらなければ四日市としてやっていけないというのを先ほど申されましたが、ただいま四日市でやっていけませんか。全国で何番目の裕福都市でございまして、おそらく忘れましたが、三番目か四番目と私思います。まだ一銭の金も大協和から入っております。この時点において全国で何番目という裕福都市でありながら、なおかつこれをやらなければならぬという理由はどこにございまして。人を犠牲にしてまでもやらなきゃならぬ理由は、どこにございまして。

けれども、私は申します。そうすると市長は確かに協定ができたで、絶対その点はお心配なくとおっしゃることは私はよくわかります。これをひとつ市長に約束を願いたいと思います。

現在、富田は公害患者は一名ございまして。日永地区が四十八名、海蔵、塩浜地区が七十七名、磯津が八十三名、河原田が七名、浜田が四十六名、港が二十一名、中央が十八名、共同が十九名、同和が六名、東橋北が三十三名、西橋

北が二十一名、海蔵が十五名、羽津が七名、常盤が九名、三重が二名、富田が一名、四郷が一名、下野が二名、神前が一名。協定書ができて論じたところで始まりません。論より証拠、証拠が一番私は肝心だと思います。

よろしいか。大協和ができて、固定資産税がここで五億増したと仮定しなさい。一名の患者が十名になったときは市長、何とお呼びしますか、あなた。人命は金では買えませんぞ。

けれども私は重ねて申しますが、四日市市がそうせなければ四日市が財政が立ちいかんという事態なれば、私は思考しましょう。食わんとはいいません。何としても食わなければいけません事態でございまして、その点は了承いたしますが、腹一ぱい余るほどあって、人まで助けてやってもいいような立場のものが、なおかつ人の犠牲において金をもうけなければならぬという市長の考え方が、私は気に入らません。先ほど市長の答弁によると、そろしければ四日市が立ちいかぬとおっしゃいました。どれまでもうけると立ちいきますか。笑わいてもよろしい。私、これ真剣に言っていますのや。それをひとつ解答願いたい。幾らもうけると満足するんやと。（笑声）

それからもう一つ、天野君に質問します。

ぼくがさいせん言ったことに対して何にもないかあるか。何にもありませんというのなら、ありませんと言ってくれ、それでよろしい。何にも料理屋で呼んだこともございませぬし、何にもしませぬということがあったら、一べんここで言ってもらったらはっきり言ってみなさい。市長は何にもせんといま言っておったぞ。言っておられました。ありましたんか。ま、あとでよろしい。（笑声）どこまでも追求しますぞ。聞いている人がおらなかつたら言やしませんけれども、きよりは、聞いておる人全員来ておりますのや。（笑声）

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 答えをいたします。

先ほど、東海製鉄というお話でございましたが、それは八幡製鉄の、（山口信生君「ああ失礼、間違いでございました」と呼ぶ）お話だと思いますが、八幡製鉄の話は一応ご破算になりまして、石油化学工業をこれに誘致するということにつきましては、この議会におきましてもすでにご賛同を賜わっておりますことでございますので、私はこの点につきましては、省略をさせていただきます。

ただ、化学工業がこれだけ四日市は榮えて、全国でも有数のものではないか、このうえなぜそれをしなければならぬかというお話でございますが、すでに世界のこの石油化学工業のプラントは、非常に大型化しつつあります。ご承知のとおりでございます。

この第三コンビナートにつきましても、当初の二十万トン計画が三十万トンに変わったということもご承知のとおりでございます。四日市の三万トンとか五万トンというような小型のプラントの時代では、もう生きていけないというのが事実でございます。すでに四日市にありますところの三菱油化等は、鹿島に三十万トンのプラントをこしらえて、こちらから主力を移動しつつあるというのが現実でございます。これは、鹿島のみならず市原等水島を見ただきましても、非常に大きな規模になってきておる。ことにまたイギリス等におきましては、またアメリカ等においても四十五万トン、五十万トンのプラントがすでに実現しつつある。イギリスにおいてはすでに百万トンのプラントを計画しておるとというのが——ロツテルダムとイギリスを結ぶところのいろいろの計画の現状でございます。そういうような状況の中であって、古くから試験的にこしらえられたような小型プラントの集積で、それが三十万トンになるのが四十万トンになっても、大規模生産の効果が出ないということで、一基で三十万トンというようなプラントが実現しつつある今日でありますので、このままの状態では、四日市の化学工業地帯はスクラップとしてダウ

ンしてしまおうだろうというところであります。したがって、この出島方式で安全をはかる化学工業の立地につきましては、工業技術院等にも会社がお願いをいたしまして、風洞実験をいたしました。このコンビナートの計画では、大気汚染防止法では〇・〇三PPMでございますけれども、この防止協定では〇・〇一PPMにするということになっております。さらにこの工業技術院の百五十メートル煙突の縮少立体図の計算では、〇・〇〇五PPMというようにさらに約束しておるのよりも五分の一にもなるような数字が出ておるわけでございます。私は、石油化学工業のみならば患者が増加するということとは、絶対考えられないのではないかとこのように考えております。

すでに、事前に富田、富洲原等につきましては、大気の状態も調査をいたしました。その結果によりますと、たとえば羽津にいたしましても富田にいたしましても、全然大気汚染がないというはつきりとした計算が出ております。財政効果ばかりをねらってこういうことをするのはどうかということですが、財政効果につきましては、ご承知のとおり大規模償却資産の償却は、非常に早い勢いで進んでまいっております。四日市市はこのままで進みますと、もう二、三年で急激に大規模償却資産税の収入は減少してまいります。それは化学工業の設備の運命でございますので、化学工業というものは技術的にもたえず進んでおる、合成ゴムの技術もたえず進んでおるというようなことで、新しい技術がたえず導入をされて大型化しつつあるというのが、現状でございます。市の立地、用途地域の考え方からしましても、また安全なる工業立地の考え方からいたしましても、こういうような出島方式でやるのが一番よいのではないかとこの考え方で、私は進めてきたわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 監査事務局長。

〔監査事務局長（天野正春君）登壇〕

○監査事務局長（天野正春君） 山口議員のお問いでございますが、あったかなかったかという一言でいいとおっしゃ

られますのですけれども、私、一応、市長から命を受けてやったことはございません。その間の事情を簡単にご説明させていただきますと思います。

私が、開発事業団の事務局長に拝命いたしましたのは、昭和四十一年七月二十日でございます。それまで秘書課長をやっております。その間、開発事業団に事務局長は据え置くということで、私が就任をさせていただいたわけでございます。やめるまでちょうど八カ月と十日でございます。四十一年の三月三十一日に事務局長をやめまして市立四日市病院の事務局長に転動になっております。

ただ、山口議員がおっしゃいました交際費についてのお問いだろうと思っておりますけれども、私が考えております山口議員の考えとちよっと違いますので、ご説明申し上げたいと思っておりますけれども、その間、八カ月の間、約四十回程度各地区——これは、富田、富洲原、あるいは羽津、大矢知地区の各自治会長さん、あるいは各種団体の役員さんと埋め立て事業に対する、公害に対するご説明の会を催してきたわけでございます。その間、夜間非常におくれた場合には、夕食を差し上げたことはございますけれども、これはあくまでも、市長から夕食を差し上げよという命令で私から差し上げたんではございません。当時の、いま現在県会議員をしております石川専務理事とそのときの状況に依じて判断をいたしました。夕食を共にしたことはございますけれども、当市長であります理事長からは、こういうようになかっこうで招待せよというような命令を受けてやったことはございません。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 いま天野君が言うのは、これはごもっともでございます。市長がそれを命令するようなお前は、四日市市長と違います。（笑声） 子供でもそれはわかります。夕食を四十回からしたということは、推して知るべしでございます。一例をあげれば、よろしいか。富田の地区で、四日市屋で自治会が飲んで、それを自治会が金を払ってしまったあとで君のほうから小切手を振り込んできたことがございますやうです。なぜそれまで、押しかけ女房のよう金を出さなきゃならぬのですか。

一事が万事、全部そういう気がしておるんです。よろしいか。富田の自治会は賢いで、逃げたかたちですよ、そりゃ逃げなけりゃならぬ。みながわいわいわい騒いださなかに、自治会が接待受けて飲んでいればどんな目に出会わやわからぬというので自治会は払う。それを押しかけ女房みたいに、小切手を振り込んでくる。四日市屋はその小切手に困りきってしまったという事実があつておりますぞ。一事が万事全部それです。そういうふうに全部がやって、みなが騒いでおるにかかわらず、幹部級を全部飲ましてでっち上げたというのが、これが事業団の本筋と私は思っております。よろしいか。

もう済んだことやで、私はぐどぐどと申しません。これから言うのが私の重点でございます。もう済んだこととでございます。済んだことをいま洗い出したところで、何にもなりません。言うのはこれからでございますが、それほど富田、富洲原、羽津は苦しんでおりますにかかわらず今後は、埋め立て地を市長はどう考えておるかというのが私のきよりの質問の要旨でございます。

先ほど聞いておりますと、年々償却が減っていると、減っていけばそれに追いつくようにまたそろやらなきゃならぬというふうなことを、ちよっとお漏らしになったが、それは確かに前年度の二カ年か三カ年はどすつと入ってくる。それを越すと県のほうへ大かた取られてしまう。それをまたそろ昔のように復するということは、またどんどんどんどんと新しくつくっていかなきゃいかぬと。これはまあ、それならば四日市じゅう石油で取り巻かんことにはしまいいは何ともならぬ結果になると、市長の言を借りればそうなると思はれます。また笑うている。（笑声）

じゃ、市長。質問者がね、まじめにきばってやっておるときは、笑うということは失礼やと、君、思わぬかね。(笑声) ぼくが笑うて質問しておるときは、君笑うてもかまわぬけど、ぼくが一生懸命に青筋立ててやっておるときにそおつと笑うていうことは、これは議員を侮辱しておる、ぼくがそう考えてもよろしいかね。(笑声)

いままでのことはこのぐらいでとどめておきますが、きよう皆さんがお見えになったのは、山口君、もうできたことはしかたがないと、防止協定もできたことやし、これを絶対守ってもらいたいと、ね。いま一人こそないやつを少なくとも十人ぐらいでとめてくれと、これはわれわれの願いであると。そのうえ、またぞろできた、そのうえ今度は、朝日、川越のほうで造成をやっておるが、造成をやれば、当然また石油にきまつておるが、向こうから煙は出てくるわ、またこちらで造成やった煙が来るわ、そうするとまた磯津の二の舞になるやないか。二の舞になった際には、都市改造というような美名にかくれて、またぞろ立ちのき騒ぎになるような事態に追い込まれはしないかというのが皆さまの心配する真髓と私は思います。

よろしいか。都市改造は美名はよろしいけれども、本質を考えると、ちようど山奥に電気のダムができたときに、湖底に沈んでいく部落が立ちのきを迫られたのと同じような状態でございますよ、これは。そんな悲惨なことを市長が繰り返さぬようにというのが、私が汗水たらしてしゃべっている原因がそこでございます。どうかひとつ、ここに傍聴してみえる方は富田の自治会の幹部の方でございます。皆さんが安心して帰っていけるようなひとつご答弁を願いたいと思います。

これを一つ打ち切って、また次の問題に移りまして、これだけひとつ、先伺います。

長くなつてもよろしいかいな、あんまり長いとしかられると困るで、もうたいがいやめよといわれりややめますがな。(「やれやれ」と呼ぶ者あり)

よろしいかな。(「よろしい」と呼ぶ者あり) こわいでな、皆さんが一番こわいんです。市長はこわないけれども

(笑声、「やれやれ」と呼ぶ者あり) 皆さんが一番こわいのや。はい、すんませんども。(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(服部昌弘君) まだまだ。(笑声)

市長。

〔市長(九鬼喜久男君)登壇〕

○市長(九鬼喜久男) ご質問の中に四十回も夜間の説明会をしてめしを食ったと、四十回の夜間の説明会をしたというの、四十回ばかり夜間を利用して説明会をしたということでございまして、私は四十回もめしを食ったということじゃないと思います。これは常識的に考えましても、当然のことであろうと思います。私は一べんもめしを食ったことは、そういうことはございせんが、少なくとも夜間でないと人が寄れませんので、夜間にやらしていただいたわけでございます。迷惑であつても夜間にやらしていただいたわけでございます。そのあと餐会をいたしたわけでございます。やむを得ぬときにそういうことがあつたのではないかと、天野事務局長の説明であろうかと思つております。この点は、私のほうから訂正をさしていただきたいと思つております。

先ほどから申し上げておりますように、工業技術院の実験結果等を依頼しておるのも、またたびに及ぶ夜間の機会を利用していただきまして、公害防止協定等の骨子もそのときにこしらえたものでございますが、そういうことは、十分その公害が起ころぬということを前提として考えさしていただいております。この工業技術院の結果についても申し上げましたとおりでございますので、通産省等においても、このとおりやられるならば絶対安全だということは、言われておるわけで、理想的なコンピナートをつくりたい、つづろろというのがわれわれの強い念願でございますので、この北部の地区の方々のご期待に十分こたえる努力をいたす所存でございますので、そ

の点を申し添えておきます。

○山口信生君 市長、やるかやらぬかや。これから先はもう、埋め立てするのかせんのか。

○市長（九鬼喜久男君）（続） 三十八万坪（百二十五万四千平方メートル）、第一期工事区と第二次の工区に分かれておりまして、第一区が約四十万坪（百三十二万平方メートル）、第二区が二十六万坪（八十五万八千平方メートル）の計画になっておりますけれども、すでに六十六万坪（二百七十八万平方メートル）の埋め立てのご了承を議会で賜わり、また管理組合、運輸省等に対しまして、六十六万坪（二百七十八万平方メートル）の埋め立ての認可を得ておるわけでございますので、すでに地区の説明会におきまして、六十六万坪（二百七十八万平方メートル）でご説明をさせていただいております。

したがいますして、そのような用地の必要ができました場合には、管理組合はさらにこの北のほうに朝明埠頭の計画もございますが、六十六万坪（二百七十八万平方メートル）の埋め立ては、必要に応じて実施をさせていただきますと考えております。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後四時二十五分休憩

午後四時三十七分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ちよつと質問を勘違いいたしましたので、訂正をさせていただきます。

先ほどの質問の六十六万坪（二百七十八万平方メートル）の埋め立て地の、埋め立て地予定地を含めた六十六万坪（二百七十八万平方メートル）の北の地域につきましては、現在のところ事業団としては、全く埋め立て計画がございませんことを申し上げます。どうも勘違いいたしました。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君、先ほど市長が四十回の件を取り消せとおっしゃったが、市も不名誉なことで、取り消しも私はいいと思えますけれども、ちよつと私も奥歯にものがはさまる点が、これは事実でございます。これが違うというんだつたら、ぼくは絶対的に明細を書き出せといわなきゃならぬ立場に追い込まれるんだけれども、市長、その点は妥協点はございませんか。（笑声）あなたが絶対ないということを取り消せとおっしゃると、私がうそ言ったことに当たりますので、そうおっしゃると、私が徹底的に調べて、突き出すまでいかなきゃならぬ立場に追い込まれますし、またそうすれば、市としてもまことに不名誉な結果になるので、新聞にまで載ることと考へいたしますので、妥協点を何とか市長、考えてもらいたい。その点は、次の答弁に譲る。

次に、きのうの川村議員の質問の十志川の鉄砲水の件でございますが、市長は、絶対的に心配をかけませんというて、大きいみえをお切りになったが、ちよつと市長、軽卒やあらしませんか。災害というものは個人の力で割り出せるものと違います。何とか善処いたしますというなら、わけがわかるけれども、絶対ご心配をかけませんという大みえを切るといふことは、市長、いかがなものでございましょう。

と申しまするのは、いつもくどいように申しますけれども、十志川は四尺からの地盤沈下をしておる。水は、依然

としてだんだんと西のほうから住宅化してくるので鉄砲水は増すばかり。最近の買収の七万坪（二十三万一千平方メートル）の予定のやつが四万坪（十三万二千平方メートル）に減ったことは、事実でございますけれども、小さい問題でございます。三交不動産が二十万という大きさも出ております。三交不動産が買わなくても、おそらくここ五年か六年に十志川からいまの清掃の土地の買収地点までは、全部住宅化することは必然でございます。幾ら計画を立てても、これが完成する時期には、おそらく五年や六年でできるものと違います。

それにもかかわらず、絶対ご心配をかせませんという、どっからそういう声が出たんですか、市長。また笑つとるいつもか私が言うのと笑うとるが、そんなに私、あほかいなあ。（笑声、「そうかいなあ」と呼ぶ者あり）けれども、質問者が答弁を求めておるときに、笑うというだけはひとつ慎んでもらいたい。約束します。

ひとつ、どういう計画でもってこれを防ぐということの案を示していただきたい。一応この間の総務委員会におきまして、衛生部長から、汚水の点だけは米洗川に流すという点において私は了承いたしましたけれども、鉄砲水に関しては、一言半句も触れておりません。米洗川は三千何百万で、川底一間（一・八一八メートル）下げて三倍の数値に落とせるように徐々に進んでおりますけれども、十志川に関しては、地盤が沈下しても何の整備もいたしておりません。この点をよく考慮に入れて、私の質問に対して答弁を願います。

次に、おらんな、日比さんがおらんでえらい都合ええわ。（笑声）三岐鉄道の問題でございます。

三岐鉄道の問題に関しては、去年の十二月の本会議と私は思考いたしますが、そのときに申しましたのは、近畿鐵道の、近鉄の高架路線にひっかけて富田の近鉄の、片方が十志川、片方が国鉄と、この一直線を高架にしてくれないかということ、このときに私は一般質問に申し入れたものでございます。そのときには、それをやると十億くらいかかるのでとてもだめやおっしゃったのも、無理ないことでございます。私はよく承いたしましたけれども、

もそのときに私が申しましたのには、四日市高校も大矢知のほうに移転をし、三岐鉄道が入り、またぞろ第三コンビナートが完成すると、富田には一本こそない、中央通りこそない道に、電車が何本も往復しそこに自動車がよく走ったときにいかになるかということ、市長に詰め寄ったものでございます。電車道から西は、約八メートルから十メートルで私は心配はいたしませんけれども、線路から東は四メートルから五メートルのところもございしますが、この点はいかがでしょうかとあなたに質問したものでございます。

ときあたかも最近の新聞を見ますと、三岐は認可を得て近日、八月じゆうに着工の運びということを新聞に報道いたしておりますが、認可のときには市のほうに對して主務官庁より諮問があると私は考えておりますが、諮問があったものかないものかのご返答を願いたいと思います。

三つ目、これは富田のこと、あまり富田のことばかり申しますと、議員が、選挙のために山口がやってけつかなど、こういう考えをお持ちになると思しますので、これはひとつほかのほうに及ぼしたいと思えます。

と申しますのは、災害防止公園が最近完成いたしました中央緑地公園のごでございます。私がお尋ねしたいのは中央緑地公園の緑地の全部の植えた木を、どれほど金がかかったものやら、これはこの前の議会でよく聞きましたけれども私は忘れてしまいましたので、再度お尋ねいたします。

と申しますのは、最近私が電車から見ますに、半分枯れておるような気がいたします。これを総額金額は幾らであるか、またはこの植え込んだときの契約は、どういうふうに契約しておったものか。もう一つ、あれは落葉樹か一年じゆう緑のある木か、木の名前を教えてください。多くの電車から見ると、どうも落葉樹のような考えを持ちますが、私の考えが間違っておりませんでしたらけつこうなことでございしますが、緑地公園で、夏だけの緑地公園で冬はからつぽの公園になったら、一度つくりかえを願いたいと私は考えるものでございます。その点をはつきり

とひとつ、お教えを願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

十志川の鉄砲水の件でございますが、鉄砲水というのは、思いがけなく雨が降ったときには出るということで、藪はこの清掃団地ができたから鉄砲水が出るというように、そのように、出ないと断言をするというのはどうだということでございますが、ともかくこの土地を一べんに住宅を建てるようにならしてしまつて、造成をするというようなことではございません。長期間にわたつて深く準備をいたしますので、そういうようなことはないかと確信をいたしておりますが、今後ともそういうようなことのないように、十志川のほうにはご迷惑のかからないように十分配慮をいたします。

三岐鉄道乗り入れのことでございますが、これはすでに何といたるところでございましたか、大矢知興讓小学校の南側のバイパスを下つてきたところから、さらに北のほうへ入る一つの路線をこしらえまして、それから北のほうの道に入れるようにただいま工事中でございますので、下つてくる車につきましては、その道ができますとかなり四日市駅のほうに来る道は、緩和するのではないかと思ひますけれども、何ぶん富田東町等のところは道路が非常に狭うございますので、これは今後十分研究を要する問題であると考えておりました。また、そのような見地から北部の開発構想図というようなものをお願いしたわけでございます。

中央緑地に植えました木の費用でございますけれども、ただいま詳細な数字を調べておりますが、私の承知してある範囲では、約一億二千万円ぐらいでございます。植樹の計画は、植えたときから一年間枯れたものについては植えかえるという約束になっております。

ただいま枯れておる木の主たるものは、木こくそれからマテバシの種類の枯れておるわけでございます。太い楠の木も若干枯れておりますが、大体新芽をふいてまいつております。落葉常緑いずれも植えておりますが、落葉するものは、大体アメリカフイボプラ、プラタナス、メタセコイヤ、いちよう等でございます。常緑のものは、ご承知のように楠の木であるとか、マテバシ、松、夾竹桃等でございまして、決して冬には緑が欠けるといふのではなしに十分その点につきましては、緑地帯の効果の出るように常緑のものをまぜて植えておるわけでございますので、冬になつたらよくおわかりになると思ひますが、なお落葉のものにはそのほかに、大島桜等もございまして、それは芝生等の関係、あるいは下のほうにあるところの小草の関係等で落葉のものも植えてございしますが、何と申ししても緑地帯でございますので、冬も、木の葉のついておるものを十分配慮して植えたわけでございます。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 先ほどの三岐鉄道の問題でございますが、私の尋ねたのは、主務官庁から諮問があつたものかないかを尋ねたんですよ。

次に、十志川の問題でございますけれども、失礼でございますけれども市長は何ら、しろうとといたいけれどもあほらしゆうでもち聞く気になれぬ、ああいう答弁では。（笑声）土木部長、答弁してくれ。わかつたか、要旨は。十志川の件、わかつたか。もう一べん言おうか、もう一べん言おうか。わかつたか。もう一べん言おうか、もう一べん。はい、もう一べん言ひましよう。何べんでも言ひましよう。（笑声）

今度、市が買収した垂坂地区の清掃のごみ捨て場、焼却場四万坪（十三万二千平方メートル）、この点は、衛生部

長から総務委員会へ説明があつて、悪水は米洗川に落とすという説明があつて、私はこれを了承しておるものでございます。ただし、排水の点はまだ聞いておりません。よろしいか。その排水は私が一番心配しておりますものは、市長は一へんに埋め立てをせぬ、徐々にやっていくのであるから絶対心配は要らぬというのが市長のご説明でございますけれども、いま現在、地盤が四尺(一・二二二メートル)沈下しておる。羽津の米洗川みたいに三千何百万突っ込んで、堤防が高いでこれは片はつくけれども、十志川は掘ったら海の水が入ってくるばかりで、結論的にいけば四尺(二・二二二メートル)地上げせぬことにはこれは片づかぬのが、事実でございます。

けれども、地上げするということは、関西線を控え、近鉄線を控え、そのうちには国道一号線、旧東海道線こういうものがあります関係上、米洗川の坂のように上げればそれだけでいきますけれども、悲しいかな十志川は、平面と同じぐらいの高さの堤防でございます。これを上げるということは不可能ということは、だれが見ても一目りよう然でございます。

よろしいか市長。それで市長はしろうとやと僕はいう。それをいかに解決をつけるかというのが、私がいま皆さんの前で質問している要旨でございます。このまま放り出しておけば、向こうが何にも家が建たぬ。山もちよつとも造成しなくても、地盤の沈下で富田の浜元町、浜町、北村、茂福、よろしいか。ひいては西町のほうも浸水することは目に見えております。重ねて言うけれども、四尺(二・二二二メートル)地盤を沈下したら四尺(二・二二二メートル)上げるだけの余裕があれば、私は絶対申しません。米洗川ほど高く持っていくや、これは解決つきます。昔から米洗川は高い堤防でございまするので、それに関連して電車を高く持っていく国道が上がっておりますのでこれは川底さえ掘れば解決つきますけれども、富田の十志川は昔から低いところへもって、国道一号線、全部できておつていまさらもって四尺(二・二二二メートル)上げるといふことは不可能でございます。これをいかにして解決つける

かというのが、私が一番心配しておる原因でございます。

それには、四尺(二・二二二メートル)かさ上げすることができないから、市長が先ほど申したように、宅地造成全然、五年や十年心配せんでもよろしいというたが、これはもうほんとう子供のいうことばでございます。よろしいか。その水を何とかして下水課で考えるか、何とかして三分の一か三分の二を米洗川が一問(一・八一八メートル)から下げたで、三倍の排水量ができてくることは事実です。この点に持っていくような勘考をするか、何とか解決方法をしなかつたら、ことし来年、目の先はまっ暗な状態でございます。

わかりましたか。私がこれをもう一年も前から口をすっぱくして言うても、はいします、はいします、そのうち設計書ができます。まあまあその場合は捨んだり、山口へはそう言うときや、山口は喜んでけつかるぐらいな君の考え方やと、ぼくはいつも思うております。もうこれ言うにかかつては、ぼくが今度再選してから言うとなります。もう山口さん、もう半年でできます。もう三月でできます。二年たつてしまいたいまで、何の写真ができていますか。どうですか、返事できますか。

その点二点、いまの点の君の説明と市長の主務官庁から諮問事項が来たか来ぬかの質問、これだけをひとつ答弁を願いたい。

片一方の緑地公園のほうは、これはわれわれがあまり関知するものと違ひます。先ほど市長の答弁によりますと、一年たつて枯れたときには植えかえると、それはけつこうなことでございます。ただ心配いたしまするのは、世間のうわさを聞きますと、どうも夏は遊びに行つても冬はからっぽやというようなことも、耳に聞こえてきます。できたなれば、後刻でけつこうでございますけれども、冬でも葉のつく木が何本、何割あると、冬になつて葉のないやつは何本、何割ある、これだけでけつこうでございます。後刻でけつこうでございますけれども、プリントでお回しの

ほどをお願いいたします。

あまり長くやっておりますと、だいふんと議員さんたちの顔がゆがんできましたので、これでもう二点、あなたから返事をいただければ私は質問を打ち切ります。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ただいまのご質問、十志川の件につきまして二つに分けてご回答いたします。

よろしゅうございますか。二つに分けてご回答いたします。それでよろしゅうございますか。

まず第一点は、清掃団地の関係からの問題でございます。

これにつきましては、目下衛生部から依頼が来ております。衛生部長、私のほうは土木と下水へ来たど、こういうふうな思っておりますが、耕地課と、土木、耕地、下水この三課に衛生部から依頼が来ておりますので、ここで合議して、検討をいたしておる最中でございます。これ、間違ひございません。（「それ、いつごろ」と呼ぶ者あり）

耕地課との関係がありますので、私ここでいつということとは申し上げかねますが、（山口信生君「任期が終わるまでにはできるやろな」と呼ぶ）何ですか。

○山口信生君 任期が終わるまでには、できるやろなということ、任期が終わるまで。

○土木部長（三輪喜代司君） 「ニンキ」といいますと、（「四十六年」と呼ぶ者あり、笑声）わかりました。どうもすいません。任期ということ、ちよつと聞きそないをしまして。（「君たちは、ごまかそうとかかつておるから」と呼ぶ者あり、笑声）ごまかしておらぬつもりなんです。そういうことで検討をいたしておりますので、この辺

はご了承をいただきたい。

それから北部の、十志川の計画でございますが、すでにこれはもうご承知と思えますが、山口議員ご承知と思えますが、一応ご指摘をいただきましたので、十志川を管渠で入れるという、十志川を管渠にして、できればその上に道路を乗せる、こういうことのご指示といたしますかご示唆をいただきましたので、設計をいたしました結果、概算二億七千万という計画が出てきたわけでございます。

と申しますことは、排水面積が百九十五ヘクタールございます。非常に膨大な排水面積を持っておりまして、排水量が六・七五トン、これは毎分でございます。これだけの排水量を考えてまいりました場合に、一応二億七千万の計画が出たわけでございます。これではどうも、いま山口議員がおっしゃいましたように、任期中にはできないというところで、（笑声）いろいろお話し合ひもさせていただきましたのは、すでにご承知のとおりでございます。

それで今度は、私のほうといたしましては、下水道課を中心にいたしまして、北部の周辺の都市下水、将来、富田富洲原一帯を含めて公共下水にもつてまいります場合に、上から流れてくる水をどのようにさばくかということ、もちろん、きのう私、答弁いたしました、川越町も含めまして広域的な考え方から本省とも連絡をとりつつ、計画を策定中でございます。そういう中におきまして、排水問題を解決していきたい、このように考えておるのでございます。

なお、危険箇所等につきましては、本年度全市で六百万でございますが、この中において危険箇所と目されるところにおきましては、応急的な工事は行なわしていただきたいと思えます。

総体的な問題は、非常に経費もかさんでまいりますのと、残念ながら現在、国からの公共事業としての補助対象になっております河川は、準用河川まででございます。四日市で申し上げますならば、朝明川、天白川、鹿化川、こう

いう県管理の河川まで補助対象になっておりますが、小河川——十志川、米洗川、あるいは日永のほうへ行きまわゆる鉄砲川等々につきましても、補助の対象になっておりません。たまたま災害でこれが破壊したとか何とかのことがありましたならば、災害のほうの補助がつくわけでございますが、一般の改修、改良につきましては、補助がつかみません。したがって、非常に残念ではございますが市単でやらなければならぬ、こういうことになってまいります。

それで、それをどうカバーするのかというのがわれわれの願いでございます。これに補助をつけようとするならばいまの制度の中でいきますと、都市局の、河川は河川局でございますが、建設省の都市局の下水道課が持っております都市下水道の中へこれを組み入れてしまいませんと、補助がつかない。いまこれ、概算約二億七千万と申し上げましたですが、こういうふうな工事でございますので、かりに年間二千万ずつこれに投入していただきますと、いただきますと仮定いたしても、十何年かかかるわけでございます。私はもうそのときには定年でありませんが、（笑声）そういうような、実にゆうちようなことしかできません。

したがって、何とか都市下水に入れたいということで、川越町とも話をするといいことは、最近、この議会でも話題にのぼっておりますように、広域行政というものに対して国のほうも重点的に持ってくるようになってまいりました。そういう関連も合わせながら、何とかこれをその方面で解決したい、こういうことで、いま下水道課のほうへ指示をいたしまして、いろいろと検討を重ねております。私も、もし議会が本日終わりましたならば、二十三日には現地へ行きたい、こういうふうに思っております。川越町とも約束してございます。延びましたならば、また延ばさしていただく、こういうことになりましたが、（笑声）そういうことで、そこまで話を進めておるような次第でございますので、ひとつこの辺は長年、議員をおやりになってみえてよく市の事情も、財政の問題も十分にご承知の山口

議員でございますので、ご理解いただきたい、このように考える次第でございます。（笑声）

決して、ごまかしとか、山口議員にこう言つときゃ、ごまかしてあれば言うときゃええのやというふうなそんな私無責任なことは、現在までやっておりますので、取り組みました以上は真剣にやります。このことは、はっきりここで誓いさせていただきますので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 先ほどは答えを忘れてまして、まことに申しわけありませんが、三岐鉄道の着工に際しまして、市に対して諮問があったかどうかということでございますが、こういう着工の件につきましては、地区の自治会の承諾書と、市の副申書を添えて了承の意を主官、主務官庁に出すことになっております。副申書を添えて出しています。

それから、遮断緑地の樹種は、大体常緑、落葉五〇%ぐらいずつでございます。

なお最後でございますが、先ほど冒頭の質問にございました金三万円を事業団職員に支給をしたということは、理事長——私の責任において実施をいたしましたことでございます。それは事業団の職員の精励に対して、事務を終了して引き上げていくに際して、感謝の意を表して彼らに支給したわけでございまして、これが新聞記事となりましたことにつきましては、私はまことに遺憾に存じておる次第でございますが、何とぞ皆さんにおかれましては、ご了解を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

○山口信生君 市長が先ほどね、自治会の賛意あったというのを聞きましたが、実はきのう、出張所へ出かけまして、出張所長とそれから主事と会いまして、来たんかどうやと私、尋ねていったもんでございます。そのときに、山口さんどうもおかしいと思っておりますが、全然来ておりませんと、ほくも長年こういうことをやっておるが、こういうときの許可何々というときには、全部地区のほうへ諮問があるはずやが来なんだというのはどういうわけや、私もふしぎに思っておりますと、出張所長が言いますんですぞ。その点はどうなんですか。うそでしたら……。

○市長（九鬼喜久男君） ありました。

○山口信生君（続） するとそれ、だれがやったんですか。出張所長が来ませんと、二人が言うております。きのう行ったんですよ、私。だれが押したんですか、これ。それはおかしい、それやったら。よもや出張所長がだますわけないですよ。私、きのう行きましたんや。かってに連合会長が押したんとかうか。

○市長（九鬼喜久男君） 確かにありました、受諾書。

○山口信生君（続） おかしいな、それやと。ますますふしぎやな、それやったら。幾ら何しても出張所長を経由してやるのが、こりゃ本筋ですわね。出張所長が知らぬときのうも言うておりますんで、そして次長も知らぬと。私もふしぎに思っておりますのや、どんなことがあっても、まいるもんはまいらぬで、私、どうかなあと思っておりますがと、きのうのことばですよ、それに來るといいますと、これはどういうもんですか。私も調べますが、調べて善処します。それから、いま、土木部長がるる説明されて、私も確かにあなたのおっしゃるとおりに二億何千万円と聞いて、私にはがっかりしております。これはもうできるものと違えます。それだけの市の余力があるもんなら、心配せぬでもよろしいけれども、市の単独事業でそなごとできるものと違えます。これはよく知っております。

けれども、先ほどのあなたのことばでいいますと、広域行政でもって富田、川越、これでもって公共下水をやりたということばが出ましたが、それやったら十年かかりますね。十年の間には打つ手はございませんか。おそらく一番最低か最高ともで、一番早道で、十年かかる。十年先にはわれわれ死んでおりますで、もうかまやしませんけれども、あなた先がた申しましたように、私もその時分はおりませんといわれたけれども、お互いにそのとおりや。（笑声）けれども、現在、私は市会議員でございます。現在の市会議員が頭をひねっておりますので、ひねっておりますに何とかして補足するのが理事者の役目と、私思うんです。その理事者が、十年先には私もやめておりますでというようなことばを使うということが、そもそも市長によく似てきて、議員をばかにしておることやと私は推察するね、それは。（笑声）

どうも市長も、このころはどうも何か知らぬけれども、議員をばかにするような形跡がどうも、……。もうそれ聞くと、私は胸くそ悪くてしかたがない。ひとつやったるかと思ふ気持ちになるけれども、まてまて若い市長や、この点は年寄りのしんぼうのしどころやと、わしもかんにんをしておりますけれども、そんなことはどうでもよろしいで、ひとつ土木部長、十年といわんと、何とか早いうちに、安心してわれわれが地区としておれるように善処をしていただくことを重ねて要望して、長いことすまんことでございます。（笑声、「ごくろうさん」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 以上で、一般質問は終了いたしました。

日程第二 議案第四十六号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、ないし

日程第十 議案第五十四号市道跡線の一部廃止について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、議案第四十六号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、な

いし日程第十、議案第五十四号市道路線の一部廃止についての九議案を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。ご質疑はありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となっております九議案については、委員会の付託を省略し直ちに採決を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第四十六号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、ないし議案第五十四号市道路線の一部廃止についての九議案を一括して採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第四十六号四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について、ないし議案第五十四号市道路線の一部廃止についての九議案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一 発議第五号四日市市農業委員会委員推薦について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十一、発議第五号四日市市農業委員会委員推薦についてを議題といたします。

本件は、山中忠一君、安垣勇君の一人身上に関する案件でありますので、地方自治法第一百七十七条の規定に基づき、山中忠一君、安垣勇君の退席を求めます。

〔山中忠一君、安垣勇君退席〕

○議長（服部昌弘君） 本件は、農業委員会等に関する法律第十五条の規定による農業委員の任期が、来たる七月十八日をもって満了いたしますので、同法第十二条第二項の規定により委員五人を推薦しようとするものであります。

おはかりいたします。本件につきましては

| | | | | | | | | |
|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 須 | 藤 | 総太郎 | 君 | 永 | 田 | 巳 | 側 | 君 |
| 三 | 輪 | 勇四郎 | 君 | 安 | 垣 | 勇 | 君 | |
| 山 | 中 | 忠 | 一 | 君 | | | | |

の五人を推薦いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって

| | | | | | | | | |
|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 須 | 藤 | 総太郎 | 君 | 永 | 田 | 巳 | 側 | 君 |
| 三 | 輪 | 勇四郎 | 君 | 安 | 垣 | 勇 | 君 | |
| 山 | 中 | 忠 | 一 | 君 | | | | |

の五人を推薦することに決定いたしました。

日程第十二 委員会報告第五号、及び

日程第十三 委員会報告第六号について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十二、委員会報告第五号、及び日程第十三、委員会報告第六号の二件を一括議

題といたします。

ご質疑、ご意見がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段ご質疑、ご意見もありませんので、本件を各委員長の報告どおり決定いたしましたしてご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって委員会報告第五号、及び委員会報告第六号は、各委員長報告どおり決定いたしました。

| 報告番号 | 請願番号 | 件名 | 委員会 | 審査結果 |
|------|--------|----------------------------|----------|--------|
| 五 | 請願第一号 | 三重県勤労者福祉センターに対する助成について | 水産 道業 | 採 択 |
| 六 | 陳情第一一号 | 子西八王子線中瀬古町地内に歩道橋設置について | 建 設 | 採 択 |
| | 陳情第一二号 | 曙町地内名四国道高架下の利用について | | 採 択 |
| | 陳情第一三号 | 富田青果物市場付近の住居地域指定存続について | | 採 択 |
| | 陳情第一五号 | 豊富町第一区内道路のかさ上げ及び排水溝の施工について | | 採 択 |

○議長（服部昌弘君） なお、総務衛生、産業水道、建設の各常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにして、ご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一七号 失業保険法改善案を阻止するための意見書提出について

陳情第一四号 公営住宅の公会所転換利用について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年六月二十日

総務衛生委員会

委員長 訓 覇 也 男

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第一〇号 県内既存中小造船業者の保護育成について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年六月二十日

産業水道委員会

委員長 志 積 政 一

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

議案第四〇号 四日市港管理組合規約の変更にかかる協議について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年六月二十日

建設委員会

委員長 喜 多 野 等

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第十九条の規定により申し出ます。

一、事 件

請願第一五号 近鉄電車の高花平乗り入れについて

陳情第一五号 国道一号線以西の中央道両側にパーキングメーター設置について

陳情第八号 交通事故安全対策について

陳情第九号 海蔵地域内の土地区画整理事業の早期推進について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年六月二十日

建設委員会

委員長 喜多野 等

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 殿

日程第十四 議案第五十五号工事請負契約の締結について、ならし

日程第二十四 議案第六十五号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第十四、議案第五十五号工事請負契約の締結について、ならし日程第二十四、議案第六十五号工事請負契約の締結についての十一議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第五十五号工事請負契約の締結案は、市立はまぎく保育園改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額四千二百六十万円をもって、三重郡川越町南福崎二九四番地松岡建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第五十六号は、大矢知・八郷地内における新山分橋橋梁整備工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千七百万円をもって、名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号ビー・エス・コンクリート株式会社名古屋事務所に落札決定いたしましたので、同社と工事の請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第五十七号は、日永地内における子酉・八王子線日永跨線橋工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額一億円をもって、名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号ビー・エス・コンクリート株式会社名古屋事務所に落札決定いたしましたので、同社と工事の請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第五十八号は、曙町地内における常磐ポンプ場築造工事の請負契約でありまして、随意契約により金額一億五千九百万円をもって、名古屋市中区南武平町一丁目一二番一号三井建設株式会社名古屋支店と工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第五十九号は、市公営住宅新築工事M・T・D・I・C（第二工区）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千十万円をもって、市内御園町一丁目八〇番地三建工業株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工

事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第六十号は、市公営住宅新築工事R・C（第四工区）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千二百二十万円をもって、市内石原町一番地石産建設工業株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第六十一号は、市公営住宅新築工事R・D（第五工区）の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千四百四十二万五千円をもって、市内大治田町字一町糺七二三番地の一角田建築株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第六十二号は、市立海蔵小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額三千九百十万円をもって、市内元町一番六号株式会社伊藤彦組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第六十三号は、市立三重小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額四千九百四十万円をもって、市内浜田町六番六号株式会社小林組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第六十四号は、市立水沢小学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額四千九百六十万円をもって、市内大字塩浜二六〇二番地株式会社河北組に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

議案第六十五号は、市立大池中学校改築工事の請負契約でありまして、指名競争入札の結果、金額五千三百二十三万五千円をもって、市内生桑町三二八番地木下建設株式会社に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締

結いたしたくご提案申し上げます。

よろしく審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） この際、本日の会議時間は、議事の都合上あらかじめこれを延長いたします。
暫時、休憩いたします。

午後五時二十五分休憩

午後五時四十一分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 追加で提案をされました五十五号から六十五号にわたって、質問をいたします。

まず、第一点であります。議案五十八号で常磐ポンプ場の随意契約の提案がなされておりますが、その他の議案の契約内容でいきますと、すべて指名競争入札、この形をとっておるわけでありますけれども、常磐ポンプ場の関係につきまして随意契約になった理由を説明していただきたいと思っております。

それから第二点目ですが、工事請け負い関係の各議案をつぶさに拝見いたしますと、特に入札行為の回数であります。最高で九回、最低でも三回という行為になっております。なぜ、こうも何回か回数を重ねた入札行為にならざるを得なかったのかという理由を説明願いたいと思っております。

三点目でございますが、提案をされております議案には直接関係ございませんが、本定例会休会中に、産業水道委員会が青少年ホームの問題について審議をいたしました。おそらく追加議案という形で青少年ホームの建築の問題も出てくるだろう、当然出てくる。このように受けとめていたわけでありますが、なぜ、追加に議案として出てこなかったのか、その理由を説明を願いたいと思います。

以上、三点です。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 議案第五十八号常磐ポンプ場の随契の理由につきまして、ご説明いたします。

今回随意契約をしていたかどうかとする内容は、前回、この工事はすでに九月の機会によって、九月二十一日に、これは随意契約じゃございませんが、指名競争入札をもちまして九月二十一日に議決をいただきまして、その後また、常磐幹線シールド工事との関連におきまして、本省と協議の結果、一部繰り越し、一部工事の内容を変えるところとでことしの三月の二十五日に、随意契約をお願いいたしました。この額は、六千五百五十三万三千円でございます。当初の指名競争入札は、六千五百五十万でございます。

こういうことでございますが、まことにこれは申しわけないのでございますが、本来ならば一括競争入札にいたしまして、仮契約あるいは債務負担行為等のご承認等を得て一括これを、この常磐ポンプ場の土木工事を一括指名競争入札に付すのが本位でございましたが、ご承知のように補助金の関係その他からいたしまして、そういうことが当時不可能でございまして、建設省の許可が得られなかった。こういうふうな関係からして当初は指名競争入札、二回目は本省と協議の結果、随意契約。

今回の場合に、いろいろとわれわれも検討をいたしましたのでございますが、昨年度に引き続きまして、ポンプ場の地下構造を施工するものでございます。

ご承知のように、ただいま申し上げました昭和四十三年度といたしましては、地中壁基礎ぐい、基礎工と沈砂地、ポンプ井こういうふうに必要な仮設工事を、ただいまここへ上程してございます契約相手方の三井建設株式会社名古屋支店と契約を締結して、この工事が一応終了したのでございますが、さらに本年度は、この仮設工によりまして地下構造全部を施工しようとするものでございます。三井建設現在の請負業者に施工されることが、工期の短縮、それから工費の節減、それから円滑な施工、ということ、現地のほうがこれがみな継続して行なわなければならない工事でございます。

冒頭申し上げましたように、そういう工事でございますので、本来ならば一括に当初契約をいたしまして、仮契約を結ぶなりあるいは本契約にするなりして議会のご承認を得てやるのが、そして年度別に割るとというのが本来の姿でございましたんですが、そういうこともできない事情等がございます。このような形で随意契約をお願いいたしましたような次第でございます。

今後は、われわれもこういう工事を行なうにつきましては、一応関連の工事でございます。たとえば地中壁の場合、相当な外圧が地中壁にほかかっております。それに対して、一応これを防護しております。その防護に要する資材等は三井建設でございます。したがって、もしこれを他の業者と契約した場合には、その辺に非常にむずかしい問題も出てくる。それから工事の施工内容そのものが、非常に技術的にもむずかしい工事でもございますので、このようにお願いをしたようなわけでございまして、これにつきましては、私どもは今後こういうことのないように、本省におきましても私たちと同じように、大阪府でこのように当初は指名競争入札に付しまして、その後随契に持ってい

つたというふうなこともございまして、一応この地中壁工事というこの工事自体が非常に新しい工法でもございまして、今後は十分その辺は留意いたしまして、今回のような随意契約に持っていくようなことのないように最善の努力をさしていただきたい、このように思っておりますので、どうかよろしくご了承のほどをお願いいたしますと思っております。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見斉君）登壇〕

○助役（岩野見斉君） ご質問の二点、三点につきましてお答えいたします。

入札の回数が非常に多かった理由といたしましては、これは、設計見積もりが誤りがあったんじゃないかというところと業者との見積もりなんかもいろいろ検討したんでございますが、見積もりにつきましては誤りが全然なくて、ただ万国博なんかの影響によりまして単価増、特に労務費が高騰しておりますので、業者としてはなかなか落札しにくかったんじゃないかと考えられます。最近こんなことはなかったんでございますが、今回に限り、こういった現象が非常に目についたんでございます。

それから、三点の青少年ホームにつきましては、これは私たちといたしましても、今回の議会にぜひ間に合わせたと思っております、ただいま提案いたしました十一件とともに入札に出したんでございますけれども、どうしても落札できずに一件だけ残ってしまったんでございます。

と申しましても、これは竣工の期限もなるべく早くいたしたいと思っておりますので、何か便法を講じて落札しました暁においては、別途議会のご理解を得て着工いたしたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いいたします。ただこの一件だけは、今回どうしても提案が落札しなかったために、間に合わなかったんでございます。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 先ほどの質問の順序に従って、再質問の形も中にはあろうかと思っておりますが、再度お願いをしたいと思っております。

常磐ポンプ場の随意契約の問題であります、工事は、工事そのものは同一でありますので、いま土木部長の説明のように、本来ならば、一括入札ということが最も正しい方法であろうと私自身も認識をするわけであります。

そこで、心配されますのは、土木関係につきましては特にこういう入札関係につきましてはしるうとでありますが、こういう随意契約という事でやりますと、ただいまの説明によりまして第一回目は指名入札、第二回目、三回目が随意契約という事であります。したがって、第一回目の指名入札のときに相当赤字を覚悟して落とし、あと二回目、三回目の随意契約の中で取り戻すという悪質な方法だとして考えられるわけであります。そういうことから考えますと土木部長の説明を了解するわけでありますけれども、嚴重にこういう行為につきましては、今後慎んでいただかないと相当悪質な問題も出てくるんじゃないかと心配されますので、特にこれから総務委員会のほうに付託される模様でありますけれども、質疑の段階から強く要望を申し上げておきます。

第二点目の入札回数のふえた点であります、岩野助役の説明も私としても大体理解はできるところであります。ただ、再度検討をしてみなければならぬのは、いま説明のありました中には大阪の万博の関係が若干出てまいったようでありまして、設計見積もりの段階で、単価がどのように近時変化してきておるかということが、相当設計の段階から考慮されていかなければならぬというように考えるわけです。単に大阪の万博の工事で人夫がそちらのほうに取られて、こちらのほうに人夫がなくてそのために入札が相当困難である、こういうことにはならないんでは

ないかというふうに判断するわけです。

したがって、この関係につきましては、私の記憶をいたしましたとしても、かつては業界のほうから議会のほうに陳情がされた問題があります。その後陳情はされておられませんけれども、設計の段階の中で、現時点に応じた設計準備と申しますかそういう問題を、理事者の側のほうで検討してみる必要があるんじゃないかということも考えるわけがあります。それぞれ建設省関係のほうからのあれも、基準があるのかと思えますけれども、そういうことも含めてそれぞれ委員会の中で検討していただく必要があるんじゃないかというふうに考えますので、ご了承を願っておきたいと思えます。

三点目の青少年ホームの件であります。二点目の質問に対する答弁が、この青少年ホームの件に極端にあらわれたいではないかというふうに私としては理解をするわけです。したがって、産業水道委員会の中でもこの青少年ホームの、特に予算化の問題につきましては相当問題がありました。三月の議会から本定例会にかけてのいきさつについては、ここである申し上げませんが、相当のいきさつがありました。いきさつがありましたけれども、なるべく早期に建設をしようということについては、私たちとしては同意をしておるところであります。

したがって、入札行為が不能であったからということで本定例会に追加議案として出でこないのは、産業水道委員会です。審議した私たちの気持ちというものが一体どこにいったのかということにもなりかねないわけです。したがって、岩野助役の説明を了とするわけでありませぬけれども、いろいろ内容的にも問題がありますので、産業水道委員会の中で審議をされた内容を十分に参考にせられる中で、今後に対処をしていただきたいと思えます。

以上、質問三点を終わるわけですが、最後に、先ほど質問をいたしませんでしたけれども、漏らしましたので、この際あらためて質問をいたしますが、約十件にわたる工事請負契約が提案をされておるわけでありませぬ。調達

契約課のほうでこの二、三日、相当あわただしい動きがございました。議会としては、三月の定例会で大綱についての予算も認めているわけでありませぬ。ところが六月定例会を前にして、特にこの二、三日間にあわただしい動きを調達契約課でしなければならぬということとは、その間、三月定例会から六月定例会に至るまで事務的にそれだけの時間がかかって、本会議直前にそれだけのあわただしい動きをしなければならぬような事柄なのかどうか、ちよっと疑問がありますので、その点についてのみ説明をしていただきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 建設部長。

〔建設部長（園浦和己君）登壇〕

○建設部長（園浦和己君） 最後のご質問にお答え申し上げます。

六月定例会の直前になりました。ばたばたと契約行為を調達課にお願いをして、契約を、入札行為をやって業者を決定して、六月の定例会にあわてて十何件の案件を上程すると、したということに対して、そんなに急いでやらなければならぬ理由は何だというご質問の要旨かと思えますが、（山本勝君）「違う。それほど時間がかかるものなのか。急ぐことについてはいいんです。なぜもっと早くそういうことをやらなかったかということです」と呼ぶわかりました。もっと早くやれば調達課のほうで余裕をもってやれたんじゃないかと、こういうことになると思えます。

学校建築を教育委員会から建設部が委託を受けまして建設をし、建設部自体の仕事として公営住宅の建築をやるわけでございますが、予算を編成いたします教育委員会が四十四年度の予算査定を受けます時点が、去年の十二月ないしこの一月でございます。市長査定を受けまして、三月の定例会に四十四年度予算として計上され、三月

末の定例議会に議決を受けるわけでございます。それを建設部が委託を受けて、学校建築にはかるわけです。その間に、私たちの考え方といたしましては各学校、地区の要望が非常に強うございまして、四十四年度の学校建築については、来年の三月に卒業される児童の方にとえ一月でも新しい校舎に入ってもらって、卒業していくように間に合わせてくれという期限の要望が強うございました。

それから公営住宅につきましては、新たに住宅を移転することになるので、子供の学校等の関係もあって三月末までにはおそくとも新しい住宅に入れるようにしてもらおうと万事都合がいいから、という市民の要望が強うございまして、委託を受けます私たちがいたしましたは、少なくとも三月末の以前に学校にしろ住宅にしろ完成をして、それの供用を開始するような時期に発注をしたい、そういう一つの大きなタイムリミットみたいなものが、意識の中にあるわけでございます。

ところが、学校建築をいたしますのに二百七十日ないし二百八十日の工事期間がかかります。それから、公営住宅にいたしましても六カ月の期間がかかります。そこで、三月の定例議会で四十四年度の予算を議決いただきまして、建設部のほうで委託を受けますのが、四月一日からでございます。急いで設計をやり、見積もりをやり積算をいたしまして、入札行為として調達課に持ち込みますが、この六月定例議会に間に合わせるためのぎりぎりまでかかりました。

したがって、調達課では、建設部からの入札行為の委託事務がごく最近までかかって、建設部から調達課に持ち込まれたために、調達課としては急いで入札行為をやっていたら、ごらんいただいて何かばたばたしているなというふうな感じをお受けになった事情ではないかと、こういうふうにご考えます。

一生懸命に、三月末に建築を完了するために定例議会、今回の定例議会に議決いただきますような契約案として出

すために、努力はしたんでございますが、時間的な余裕が非常に少なかったということでございます。事情がそういう事情でございますので、ご了承願いたいと思えます。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第五十五号、ないし議案第六十五号を総務衛生常任委員会に付託いたします。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後六時五分休憩

午後七時三十四分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
おはかりいたします。この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、この際、会期の延長についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 会期の延長について

○議長（服部昌弘君） 会期の延長についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を六月二十三日まで三日間延長
いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、六月二十三日までの三日間延長することに決ま
した。

○議長（服部昌弘君） おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに
ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

次会は、来たる六月二十三日午後一時に会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後七時三十五分延会

昭和四十四年六月二十三日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

昭和四十四年 四月 四日 市市議定会定例会會議録 第四号

米田好兼速記

昭和四十四年六月二十三日(月曜日)

○議事日程 第四号

昭和四十四年六月二十三日(月)午後一時開議

| | | | |
|-----|--------|--------------------|----------------|
| 第一 | 議案第五号 | 工事請負契約の締結について…………… | 委員長報告・質疑、討論、議決 |
| 第二 | 議案第五六号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第三 | 議案第五七号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第四 | 議案第五八号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第五 | 議案第五九号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第六 | 議案第六〇号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第七 | 議案第六一号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第八 | 議案第六二号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第九 | 議案第六三号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |
| 第一〇 | 議案第六四号 | 工事請負契約の締結について…………… | 〃 |

第一一 議案第六五号 工事請負契約の締結について……………委員長報告・質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

- 第一 議案第五五号 工事請負契約の締結について
- 第二 議案第五六号 工事請負契約の締結について
- 第三 議案第五七号 工事請負契約の締結について
- 第四 議案第五八号 工事請負契約の締結について
- 第五 議案第五九号 工事請負契約の締結について
- 第六 議案第六〇号 工事請負契約の締結について
- 第七 議案第六一号 工事請負契約の締結について
- 第八 議案第六二号 工事請負契約の締結について
- 第九 議案第六三号 工事請負契約の締結について
- 第一〇 議案第六四号 工事請負契約の締結について
- 第一一 議案第六五号 工事請負契約の締結について

○出席議員(四十名)

味岡一郎君
天春文雄君

荒木武治君
伊藤泰一君
伊藤太郎君
伊藤信一君
岩田久雄君
大島武雄君
大谷喜正君
笠田七衛君
加藤定男君
川村深君
喜多野等君
訓覇男君
小林哲夫君
小林喜夫君
後藤太郎君
坂上藤太郎君
志積政一君

○議案説明のため出席した者

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 厚 | 産 | 総 | 市 | 収 | 助 | 助 | 市 |
| 生 | 業 | 務 | 長 | 入 | | | |
| 部 | 部 | 部 | 公 | 役 | 役 | 役 | 長 |
| 長 | 長 | 長 | 室 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 小 | 阿 | 平 | 谷 | 庄 | 加 | 岩 | 九 |
| 西 | 南 | 井 | 沢 | 司 | 藤 | 野 | 鬼 |
| 忠 | 輝 | 清 | 文 | 良 | 寛 | 見 | 喜 |
| 臣 | 彦 | 三 | 男 | 一 | 嗣 | 芥 | 久 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 男 |
| | | | | | | | 君 |

○欠席議員(三名)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日 | 豊 | 谷 | 吉 | 山 |
| 冲 | 田 | 口 | 垣 | 本 |
| 武 | | 専 | 照 | |
| 男 | 稔 | 九 | 男 | 勝 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 山 | 安 | 六 | 宮 | 松 | 増 | 前 | 藤 | 日 | 早 | 服 | 長 | 野 | 生 | 坪 | 辻 | 高 |
| 中 | 口 | 垣 | 平 | 田 | 島 | 山 | 川 | 井 | 比 | 川 | 部 | 谷 | 崎 | 川 | 井 | | 橋 |
| 忠 | 信 | | 豊 | | 良 | 英 | 辰 | 泰 | 義 | 正 | 昌 | 鐸 | 貞 | 平 | 妙 | 誠 | 力 |
| 一 | 生 | 勇 | 司 | 勇 | 一 | 一 | 男 | 治 | 平 | 夫 | 弘 | 元 | 芳 | 蔵 | 子 | 二 | 三 |
| 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 郎 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 | 君 |

○市議会事務局

| | |
|-------|--------|
| 衛生部長 | 中山英郎君 |
| 土木部長 | 三輪喜代司君 |
| 建設部長 | 園浦和己君 |
| 副収入役 | 村木喜代次君 |
| 教育委員長 | 龍池清真君 |
| 教育長 | 西川棟伍君 |
| 次長 | 滝伝之助君 |

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 鷺野正和君 |
| 次長 | 森野正太郎君 |
| 議事係長 | 小坂靖君 |
| 主事 | 柴田静良君 |
| 主事 | 板崎大之丞君 |

午後一時四分開議

○議長(服部昌弘君) ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十五名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第五十五号工事請負契約の締結について、ないし

日程第十一 議案第六十五号工事請負契約の締結について

○議長(服部昌弘君) 日程第一、議案第五十五号工事請負契約の締結について、ないし日程第十一、議案第六十五号工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務衛生委員長。

(総務衛生委員長(訓覇也男君)登壇)

○総務衛生委員長(訓覇也男君) 総務衛生委員会に付託になりました議案第五十五号ないし議案第六十五号の工事請負契約の締結についての十一議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案審査促進のため必要な工事概要と担当業者に関する概要の資料を提出せられるように要望いたしました。なお、今回十一件の入札が一度に行なわれた理由としては、早急に市民の要望にこたえるため、予想せられる物価の値上りを十分考慮したためとの説明がなされたのであります。

また、入札回数を数多く重ねられた理由については、見積もり価格が予算編成期と現在において資材及び人件費等

についても、関係各省の基準単価と業者の見積りにもひらきが生じたものであり、これについては、予算の範囲内において最大の効果をあげるために努力したものであるとの答弁がなされたのであります。

議案第五十八号常盤ポンプ場築造工事の随意契約については、過日の本会議において質疑もあり、本委員会においては特に現地視察を行ない、理事者より特殊工事であって業者の変更が予想せられる指名競争入札が適しないと判断したこと、及び国庫補助等の関係上、分割契約せざるを得なかつたとの説明を受け、なお今後は一括して仮契約を行なうなど、事前に報告いたすなど、十分な配慮で臨みたいとの理事者の説明を了したのであります。

なお、今回の工事については、その工事の進行について業者の経営状態等についても十分なる設計監督を配慮せられ、万全を期せられるよう強く強く要望いたし、本委員会に付託になりました各議案を原案どおり承認いたしました。なお、入札の方法について一その工夫をせられたいことと、理事者はこの種の案件については、慎重審査ができるよう事前に議会に申し入れること等を要望いたしました。

さらに勤労青少年ホームについては、予定価格と業者の入札価格に相当の差があるため不調に終わったとの報告を聞き、市民の要望も強いので鋭意努力せられるよう要望いたしました。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長(服部昌弘君) 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言願います。

山口議員。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君

○議長(服部昌弘君) 暫時、休憩いたします。

午後一時十分休憩

○議長(服部昌弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時二十七分再開

山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 先ほどの私の提案いたしました件につきましては、議事の進行上まことにまずうございましたけれども、このときにおいては他に言う場所がないと私は考えましたので、提案したわけでございますので、その点はおわびをいたします。

一言、また議長にしかられるかわかりませんが、私は議会のただ一人の無所属でございます。したがって、私は運営委員会でも、また各派代表者会議にも私は一言の参画いたしておりませんし、参画する場所でもございませんので、こういうこといえるのは、したがって私だけしかないと思えます。私はだれにも拘束はしておらぬつもりです。また、するものと違ふと私は考えておる次第でございます。内規があるうと何があるうと、私は無関係でございます。どういふことを発言しても、皆さんに遠慮することはないと私は確信しております。

したがって、きよう言わんとすることは、私は皆さんに懲罰を受ける覚悟でもって言わんといたした次第でございます。けれども、同僚の諸氏からそれを言ったら議員の皆さんにご迷惑をかけるんじゃないかと、こうおっしゃられると、私も人間でございまして、なるほどなど。皆さんにご迷惑をかけてまで言う必要はないという次第で、私は先ほど提案いたしました議案を撤回いたします。「それはそうや：：」と呼ぶ者あり）すみません。（笑声）

○議長（服部昌弘君） この際、おわかりいたします。ただいま山口君から、先ほどの発言についてその全文を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消し申し出を許可することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって山口君から発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。

続いて、先ほどの委員長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言願います。——ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質疑なしと認めます。

これをもって委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案第五十五号工事請負契約の締結について、ないし議案第六十五号工事請負契約の締結についての十一議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第五十五号工事請負契約の締結について、ないし議案

第六十五号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（服部昌弘君） 次に、監査委員より監査結果報告並びに現金出納検査の結果報告について、報告第七号ないし報告第二十号の十四件がまいてっております。

すでにお手元に配布いたしておりますので、これによってご了承願います。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十四年六月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

午後二時四十二分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 服部昌弘

署名議員 大谷喜正

署名議員 早川正夫

